

特許庁委託

知的財産分野における両岸協 力の現状とその活用について

2016年3月
公益財団法人 交流協会

目次

第一章 はじめに.....	7
第一節 概要.....	7
第二節 調査の目的、方法及び範囲.....	8
第一項 調査の目的	8
第二項 研究手法及び範囲	9
第二章 台湾と中国の貿易及び交流関係と現状	11
第一節 両岸の貿易と交流－閉鎖から開放へ.....	11
第一項 軍事的対峙期（1949～1978）	15
第二項 平和的対峙期（1979～1986）	15
第三項 発展加速期（1987～1992）	17
第四項 慎重保守期（1993～1996）	19
第五項 戒急用忍（対中交流制限）期（1997～2007、2000年と2001年を除く）	19
第六項 開放成長期（2008～2013）	21
第七項 現在と将来（2014～）	22
第二節 日台提携企業の中国での貿易状況調査.....	25
第一項 日台企業提携のはじまり	25
第二項 中国市場への進出	29
第三項 日本企業と台湾企業の中国における提携状況.....	43
第四項 日台提携の知的財産分野への影響	50
第三章 海峡两岸知的財産権保護協力協定の概要	68
第一節 両岸協定をめぐる交渉過程.....	68
第一項 これまでの両岸会談の経緯	68
第二項 両岸が調印した取決めのまとめ	74
第二節 海峡経済協力枠組み協定（ECFA）の紹介.....	82
第一項 ECFA 締結の始まり	82
第二項 ECFA の枠組みの概要.....	84
第三項 ECFA の内容	86
第三節 海峡两岸知的財産権保護協力協定の内容.....	100
第一項 海峡两岸知的財産権保護協力協定締結の起源.....	100
第二項 両岸の知的財産権保護制度の説明	100
第三項 海峡两岸知的財産権保護協力協定の内容	104
第四節 海峡两岸知的財産権保護協力協定の実際の運用と検討.....	119
第一項 海峡两岸知的財産権保護協力協定の実施状況と具体的成果	119
第二項 海峡两岸知的財産権保護協力協定の検討	123
第三項 おわりに	138
第四章 両岸知的財産権保護協力の活用による中国での知財保護 の可能性.....	140

第一節 日本の特許出願状況.....	140
第一項 特許出願データ	140
第二項 日本の対応措置	143
第二節 日本企業が中国で直面する問題.....	144
第一項 現在日本企業が中国市場で直面する特許、商標に関する課題.....	144
第二項 日本企業が中国で直面する知的財産権の保障に関する問題.....	152
第三節 日本企業による中国における知財問題への対応策及び海峡两岸知的財産権保護協力協定が果たす役割	159
第一項 特許出願について	159
第二項 知的財産権の漏洩防止について	161
第三項 法制面について	162
第五章 台湾における知財保護の現状と活用	164
第一節 日本企業の台湾における訴訟関与状況.....	164
第一項 民事事件のタイプ	164
第二項 行政事件のタイプ	168
第三項 台湾知的財産裁判所による一般の特許権侵害案件の統計資料.....	173
第四項 個別案件の紹介	177
第二節 日本出願人の期待.....	188
第一項 台湾の特許制度の現状	189
第二項 台湾の現行專利制度が直面する課題	203
第三項 関連する紛争問題の解決の道	209
第四項 いかにして日本企業の権利侵害事件での勝訴率を高めるか.....	215
第五項 終わりに	221
第六章 海峡两岸知的財産権保護協定に関する応用 Q&A.....	223
参考文献.....	238

図目録

図 2- 1 日台産業提携の形態.....	28
図 2- 2 日本企業と台湾企業の中国進出における競争力の総合的比較.....	34
図 2- 3 五大特許庁の受理した特許出願件数.....	52
図 2- 4 五大特許庁が受理した商標登録出願件数.....	53
図 2- 5 TSMC の国・地域別特許登録件数の状況.....	55
図 2- 6 TSMC の国・地域別特許登録件数の割合.....	55
図 2- 7 TSMC の国・地域別特許出願件数の現況.....	57
図 2- 8 TSMC の国・地域別特許出願件数の割合.....	57
図 2- 9 ITRI の国・地域別特許登録件数の現況.....	59
図 2- 10 ITRI の国・地域別特許登録件数の割合.....	59
図 2- 11 ITRI の国・地域別特許出願件数の現況.....	60
図 2- 12 ITRI の国・地域別特許出願件数の割合.....	60
図 2- 13 最近 5 年間の主要国による台湾での商標登録出願件数.....	62
図 3- 1 ECFA サービス貿易協定の体系図.....	89
図 3- 2 ECFA 投資保障協定の体系図.....	93
図 4- 1 国の発展段階別の知的財産権保護観念の変遷.....	155
図 5-1 意匠図面.....	185
図 5-2 特許図面.....	188
図 5-3 特許出願審査及び行政救済フロー図.....	192
図 5-4 実用新案登録出願審査及び行政救済フロー図.....	193
図 5-5 意匠登録出願審査及び行政救済フロー図.....	194
図 5-6 知的財産民事訴訟事件の審理モデル—専利権利侵害事件を例として（一）	198
図 5-7 知的財産民事訴訟事件の審理モデル—専利権利侵害事件を例として（二）	199

表目録

表 2- 1 日台双方の投資統計表	32
表 2- 2 実務における日台企業の優位性	35
表 2- 3 日台戦略的アライアンスの代表的事例	37
表 2- 4 台湾の対中投資の推移（単位：件、千米ドル）	45
表 2- 5 JCT による投資の業種と時期	46
表 2- 6 日本企業と台湾企業の中国における提携状況(2004 年)	47
表 2- 7 日本企業と台湾企業の中国における現在の提携項目	48
表 2- 8 日本企業と台湾企業の中国における提携関係の態様	49
表 2- 9 日本企業と台湾企業が将来中国において提携強化を希望する項目	50
表 2- 10 TSMC の国・地域別特許登録蓄積件数	55
表 2- 11 TSMC の国・地域別特許出願総数	56
表 2- 12 ITRI の国・地域別特許登録件数	58
表 2- 13 ITRI の国・地域別特許出願総数	59
表 2- 14 日本による台湾への特許出願の動向	61
表 2- 15 訴訟における特許権者等の勝訴率・敗訴率	64
表 3- 1 両岸会談のまとめ	68
表 3- 2 両岸が調印した取決めの交渉過程	75
表 3- 3 両岸における優先権主張の相互受理件数	120
表 3- 4 両岸協力処理メカニズムの利用件数	121
表 3- 5 両岸における植物品種保護に関する比較	125
表 3- 6 台湾と中国における植物品種権保護リストの比較	127
表 3- 7 両岸の米国における特許出願件数の推移(2006～2013)	135
表 3- 8 両岸の欧州における特許出願件数の推移(2006～2013)	135
表 3- 9 両岸の日本における特許出願件数の推移(2006～2013)	135
表 4- 1 日本の特許出願件数の推移	141
表 4- 2 日本国特許庁を受理官庁とした PCT 国際出願件数の推移	142
表 4- 3 2014 年度における PCT 出願の国別ランキング	143

表 4- 4 日本による外国への特許出願の推移	145
表 4- 5 日本の中国における特許出願件数の推移	146
表 4- 6 日本の上位出願人 10 社による中国での訴訟状況	148
表 4- 7 日本企業製品が海外で模倣被害を受けた国・地域	150
表 4- 8 知的財産権侵害物品の輸入差止実績の推移	151
表 4- 9 模倣品の仕出国別件数構成比の推移	152
表 5- 1 日本企業と台湾企業の専利訴訟事件タイプによる分析	165
表 5- 2 日本企業の権利侵害訴訟事件における勝訴の分析(日本企業の角度から)	166
表 5- 3 権利侵害事件において原告が得た賠償額と当初の請求額の分析	167
表 5- 4 日本企業の訴訟における被告側への独立当事者参加の場合の被告勝訴の割合	172
表 5- 5 日本企業が原告である訴訟における勝訴の割合	173
表 5- 6 知的財産法院における民事事件第一審の終了状況	174
表 5- 7 知的財産法院における民事涉外事件第一審の終了状況	175
表 5- 8 知的財産法院における民事事件第二審の終了状況	176
表 5- 9 知的財産法院における民事涉外事件第二審の終了状況	176
表 5- 10 知的財産法院の扱う事件一覧表	201

【プロジェクトチーム メンバーリスト】

(敬称略)

台北市日本工商会 知的財産委員会 委員長
台灣双日（股）公司 総經理 坂本 雅生

プロジェクトメンバー（順不同）

<知財戦略グループ>

台灣電綜（股）有限公司	経営企劃部	内山 仁志
台灣双日（股）公司	総務財経部	大山 泰二
佳能香港有限公司	高級経理	河辺 昭良
台灣美津濃（股）公司	商品部	小西 宏昌
	商品部	西村 真一
台灣山葉機車工業（股）有限公司	管理本部	水野 智文
文卡（股）公司	総務部	三宅 丈
百樂文具（股）公司	総経理	横井 秀雄
<コンテンツグループ>		
台灣萬代南夢宮有限公司	玩具行銷部	木村 武史
台灣碩綱網娛樂（股）有限公司	管理部	山田 豪

オブザーバー（順不同）

<コンテンツグループ>

台灣卡普空（股）有限公司	董事	福本 雅之
台灣講談社媒體有限公司	総経理	藤 重太
理律法律事務所	弁護士	林 宗宏
事務局	交流協会経済部	五閑 統一郎

※ 本報告書は、台北市日本工商会知的財産委員会の「知的財産分野における両岸協力の現状とその活用について」プロジェクトチームの協力により作成された。

第一章 はじめに

第一節 概要

本研究報告は、主に両岸(即ち、台湾－中国)間で締結された貿易と交流に関する協定についての理解を通じて、台湾企業と提携する日本企業が如何により容易に中国市場へ進出できるか、また、台中間で締結された「海峡两岸知的財産権保護協力協定」により、台湾企業と提携する日本企業が中国市場へ進出する際に、知的財産権の十分な保護を受けられるかについてまとめたものである。

本研究報告は、全 6 章からなり、以下に各章の概要を述べる。

第一章、はじめに

本研究報告の調査の目的、方法及び範囲を説明する。

第二章、台湾、中国の貿易及び交流の関係と現状

先ず、両岸における貿易と交流のこれまでの変遷を説明し、国際環境、国内経済及び政治情勢の三つの側面から、両岸の貿易と交流の発展経緯及び将来の動向へと考察を進める。次に、台湾企業と日本企業の協力関係の出発点、産業協力の形態、いかに産業協力を通じて中国市場に進出するか、及びその協力の成果について紹介し、最後に日台協力が知的財産分野に及ぼす影響について詳しく説明する。

第三章、海峡两岸知的財産権保護協力協定の紹介

先ず、両岸間すでに締結された関連協定の概要について紹介し、さらに両

岸経済協力枠組み協定（ECFA）及びそれに続いて締結された海峡两岸知的財産権保護協力協定に与えた影響について検討するとともに、海峡两岸知的財産権保護協力協定の内容及び実際の運用と検討について説明する。

第四章、日本企業の知的財産権の中国における発展状況と両岸協定における役割

この部分では、主に海峡两岸知的財産権保護協力協定における知的財産権の保護について論じる。日本企業が台湾企業との相互協力等の方法を通じて中国市場に進出する場合、知的財産権の更なる保護を求めるに当たって、どのような優位性があるかに重点を置いて説明する。

第五章、台湾における知財保護の現状と活用

日本企業の台湾での訴訟数、次いで、日台間における特許保護の相違点についての理解を深め、日本企業が投資戦略を立てる際の指標とし、台湾特許制度の今後の発展の方向性に対する日本企業の期待について簡単に紹介する。

第六章、海峡两岸知的財産権保護協力協定に関する応用 Q&A

日本企業が海峡两岸知的財産権保護協力協定中の権利を運用する際に遭遇するであろう問題について説明する。

第二節 調査の目的、方法及び範囲

第一項 調査の目的

本研究の調査目的は、主に次のとおりである。

第一の目的は、両岸の貿易と交流の契機と維持の可能性について理解し、将来、両岸の貿易と交流が引き続き安定的かつ開放的な方向へ進むことができるかについて日本企業の理解を促すことで、日本企業が台湾企業と手を組んで中国市場へ進出す

る際の評価に役立てることである。第二の目的は、両岸が締結した各種協定における知的財産権保護に関する内容、締結後の実施状況、及び日本企業が台湾企業との協力モデルを活かして有効な知的財産権保護の目的を達成することができるか、を理解することである。第三の目的は、日本企業が関与した台湾特許訴訟の状況、及び台湾の特許制度の今後の発展方向を理解することである。

第二項 研究手法及び範囲

研究手法及び範囲について本報告は、全体で6章に分かれており、主な研究内容は第二章から第五章にて説明する。本報告は主に質的研究法により、以下に設定した研究範囲内において、国内外の研究者の書籍、論文、刊行文書又は研究成果、及び公的機関の報告書、政府出版物、裁判所判決などを主要参考文献とし、それら参考文献の研究範囲に関わる図表やデータ等を整理して、関連章節の内容を説明した。

第二章の研究範囲は、両岸貿易と交流の変遷と日台の協力関係による中国市場進出の出発点、成果と知的財産権分野に及ぼす影響に分けた。研究手法としては、両岸の貿易と交流の変遷については、各時期に両岸交流に影響したと考えられる国際情勢、国内経済、及び政治情勢の要因を収集、整理することにより、将来の両岸の貿易と交流の動向を理解する。日台協力による中国市場進出の出発点、及びその成果と知的財産権分野に及ぼす影響については、各経済データと日台企業の長所・短所の比較を通して、日台協力による中国市場進出が知的財産権の保護に最も有利な経済協力モデルであるかについて検討する。

第三章の研究範囲は、主に両岸経済協力枠組み協定（ECFA）の締結内容、及び後続の海峡两岸知的財産権保護協力協定の締結後の両岸貿易及び知的財産権の保護への影響と成果の理解である。研究手法としては、主に各協定内容についてさらに詳細

な解説を行うことをメインとし、海峡两岸知的財産権保護協力協定の締結前後で知的財産権保護にどのような差異があるか、及び実務事例の運用結果を分析し、総合的に比較する。

第四章の研究範囲は、日本企業が台湾企業との連携により、海峡两岸知的財産権保護協力協定のもと、知的財産権の保護をいかにして最大化するかに重点をおく。研究手法としては、先ず、日本企業が中国で遭遇するであろう知的財産権に関する問題と投資面についての問題を説明し、海峡两岸知的財産権保護協力協定が日本企業の知的財産権の保護にさらに有利になるか否か、並びに日本企業が中国投資において直面するであろう問題を解決できるかについて検討する。

第五章の研究範囲は、日本企業が関与する台湾特許訴訟の現状と台湾の特許制度の今後の改正方向が日本企業の期待に合致するものであるか否かについての論考を重点とする。研究手法としては、関連判決を収集し、現行の台湾特許制度における、日本企業に不利な部分を考察することで、今後の改正の方向性を探る。

第六章では、海峡两岸知的財産権保護協力協定についての実際的な問題を Q&A 形式にまとめた。本報告の核心的問題をクリアにし、特定の問題に対する回答については、関連主務官庁に問い合わせるなどして、実務上の適切な取扱いを確認するよう努めた。

第二章 台湾と中国の貿易及び交流関係と現状

第一節 両岸の貿易と交流－閉鎖から開放へ

両岸の貿易と交流の変遷は、国際情勢、台湾経済、政治状況の影響を免れることはできない。政治の面から見ると、1949年以降、両岸間は政治的要因の影響により、貿易が足踏み状態に陥ったが、1977年の鄧小平就任後は、それまでの毛沢東時代の左傾化路線から徐々に「社会主義経済化」路線へ転換し、経済改革により台湾に対する政策も変化するなど、緊張状態が緩和された¹。台湾では、1987年から始まった政治的自由化、民主化の進展のもと、両岸間でさらに進んだ貿易往来と交流が促進された²。

両岸貿易の往来は日増しに頻繁になっているが、政治的には、依然として衝突が繰り返され摩擦が存在する。例えば1993年に中国が発表した「台湾問題と中国統一白書」、1995年に江沢民が発表した8項目の対台湾政策（江八点）、1995年の李登輝前総統の米国訪問により引き起こされた翌年の台湾海峡ミサイル危機等は、いずれも台湾の民衆及び政府に、中国との貿易と交流に対する強い懸念を抱かせるなど、重大な影響を及ぼし、実際の貿易と交流にも影響を与えた³。そのため、台湾も1997年から「南向政策(ASEANへの投資拡大)」と「戒急用忍（対中交流制限）」政策に転換することで、経済上の過度な中国偏重により引き起こされる国家安全の懸念を緩和しようとした。この時期は、経済を重視する有権者の期待を反映して、2000年には、台湾

¹蔡学儀、『兩岸經貿關係（兩岸經濟貿易關係）』、p37、2012年2月

²柳金財、『大膽西進？戒急用忍？民進黨大陸政策剖析(大胆西進？戒急用忍？民進党の中国政策分析)』、p375、1998年2月

³趙春山、『兩岸關係與政府大陸政策（两岸關係と政府の中国政策）』、p50—53、2014年9月

初の政権交代で就任した陳水扁総統が「四不一沒有（四つの NO、一つのない：独立宣言はしない、国名変更はしない、「二国論」を憲法に盛り込まない、統一・独立の住民投票はしない、及び、「国家統一委員会」を廃止しない）」、「積極管理、有効開放」等の政策を打ち出し、大三通(两岸間の通信、通商、通行)及び政党交流といった善意の行為の達成が期待された⁴。しかし、两岸の政治的立場の違いによる影響は強く、これら两岸の貿易と交流に有利な政策が顕著な成果を見せるることはなかった。その後、2008年に就任した馬英九総統が「新三不政策（新「接触しない、交渉しない、妥協しない」政策）⁵」と「先経後政（経済優先、政治後回し）」を打ち出してから、ようやく雪解けの兆しが見えてきた。

国内経済における影響について、中国は、改革開放以前の時代、経済が危機的状況に立たされ⁶、技術と資金の不足が深刻になる中、海外華人の資金と技術が中国政府にとって積極的に誘致すべき対象となり、当然、台湾もそれに含まれた。当時、台湾は面積が中国の僅か264分の1に過ぎないにもかかわらず、40年という短い期間で、それまで3億米ドルに満たなかった貿易総額を1987年には1,000億米ドルまで引き上げていた⁷。これを受け、中国は一連の台湾資本誘致政策の実施を開始した。例えば、

⁴于宗先、「1986年以來台灣的兩岸經貿政策（1986年以降の台湾の両岸経済貿易政策）」、『兩岸經驗20年－1986年以來兩岸的經貿合作與發展（两岸経験20年－1986年以降の両岸経済貿易の協力と発展）』に掲載、p39－52、2006年。

⁵蘋果新聞、「馬英九新三不政策不統不獨不武（馬英九の新三不政策 統一しない、独立しない、武力行使しない）」、2008年1月16日、

<http://www.appledaily.com.tw/appledaily/article/headline/20080116/30174692>（最終アクセス日：2015年9月3日）。

⁶林毅夫・蔡昉・李周、『中國經濟改革與發展（中国経済の改革と発展）』、pvi、2000年。

⁷鄭竹園、『大陸經濟改革與兩岸關係（中国経済の改革と両岸関係）』、p43－47、2000年。

葉劍英が発表した「葉9条（台湾の祖国復帰と平和統一実現に関する政策方針）⁸」や1988年に中国共産党が公表した「台湾同胞投資奨励規定」などがある。

また一方、台湾では、1980年代中期の各国における貿易保護主義の台頭に伴い、過度の対米輸出超過が指摘されるようになり、米国からの強烈な通貨上昇と市場開放の圧力を受けた。台湾元のレートは、それまで1米ドル40台湾元だったものが、1米ドル26台湾元にまで上昇した。その結果、輸出志向であった台湾の中小企業は打撃を受け、続々と台湾の拠点から撤退し、撤退がブームとなった⁹。当時、東南アジア地域では、長期的な政治不安定、経済動乱、加えて中国人排斥という社会状況¹⁰にあり、一方、中国は台湾と同一の言語、文化、風俗、安価な労働力と地理的優位性を有していたことから、台湾企業にとって最適な投資地域となつた¹¹。また、中国経済の実力が徐々に強まり、世界の主要経済体となるにつれて、中国の莫大な人口と世界の工場という地位により、台湾が経済的に周縁化するおそれが出て来た。これを避けるために、台湾はより一層両岸の貿易と交流を拡大せざるを得なくなつた¹²。

国際環境の影響について見ると、最初の影響は、台湾が国連脱退後、国際的に孤立したことである。初期においては、米国における反共政策の影響の下、台湾は国際的地位の上でも米国の強いサポートを得て、中国に対する孤立化政策が採られた。加

⁸人民網、「1981年9月30日全國人大關於台灣回歸祖國、實現和平統一的九條方針（1981年9月30日全國人民代表大会における台湾の祖国回帰、平和統一実現に関する9つの方針）」、ウェブサイト：<http://www.people.com.cn/BIG5/historic/0930/3214.html>（最終アクセス日：2015年9月3日）。

⁹蔡学儀、前記注1、p5、2012年2月2版。

¹⁰国家統一委員会から中華経済研究院への委託実施、「台商在大陸及東南亞投資行為之研究（台湾企業の中国及び東南アジアにおける投資行為の研究）」、p105—111、1994年8月。

¹¹蔡学儀、前記注1、p37、2012年2月2版。

¹²趙春山、前記注3、p187—193、2014年9月。

えて一連の有利な経済改革措置が実施されたことで、経済が急速に成長し、アジア四小龍(台灣、香港、シンガポール、韓国)の一つとなることができたため、中国市場を開拓する必要はなかった。しかし、1971年の中連脱退後、台灣と国交のある国は徐々に減少し、1978年には僅か23カ国にまで減少した。国際的な孤立と経済成長の減速傾向により、台灣政府は、国民の一体意識を高めるために、経済方面での改革をせざるを得なくなった。しかし、この経済改革は財閥や経済重視の有権者の台頭を促し、それらが政府の政策の方向性を左右するようになった。第二の影響は、1980年代末期に東欧やソ連等の共産国家が崩壊し、米国の世界経済における影響力も衰退する中で、中国が徐々に世界の主要経済体となってきたことである¹³。中国の役割は、すでにソ連を抑止するだけの戦略的地位から経済的地位に転換しており、これより以後、台灣の政府は、中国の経済力を直視することを迫られ、経済貿易協力を求めざるを得なくなった。第三の影響はWTO交渉の停滞による地域主義の台頭である。1993年の<マーストリヒト条約>の発効後、欧洲連合が正式に設立し、地域経済の統合と経済・貿易の自由化による関税の優遇措置と商品の自由な流通は、その後の国際金融貿易において重要なテーマとなった。台灣はWTO加盟により商品自由化の目的を達成しようとしたが、WTO交渉が暗礁に乗り上げたところで、各国は代替手段として、次々と「地域貿易協定」の締結に向けて動いた。しかし、中国経済の勃興と台灣の国際的地位の不確がさが、地域貿易協定の締結を困難にした。台灣が中国とのさらなる経済貿易協議を進めていないことで、多くの国が台灣との間で地域貿易協定を締結しないことを明確に示した。このような情況において、台灣は中国との貿易協定をより一層進めざるを得なくなった¹⁴。

以下においては、まず、国際環境、国内経済、政治面から論考を始め、続いて両

¹³趙春山、前記注3、p15—16、2014年9月。

¹⁴趙春山、前記注3、p253—263、2014年9月。

岸の貿易と交流を軍事的対峙期（1949～1978）、平和的対峙期（1979～1986）、発展加速期（1987～1992）、慎重保守期（1993～1996）、戒急用忍（対中交流制限）期（1997～2007、2000年と2001年は除く）、開放成長期（2008～2013）、現在と将来（2014～）の各段階に分けて、それぞれの時期の時代背景とその背景の下で発生した重要な歴史的事件を簡単に説明する。

]

第一項 軍事的対峙期（1949～1978）

1949年に国民党が台湾に撤退した後、両岸は軍事的に対峙する状態となった。両岸の政治理念の違い、関連法規の制限（「戒厳法」及び「動員戡乱法」の規定）、経済政策の違いに加え、国際外交力において台湾が勝っていたため、この時期の両岸間における貿易と交流は停滞状態にあり、切迫した必要性もなかった。しかし、両岸の私的交流は依然として頻繁であり、多くの漁民が海上で物々交換の貿易交流を行うことが普通に見られた。これが両岸の貿易と交流の始まりとも言える¹⁵。

第二項 平和的対峙期（1979～1986）

大体この時期の両岸は、政治的相互信用に向けて、軍事衝突を避け、平和的解決を目標として邁進していたと言えるが、従来の不信感をやはり払拭することはできなかった。これが政治上の相互交流の欠如や、極めて消極的な貿易と交流、香港等の第三地経由で物事を進めるという情況に表れている。

台湾の経済面を見ると、1973年と1975年のオイルショック後、台湾の矜持であった経済が打撃を受け、加えて台湾が国連から脱退し、外交がますます難しくなった。そのような状況において、台湾の政府は、国民の一体意識を高めるために、一連の経

¹⁵于宗先、前記注4、p39-40、2006年。

済政策に着手せざるを得なくなった。しかし、経済改革による開放政策は財閥や経済重視の有権者を台頭させ、その後の政府政策の方向性を左右することになった¹⁶。共産党とのそれまで交渉が全て失敗に終わった経験から、政治においては、中国が示す善意に対して過度に反応しないことで対応し、より保守的な「三不政策（接触しない、交渉しない、妥協しない）¹⁷」が採られた。経済面では「香港・マカオ地域の中継貿易に関する3つの基本原則」が発表され、中国との直接通商は禁止されたものの、両岸の中継貿易は默認された。

中国に目を向けると、1978年に始まった改革開放によって、安定と平和的な国際環境が経済改革及び現代化を推進するうえで重要な基礎となり¹⁸、両岸の和平を安定させることによって、西側諸国とうまく対話していくことが、中国の最重要課題となつた。この時期、中国は多くの和平宣言を発表したが、例えば1979年1月2日に中国共産党全国人民代表大会が発表した「全国同胞に告げる書」、1982年に鄧小平が打ち出した「一個国家、兩種制度（一国二制度）」の主張は、中国が両岸紛争の平和的を求め始めたことを示し、全力で経済に注力することを宣言するものであった。このほかにも、中国は台湾企業の投資と両岸の貿易交流の促進をはかるため多くの法案を提出した¹⁹。例えば1980年に公布された「台灣製品購買に関する補足規定」、「対台灣貿易に関する管理試行弁法」、1981年に葉劍英が発表した「葉9条（台灣の祖国復帰

¹⁶柳金財、前記注2、p375、1998年2月。

¹⁷原文では、中華民国はいかなる情況においても中国共産党政権と交渉せず、また中国光復、同胞救出という神聖なる任務を放棄せず、この立場は絶対に変わることがない、とされている。また1979年4月4日の中国国民党中常会において、蔣經國元総統は、対話をさらに進めて接触しない、交渉しない、妥協しないという三不政策とした。

¹⁸行政院経建会経研処から中華経済研究院への委託実施、「台商大陸投資及貿易之研究（台灣企業の中國投資と貿易の研究）」、p5、1992年6月。

¹⁹于宗先、前記注4、p38、2006年。

と平和統一実現に関する政策方針)」などがあり²⁰、1988年には「台灣事務弁公室」が設立され、「以経促政（経済により政治を促す）」「以民逼官（民により官を圧迫する）」「以商圍政（商により政治を促す）」「以通促統（交流により統一を促す）」といった経済貿易統一政策の達成が期待された²¹。

第三項 発展加速期（1987～1992）

この時期の台湾の政治は、国内的には、長期的な経済成長が中流階級の台頭を促進し、民衆の政治参加意識が徐々に高まり、政治的緩和を求める声がより高くなり、党外抗争も次々と起こった²²。対外的には、世界の民主化の潮流に後押しされ、米国からの圧力や、中国と異なる「政治的隔たり」を創り出すために、「柔軟な実力」で「専制的な中国」に対抗した²³。様々な原因の下、台湾は一連の政治的解放を促進させ、1987年の戒厳令の解除（解嚴）、同年11月2日の人道的配慮に基づいた台湾人民の中国訪問解禁、1991年の動員戡乱条項の廃止はその表れである。政治的解放は、政商連合の関係をさらに親密にし、企業は大量の政治献金、選挙への参与、圧力団体の組織化、関連政策の提出等の方法で、中国との貿易に向けて前進するよう政府の政策に影響を与えた²⁴。この時期には、台湾でも関連法規が制定され、例えば1990年に經

²⁰ 1981年10月1日、中華人民共和国全国人民代表大会常務委員会の葉劍英委員長は、新華社の記者に向け「祖国平和統一実現の9つの方針政策」を提出した。その中の両岸経済貿易の政策には「双方の通郵、通商、通航、家族訪問、旅行及び学術、文化、体育における交流展開についての協議達成」、「台湾の工商界業者による中国投資の歓迎、合法的権益と利益の保証」が含まれた。

²¹ 柳金財、前記注2、p355－356、1998年2月。

²² 柳金財、前記注2、p93－94、1998年2月。

²³ 高希均、前書き：「兩岸「經貿熱、政治冷」的20年（兩岸「熱い経済貿易、冷淡な政治」の20年）」、「兩岸經驗 20年－1986年以来兩岸的經貿合作與發展（两岸経験 20年-1986年以降の両岸経済貿易の協力と発展）」に掲載、p25－30、2006年。

²⁴ 柳金財、前記注2、p375、1998年2月。

済部が制定した「中国における投資と技術提携管理弁法」、1992年に制定した「两岸人民関係条例」がある。また、1991年に設立した「大陸委員会」「財団法人海峡交流基金会」は、それぞれ政府の中国関連業務を統括処理し、政府からの委託と授權を受けて、公権力にかかる两岸の事務的作業を処理することを担当し、1992年4月27日には、初の两岸会談をシンガポールで開催した。

経済面においては、長期的な対米輸出超過により、米国からの圧力と一般特恵関税制度（GSP）の撤廃により、台湾元の対米ドルレートが爆発的に上昇し、特に1986年から1988年における台湾元の対米ドルレートは、それまでの1米ドル38台湾元から1米ドル26台湾元にまで上昇した。このような大幅な通貨上昇の結果、輸出志向の台湾の中小企業は打撃を受けて続々と台湾の拠点から撤退し、撤退がブームとなつた²⁵。また、環境的要因と人件費の大幅上昇を受けて、広大な土地と労働力を有し、台湾と同じ言語、文化を有する中国が台湾企業の投資の最適の選択となり、さらには上から下への两岸の貿易交流を促進させることとなった²⁶。

一方、中国を見ると、外的要因としては、ソ連、東欧共産国家が解体し、これまでの米ソ「両極体制」から米国「一極体制」に転換したことや、それにより中国の戦略的地位が下がったこと、「中国脅威論」が沸き上がったことが挙げられる²⁷。内部要因としては、党内を含めて改革開放に対する疑問と反対の声が上がったことである。また、1989年の天安門事件により、世界は次々と中国に対して経済制裁を実施し、これにより中国では、技術と資金が不足し、経済発展が大きく頓挫したことは疑う余地がない。これに対処するため、中国では台湾の資金を誘致することで外資流出の穴埋

²⁵蔡学儀、前記注1、p5、2012年2月2版。

²⁶邱伯浩、「两岸經濟互賴與發展（两岸経済の相互信頼と発展）」、『前瞻兩岸關係的發展與趨勢（两岸関係の発展と趨勢）』に掲載、p120、2007年12月。

²⁷柳金財、前記注2、p81、1998年2月。

めをし、さらに政治的にも「以經促政」「以民逼官」「以商圍政」「以通促統」といった経済貿易統一政策を成功させることが期待された。この時期に中国が台湾に対してとった優遇経済政策としては、1998年に公布された「台湾同胞投資獎勵規定」や、1991年に公布された「対台湾事務の一層の強化に関する通知」がある。また、1992年には「海峡两岸交流基金会」が対話の窓口として設立された。

第四項 慎重保守期（1993～1996）

しかし、良いことは長続きしないもので、両岸交流は、またも政治的要因により暗転する。1993年に中国が発表した「台湾問題と中国統一白書」、1995年1月に江沢民が発表した8項目の対台湾政策（江八点）で、台湾は中国の一部であると再度重ねて言明した。一方、台湾では、李登輝総統が訪米期間にコーネル大学での講演において、台湾の主体的地位の重要性及び「両国論」を重ねて明言した²⁸。

また、貿易面において台湾政府は、1995年に「現段階における両岸関係発展計画」を可決させ、市場志向による両岸経済貿易の発展が図られた。中国は、「台湾海峡两岸航運管理弁法」「台湾海峡两岸航運管理弁法に関する活動に関する通知」及び「台湾海峡两岸間の貨物運輸代理業の実施に関する管理弁法」を次々と公布し、福州、アモイの二港を開放して直接渡航港とし、「和平統一」の政策目標を実現しようとした。しかし、上述した数々の政治的対立に鑑み、台湾政府は経済の過度な中国指向が引き起こすであろう影響を懸念し、中国での台湾企業の投資金額及び項目について限定・縮小し、これが次の時期の「戒急用忍期」及び「南向政策」につながる。

第五項 戒急用忍（対中交流制限）期（1997～2007、2000年と2001年を除く）

²⁸蔡学儀、前記注1、p15-16、2012年2月2版。

この時期における両岸交流は、長期的な政治的要因により、冷却期間に置かれた状態であった。また、中国の台頭による米国の「一極体制」への脅威、南海争議の危惧、さらには2001年3月に発生した米国と中国の軍用機衝突事件等の国際情勢の影響を受け、米国の対中政策は徐々に厳しさを増し、一連の防衛政策がとられることとなった。台湾も米国の西太平洋における中国の勢力拡大阻止の重要な歯車として組み込まれた²⁹。台湾の政府は、米中関係の緊張状態を巧みに利用し、中国への台湾民衆の信頼度の変化に応じて、様々な政策を実行した。中国にとって友好的でない政策としては、李登輝総統時代にそれまで奨励していた中国投資を東南アジア投資に切り替えるよう奨励した「南向政策」、台湾企業による中国投資の資金と項目を制限した「戒急用忍」政策、陳水扁総統が主張した「一辺一国論」、「四不一沒有」、「積極管理、有効開放」政策がある。しかし、アフガニスタン紛争の勃発や、北朝鮮核危機事件後、米国は中国の力で地域間の衝突を安定させることを望み、米中関係は次第に改善されていった。台湾の政府も米中の黙認と米国の圧力の下、徐々に政策による操作を減らし、情勢を左右する力も弱まっていった³⁰。

この時期、台湾政府による政策はその大部分が中国を疎外するものであったが、注目に値するのは、2000、2001年に陳水扁が総統に当選して間もなく、有権者の経済重視のニーズが強まったため、「四不一沒有³¹」「積極開放、有効管理」政策を展開し、中国に対して善意を示したことである。このことからわかるのは、権威主義ではない国家においては、有権者の期待が往々にして一国の政治の方向を左右することである。

²⁹趙春山、前記注3、p273–278、2014年9月。

³⁰趙春山、前記注3、p13–14、2014年9月。

³¹熊玠、「由美國角度解讀陳水扁的「四不一沒有」兼談美國國務院並未「淡然處之」（米国の観点から陳水扁の「四不一沒有」を解説し、米国国務院が「静観」していないと語る）」、『海峽評論』196期、2007年4月、ウェブサイト：<http://www.haixainfo.com.tw/196-1291.html>（最終アクセス日：2015年9月3日）。

これにより、中国はその後の対台湾政策において従来の戦略を変更し、特に台湾中南部の農民に対して懐柔政策を採ることで、台湾の膨大な数の経済重視の有権者を手なしづけた³²。

貿易取引を見ると、中国と台湾はそれぞれ 2001 年、2002 年に世界貿易機関(WTO)に加盟したことから、WTO の市場開放への要求により、台湾と中国はさらに一連の貿易協議を進めて WTO の原則に符合させざるを得なくなった。改革開放後の中国の経済力は年々増強し、さらに膨大な人口がもたらす商機は、台湾企業にとって、先を争ってでも中国に投資し成功を勝ち取る動機を与えるものであった。これに対し、南向政策は、現地の治安が良くないことや、政治動乱が頻発していたことなどにより、台湾企業にとっては、魅力的な投資誘因を十分に形成することができなかつた³³。これらにより、この期間に政府がより保守的な対中政策をとったにもかかわらず、両岸間の貿易と交流を阻止することはできなかつた。

第六項 開放成長期（2008～2013）

この時期には、2008 年のサブプライム住宅ローン危機の発生により、投資家が抵当証券の価値に信用を失うなど、流動性危機が生じ、多くの大型金融機関が倒産した。一連の金融危機は³⁴、輸出志向の台湾企業にも影響を及ぼした。また、ソ連の崩壊後、地域経済の統合の重要性が日増しに高まり³⁵、加えて WTO 交渉の足踏み状態、地域貿易協定の締結により、WTO に加盟することで商品の自由化を達成したいという台

³²高長、『大陸經改與兩岸經貿（中国経済改革と両岸経済貿易）』、p129－133、2009 年 10 月 2 版。

³³于宗先、前記注 4、p46－47、2006 年。

³⁴李非、「當前國際經濟波動與兩岸經濟合作走向（現在の国際経済動向と両岸経済提携の方向）」、『兩岸經貿關係的機遇與挑戰（両岸経済貿易関係のチャンスと挑戦）』に掲載、p228－236、2013 年。

³⁵高長、前記注 32、p393、2009 年 10 月 2 版。

湾の目的が水泡に帰した。また、台湾は他国との地域経済貿易協定の締結交渉過程において中国からの影響を受け、各国は台湾に対して、先ずは中国と関連貿易協定を締結しなければ、台湾と交渉しないと通告することが一般的に見られた。このため、台湾は経済的に周縁化されることを避けるため、中国との関連貿易協定の交渉を加速化させざるを得なくなった³⁶。

両岸の経済関係が日増しに緊密になるにつれて、安定した両岸政策を求める台湾有権者から要求を背景として、経済優先と両岸安定を掲げた国民党が 2008 年の総統選挙で勝利し、国会でも多数議席を獲得して、完全なる政権交代を実現した。そのような政治情勢の中、中国との一連の貿易と交流を開始した国民党政権であったが、その政策には、「外交休兵」「新三不政策」の両岸関係を維持することが重ねて明言され、また、中華民国憲法の枠組みにおいて、92 コンセンサス後の台湾海峡の現状維持、即ち「一個中国、各自表述（一つの中国を別々に表現する）」や、中国共産党が提案した「一国両制（一国二制度）³⁷」に反対するものが含まれた。一方で、この時期には多くの協定が締結され、経済貿易に関するものとしては「両岸経済協力枠組み協定（ECFA）」「海峡两岸知的財産権保護協力協定」「農產品検疫検査協力協定」「漁船船員労務協力」等がある。

第七項 現在と将来（2014～）

金融危機の後、米国の長期量的緩和政策が資金の過度供給を引き起こしたため、人民元レートの上昇圧力を高めた³⁸。また、各市場の成長が減速するにつれて、過剰生産の状況になり、中国の経済成長は、すでに単純輸出により成長力を維持できな

³⁶高長、前記注 32、p413–417、2009 年 10 月 2 版。

³⁷趙春山、前記注 3、p19、2014 年 9 月。

³⁸趙春山、前記注 3、p118–119、2014 年 9 月。

くなっていたため、中国政府は中国の役割を世界の工場から世界の市場へ転換することを図ったが³⁹、これが人件費の継続的な上昇と労働条件の改善要求を招いた⁴⁰⁴¹。このほかにも、長期的な大気汚染や過度の開発による環境汚染は、中国政府に環境関連法規を制定、執行するよう迫り⁴²、これが台湾の対中国投資の誘因にも打撃を与えた。

見ると、2012年に習近平が最高指導者となってから、対台湾政策では、比較的寛容な態度がとられたが、国内的には、高圧的な言論統制が敷かれた。人権派弁護士の逮捕⁴³や、インターネット規制等は⁴⁴、台湾民衆の間に、将来中台統一後に「一国二制度」が確実に実施されないのではないか、という疑念を生んだ。

³⁹高長、前記注32、p375、2009年10月2版。

⁴⁰高長、前記注32、p81、2009年10月2版。

⁴¹例えば2007年の「労働合同法」の公布、と「十二五計画」における一人当たりのGDPの成長への期待。

⁴²例えば2007年の新版「外資投資産業指導目録」では、希少資源の開発制限が始まり、533項目の「高エネルギー消費、高汚染、資源性」製品の輸出税金還付を取り消した「一部商品の輸出税金還付率引き下げに関する通知」、「十一五」計画では環境保護の重要性が強調され始め、2007年に公布された「省エネと汚染物質排出削減に関する総合事務方案」等がある。

⁴³聯合報ネット新聞、「中國維權律師大逮捕 台灣民團聲援（中国の人権弁護士逮捕 台湾民間団体からの声援）」、2015年7月13日、ウェブサイト：

<http://udn.com/news/story/4/1052997-%E4%B8%AD%E5%9C%8B%E7%B6%AD%E6%AC%8A%E5%BE%8B%E5%B8%AB%E5%A4%A7%E9%80%AE%E6%8D%95-%E5%8F%B0%E7%81%A3%E6%B0%91%E5%9C%98%E8%81%B2%E6%8F%B4>（最終アクセス日：2015年9月3日）。

⁴⁴中央通信社、「陸收緊網管再一發若涉及國安可收網（中国がさらにインターネット規制を強化 国安に関するサイトは閉鎖）」、2015年7月8日、ウェブサイト：

<https://tw.news.yahoo.com/%E9%99%B8%E6%94%B6%E7%B7%8A%E7%B6%B2%E7%AE%A1%E5%86%8D-%E7%99%BC-%E8%8B%A5%E6%B6%89%E5%8F%8A%E5%9C%8B%E5%AE%89%E5%8F%AF%E5%B0%81%E7%B6%B2-045043356.html>（最終アクセス日：2015年9月3日）。

台湾では、台湾民衆が中国の人権保障、中国が承諾した「一国二制度」が実施で
きるのかについての疑念が高まるにつれ、また、両岸の関連協定締結後に生じた貧富
の差の拡大、経済の過度な中国依存、台湾の香港化への懸念等の要因が蓄積する中で、
2014年3月18日には、「两岸サービス貿易協定」（2013年6月21日調印）に反対す
る「ひまわり学生運動」が起こり、台湾史上初めて立法院（国会）が占拠された⁴⁵。
民意に突き上げられる中、中国との関連貿易協定の締結に傾いていた国民党は、2014
年末の九合一大戦（統一地方選挙）で惨敗したことも原因し、両岸交流に関する法案
とその締結は、選挙結果の圧力に抗えず、実現することができなかった。今後の両岸
の貿易と交流の動向については、2016年の年初に行われた総統・国会議員選挙後の政
策に注目する必要がある。

以上から分かるとおり、両岸の交流と貿易は、国際情勢、台湾経済、政治情況に
強く影響され、今後の展望としては、台湾の政治においては、2016年の総統選挙後の
与党の両岸政策動向を見ていく必要があり、中国においては、「法治化」の進捗程度、
政治の安定、人権保障の実施にも注目する必要がある。また、経済においては、中国
の赤いサプライチェーン（Red Supply Chain）の台頭による台湾産業への衝撃や、両
岸がいかにして貿易交渉を通じて産業の分業化を達成し、双赢の局面を創り
出すことができるかを注視しなければならない。また、国際情勢においては、米国に
おける製造業の国内回帰に注目し、中国の内需市場が形成されるか否か等の要因を総
合的に考慮する必要がある。

⁴⁵中時ウェブ新聞、「太陽花牽動两岸關係影響難估（ひまわり学生運動が動かした两岸関係 影響は計
り知れず）」、2014年12月8日、ウェブサイト：

<https://tw.news.yahoo.com/4-%E5%A4%AA%E9%99%BD%E8%8A%B1%E7%89%BD%E5%8B%95%E5%85%A9%E5%B2%B8%E9%97%9C%E4%BF%82-%E5%BD%B1%E9%9F%BF%E9%9B%A3%E4%BC%B0-215031326--finance.html>（最終アクセス日：2015年9月3日）。

第二節 日台提携企業の中国での貿易状況調査

第一項 日台企業提携のはじまり

近年、世界経済情勢の多くの変化により、日本企業が長期提携相手を求めるようになったことで、日台産業の協力関係もこれまでよりさらに緊密になり、これにより、経済情勢が日本企業に与えている巨大な影響にも変化が見られるようになった。距離が近く、文化的背景も似通っており、産業も相互補完関係にある台湾企業が日本企業の提携対象として最適の選択となるのはいたって自然のことである。以下に、日台アライアンスの5つの鍵について説明する⁴⁶。

一、 海外生産拠点を設立し、サプライチェーン断絶の危機を予防

2011年3月11日に発生した東日本大震災は、人々の生活と自然の生態に多大な影響を及ぼしただけでなく、日本の多くの産業サプライチェーンを寸断の危機にさらしたため、日本企業の間には、「生産拠点の海外移転」の考えが醸成された。こうしたサプライチェーン寸断の危機を回避するため、多くの日本企業が積極的に日本国内の生産拠点の海外移転先を探し始めた。

二、 中国の日本への意識を緩和し、中国市場に共同進出

日本の内需市場は長期的に疲弊しており、成長力も不足している一方で、中国は

⁴⁶劉麗惠、「台日産業合作創造 1+1>2 総效（日台産業提携の創造は 1+1>2 のシナジー効果）」、『貿易雑誌』、第257期、p12-14、2012年11月より抜粋。

経済発展により膨大なビジネスチャンスに溢れていた。日本企業は、中国の日本に対する感情から現地での市場展開が難しかった。この様な状況において、台湾企業は両者の緩衝的役割を演じるのにうってつけである。

三、 税率の優位性が運営コスト削減に有利

日本では、法人税率が高いことや、労働法規で製造業の派遣社員の採用を禁止していることなどが企業の経営コストを押し上げる要因となっていたため、法人税率がより低く、労働コストも相対的に低い場所を探すことが、日本企業の経営コスト削減の重要な戦略となっていた。台湾では、営利事業所得税（法人税）の税率は2010年5月28日の改正後、25%から17%に引き下げられ、中国の25%、韓国の22%より低くなつたため、これが、より多くの日本企業の対台湾投資を引き寄せた。例えば、日本の化学メーカーである東レの薄膜加工業者は2011年4月に台湾への投資を発表し、その決め手の一つは日本より低い法人税であった。このほか、日本企業が台湾に投資することで、台湾と中国が締結したECFAにより関税減免が受けられる可能性があるため、その優位性もコスト競争力を高めている。

四、 産業の提携で韓国に共同して対抗

韓国の急速な発展は、日本の多くの産業に打撃を与えた。例えば、日本の最も重要な自動車産業は、中国市場の開拓において、韓国のヒュンダイ自動車におされており、また韓国の大手電子メーカーであるサムスン（Samsung）、LGは、グローバル市場において急速な拡張を続けており、日本の電機電子企業に重大な打撃を与えている。こうした時であるからこそ、韓国の発展により同様に打撃を受けていた台湾電子業者が日本企業の重要なビジネスパートナーとなりうる。

五、 アジア太平洋の中枢に位置し、運輸における地理的優位性を具備する台湾

台湾が有するアジア太平洋地区における運輸の中枢という台湾の地理的優位性により、多くの日本企業が台湾との提携に注目している。日本のある物流会社の責任者は、シンガポール、香港、韓国、中国のいずれにも3時間の飛行時間で到着することができる台湾の地理的位置は、貿易の経営にとって非常に大きな優位性を有すると述べている。

上述したとおり、日本の産業構造上の欠陥の補完、国際貿易市場拡大の布石、関税引下げ戦略、他の貿易強国への対抗、地理的位置等のいずれの面から見ても、台湾との連携が日本の必要とする貿易手段であると言える。日台企業間でどのようにアライアンスを進めていくかについては、それぞれの企業経営モデル、産業構造のニーズ、市場の違いに応じて、多様な提携モデルがある。日台産業提携の各種形態を簡単に示したもののが以下である（図2-1⁴⁷）。

⁴⁷日台産業提携推進オフィスの図表を参考に作成。http://www.tjpo.org.tw/cooperation_patterns.php（最終アクセス日：2015年9月12日）。

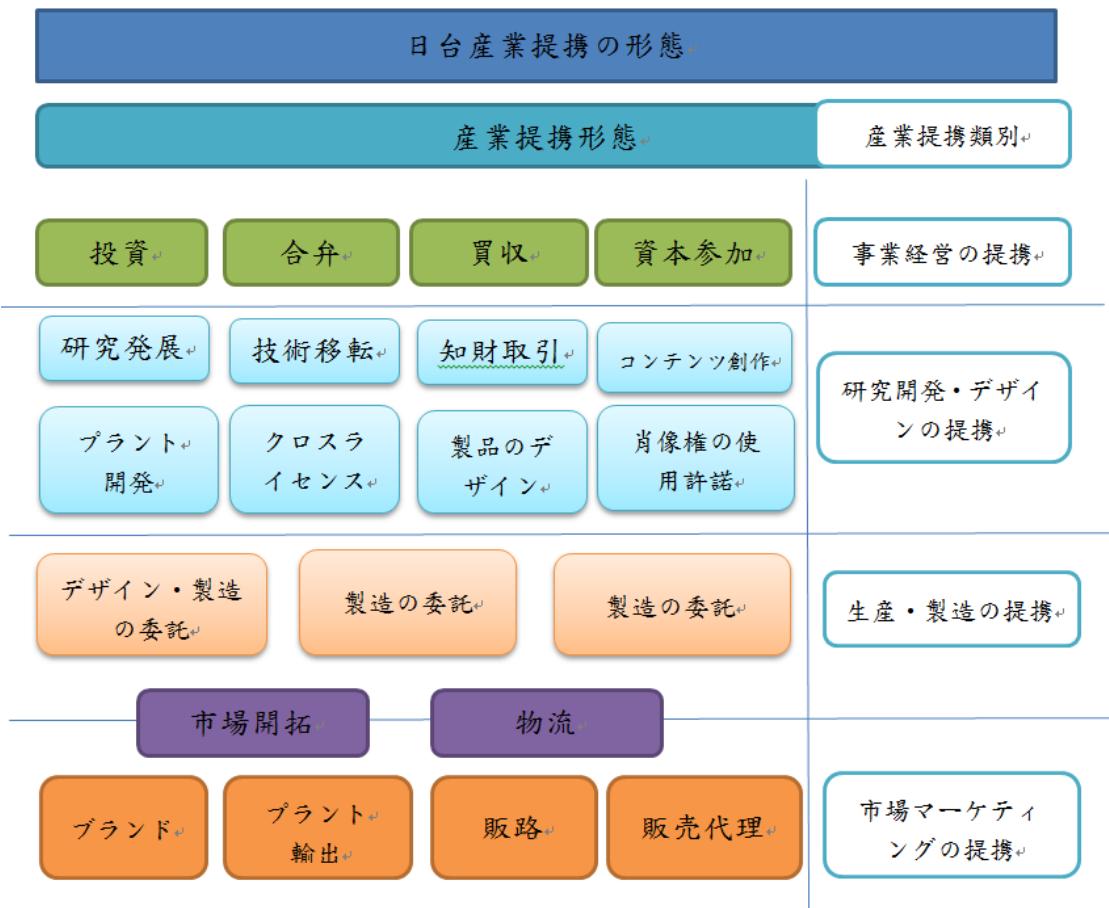


図 2-1 日台産業提携の形態

学者である Killing 氏 (1988)⁴⁸は、戦略的アライアンスを次のように定義している。

「戦略的アライアンスの提携形態は、合資の構造により、合弁、権益戦略アライアンス、非権益戦略アライアンスに分けられる。合弁は双方の共同出資で持ち株比率は同じである。権益戦略アライアンスは、両者間で持ち株比率が異なり、非権益戦略アライアンスは、両者が提携契約をし、持ち株、出資等は関係しない。」

上記のように、戦略的アライアンスには多くの形態が含まれ、日台の企業提携にも応

⁴⁸ Killing, J. P. Understanding Alliances: The Role of Task and Organizational Complexity. in Contractor, F. J. and Lorange, P. (Eds). Cooperative Strategies in International Business. New York: Lexington Books, 55-68.(1988)

用できる。

第二項 中国市場への進出

過去これまでの学術界及び産業界は、「雁行形態論⁴⁹」をもって東アジア経済の分業体系を分析することが多く行われてきた。「雁行形態論」とは、東アジア諸国の経済発展の成熟度を雁行すなわち雁の群れの飛行形態に模して、先頭が日本、中間がアジア四小龍、最後尾が中国及び東南アジアとして表したものである。換言すれば、日本がコア技術を提供し、次にアジア四小龍が OEM を行い、最後に中国と東南アジアが製造するというものである。しかし 2000 年以降は、日本経済が成長を止め、韓国経済が発展し、中国が世界最大の工場となるなど東アジア諸国の経済発展の度合いが変化するとともに、日本企業の中国市場への進出が順調に進まず、東アジアの経済分業体制に極めて大きな変化が生じ、その結果、従来の「雁行形態論」の様相に変化が生じた。中国市場の急速な成長と個人消費の向上が日台間における製品製造工程及び製品の分業体制につながり、従来の垂直分業から、徐々に垂直分業と水平分業の併用に転換し、現在の日台経済貿易関係と産業提携形態も多元的かつ多様な様相を呈するようになった。

2000 年以降における、東アジア経済全体の分業体系の最も大きな転換は、日本企業が中国市場への進出に手間取っている間に、研究開発及びブランド力を有する韓国大手企業が迫ってきていることである。これは、日本が雁行の先頭の地位を維持できるか否かに関わる。一方、台湾企業は文化面や言語面での優位性を活かし、数年来の中国進出で中国市場に一定の占有率を占めていたため、2002 年あたりからは、日台の

⁴⁹童振源・蔡增家、「從雁形理論到經濟分工：從台日經濟合作到東亞經濟分工模式（雁行形態論から経済分業まで：日台経済協力から東アジア経済の分業モデルまで）」、『国際関係学報』、24 期、p88、2007 年 7 月。

企業提携をアピールし始め、日本企業と台湾企業が相互補完関係にあるという優位性を利用して、共同で利益を達成することが期待された（日本企業が技術力、台湾企業がマーケティング・ネットワークとマネジメント力を活かす）⁵⁰。

日本の野村総合研究所の研究によると、日本企業が中国で単独投資する場合の成功率は68%であるが、台湾企業と提携した場合、成功率は10%高くなり、78%⁵¹になると試算している。したがって、日台企業が技術提携又は戦略的アライアンス、買収等のモデルを通じて、双方の優位性を結合させることができれば、双赢の関係が築けると考えられる。以下においては、日台の企業提携の主観的要因と客観的要因について論じる。

一、 主観的要因

戦後、日本企業による対台灣投資は1953年に始まり、2012年初頭までに合計6,669件となり、外資による対台灣投資では第1位（24.37%）、投資金額ランキングでは第4位（14.99%）となったが、租税回避又は共同基金等の要因を考慮すると、実質的には米国に次ぐ第2位であった⁵²。経済部投資審議委員会の統計によると、2011年の日本から台灣への投資案件は過去最高の441件に達し、2012年には、これを大幅に上回る619件に達した。2012年の日本から台灣への投資は、投資案件の平均金額から見る

⁵⁰前記注、p89。

⁵¹経済部投資業務処、「ECFA 後日商加強與台灣企業投資合作（ECFA 後に日本企業が台灣企業との投資協力を強化）」、2010年8月23日、ウェブサイト：

<http://www.mac.gov.tw/ct.asp?xItem=87358&ctNode=5630&mp=1>。（最終アクセス日：2015年9月12日）

⁵²黎立仁、「台日經濟產業互動之回顧與展望（日台經濟產業交流の回顧と展望）」、『全球政治評論』、第40期、p33、2012年10月。

と、中小企業が増加傾向にあった⁵³。

台湾は、2011年に「台日産業連携架け橋プロジェクト」を推進し、その内容に基づいて、2012年3月には「経済部台日産業連携推進オフィス（TJPO）」を設立した。同オフィスは、日台双方の産業提携の窓口として、台湾の関連部会のリソースを統合し、台日産業提携を全力で促進し、台日産業全体のレベルアップを加速化させることで、台日双方の企業の国際競争力と産業チェーンの地位を高めることを目的としており、また、日本経済産業省に対しても、日本の地方自治体による対台湾提携交流への経費補助を編成するよう促している。

台湾投資審査委員会の統計によると、2013年1月から11月の日本から台湾への投資件数は438件に達し、投資金額は昨年同期比で40.47%増の4.62億米ドルに達した。一方、台湾の対日投資を見ると、投資件数が47件（成長率95.83%）、金額が6.76億米ドル（成長率304.5%）に達し、日台双方向の投資がいずれも顕著な成長を見せた（表2-1⁵⁴）。また、2011年のTJPO設立以降だけを統計しても、日台の産業連携が成功したものが154件で、投資金額は約225.91億台湾元に達した⁵⁵。

⁵³財団法人資訊工業策進会、経済部工業局2013年度プロジェクト計画期末実施成果報告書「日台産業提携推進計画」、p2。

⁵⁴財団法人資訊工業策進会、経済部工業局2013年度プロジェクト計画期末実施成果報告書「日台産業提携推進計画」、p3。

⁵⁵ MoneyDJ 財経知識庫、投審会：1～11月の日本の対台湾投資件数438件、投資金額4.62億米ドル、年成長率40%、2014年12月30日、ウェブサイト：

<http://www.moneydj.com/KMDJ/News/NewsViewer.aspx?a=0fd74b3f-3ed3-440c-be8b-7dd65f1d110c>（最終アクセス日：2015年9月25日）

表 2- 1 日台双方の投資統計表

年度	日本から台湾への投資		台湾から日本への投資	
	件数	金額(千米ドル)	件数	金額(千米ドル)
2009	266	238,961	20	102,750
2010	340	400,494	22	40,648
2011	441	444,867	21	252,347
2012	619	414,330	35	1,089,349
2013（1～11月）	438	約462,000	47	約676,000

出所：財団法人資訊工業策進会「日台産業提携推進計画」、経済部投資審議委員会の資料を参照して作成

このほか、台湾経済部は、14の産業推進オフィスや委託処理計画の業務を水平統合するとともに、産業組合・協会との協力を強化し、案件の紹介や交流活動などを共催している。近年の日台産業提携事例を見ると、すでに産業チェーンによる分業生産から、共同研究開発や事業経営などにおける提携の発展モデルに転じていることがわかる⁵⁶。このことから、日台双方向の経済貿易、投資協力関係の進展は順調であることが窺え、産業における提携も益々密接になっている。

これまでの長い間、台湾と日本の貿易は途切れることなく続いているが、また、

⁵⁶経済部工業局、「経済部日台産業提携推進チーム」委員会議論説明、2014年12月29日、ウェブサイト：http://investtaiwan.nat.gov.tw/news/news_chn_mobile_display.jsp?newsid=3678&MID=8（最終アクセス日：2015年9月12日）

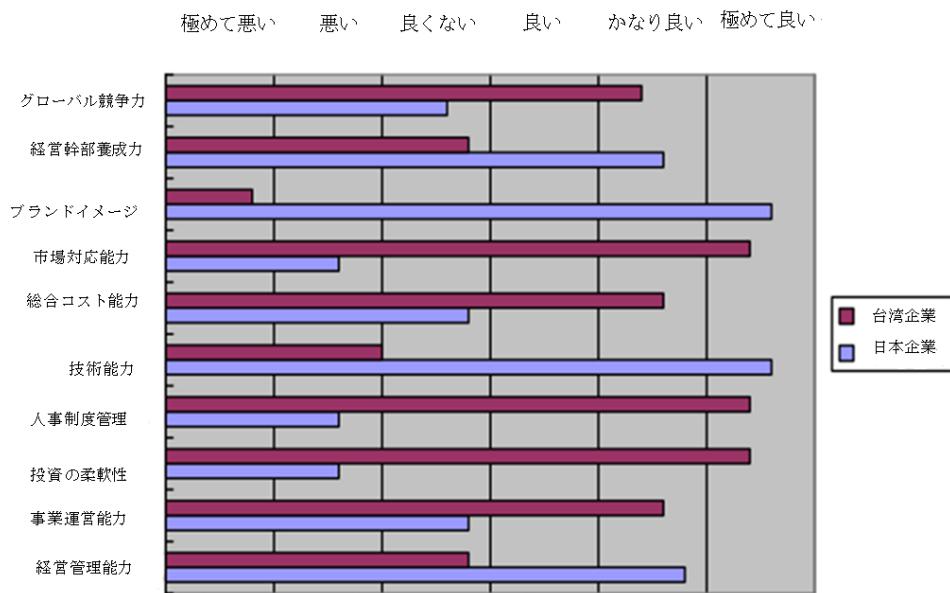
近年における双方の往来はさらに緊密度を増していることから、双方の長年にわたる交流から生まれた相互信用と理解が両者の協力により中国で発展していくための主観的要因であることが分かる。

二、客観的要因

ここでは、さらに客観的データから台湾と日本の産業の優劣について分析していく。中国に進出するに当たっての日本企業と台湾企業の競争力の比較を図 2-2 に示す⁵⁷。

⁵⁷ 図表出所：王琳粢、「日本企業在中國經營策略之分析－與台灣企業的策略聯盟（日本企業の中国におけるビジネス戦略の分析－台湾企業との戦略的アライアンス）」、『国立政治大学東アジア研究所修士論文』、p58、2010年7月。江逸之・高聖凱、「台日新同盟時代來臨（日台新同盟時代の到来）」、『遠見雑誌』、213期、p62、2004年3月から引用。

図 2-2 日本企業と台湾企業の中国進出における競争力の総合的比較



上の図表から分かるとおり、台湾企業と日本企業は各企業競争力のいずれにおいても一方が一定の優位性を有しており、双方は本質的に完全な相互補完性を有していると言うことができる。また、実務において、日本企業は基礎研究、品質、計画及び世界的ブランドイメージで優位性を有しており、双方が提携すれば、それぞれの長所と短所を補い合うことができるため、グローバル競争に参加しても、高い競争力で勝利することができると考えられる。中国市場を手中に収めたい日本企業にとって、台湾企業との戦略的アライアンスは、中国市場進出のための最も有効な戦略である（表2-2⁵⁸）。

⁵⁸朱炎、「台商大陸投資の日本因素與經濟全球化意涵（台灣企業の中国投資における日本の要素と經濟グローバル化の意味）」、『經濟全球化與台商大陸投資－策略、布局與比較（經濟のグローバル化と台湾企業の中国投資－戦略、布石と比較）』、台北：晶典文化事業出版社、p341、2011年3月。

表 2-2 実務における日台企業の優位性

日本企業の優位性	台湾企業の優位性
基礎研究力	製品応用力
優良な品質	コスト抑制力
厳密な計画力	迅速な対応力
世界的ブランド力	中国市場での ビジネス経験

三、 日台の経済貿易関係の分析結果

日台の経済貿易関係について、ここでは、研究者が提出した「経済共通利益」と「経済利益衝突」の二つの方向から分析することで⁵⁹、指標となる結論が導き出せると考える。

(一) 経済共通利益

1. 経済貿易関係の全体から見れば、日本は戦後、台湾と密接な経済貿易の往来を維持しており、この長期かつ緊密な経済貿易関係が日台の経済上の共通利益に係る重要な条件を形成してきた。
2. 台湾、日本のいずれも自由民主主義と市場経済価値を重視している。戦後の東アジア地区において、台湾と日本の経済発展はいずれも西側諸国から「奇跡」

⁵⁹李世暉、「台日經貿策略聯盟之研究（日台經濟貿易戰略的アライアンスの研究）」、『台灣國際研究季刊』第8卷、3期、p176-177、2012年9月。

と賞賛され、台湾と日本における民主主義の発展も、アジア諸国の代表とみなされた。東アジア地域の自由民主主義と市場経済の価値を維持するためにも、台湾と日本は相互依存の関係にある運命共同体である。

3. 歴史環境の下で発展してきた社会経済文化の同質性。この同質性は、台湾から見れば、台湾産業の発展の歴史と企業経営モデルに影響し、日本企業から見れば、台湾を常にアジアの第一投資先とする要因である。

(二) 経済利益の衝突

1. 双方とも輸出入貿易の上で、バランスを欠いている。日台間の貿易関係は密接ではあるが、日本は台湾に対し長期的に 200 億米ドル以上の貿易黒字を有し、これが双方の経済貿易関係の正常な発展に重大な影響を及ぼしている。
2. 日台中国市場における日台の競合関係。従来、日台間の経済貿易関係は垂直分業であったが、現在は、一部の産業において既に水平競争となっている。特に中国市場において、台湾は中国と IT 産業分野での提携で「Chaiwan (「チャイワン」: 中国(チャイナ)と台湾(タイワン)の協力関係を指す。)」の提携モデルを形成しており、これは日本企業に対する大きな挑戦である。注目すべきは、ECFA の締結と施行が日台の企業提携の新しい契機となったことであり、双方の企業は戦略的アライアンスを締結する動機を強め、実際に、多くの日台企業が戦略的アライアンスを成立させた (表 2-3 を参照)。
3. 最後は日台双方の特定産業における貿易保護政策。例えば、台湾と日本における農業に対する保護政策は、それぞれの経済貿易政策に直接に反映され、さらなる相互協力の障害にもなっている。

これらの共通利益と利益衝突は、日台双方が経済貿易提携について検討する上で直接に影響する要因となる。共通利益と利益衝突の矛盾を緩和し、日台相互の経済貿

易提携ネットワーク関係を強化するための方法としては、以下の二つが考えられる。

1. 一方が「自制」(self-constraint) して、自己の利己的境界を弱める。例えば一方がある産業の貿易保護政策を廃止し、又はあるキー技術を開放すること。日台の液晶パネル産業における提携がこれに当たる。
2. お互いに絶えず経済貿易における継続的な相互交流、協議、規範の遵守を通じて、「制度形成交渉」(institutional negotiation) モデルを形成する。例えば、「日台交流提携備忘録」(MOU) を締結して、経済貿易、産業の交流提携議題を決定し、「日台投資協定」を履行するとともに、規範の遵守を通じて、制度に盛り込むことである。

表 2-3 日台戦略的アライアンスの代表的事例⁶⁰

⁶⁰余吉政、「兩岸新局與台日本企業業合作契機（兩岸新局と台日企業協力の契機）」、台北駐日經濟文化代表處經濟組、ウェブサイト：www.tnst.org.tw/ezcatfiles/cust/img/img/20110823/20110823ca_01.pdf (最終アクセス日：2015年9月25日)；

台北駐日經濟文化代表處、台日産業合作推進弁公室、「台日産業合作搭橋方案概述（日台産業提携架け橋プロジェクトの概要）」、2012年7月30日（プレゼンテーション、p25；経済部投資業務処委託事業の整理資料を参照）。ウェブサイト：

http://www.tnst.org.tw/ezcatfiles/cust/img/img/20120730/20120730_cp1.pdf (最終アクセス日：2015年9月25日)

；朱浩・黃馨儀、「商業服務業發展研究能量建置計畫商業審議會（商業サービス業發展研究エネルギー構築計畫商業審議会）」、経済部、2013年9月12日（プレゼンテーション、p9）。ウェブサイト：<http://idac.tier.org.tw/DFiles/20130916092325.pdf> (最終アクセス日：2015年9月25日)

；「經濟部工業局推動台日合作計畫獲重大成果凌群電腦與東海集團在台合資公司正式成立（經濟部工業局により推進された日台合作計画が大きな成果を獲得　凌群グループと日本東海グループが台湾に合弁会社を正式に設立）」（2013年2月22日）、凌群ウェブ新聞、第185期、2013年3月5日。ウェブサイト：http://www.syscom.com.tw/ePaper_New_Content.aspx?id=49&EPID=185&TableName=sgNews (最終アクセス日：2015年9月20日)。

日本企業	台湾企業	事業分野	形態
DLE	Green Paddy	フラッシュアニメーションの制作・販売・マーケティング・企画	事業提携－コンテンツの共同制作、ビジネスモデルの共有、市場の支援
Mother Cosmo (マザーコスモ)	業強科技	バイオマスエタノール酵母、製造プラント設備の販売	事業提携－中国における Mother Cosmo 製品の販売
Xiroku (シロク)	晶相光電	タッチパネルのカメラモジュールの開発・製造・販売	合弁事業－シロクが開発した小型 IT 機器設備向けのカメラモジュールを晶相光電が製造・販売
Mos Food Service (モスフードサービス)	東元電機	ハンバーガーチェーンの展開	合弁事業－東元電機の知名度の活用による店舗開拓や人材獲得
Duskin (ダスキン)、無印	統一超商	ドーナツチェーン、アパレルチェ	多くは合弁事業であり、統一超商が経営、マーケティング人材や、

陳欣怡・溫蓓章（中華経済研究院）、「技術型新創企業之台日合作模式（技術型ベンチャー企業の日本台アライアンスマデル）」、経済部ウェブ新聞、第 239 期、『国際財經評論』、2013 年 8 月 14 日。ウェブサイト：<http://www.twbusinessnet.com/epaperArticle.do?id=234848262>（最終アクセス日：2015 年 9 月 20 日）。

良品、楽天等		ーン、オンライン ショッピング等の展 開	販売チャネル、物流ネットワーク 等を提供
希華科技(明 電通信工業)	希華晶体	水晶デバイスの 開発・製造・販売	希華晶体が明電通信工業を買収 ー 日本法人はグループの R&D セン ター(川上材料技術)
日本デサン ト(Descente) グループ	台湾満心企業	スポーツアパレ ルの代理・マーケ ティング	事業提携・資本参加ー 台湾側は中国の代理店探しを担 当; 日本側はマーケティング管理及 び製品デザインを提供
三井化学	台塑(台灣塑 料)社	台灣プラスチッ クス社のリチウ ム電池モジュー ルにおける酸化 鉄リチウム正極 材(LiFexMyPOz、 略称: LFPO) の 研究開発・生産・ 販売の経験を活 かして電解液を 共同生産	合弁事業ー中国寧波にリチウム イオン電池工場を建設

東海グループ (Tokai Group)	凌群電腦会社 (THE CYSCOM GROUP)	凌群社のソフトウェア品質管理能力、クラウド開発及び製品の整合実力+ TOKAI-COM の日本 IDC 七大連盟と繋がる基礎設備の運営管理の優位	合弁事業－「雲碼株式会社」を設立。日本側（研究開発、ブランド）、台湾（計画管理）、中国（製造、販売）の提携をベースに情報ソフトウェアサプライチェーンを構築
五合株式会社	台湾南宝樹脂 (NANPAO CHEMICAL)	塗料事業－日本側は台湾側から資金、合理的な技術保護と海外市場の販売チャネルを得て、台湾側は技術供与と定期的な技術指導を得る	合弁事業－日本側が資金提供の代わりに技術を供与する方式で、台湾側と合弁会社を設立

以下に上記のうち、主な事例を取り上げて、以下に簡単に紹介する⁶¹。

⁶¹台北駐日經濟文化代表処、台日產業合作推進弁公室、「台日產業合作搭橋方案概述（日台產業提携架け橋プロジェクトの概要）」、2012年7月30日、ウェブサイト：

http://www.tnst.org.tw/ezcatfiles/cust/img/img/20120730/20120730_cp1.pdf（最終アクセス日：2015年9月20日）。

(一)、事例1：ビジネスモデルの共有と中華圏向けカスタマイズで協力
(DLEとGREEN PADDY)

1. 台湾企業：GREEN PADDY、日本企業：DLE
2. 戦略的アライアンス事業分野：フラッシュアニメーションの制作、販売、マーケティング企画
3. 提携モデル：台湾側は台湾、中国市場の嗜好、及び台湾、中国市場へのアクセスを提供。日本側はコンテンツビジネスのノウハウ、及び日本市場へのアクセスを提供。双方の協力モデルは事業提携であり、主に市場参入を相互支援し、ビジネスモデルの共有、コンテンツの共同制作を行う。この戦略的アライアンスにより、日本企業が期待できる効果は、中華圏用にカスタマイズされたコンテンツにより、中華圏市場での競争力を向上させることである。

(二)、事例2：独自のエタノール生成酵素を武器に台湾拠点から中国へ事業を拡大
(マザーコスモ (Mother Cosmo) と業強科技)

1. 台湾企業：業強科技、日本企業：マザーコスモ
2. 戦略的アライアンス事業分野：バイオエタノール酵母、製造工場設備の販売
3. 提携モデル：先ず、マザーコスモと泰豊碩実業が合弁により台湾コスモ株式会社を設立し、その後、業強科技と提携して中国事業を開拓。業強科技の中国工場にバイオエタノールの工場設備を設立し、中国での販売窓口業務を担当させた。この戦略的アライアンスにより日本企業が期待できる効果は、中国市場での販売力向上による、売上げ回収のリスクの低減である。

(三)、事例3：高度な生産技術と資金を有する台湾企業との提携で、日台分業体制を構築 (シロク (Xiroku) と晶相光電)

1. 台湾企業：晶相光電、日本企業：Xiroku
2. 戦略的アライアンス事業分野：タッチコントロール式パネルのカメラモジュールの開発、製造、販売
3. 提携モデル：先ず、双方が合弁事業を設立し、晶相光電が（中国の工場で）製造し、Xiroku が開発した小型 IT 機器向けのカメラモジュールを販売。この戦略的アライアンスにより日本企業が期待できる効果は、顧客（PC ベンダー等）の近くで、高品質のモジュールを低コストで量産できることである。

(四)、事例 4：海外最大の店舗網を築いた台湾フランチャイジーと共に中国に進出
(モスバーガー (Mos Food Service) と東元電機)

1. 台湾企業：東元電機、日本企業：モスフードサービス
2. 戦略的アライアンス事業分野：ハンバーガーチェーンの展開
3. 提携モデル：双方は先ず合弁事業を設立し、東元電機の知名度を利用し、店舗開拓や人材獲得の効率を高めた後、台湾主導、日本支援という形で中国市場に進出。この戦略的アライアンスにより日本企業が期待できる効果は、地元有力企業との提携により、現地に密着した企業経営が可能となり、海外最大の店舗網を構築できることにある。

(五)、事例 5：「対等提携」を原則に、日本企業の台湾、中国ビジネスを強力に
サポート（統一超商と日本の小売・流通・飲食企業）

1. 台湾企業：統一超商、日本企業：楽天、無印良品、DUSKIN 等
2. 戦略的アライアンス事業分野：ドーナツチェーン、衣服チェーン、オンラインショッピング等の展開

3. 提携モデル：双方は対等提携方式により合弁事業を設立し、統一超商グループは、経営・販売等の人材と販売チャネル、物流ネットワーク等の資源を提供。この戦略的アライアンスにより日本企業が期待できる効果は、統一超商グループの店舗網と人材を活かして、スムーズに事業拡大できることと、台湾での成功体験を中国市場に応用できることである。

(六) 、事例 6 : 日本企業の買収により、台湾、日本、中国の特性を活かした分業体制を構築（希華晶体と希華科技）

1. 台湾企業：希華晶体、日本企業：希華科技（明電通信工業）
2. 戦略的アライアンス事業分野：水晶コンポーネントの開発、製造、販売
3. 提携モデル：希華晶体が日本の明電通信工業株式会社を買収して希華科技株式会社を設立し、中国に製造拠点を設けた。日本をグループの R&D センターとし、台湾、中国はそれぞれハイエンド、ミドルエンド製品の生産基地とし、最適な分業体制を構築。この戦略的アライアンスにより日本企業が期待できる効果は、台湾資本の受け入れにより、開発技術の製品化ルート、デバイス原料の安定した供給元を確保することができると同時に、アジア事業の展開も可能になることである。

第三項、日本企業と台湾企業の中国における提携状況

日本みずほ総合研究所の伊藤 信悟（Shingo Ito）が行った日台ビジネスアライアンス事例に対する分析によれば、日本企業は台湾企業の中国におけるマーケティング能力や経験を非常に重視している。日本企業が台湾企業の管理とマーケティング経験を活用して中国に進出する新たな形態の提携モデルが即ち伊藤の言う「JCT モデル⁶²」

⁶² Shingo Ito, The Surge of Japanese Investment in China Utilizing Taiwanese Managerial Resources: a viable

(Japanese investment in China utilizing Taiwanese managerial resources) である。JCT モデルには、日台合弁型、日本企業による台湾子会社活用型、複合型 (composite vehicle) がある。複合型は日台合弁会社にさらに中国からのリソースの投入を含む対中投資を指す。

JCT モデルは、長期にわたる日台間の経済協力関係によって育まれてきた重層的な信頼関係や、日本企業が台湾の子会社で培った豊富な人材を基礎としている。台湾企業や日本企業の台湾子会社の優位性は「競争力を具えた管理リソース (competitive managerial resources)」を有することにある。

現在も JCT モデルの勢いが衰えを見せないことについて、伊藤は次のようないくつかの原因があると指摘した。

1. 中国による投資環境の改善は一朝一夕に解決できるものではない。
2. 投資環境が改善されたとしても、日本企業にとって、中国の経営環境には依然その言語や文化の障壁が存在する。
3. 日本企業が言語や文化の障壁を克服できなければ、中国現地のビジネス・ヒューマンリソースの情報収集を短時間で十分に行うことができず、特に中小企業の情報取得することはできない。
4. 台湾企業の中国市場におけるマーケティングや製造のネットワーク・リソースは、依然として高い潜在力を有する。

下表に示すとおり⁶³、台湾からの対中投資の件数と金額の推移を見ると、毎年の投資件数と金額には若干の変動があるものの、投資金額は相当に高いことが明らか

business model, Tokyo: Mizuho Research Institute Ltd, 1-4(2005).

⁶³ 経済部投資審議委員会の公式サイトの統計データ、2015 年 6 月統計月報、データは補正後の許可案件の件数と金額を含む、ウェブサイト：<http://www.moeaic.gov.tw/> (最終アクセス日：2015 年 9 月 14 日)。

である

表 2-4 台湾の対中投資の推移（単位：件、千米ドル）

Item	Mainland Investment-unit: US\$1,000	
Year	Case	Amount
1991~2004	33,155	41,249,232
2005	1,297	6,006,953
2006	1090	7,642,335
2007	996	9,970,545
2008	643	10,691,390
2009	590	7,142,593
2010	914	14,617,871
2011	887	14,376,625
2012	636	12,792,077
2013	554	9,190,091
2014	497	10,276,569
1991~2014.12	41,259	143,956,282.63

日本の対外投資統計によると、2003年末までに中国に進出した日系企業数は延べ3,476社となっている。日本交流協会の統計によると、2000年から2002年までの3年間における日台企業アライアンスによる対中投資の件数は合計63件に上った。この状況は引き続き好調に推移しており、2003年の上半期だけで、すでに17件の日台企業による合弁事業への投資があり、これは、同時期における日本企業の対中投資案件の約1割を占めるものである⁶⁴。

⁶⁴前記注57、江逸之、高聖凱、p61、2004年3月。

一方、中小企業の情報収集は容易ではなく、台湾企業も第三国経由で中国に投資するケースが多いことから、どれほどの日本企業が JCT モデルを中国事業に活用してしてかは完全には把握できない。しかし、伊藤が収集した資料によると、1989 年から 2004 年 6 月末までに JCT モデルを活用して中国に進出した企業は約 249 社で、中国に進出した日本企業の総数の 7% を占めており、この統計データには、多数の中堅・大手企業が含まれると考えられる。JCT モデルを採用した 249 社の企業のうち、2000 年以降に設立された企業数が 142 社に上ることから、近年 JCT モデルが急増していることが分かる。(表 2-5⁶⁵)

表 2-5 JCT による投資の業種と時期

業種	1999 年 以前	2000 年 以降	合計	業種	1999 年 以前	2000 年 以降	合計
電子・電気	23	32	55	金属製品	4	6	10
自動車及 びその部 品	11	30	41	精密機器	4	4	8
機械	16	21	37	セメン ト・石材	3	2	5
化学	12	20	32	その他 製造業	1	3	4
食品・飲料	8	8	16	鋼鉄	4	0	4
ゴム・皮革	8	5	13	その他	2	9	11
繊維	11	2	13	合計	107	142	249

出所：童振源・王国臣の「政治の現実と経済利益：東アジア再編における台日企業の提携関係」を参考に作成

⁶⁵ Shingo Ito, supra note 62, at 6.(2005)

2005年に行われた、研究者を対象にしたアンケートの調査結果によると⁶⁶、「日本企業が中国において協力関係を構築した」と回答したのは、台湾親会社が18.6%、台湾系中国会社が20.6%、日本子会社が46.2%、日本親会社が34.6%だった。特に、中国市場の発展を見込んだ、日本企業と台湾企業の提携割合が増加傾向にある。(表2-6を参照⁶⁷)

表2-6 日本企業と台湾企業の中国における提携状況(2004年)

	台湾親会社(%)	台湾系中国企 業(%)	日本子会社(%)	日本親会社(%)
有	18.6	20.6	46.2	34.6
無	35.7	66.2	7.7	19.2
未回答	42.9	13.2	46.2	46.2

出所：童振源・王国臣の「政治の現実と経済利益：東アジア再編における台日企業の提携関係」を参考に作成

当該調査結果によると、台湾親会社が中国で日本企業と業務提携を行う場合、生産が76.9%で最も多く、管理の53.8%、マーケティングの46.2%、技術移転の30.8%と続いている。50%の台湾系中国企業は日本企業と生産提携を行っており、35.7%はマーケティング、28.6%は技術移転という回答が見られた。また、日本子会社の回答者のうち、83.3%が中国において台湾企業とマーケティングにおける事業提携を行つ

⁶⁶童振源・蔡增家、「促進台日經濟深度分工與全面合作關係研究報告（日台經濟的高度分業と全面協力関係の促進に関する研究報告）」、経済部委託政策報告、p12-13、2005年。当該委託報告は2004年12月に台湾、日本企業2,062社に対してアンケート調査を行い、2005年3月に267件の有効回答を回収した。（回答内訳：台湾親会社：133件、台湾系中国企業：68件、日本企業の台湾子会社：37件、日本企業の日本親会社：29件）

⁶⁷童振源・王国臣、『政治現実與經濟利益：東亞經濟整合下的臺日企業合作關係（政治の現実と経済的利益：東アジア経済再編における日台企業の協力関係）』、p13、2009年。

ていると回答した。日本親会社の回答のうち、88.9%が台湾企業とマーケティングにおける事業提携を行っており、66.7%が生産提携を行っていると回答した。このことから、中国において、台湾企業は日本企業との生産提携を主としており、日本企業は台湾企業とのマーケティング提携を主としていることが分かる。（表 2-7 を参照⁶⁸）

表 2-7 日本企業と台湾企業の中国における現在の提携項目

提携項目	台湾親会社 (%)	台湾系中国企 業(%)	日本子会社(%)	日本親会社(%)
研究開発	7.7	7.1	0.0	11.1
生産	76.9	50.0	0.0	66.7
管理	53.8	7.1	0.0	44.4
技術移転	30.8	28.6	0.0	11.1
マーケティ ング	46.2	35.7	83.3	88.9
投資顧問と 物流管理顧 問の業務	-	-	16.7	-

出所：童振源・王国臣の「政治の現実と経済利益：東アジア再編における台日企業の提携関係」を参考に作成

当該調査結果によると、中国における提携態様は、84.6%の台湾親会社が日本企業との合弁会社設立であると回答し、23.1%が日本企業による台湾企業からの調達と回答した。中国における台湾企業の半数は日本企業が台湾企業からの調達を行っていると回答し、28.6%はマーケティング及び技術開発において日本企業と提携していると回答した。（表 2-8⁶⁹）

⁶⁸前記注、p13、2009 年。

⁶⁹前記注 67、童振源・王国臣、p14、2009 年。

表 2-8 日本企業と台湾企業の中国における提携関係の態様

提携態様	台湾親会社	台湾系中国企 業	日本子会社	日本親会社
合弁会社設立	84.6	21.4	66.7	55.6
販売協力	7.7	28.6	50.0	77.8
日本企業が台灣企 業から調達	23.1	50	0.0	44.4
日本企業から台灣 企業への技術移転	7.7	14.3	0.0	11.1
技術開発協力	7.7	28.6	0.0	11.1
管理人材交流	0.0	7.1	0.0	11.1

出所：童振源・王国臣の「政治の現実と経済利益：東アジア再編における台日企業の提携関係」を参考に作成

当該調査結果によると、61.5%の台湾親会社が今後中国において日本企業と生産提携を強化すると回答し、46.2%がマーケティング、38.5%が管理、30.8%が技術移転、23.1%が研究開発において提携を強化すると回答した。また、71.4%の台湾系中国企業が今後中国において日本企業と生産提携を強化したいと回答し、35.7%が技術移転、28.6%が研究開発とマーケティング、21.4%が管理において提携を強化すると回答した。日本子会社では、66.7%が中国において台湾企業とマーケティングにおいて提携を強化したいと回答し、16.7%が研究開発と生産において提携を強化したいと回答した。日本親会社では、88.9%が中国において台湾企業とマーケティングにおいて提携を強化したいと回答し、55.6%が生産、22.2%が研究開発において提携を強化したいと回答した。このことから、中国における事業経営については、台湾企業は日本企業との生産提携に重点を置いているのに対し、日本企業は台湾企業とのマーケティング提携に重点を置いていることが分かる。また、日台双方とも相手の優位性を活用して

中国事業を開拓することを望んでいるが、技術移転を強化したいと考える台湾企業に対し、技術を保有する日本企業は技術移転に積極的でないことがわかる。（表 2-9 を参照⁷⁰⁾

表 2-9 日本企業と台湾企業が将来中国において提携強化を希望する項目

提携項目	台湾親会社(%)	台湾系中国企業(%)	日本子会社(%)	日本親会社(%)
研究開発	23.1	28.6	16.7	22.2
生産	61.5	71.4	16.7	55.6
管理	38.5	21.4	0.0	11.1
技術移転	30.8	35.7	0.0	0.0
マーケティング	46.2	28.6	66.7	88.9

出所：童振源・王国臣の「政治の現実と経済利益：東アジア再編における台日企業の提携関係」を参考に作成

第四項 、日台提携の知的財産分野への影響

一、日本の知的財産戦略

近年、経済情勢の変化に伴い、日本の産業構造の転換も徐々に進められており、知的財産権分野への対応についても、日本は2002年に「知的財産戦略大綱」⁷¹を策定し、知的財産立国を方針として定め、知的財産の「創造」「保護」「活用」「人的基盤の充実」の強化を政策として掲げた。

1. 創造戦略：大学・公的研究機構における知的財産創造力、企業における戦略的な

⁷⁰前記注 67、童振源・王国臣、p14、2009 年。

⁷¹何燦成、「對我國推動智慧財產政策的建議（我が国が推進する知的財産政策への提言）」、『智慧財產権月刊』、152 期、p8-9、2011 年 6 月。

知的財産の創造・取得・管理、創造性を育む教育環境の整備、創造を担う人材の充実、強化。

2. 保護戦略：的確かつ迅速な特許審査・審判制度の構築、著作権・営業秘密・知的財産新興分野への適切な保護の強化、模倣品対策の強化、海外における知的財産権の保護と国際的協力の強化。
3. 活用戦略：大学・公的研究機関における技術移転の推進、及び企業における知的財産の評価と活用の強化。
4. 人的基盤の充実：知的財産の創造・保護・活用の実現のため、前述日台間の貿易交流の状況を観察し、知的財産分野における人的基盤の充実を実現する。日本の視点から見ると、上述第2点の保護戦略の実現を図ることが主となると考えられるため、ここでは、それを中心に考察を展開していくことにする。

二、中国の台頭

近年における東アジア経済の情勢変化については、中国の経済がテイクオフしたことで世界各国との貿易が盛んになり、その巨大な市場規模により、ビジネスチャンスも無限に広がっていることから、各国は先を争ってこの巨大な市場に進出し、利益を得ることを目指している。これに伴って、中国における知的財産権へのニーズも高まってきているが、ここでは、特許出願件数、商標登録出願件数等の各データから、このような動向（以下の図表及びデータの出所は、いずれも台湾の知的財産局⁷²（TIPO、以下「知的財産局」という。）より）の把握を試みる。

⁷²経済部知的財産局、「五大局受理專利商標申請概況（含圖表）（五大特許庁が受理した特許・商標件数の概況（図表を含む））」、2015年2月9日、ウェブサイト：

<https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=541754&ctNode=7123&mp=1> （最終アクセス日：2015年9月12日）

世界の五大特許庁が 2014 年に受理した特許出願件数を見ると、中国（928,177 件）が前年より 103,041 件増え（前年比 12.5% 増）、5 年連続で 2 衍の高成長を見せ、件数、増加率で世界一となった。米国（579,782 件）及び韓国（210,000 件）はいずれも小幅の増加となり、年々減少傾向にある日本は、2013 年に過去 10 年間で最低（328,436 件）を記録した。

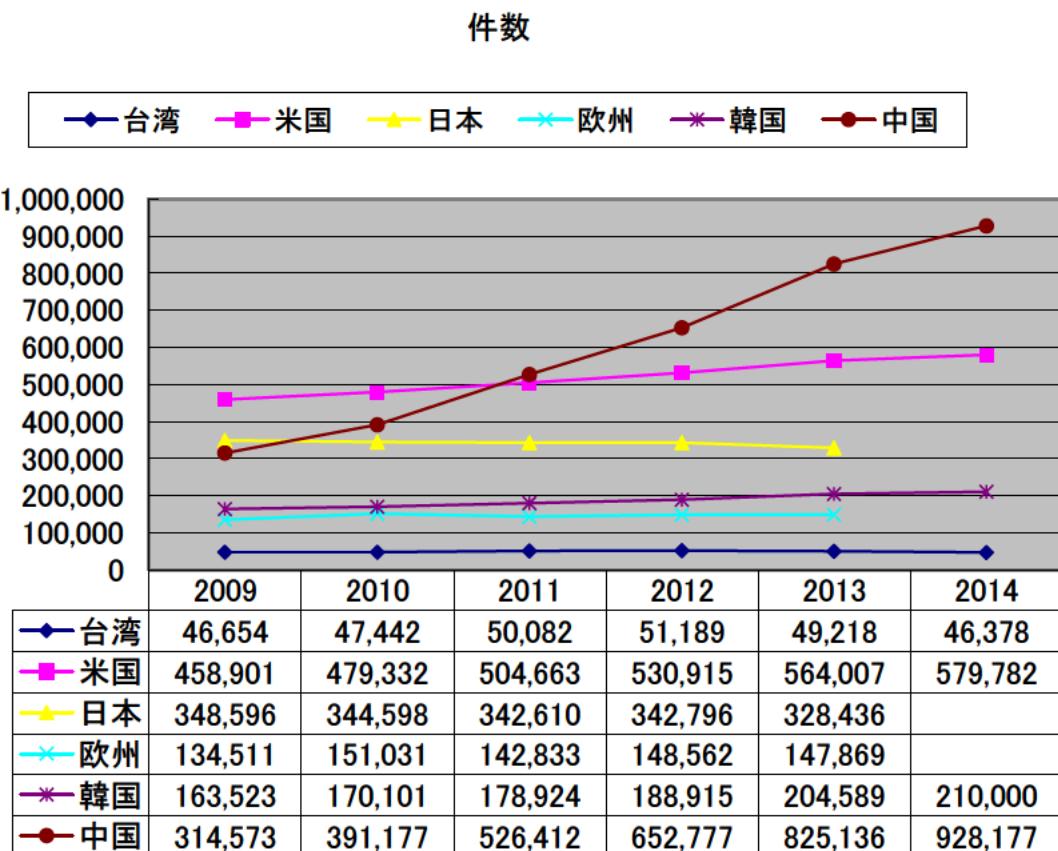


図 2-3 五大特許庁の受理した特許出願件数⁷³

⁷³ 経済部知的財産局「五大局受理專利商標申請概況（五大特許庁が受理した特許・商標出願件数の概況）」、ウェブサイト : <https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=541754&ctNode=7123&mp=1>（最終アクセス日：2015 年 9 月 12 日）のリリースの説明によれば、この図表の資料の出所は台、米、日、欧、韓、中の特許主務官庁のウェブサイトである（最終アクセス日：2015 年 2 月 2 日）。米国のデータは Performance & Accountability Report (Fiscal Year 2013 & 2014) からのものである。欧州のデータは欧州特許庁 (EPO) への直接特許出願及び PCT 経由で当該庁への特許出願 (Patent) を受理した件数を含

また、商標登録出願については、日本を除き、いずれの国も過去5年間で最高を記録した。

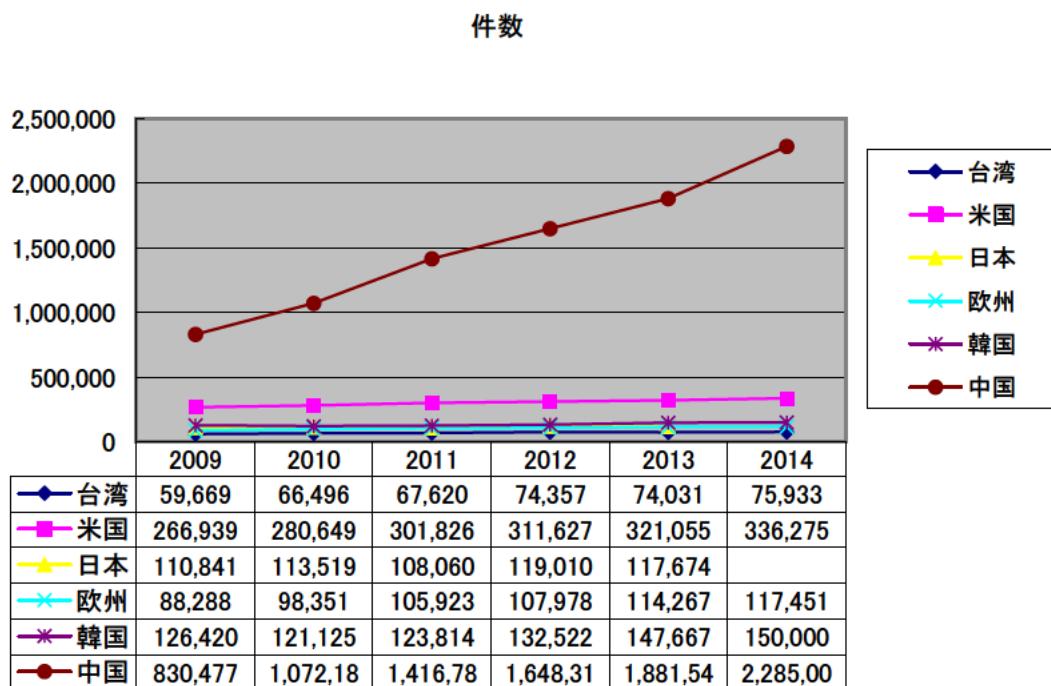


図2-4 五大特許庁が受理した商標登録出願件数⁷⁴

2014年に中国で受理された商標登録出願の件数は2,285,000件で、200万件を突破し、前年より403,454件増え（前年比21.4%増）急速な増加を見せた。米国（336,275件）、欧州（117,451件）及び韓国（150,000件）は、前年比1.6%～4.7%の増加となつた。日本（2013年は117,674件）は前年比1.1%の微減となつた。世界の景気は、2014

む。日本及び欧州は未だ2014年のデータを公表していない。

⁷⁴経済部知的財産局「五大局受理專利商標申請概況（五大特許庁が受理した特許・商標出願件数の概況）」、（ウェブサイト：<https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=541754&ctNode=7123&mp=1>（最終アクセス日：2015年9月12日））のリリースの説明によれば、この図表の資料の出所は米、日、欧、韓、中の特許主務官庁のウェブサイトである（最終アクセス日：2015年2月2日）。日本は未だ2014年の統計データを公表していない。

年以降穏やかに回復しており、五大特許庁で受理された商標登録出願件数もほぼ増加傾向にあることから、各国の企業がブランド（商標）戦略を積極的に活用して、消費財市場における競争に参加していることが明らかとなった。

このほか、台湾企業も徐々に中国における知的財産ポートフォリオの構築を重視するようになってきている。以下においては、特許登録及び出願件数を例にして、台湾企業が本国及び米国のみならず、中国においても特許の布陣を広く展開していることを説明する。

(一) 台湾集積回路製造会社（TSMC）

台湾集積回路製造（TSMC）は、2004年から2013年までの10年間で、中国における特許の累積登録件数が1,853件となった。下表のデータから分かるように、累積特許登録件数は、多い順に米国、台湾、中国となっているが、TSMCの台湾における特許登録件数は2,500件余りで、米国における特許登録件数の約1/2である。一方、中国における特許登録件数は台湾の7割近くに達している。

TSMCは、中国において8インチウェハーの生産能率支援工場を一つ保有している。実際の製造工程のニーズに対応するために、TSMCは少なくとも10年前から中国において特許ポートフォリオの構築を開始した。さらに、中国市場の収益はTSMCの2013年度通年の総売上高の6%を占めたため、同社は中国における特許ポートフォリオ構築を広く展開することにした。2004年から2013年までの中国における特許累積登録件数は、すでに2千件に迫っている。

表 2- 10 TSMC の国・地域別特許登録蓄積件数

台湾	米国	日本	欧州	中国	韓国	インド
2512	4953	151	14	1853	269	4

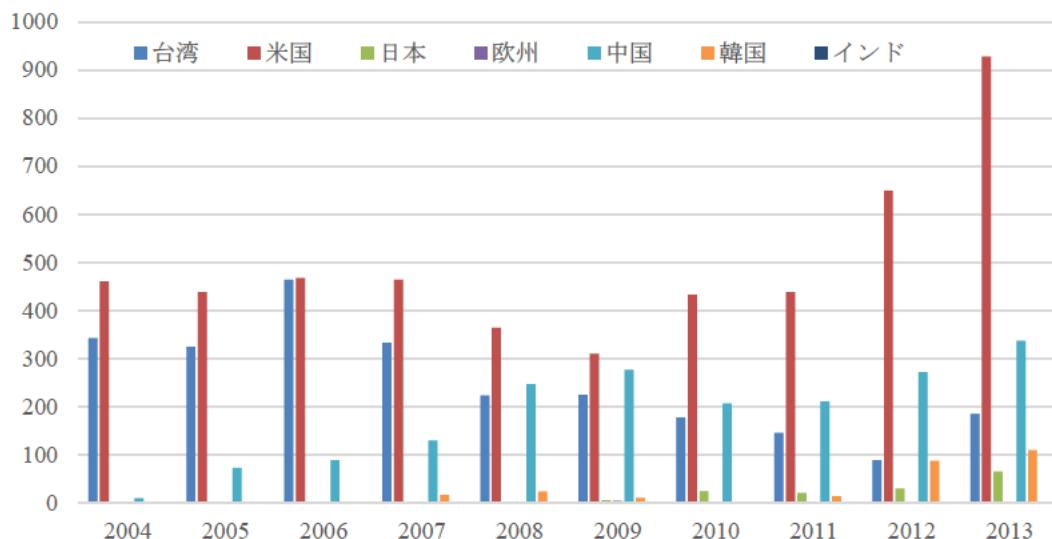


図 2- 5 TSMC の国・地域別特許登録件数の状況

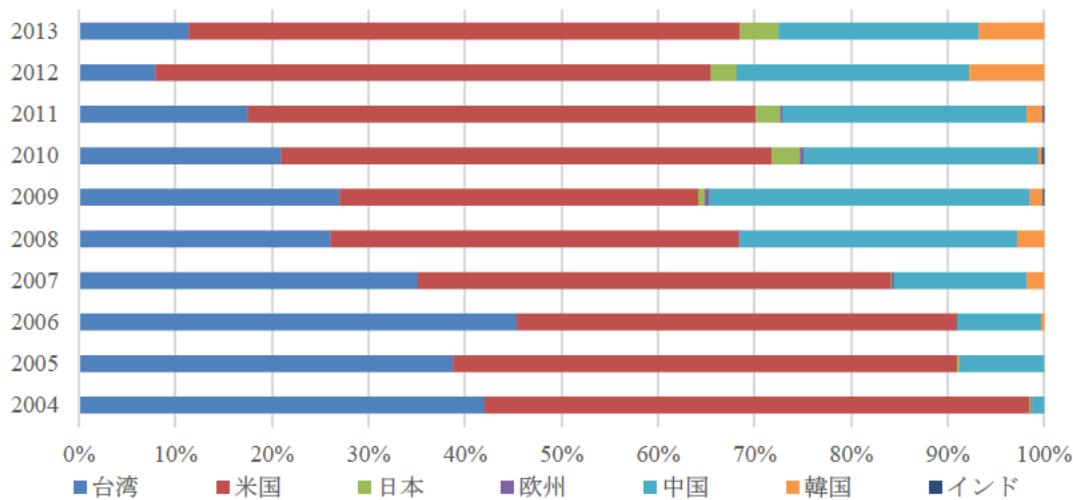


図 2- 6 TSMC の国・地域別特許登録件数の割合

また、TSMC は 2004 年から 2012 年までの主要 7ヶ国における特許出願件数は、下図に示すとおり、多い順に米国、中国、台湾、韓国、日本、欧州及びインドとなっ

ている。TSMC の台湾における特許出願件数は 2 千 5 百件弱であるが、米国における特許出願件数は 4 千 6 百件余りと、台湾での出願件数の約 2 倍以上である。中国における特許出願件数は 3 千 3 百件余りで、台湾での出願件数の 1.3 倍近くに達した。このことから、TSMC の海外における特許ポートフォリオ構築は、米国と中国に重きを置いていることが明らかにわかる。また、TSMC は中国市場においても年々安定した成長を見せており、直近 3 年間の売上高データを例とすると、総売上高に占める中国市場における売上高の割合は 2011 年が 4%、2012 年が 5%、2013 年が 6% となっていることから、TSMC が中国市場において徐々に発展していることが分かる。TSMC の特許ポートフォリオ構築戦略において中国は重要な要因であると言える。また、前述したとおり、生産能率を支援するため、TSMC は中国に 8 インチウェハー工場を保有しており、実際の製造工程のニーズに対応するため、TSMC が中国において特許ポートフォリオ構築を進めることは必然である。これにより、中国のウェハー工場に必要な専門技術の保護を図ろうとしている。2014 年 12 月、TSMC は法人説明会において、中国に 12 インチウェハー工場の設立を目指すことを発表した⁷⁵。このことから、TSMC が今後数年間に、先進製造プロセス技術を導入するために、中国における特許ポートフォリオ構築をさらに積極的に進める、ことが予想される。

表 2-11 TSMC の国・地域別特許出願総数

台湾	米国	日本	欧州	中国	韓国	インド
2,535	4,625	251	57	3,340	553	9

⁷⁵自由時報、「傳赴中國建 12 吋晶圓廠台積電：構想階段（中国での 12 インチウェハー工場計画、台湾積体電路製造（TSMC）：構想段階）」、2014 年 12 月 22 日、ウェブサイト：
<http://news.ltn.com.tw/news/business/breakingnews/1187018>（最終アクセス日：2015 年 9 月 12 日）

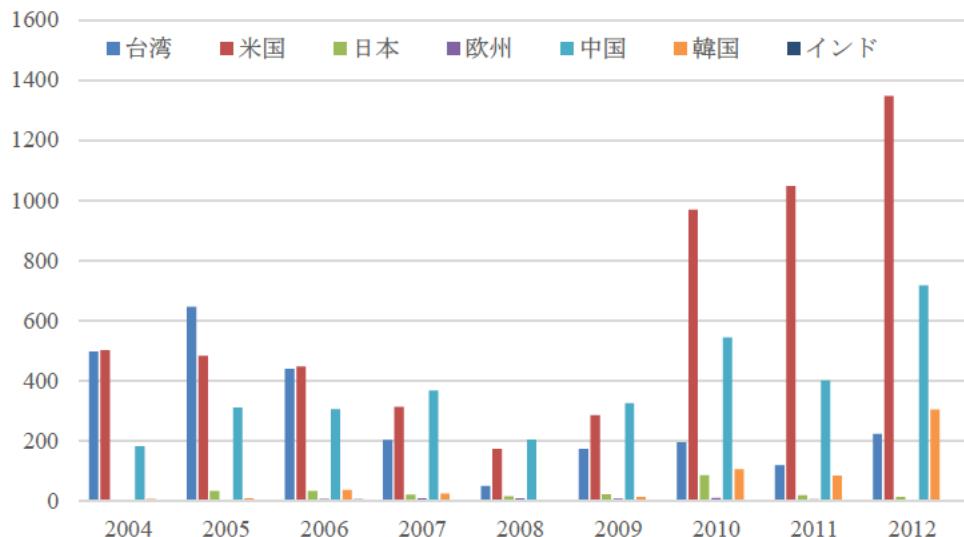


図 2- 7 TSMC の国・地域別特許出願件数の現況

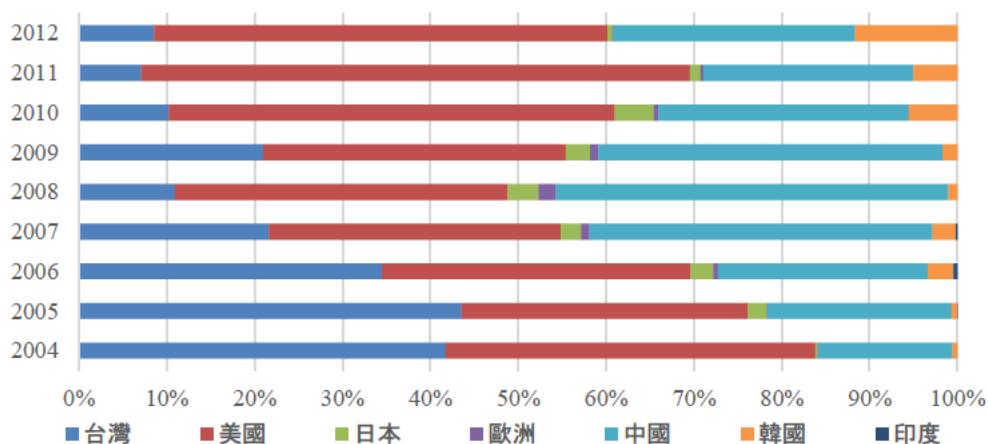


図 2- 8 TSMC の国・地域別特許出願件数の割合

(二) 財団法人工業技術研究院（ITRI）

財団法人工業技術研究院（ITRI）の各国における特許ポートフォリオ構築を見ると、台湾のほか、米国と中国の特許登録件数がその他の国の登録件数をはるかに上回っていることから、中国と米国がより重要視されていることが明らかにわかる。これらの特許は主として電子と光電、情報と通信の技術分野に属するものであるが、それ

以外にも機械とシステム、材料と化学工学、バイオメディカルと医療器材、エネルギーと環境等の先端技術分野の登録件数も少なくない。また、統計データから、ITRI の台湾における特許は、依然として、現在主流である電子、情報、通信分野が最も重要視されていることがうかがえ、これにより、研究競争において機先を制すると同時に、関連分野において他の会社の動きを牽制する効果も期待できる。

表 2- 12 ITRI の国・地域別特許登録件数

台湾	米国	日本	欧州	中国	韓国	インド
5,250	3,515	414	76	2,344	154	2

ITRI の国・地域別特許登録件数の推移を見ると、2004 年～2007 年の台湾以外の特許登録件数では、米国が最も多く、中国が続いた。2007 年～2011 年には、全世界における登録件数が増え始め、特に中国と米国の件数が飛躍的に増加した。さらに、2011 年には、米国の登録件数が 2007 年と比べて 2 倍の増加となり、中国に至っては、4 倍と大幅に増加した。ITRI の国・地域別特許出願件数の推移と対比してみると、ITRI は特許査定の約 3 年前（即ち 2004 年～2005 年）から中国と米国への特許出願の件数と割合を計画的に増やしており、この状況が、少なくとも 2010 年以降まで続いたことが推察できる。なお、2013 年の台湾における特許登録件数は大きく増加しているが、その原因は、審査を加速するため、特許審査官が増員され、これにより、審査待ちの件数（滞賃）が解消されたことにある。以下、年別の出願件数の統計を分析することで、特許ポートフォリオの動向をより的確に把握する。

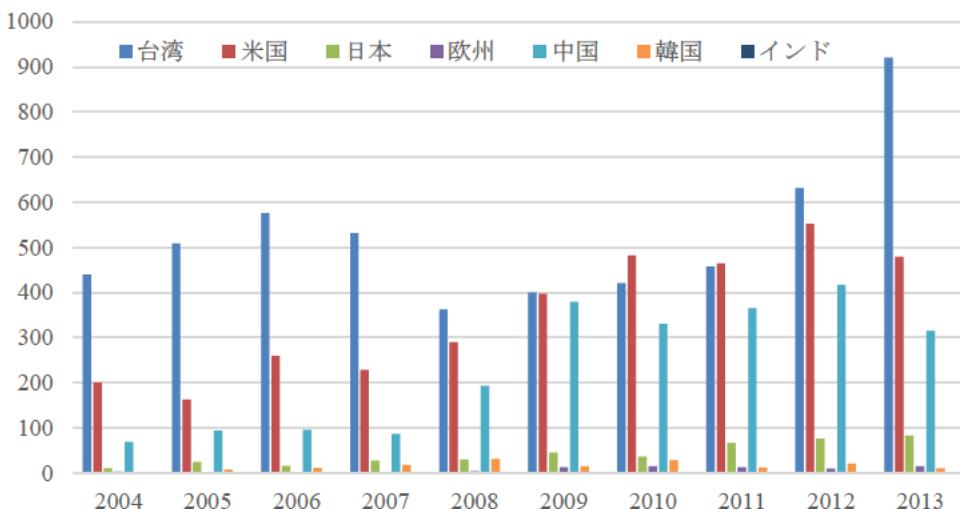


図 2- 9 ITRI の国・地域別特許登録件数の現況

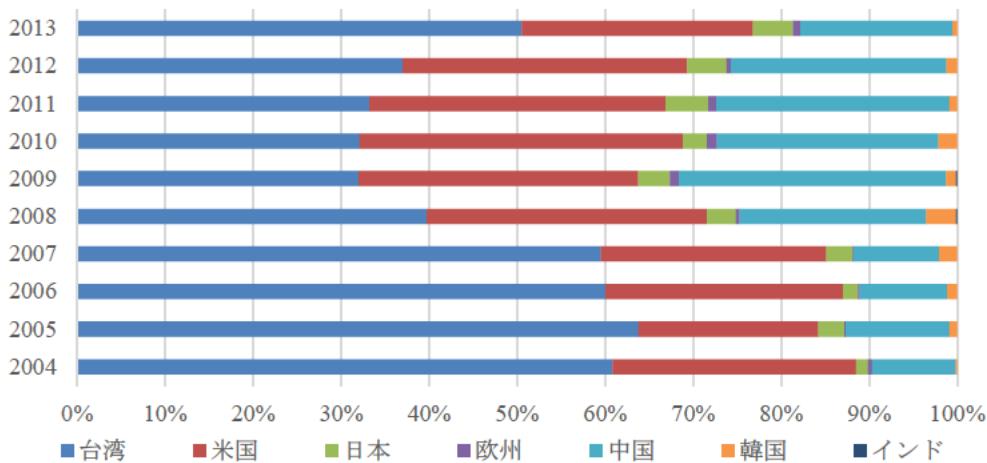


図 2- 10 ITRI の国・地域別特許登録件数の割合

表 2- 13 ITRI の国・地域別特許出願総数

台湾	米国	日本	欧州	中国	韓国	インド
6,679	4,330	588	245	3,802	204	40

ITRI の国・地域別特許出願公開件数の推移を見ると、2004 年～2012 年の特許出願動向が分かる。2004 年～2009 年における台湾の出願公開件数はずっと高い位置に保たれており、台湾以外の出願件数は米国と中国が比較的多く、年々増加している。

2009年には米国の公開件数がピークに達し、中国がそれに続いている。このほか、日本との件数も毎年少しづつ増加している。

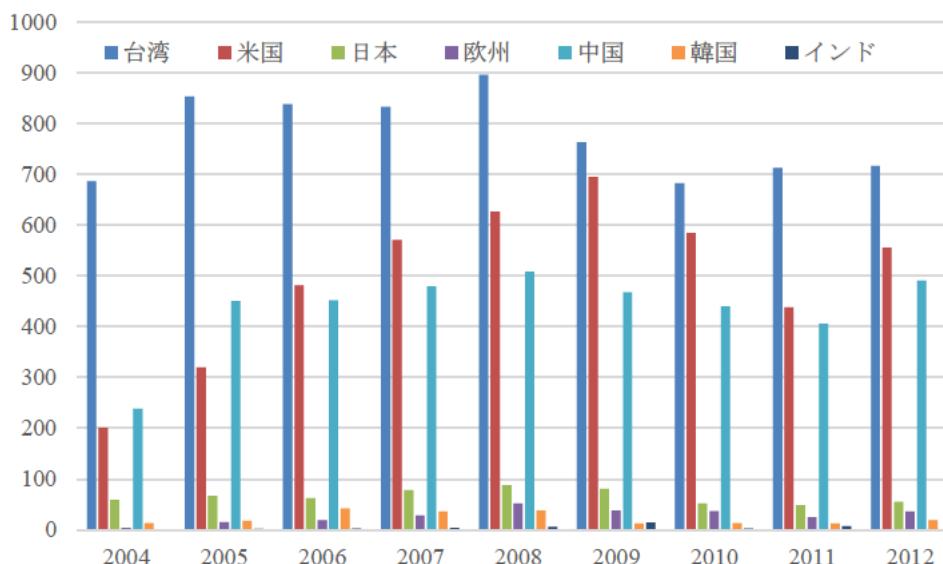


図 2- 11 ITRI の国・地域別特許出願件数の現況

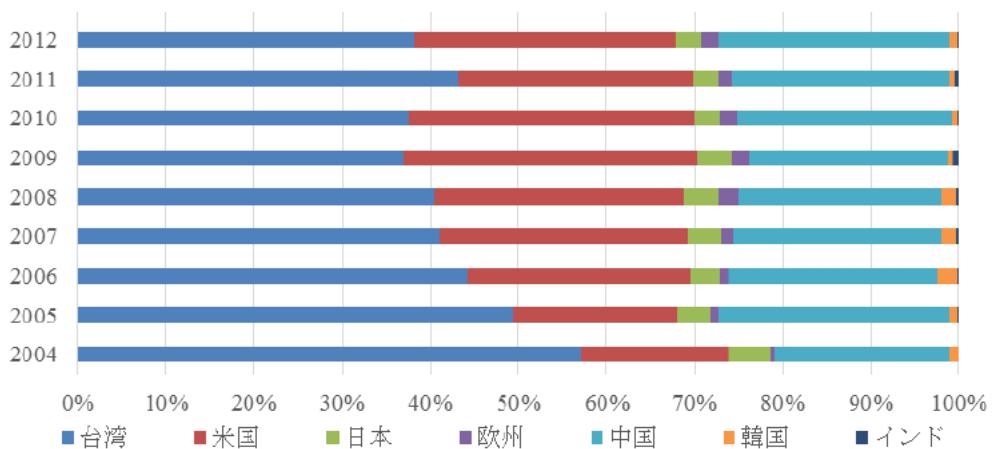
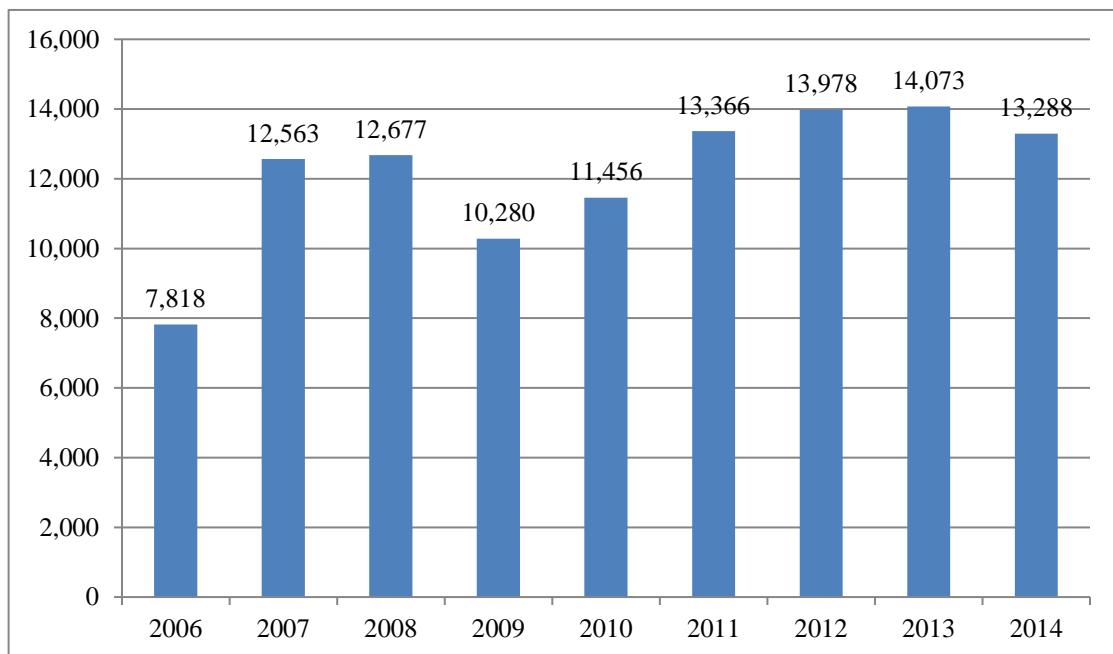


図 2- 12 ITRI の国・地域別特許出願件数の割合

三、日本企業は、いかに中国市場に進出すべきか

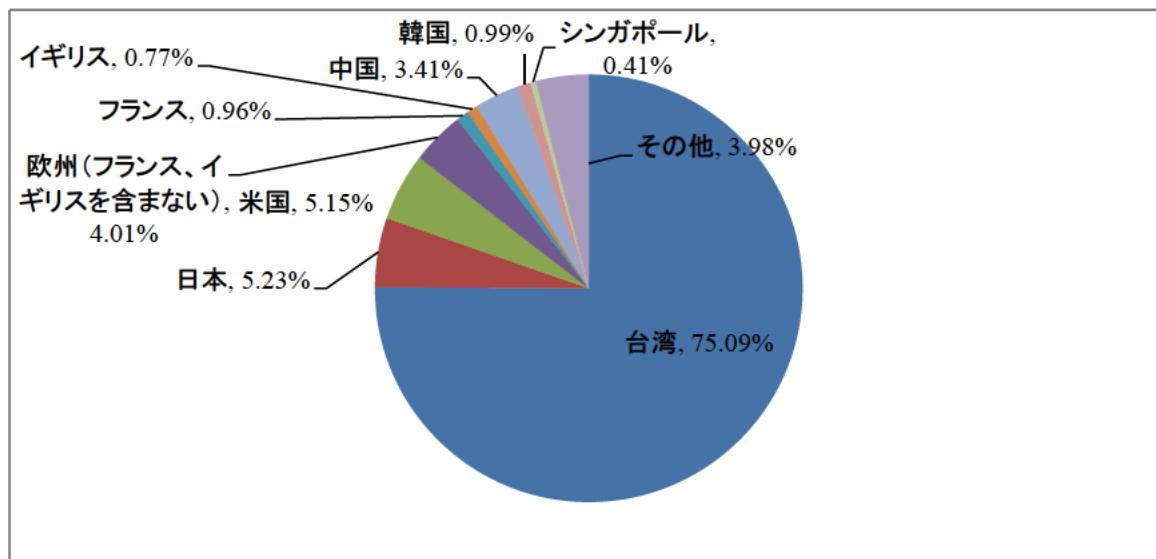
前掲の図表から、台湾企業による各国での特許出願件数、商標出願件数だけを見れば、日本への出願件数が緩やかな減少傾向にあることが分かる。しかし、外国人による台湾での知的財産権出願の件数を見ると、日本は一貫して注目すべき存在であることがわかる。台湾知的財産局の統計データによると、毎年、外国人による台湾での特許出願件数において、最も大きな割合を占めているのは日本である。2006年から2014年までの各年の件数は、7,818件、12,563件、12,677件、10,280件、11,456件、13,366件、13,978件、14,073件、13,288件の順となっている。（表2-14）

表2-14 日本による台湾への特許出願の動向



出所：台湾知的財産局のウェブサイト資料を参考に作成

商標登録出願については、特許出願のように毎年の件数が首位を占めることはなく、直近2年間の出願件数は、いずれも米国をやや下回った。しかし、台湾知的財産局が統計を始めた2010年から2014年までの累積出願総件数は、今でも外国人による台湾への商標登録出願に占める割合の中で最も大きい。（図2-13を参照）



年	台湾	日本	米国	欧州 (フランス、 イギリスを含 まない)	フラ ンス	イギ リス	中国	韓国	シン ガポ ール	その 他	合計
2010	50,998	3,886	3,378	2,585	585	490	1,603	648	298	2,025	66,496
2011	50,895	3,542	3,737	2,868	678	446	1,968	580	275	2,631	67,620
2012	55,696	4,270	3,841	2,913	718	594	2,544	611	286	2,884	74,357
2013	55,338	3,593	3,694	3,175	665	633	2,830	737	319	3,047	74,031
2014	56,217	3,452	3,799	2,829	804	603	3,263	975	306	3,685	75,933
合計	269,144	18,743	18,449	14,370	3,450	2,766	12,208	3,551	1,484	14,272	358,437

図 2- 13 最近 5 年間の主要国による台湾での商標登録出願件数⁷⁶

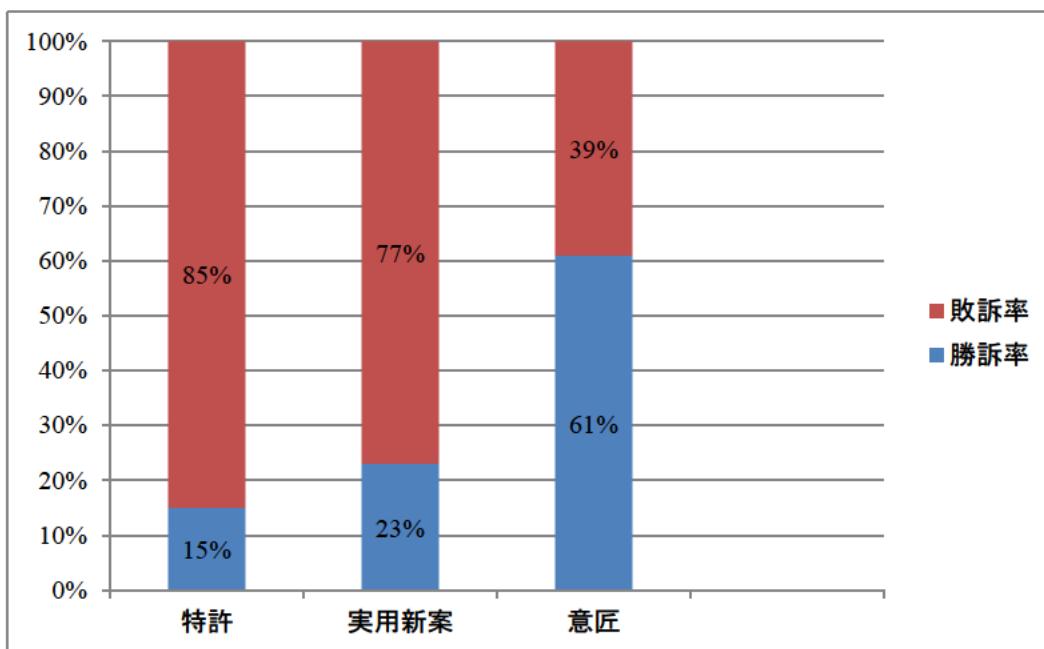
⁷⁶経済部知的財産局、「最近 5 年主要國家商標申請案件件數統計表（最近 5 年間の主要国による台湾への商標登録出願件数）」、2015 年 1 月 16 日、ウェブサイト：

<https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=331100&ctNode=7061&mp=1> （最終アクセス日：2015 年 9 月 12 日）

このような状況を特許について分析してみると、日本企業が台湾企業と提携することにより台湾において特許を出願するという可能性も見えてくる。その理由として先ず考えられるのは、日本企業が台湾において特許権を侵害されることを避けるためである。しかし、実際のところ、台湾知的財産裁判所（日本の知財高裁に相当。以下「知的財産裁判所」という。）が2008年7月から特許案件の審理を開始し、判決の結果を統計したところ、2010年10月から2014年4月までに審理された126件の特許事件の判決中、原告（特許権者）勝訴はわずか15件であるのに対して、特許権者の敗訴判決は111件（88.1%）にものぼる。「'729特許」の極端な事例を除いたとしても⁷⁷、原告側の敗訴率は85.29%にも達する。実用新案権の状況にもあまり大きな差異はなく、185件の判決中、実用新案権者勝訴判決の数はわずか42件であり、敗訴率は77.3%にも達した。意匠の状況はやや異なり、36件の訴訟事件中、意匠権者勝訴判決の数は14件（38.9%）であり、敗訴率は61.11%である。なお、意匠の権利侵害事件の数が比較的少ないことについて、研究者は、現在の統計データは未だ実務の運用を予測・説明するに十分でないため、その将来の動向については、引き続き関心を払うべきであるとの見解を示している。（表2-15）

⁷⁷ '729特許：2010年から2012年までの間に、特許番号第I309729号の特許権者が多くの訴訟を提起したが、統計期間において台湾知的財産裁判所は本件特許に関する権利侵害訴訟に対して25件の判決を下し、いずれも特許権の無効、及び原告敗訴を宣告した。

表 2-15 訴訟における特許権者等の勝訴率・敗訴率



出所：李素華「智慧財產法院的觀察與檢討—以專利侵權訴訟為中心（台灣知財裁判所の観察と検討-特許権侵害訴訟を中心に）」を参考に作成

台湾知財裁判所が公表した統計データに基づいて、さらに一步進んで考察してみると、一般企業が台湾で訴訟手続を通じて、自社の製品を侵害から保護することは容易ではないが、それによって、台湾における日本企業の特許出願件数が著しく減少することではなく、すなわち日本企業の台湾特許出願に対する意欲が依然として衰えないのであれば、その他の要因が存在するのではないかと考えられる。ここでは、日本と台湾の間の知的財産権の交流、及び署名された覚書などがその要因の一つと考えられるとの仮説のもと、考察を試みる。

1. 2011年に日台双方は「投資の自由化、促進及び保護に関する相互協力のための亞東関係協会と財団法人交流協会との間の取決め」に調印した。これは、いわゆる「日台民間投資に係る取決め」であり、その内容に基づいて、双方の知的財産権

の保障がさらに確保される⁷⁸。例えば、知的財産権の保護体系の効率化と透明化、投資家に悪影響を及ぼす要因の除去に対する協議の要請等である。

2. 日台双方は2012年5月より「日台特許審査ハイウェイ」(Patent Prosecution Highway; PPH) を試行した。この制度は、以下のような内容となっている。

- a. JPO を第1庁として特許を出願した後、当該日本出願を基礎として優先権を主張し、台湾に特許出願をしたとき、JPO の審査によって1以上の請求項が特許可能と判断されていれば、出願人はこれに基づいて台湾知的財産局に加速審査（日本の早期審査に相当）を請求することができる。また、台湾知的財産局を第1庁とする場合も同様に取り扱われる。
- b. 現行の「発明特許加速審査作業方案」(AEP) においても、出願人がJPOの特許査定若しくはその審査意見通知及び検索報告をもって台湾で加速審査を請求することはできたが、PPH制度では、出願人がJPOの特許査定を受けてから台湾で加速審査を請求する際に、台湾における特許請求の範囲をJPOが査定した特許請求の範囲と必ず完全に同一とするか、若しくはさらに縮減する補正をしなければならないと規定されており、さらに、その後の補正是いずれもこの条件を満たさなければならないと規定されている。PPHはAEPよりも適用条件が厳しいため、台湾知的財産局の審査コストも削減でき、PPH申請をした出願では、出願から審査結果通知までの期間が僅か1.1ヶ月となり、AEPの2.5ヶ月に比べてより早くなつた⁷⁹。

⁷⁸投資の自由化、促進及び保護に関する相互協力のための亞東関係協会と財団法人交流協会との間の取決め第21条。

⁷⁹經濟部知的財產局、台日將於5月1日起試行專利審査高速公路（PPH）計畫（日台間で5月1日より

PPH の試行開始から 2014 年 4 月までに、台湾知的財産局が受理した申請件数は 817 件に達し、顕著な成果があったことを受け、日台双方は、当該 PPH 試行プログラムを 3 年間延長するとともに、その内容をさらに強化して「PPH MOTTAINAI」と称する強化型 PPH を実施することに合意した⁸⁰。「PPH MOTTAINAI」は、一般の PPH に比べて適用できる特許出願の範囲がより広くなり、PPH における制限すなわち第 1 序の審査結果が出てからはじめてその結果を後の出願国の特許庁の審査の参考にすることができるという規定が緩和された。出願人は、日台いずれかの特許庁の審査結果に基づいて、他方の特許庁に PPH を申請することができるようになった。

3. 日台双方は 2014 年 11 月に「台日專利程序上生物材料寄存相互合作（日台における特許手続き上の生物材料寄託における相互協力に関する覚書）⁸¹」を公布した。この寄託相互協力計画の実施により、台湾の出願人が日本に微生物関連特許を出願する場合、日本の出願人が台湾に出願する場合のいずれであっても、一方の寄託機関に生物材料を寄託するだけでよくなった。また、日本特許庁は台湾が指定

特許審査ハイウエイ（PPH）プログラムを試行）、2015 年 4 月 15 日、ウェブサイト：

<https://www.tipo.gov.tw/fp.asp?fpage=cp&xItem=318636&ctNode=7123&mp=1&Captcha.ImageValidation=Azo3s>（最終アクセス日：2015 年 9 月 12 日）。

⁸⁰ 経済部知的財産局、台日專利審査高速公路（PPH）試行計畫延長 3 年、並修正為增強型（PPH MOTTAINAI）（日台特許審査ハイウエイ（PPH）試行プログラムは三年間延長、増強型（PPH MOTTAINAI）に補正）、2015 年 5 月 1 日、ウェブサイト

<http://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=516993&ctNode=7127&mp=1>（最終アクセス日：2015 年 9 月 12 日）。

⁸¹ 経済部知的財産局、台日專利審査合作大躍進！「臺日專利程序上生物材料寄存相互合作」計畫 104 年 6 月 18 日開跑（日台特許審査協力大躍進！「日台特許手続き上の微生物の寄託における相互協力」計畫が 2015 年 6 月 18 日より実施）、2015 年 6 月 18 日、ウェブサイト：

<https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=552111&ctNode=7123&mp=1>（最終アクセス日：2015 年 9 月 12 日）。

した寄託機関の寄託効力を承認し、台灣知的財産局は日本が指定した寄託機関の寄託効力を承認した。この制度の導入により、今後、日台間の特許手続きの利便性がさらに向上することが期待される。

近年、日台双方は、両者間で締結された上述の協議を通じて、知的財産権に関し密接な交流を行っており、日本企業が台灣で知的財産活動を行う際に、様々な優遇措置を受けられるようになるなど、知的財産権に対する保護と発展がより完備されたものとなり、全体の関連手続きとルートにおいても利便性が図られている。かかる観点から、前述したデータの結果、すなわち、なぜ外国人による出願件数の中で日本から台灣への特許出願件数が依然として最も大きな割合を占めているのか、という命題について、ある程度明確に説明することができると考えられる。

以上述べてきたように、様々な交流や協力により、日本企業が台灣で特許出願をする際の利便性を一層向上させることができるものの、影響する要因があまりにも多いことから、それによって必ずしも日本企業の知的財産権に対する保護戦略の目標が確実に実現できるとは限らない。日本企業が中国市場に進出するうえで、実際に、台灣で特許、商標等の知的財産を登録出願し、海峡两岸知的財産権保護協力協定を間接的に利用することにより、中国における日本企業の有する知的財産権の保障を一層強化させていくことが期待できるという点で、台灣企業との産業提携を利用する誘因は確かに存在する。この部分の論考については、海峡两岸知的財産権保護協力協定の内容に深く関わるため、次章以降でさらに詳しく論じる。

第三章 海峡両岸知的財産権保護協力協定の概要

第一節 両岸協定をめぐる交渉過程

第一項 これまでの両岸会談の経緯

以下、両岸間でこれまで進められてきた関連会談の概要を時系列にまとめる。(財団法人海峡交流基金会資料より)⁸²

表 3-1 両岸会談のまとめ

会談名称	開催日程	交渉議題
第1回「陳・唐(陳長文・唐樹備)会談」	1991年4月28日～5月4日	両岸海上犯罪共同防止の手続問題に係る事項の交渉
第2回「陳・唐会談」(両岸海上犯罪共同防止の手続問題に関する会談)	1991年11月4日～7日	両岸海上犯罪共同防止の手続問題に係る事項の交渉
第1回両岸「文書認証」と「書留郵便物」に関する会談	1992年3月22日～27日	両岸「文書認証」及び「書留郵便物」に関する事項についての交渉
第2回両岸「文書認証」と「書留郵便物」に関する会談	1992年10月26日～29日	両岸「文書認証」及び「書留郵便物」に関する事項の交渉
第3回両岸「文書認証」と「書留郵便物」に関する会談	1993年3月25日～28日	両岸「文書認証」及び「書留郵便物」に関する事項の交渉
第1回「辜・汪(辜振甫・汪道涵)	1993年4月7日～11日	①「文書認証」及び「書留郵便物」の2つの協定に仮調印、②「辜・汪会談」に

⁸²財団法人海峡交流基金会、「これまでの会談一覧」より作成、ウェブサイト:

<http://www.sef.org.tw/lp.asp?ctNode=4306&CtUnit=2541&BaseDSD=21&mp=19>(最終アクセス日:2015年9月10日)

会談」の予備協議		係る事項の調整
第2回「辜・汪会談」の予備協議	1993年4月23日～26日	「辜・汪会談」に係る事項の調整。
「辜・汪会談」	1993年4月27日～29日	両会（台湾側の「財団法人海峡交流基金会（以下「海基会」と略称）」と中国側の「海峡两岸関係協会（以下「海協會」と略称）」）が調印予定の「两岸公正証書使用・認証協定」、「两岸書留郵便物照合、補償事項協定」、「両会連絡と会談制度協定」、「辜・汪会談共同協定」の4つの協定についての交渉・決定
第1回「辜・汪会談」の後続実務協議	1993年8月28日～9月3日	「辜・汪会談共同協定」に取り上げる年度優先議題についての交渉
第2回「辜・汪会談」の後続実務協議	1993年11月2日～7日	「不法入国」「ハイジャック犯」「漁業紛争」及び「両会人員の出入国往来の利便化弁法」についての交渉
第3回「辜・汪会談」の後続実務協議	1993年12月18日～22日	①「不法入国」「ハイジャック犯」「漁業紛争」及び「両会人員の出入国往来の利便化弁法」についての交渉、②「犯罪の共同摘発」「司法共助」「知的財産権」及び「台湾系企業の保障」等の議題についての意見交換
第1回「焦・唐（焦仁和・唐樹備）会談」	1994年1月31日～2月5日	「辜・汪会談共同協定」の実現方法及びその後続する実務交渉問題についての会談
第4回「辜・汪会談」の後続実務協議	1994年3月24日～31日	「不法入国」「ハイジャック犯」「漁業紛争」等の議題についての継続交渉
第5回「辜・汪会談」の後続実務協議	1994年7月30日～8月3日	「不法入国」「ハイジャック犯」「漁業紛争」等の議題についての交渉
第2回「焦・唐会談」	1994年8月4日～8月7日	両会の会務及び実務交渉等の議題についての交渉
第6回「辜・汪会談」の後続実務協議	1994年11月21日～28日	「不法入国」「ハイジャック犯」「漁業紛争」「公正証書副本の郵送種類の拡大」及び「速達郵便物」等の議題についての

		交渉
第7回「辜・汪会談」の後続実務協議	1994年1月23日～25日	「不法入国」「ハイジャック犯」「漁業紛争」及び「速達郵便物」等の議題についての交渉
第3回「焦・唐会談」	1995年1月21日～28日	両会の会務、実務交渉議題及び両岸の交流事項について
第1回の「第2回辜・汪会談」の予備協議	1995年5月27日～29日	第2回「辜・汪会談」の開催に係る手続問題についての交渉
第1回「台・港(台湾・香港)海運会談」	1997年5月2日	台湾行政院大陸委員会は、海基金に権限を付与し、7月1日以降の台・港海運問題について、中国の海協會の委託した香港船主協会と交渉を進める。
第2回「台・港海運会談」	1997年5月24日	台湾行政院大陸委員会は、海基金に権限を付与し、7月1日以降の台・港海運問題について、中国海協會の委託した香港船主協会と交渉を進める。
第1回「辜・汪会見」の予備協議	1998年4月22日～24日	「辜・汪会見」の日程についての交渉
第2回「辜・汪会見」の予備協議	1998年7月26日	「辜・汪会見」の日程についての交渉
「許・張(許惠祐・張金成)会談」(両会の秘書長が辜・汪会見の日程を協議)	1998年9月22日～24日	「辜・汪会見」の日程についての交渉
「辜・汪会見」	1998年10月14日～18日	「双方が対話の強化により制度化された交渉再開を促すことに合意する」「双方が両会各レベル人員の相互交流の推進を強化することに合意する」「双方は人々の権益に関わる個別ケースに対し積極的に協力し合って解決する」「当方が汪道涵・中国海協會会長を台湾に招き、汪会長が適当な時期に台湾を訪問することに同意する」等の共通認識が得られた。
第1回「汪道涵訪台」の予備協議	1999年3月17日～19日	①双方は「辜・汪会見」について4つの共通認識を達成、②汪道涵・中国海協會

		会長の台湾訪問を交渉・調整
第2回「汪道涵訪台」の予備協議	1999年6月27日～29日	汪道涵・中国海协会会长の台湾訪問に関する交渉・調整
第1回「江・陳(江丙坤・陳雲林)会談」	2008年6月11日～14日	①两岸の両会による制度化された対話交渉メカニズムが正式に再開、②「海峡两岸航空チャーター便会談紀要」及び「海峡两岸における中国住民による台湾観光に関する協定」に調印、③今後の両会の交渉議題を調整、④今後の両会の交流と協力についての方向性を提出、⑤両会の対話と交流を強化、⑥陳雲林・中国海协会会长が適宜台湾を訪問することに同意。
第2回「江・陳会談」の予備協議	2008年10月22日～23日	①空運、海運、郵政及び食品安全に関する4つの協定の文言の主な内容及び枠組みを確立、②陳雲林・中国海协会会长の台湾訪問日程を決定。
第2回「江・陳会談」	2008年11月3日～7日	①「海峡两岸空運協定」「海峡两岸海運協定」「海峡两岸郵政協定」及び「海峡两岸食品安全協定」の4つの協定に調印、②前回の2つの協定について検討を行い、さらに改善方向を提案、③今後の両会の交渉議題を調整、④両会の各レベルの人員の制度化された連絡、交流方式を確立することで两岸間の制度化された交渉メカニズムを強化。
第3回「江・陳会談」の予備協議	2009年4月17日～19日	①「海峡两岸犯罪共同摘発及び司法共助協定」「海峡两岸金融協力」及び「海峡两岸空運補足協定」の3つの協定の文言の主な内容及び枠組みを確立、②中国資本による台湾投資の議題について基本的な共通認識を確立③台湾海基会の訪中交渉代表団の主な日程を調整
第3回「江・陳会談」	2009年4月25日～29日	①「海峡两岸犯罪共同摘発及び司法共助協定」「海峡两岸金融協力」及び「海峡两岸空運補足協定」の3つの協定に調印。さらに中国資本による台湾投資の議題について共通認識を達成、②両会が昨年

		調印してきた6つの協定の実施成果について検討を行い、さらに改善方向を提出、③両会の次の段階における優先的な交渉議題に共通認識を達成、④両会の代表団の相互訪問の交流活動を継続推進
第4回「江・陳会談」の予備協議	2009年12月9日～10日	①「農産品検疫検査」「二重課税回避及び税務強化協力」「漁船乗組員の労務協力」及び「基準・計量・検査・認証協力」等の4つの議題について多くの共通認識を達成、②中国の海協会の訪台交渉代表団の主な日程を交渉・調整
第4回「江・陳会談」	2009年12月21日～25日	①「海峡两岸農産品検疫検査協力協定」「海峡两岸漁船乗組員の労務協力協定」及び「海峡两岸の基準・計量・検査・認証協力協定」の3つの協定に調印、②両会が昨年以降、調印してきた9つの協定の実施成果について検討を行い、さらに改善方向を提出、③両会の次の段階における優先的な交渉議題に共通認識を達成、④両会の代表団の相互訪問の交流活動を継続推進。
第5回「江・陳会談」の予備協議	2010年6月23日～25日	①「海峡两岸経済協力枠組み協定（ECFA）」及び「两岸知的財産権保護協力協定」の2つの協定の文言の主な内容及び枠組みを確立、②台湾の海基会の訪中交渉代表団の主な日程を交渉・調整
第5回「江・陳会談」	2010年6月28日～30日	①「海峡两岸経済協力枠組み協定（ECFA）」及び「两岸知的財産権保護協力協定」の2つの協定に調印、②両会間における調印済みの12項目の協定の実施成果について検討を行い、さらに改善方向を提出、③両会の次の段階における優先的な交渉議題に共通認識を達成、④両会の代表団の相互訪問の交流活動を継続推進
第6回「江・陳会談」の予備協議	2010年12月14日	①両岸「医薬衛生協力」「投資保障」の2つの議題について交渉、②中国海協会の訪台交渉代表団の日程を交渉・調整

第6回「江・陳会談」	2010年12月20日～22日	①「海峡两岸医薬衛生協力協定」に調印、②両岸投資保障の議題について段階的な共通認識を達成、③両会間における調印済みの各協定の実施成果を重点的に検討、④両岸協定の実施成果に関する検討メカニズムを構築、⑤両会の次の段階における優先的な交渉議題に共通認識を達成、⑥両会会務の交流を強化・深化。
両岸協議の成果と検討会議	2011年6月8日	①旅行、空運、食品の安全、犯罪の共同摘発及び司法共助、農産品の検疫検査等の協定について重要な成果を獲得、②農産品の不法輸出入の防止を積極的に強化することに同意、③両岸主務官庁間の意思疎通、協調を積極的に推進し、協定の実施に関する諸事項を隨時レビュー・適時に処理、④今後、両会「両岸協議の成果と検討会議」を定期に開催することに同意
第7回「江・陳会談」	2011年10月19日～21日	①「海峡两岸原子力発電安全協力協定」に調印、②「両岸投資保障及び促進協定の段階的な交渉成果」及び「両岸産業提携の強化」について共通認識を達成、③両会間における調印済みの各協定の実施成果を重点的に検討、④両会の次の段階における優先的な交渉議題に共通認識を達成、⑤両会会務の交流を強化・深化
第8回「江・陳会談」	2012年8月8日～10日	①「海峡两岸投資保障及び促進協定」及び「海峡两岸税関協力協定」に調印、②海峡两岸投資保障及び促進協定に関する「身柄の自由と安全の保障についてのコンセンサス」を共同発表、③両会間における調印済みの各協定の実施成果を重点的に検討、④両岸の後続交渉議題を決定、⑤両会会務の交流を継続推進
両岸両会による第9回トップ会談の予備協議	2013年6月14日	①「海峡两岸サービス貿易協定」文言の主要な内容及び枠組みを確立、②台湾の海基会の訪中交渉代表団の主な日程を交

		渉・調整
両岸两会第9回トップ会談	2013年6月20日～22日	①「海峡两岸サービス貿易協定」に調印、②金門の水供給問題の解決について共同意見を達成、③両岸の後続交渉議題を決定、④両会間における調印済みの各協定の実施成果を重点的に検討、⑤今年下半期に第2回「両岸協議の成果と検討会議」を迅速に開催することに同意、⑥両会会務の交流を継続推進
両岸協議の成果と検討会議	2014年2月20日～21日	①空運、海運、医薬衛生協力、犯罪の共同摘発、金融等の9つの協定について段階的な成果を獲得、②両岸経済協力委員会をプラットホームとして両岸の経済協力を継続強化
両岸两会第10回トップ会談	2014年2月26日～28日	①「海峡两岸地震観測協力協定」及び「海峡两岸気象協力協定」に調印、②両岸两会による第11回トップ会談の議題についての交渉、③両会間における調印/発効済みの各協定の実施状況を重点的に検討、④両会会務の交流を継続推進
両岸两会第11回トップ会談	2015年8月24日～26日	①「海峡两岸二重課税回避及び税務強化協力協定」及び「両岸民間航空機飛行安全及び耐空性基準協力協定」に調印、②両岸两会による第12回トップ会談の交渉議題を決定、③各回の主な協定の成果と行動計画を検討、④両会会務の交流を継続推進。

第二項 両岸が調印した取決めのまとめ

以下は、本報告がまとめた両岸間で調印された関連取決め（協定、紀要、弁法、コンセンサスを含む）及びその内容である⁸³。

⁸³海峡两岸関係協会、国務院台湾事務弁公室、財団法人海峡交流基金会の資料より作成。

表 3-2 両岸が調印した取決めの交渉過程

取決め名称	調印日時	内容
金門協定（海峡两岸赤十字組織による海上送還協定）	1990年9月20日	関連法令に違反して他方地域に入国する住民（不法入国者）、刑事容疑者又は刑事犯に対し、人道的精神と安全・便利の原則に基づき執られる海上送還措置に係る事項について交渉を行う。
两会（中国「海峡会」と台湾「海基金」）連絡と会談制度協定	1993年4月29日	中国「海峡两岸関係協会（以下「海峡会」）」と台湾「財団法人海峡交流基金会（以下「海基会」）」の間の連絡と会談制度を構築する。
辜・汪会談共同協定	1993年4月29日	「関連法令に違反して他方地域に入国する者（不法入国者）の送還及びそれに関する問題」「海上における密輸、略奪等の犯罪活動の共同摘発に関する問題」「両岸海上漁業紛争の処理に関する交渉問題」「两会知的財産権（知識産権）保護」「両岸司法機関の相互協力」、経済、文化、エネルギー開発等の議題について実務交渉を行う。
両岸書留郵便物照合・補償事項協定	1993年4月29日	両岸間の書留郵便物の照合、郵送方法、補償事項について交渉を行う。
両岸公正証書使用・認証協定	1993年4月29日	両岸間の公正証書の送付、使用、書式、認証及び紛争事項について合意達成した。
两会人員の出入国往来の利便化弁法	1994年6月22日	両岸事務交渉担当の関係者の適切な出入国の利便性及び必要な協力の供与についての取決め
台港海運交渉紀要	1997年5月24日	台湾船籍の船舶の香港の港への入港、及び香港船籍の船舶の台湾の対外開放港への入港の際の国旗掲揚事項について共通認識を達成した。
海峡两岸における中国住民による台	2008年6月13日	中国住民による台湾観光に係る事項について合意達成した。（そのう

湾観光に関する協定		ち、個人旅行の禁止、オーバーステイ（不法滞在）の処置、台湾における在留時間の制限等を含む）
海峡两岸航空チャーター便会談紀要	2008年6月13日	できる限り早く両岸の直行便開通を実現するため、両岸の旅客チャーター便と貨物チャーター便等の事項について、関連紀要を作成した。（その内容にはチャーター便の運航時間帯、就航先、便数等が含まれる）
海峡两岸郵政協定	2008年11月4日	両岸の郵政事業の実務協力を拡大し、両岸住民の連絡と交流の利便性を図るために、郵便物往来の取扱い業務の拠点、輸送方式、郵便物の規格、郵便物の照合及び補償責任等について合意した。
海峡两岸食品安全協定	2008年11月4日	海峡两岸の食品安全についての意思疎通と相互信頼を増進し、両岸住民の安全と健康を保障するために、食品の安全情報の通報、関連部門の会合と交流等について合意した。
海峡两岸海運協定	2008年11月4日	海峡两岸の海上における旅客及び貨物の船舶直行便運航を実現するため、両岸間における直行便運行に従事する船舶の資格、直航便の使用港湾、租税徵収、海難救助等の事項について合意した。
海峡两岸空運協定	2008年11月4日	両岸住民往来の利便性を図るために、直行便の就航路線・就航先・航空会社の資格、チャーター便、紛争解決等について合意した。
海峡两岸金融協力協定	2009年4月26日	海峡两岸の金融交流と協力を促進し、両岸における金融市場の安定した発展を推進するため、金融の監督及び通貨の管理の協力、情報交換、秘密保持の義務及び関係者の交流等について合意した。
海峡两岸空運補足	2009年4月26日	直行便の新規就航路線の開通、増便

協定		及び航空の安全協力等について補足協定を結んだ。
海峡両岸犯罪共同摘発及び司法共助協定	2009年4月26日	海峡両岸住民の権利を保障し、両岸交流の秩序を維持するために、特定の民・刑事事件の調査・取り調べ、人員又は犯罪者の送還及び引渡し、司法文書の送達、証拠の調査・取調べの協力、犯罪所得の移管、裁判の認可及び人道的な面会訪問等について合意した。
海峡両岸の基準・計量・検査・認証協力協定	2009年12月22日	海峡両岸における経済・貿易往来の利便性、両岸の産業協力の促進、良好な投資環境の創出、両岸貿易製品の品質及び安全の向上、消費者の権利の保護を図るために、製品の基準・計量・検査・認証及び関係主務部門の交流等について合意した。
海峡両岸農産品検疫検査協力協定	2009年12月22日	海峡両岸の農業生産の安全と人々の健康を保障し、両岸における農産品の貿易発展を促進するために、農産品の検疫・検査、関係者の交流、情報・問い合わせ及び疫病の通報等について合意した。
海峡両岸漁船乗組員の労務協力協定	2009年12月22日	海峡両岸の漁船船主及び漁船乗組員の正当な権利を保護し、両岸の漁船乗組員の労務協力を促進するために、乗組員の雇用、乗組員の権利の保障、紛争解決等の事項について合意した。
两岸知的財産権保護協力協定	2010年6月29日	海峡両岸の人民の権益を保障し、両岸の経済・科学技術・文化の発展を促進するため、知的財産権及び植物新品種、著作権認証協力、知的財産権（知識産権）業務交流等について合意した。（詳しくは、本章第三節を参照）
海峡両岸経済協力	2010年6月29日	双方間の経済・貿易・投資の協力を

締組み協定 (ECFA)		増進し、双方の物品貿易とサービス貿易のさらなる自由化を促進し、経済協力の分野を拡大するため、物品及びサービス貿易、投資保障及び制限、両岸金融協力、物品及びサービス貿易におけるアーリーハーベストについて合意した。（詳しくは、本章第二節を参照）
海峡两岸空運補足協定 修正版一	2010年11月2日	直行便の新規就航路線の開通、就航先及び増便等について補足協定を結んだ。
海峡两岸医薬衛生協力協定	2010年12月21日	人々の健康上の価値を保護し、海峡两岸の人々の健康権益を保障し、両岸の医薬衛生協力と発展を促進するため、重大な突発事件の傷病者の緊急救助と治療、伝染病の検疫と防疫、医薬品の安全管理、漢方薬等について交流を行う。
海峡两岸漁船乗組員の労務協力協定の付属書「海峡两岸漁船乗組員の労務協力の具体的取決め」修正版1	2011年3月1日	漁船乗組員の所持する証明書の検査及び乗組員輸送用の船舶の安全程度について補足協定を結んだ。
海峡两岸空運補足協定 修正版二	2011年3月15日	中国側の旅客便の就航先を増加（徐州、無錫、泉州及び三亜を含む）
海峡两岸における中国住民による台湾観光に関する協定 修正版一	2011年6月21日	台湾側の一日あたりの中国観光客受け入れ人数の上限、在留時間、オーバーステイについて修正を行った。
海峡两岸空運補足協定 修正版三	2011年6月21日	旅客便の就航先及び便数を増加、貨物便を増便、台南と高雄を不定期な旅行チャーター便の就航先として増設。
海峡两岸原子力発電安全協力協定	2011年10月20日	海峡两岸の人々の福祉を保障し、両岸の原子力発電の運転の安全性を向上させ、原子力発電の安全情報の透明化を強化し、

		両岸の原子力発電の安全情報および経験の交流を促進するために、原子力発電の安全法規と基準、原子力発電の安全評価、原子力発電の安全監督方法、原子力発電所事故の緊急通報等について相互交流を行う。
海峡两岸税関協力協定	2012年8月9日	両岸の経済貿易の交流と発展を促進するため、また「海峡两岸経済協力枠組み協定（ECFA）」の第6条の規定に基づき、税関の手続き及び税関協力等の事項について合意した。
海峡两岸投資保障及び促進協定	2012年8月9日	海峡两岸における投資家の権益保障、相互投資の促進、公平な投資環境の創出、両岸経済の繁栄増進を図るため、また「海峡两岸経済協力枠組み協定」の第5条の規定に基づき、投資の公正公平待遇、投資制限の削減、投資の利便性、租税徴収、損失補償、合法的な方法で取得した資産を自由に移転する権利、及び紛争解決について合意した。
両会「海峡两岸投資保障及び促進協定」に関する身柄の自由と安全の保障についてのコンセンサス	2012年8月9日	「海峡两岸投資保障及び促進協定」の目的を実現するため、さらに両岸投資家及び関係者の身柄の自由と安全の保障をより一層強化し、投資者及び関係者の身柄の自由と安全の保障について共通認識を達成した。
海峡两岸空運補足協定 修正版四	2013年3月29日	旅客便・不定期の旅行チャーター便の就航先と便数、及び季節的な旅行チャーター便の就航先を増加した。
海峡两岸サービス貿易協定（本協定は関連手続が終了後、発効となる）	2013年6月21日	海峡两岸の経済貿易関係を強化し、サービス貿易の自由化を促進するため、「海峡两岸経済協力枠組み協定」及び世界貿易機関「サービス貿

		易総協定」の規定に基づき、両岸間のサービス業の開放について一定の合意に達した。
海峡两岸空運補足協定 修正版五	2013年10月14日	旅客便の就航航空会社数と便数、及び貨物便の就航先と便数を増加した。
海峡两岸空運補足協定 修正版六	2013年10月17日	特定の運航路線の増便について合意した。
海峡两岸空運補足協定 修正版七	2014年1月8日	旅客便の就航先と便数、及び季節的な旅行チャーター便の就航先を増加した。
海峡两岸気象協力協定	2014年2月27日	両岸の人々の福祉及び生命・財産の安全の保障、両岸の気象観測、予報及び気象災害の警報能力の向上、両岸の気象に関する協力と発展の促進を図るため、気象業務、気象業務に関する技術の交流・協力、及び気象業務人員の交流について合意した。
海峡两岸地震観測協力協定	2014年2月27日	両岸の人々の福祉及び生命・財産の安全の保障、両岸の地震防災・減災の能力の向上、両岸の地震に関する協力と発展の促進を図るため、地震観測業務、地震観測の応用技術について交流・協力をを行い、さらに地震防災の宣伝と科学普及教育の経験について定期的に交流を行う。
海峡两岸空運補足協定 修正版八	2014年11月6日	旅客便と貨物便の増便について合意した。
海峡两岸空運補足協定 修正版九	2015年3月3日	本来中国側だけが旅客便を実際に運営できた無錫空港が、両方とも実際に運営できるよう開放した。
海峡两岸二重課税回避及び税務強化協力協定(本協定は関連手続が終了後、発効となる)	2015年8月25日	海峡两岸の経済協力を促進するため、海峡两岸のいずれか一方又は双方の居住者が他方に所得を取得し、並びに本協定の規定により他方に納税した場合、当該側は関連規定により二重課税を回避すべきで

		ある。
両岸民間航空機飛行安全及び耐空性基準協力協定（本協定は関連手続が終了後、発効となる）	2015年8月25日	海峡两岸の民間航空機の飛行安全を保障し、人々の利益を保護し、民間航空機の発展を促進するため、緊急事件の処理メカニズムの構築及び民間航空機の飛行安全及び耐空性分野における交流と協力等の事項について合意した。

このような両岸間の会談の交渉過程から、両岸会談の再開は政治的要因と密接な関係にあることがわかる。例えば、発展加速期前（1987～1992）には、蔣経国総統の主張する「三不政策（接触せず、交渉せず、妥協せず）」により両岸会談が制限され、貿易取引のみとなった。また、台湾海峡ミサイル危機勃発後（1996年）は、両岸会談が政治的要因により中断され、1997年半ばになってようやく再開されたが、政治的要因（戒急用忍政策）により、当時の会談内容は両岸の相互信頼の構築に偏りがちで、その他の経済貿易又は政治的議題には及ばなかった。陳水扁総統当選後（2000年）は、両岸が互いに政治的信頼を失い、双方はいかなる会談も行われなかつたが、この状況は2008年の馬英九総統の当選以降、徐々に改善されてきた。

会談と交渉の内容を見ると、初期においては、主に両岸間にすでに長期にわたり存在していた問題（不法入国や漁業紛争など）と比較的争いのない議題（文書認証や書留郵便物など）について、会談及び協定の調印が行われた。2008年以降は、金融協力協定、投資保障など両岸における経済方面の議題についてより全面的な会談が始まった。注目に値するのは、1993年の「辜・汪会談」とそれに続く第3回実務協議において「知的財産権の保護」及び「台湾系企業の保護」等を議題として会談が行われたことである。この2つの議題が取り上げられたことから、台湾企業の将来における対中投資の重要性に政府が以前から関心を持っていたことが分かる。残念ながら、当時は、この両岸における知的財産権と台湾企業の保護に関する議題について、中国との共通認識の醸成には至らなかつたが、2010年6月29日及び2012年8月9日に調印された「海峡两岸知的財産権保護協力協定」及び「海峡两岸投資保障及び促進協定」によってようやく結実した。

第二節 海峡経済協力枠組み協定（ECFA）の紹介

第一項 ECFA 締結の始まり

両岸経済協力枠組み協定（Economic Cooperation Framework Agreement、以下、「ECFA」と略称）は、台湾政府により2009年に掲げられ、馬英九総統がこれを台湾経済発展の強化に向けた重要政策としたもので、その後両岸双方は2010年6月29日に調印、同年9月12日に発効し⁸⁴、後続する物品貿易、サービス貿易、投資保障及び紛争解決の協議もECFAの締結にともない展開された。ECFAの内容を理解する前に、先ずは当時の台湾政府がECFAを提出した時の国際情勢、台湾の経済・貿易的地位はどのようなものだったかを理解しておいたほうがよい。しかしながら、ECFAが締結された当時の背景において、台湾域内には少なからずマイナス方面の声があり、ECFA締結の必要性と合理性について疑問が呈されたが、現在までにすでに年数が経過しており、また、どうあれECFAはすでに締結され且つ発効中であるため、本報告では台湾政府から提出された公式説明を主軸とし⁸⁵、他の論述や比較はしないものとする。

一、 地域統合の潮流で、台湾に周縁化の恐れ

台湾は輸出志向の島国型经济体であることから、対外貿易は長期にわたりずっと台湾経済の発展の局面を左右する地位を占めてきた。当時の国際貿易情勢には2つの重要な発展があった。一つは世界貿易機関（WTO）の多角的自由貿易体制の進展であり、もう一つは例えれば欧州連合（EU）、北米自由貿易協定（NAFTA）及びASEAN自由貿易地域（AFTA）等の今まさに発展の最中にあるグローバルな地域経済統合である。WTOドーハラウンド交渉の頓挫を受け、各国は繽々と地域経済統合を進めるようになり、経済貿易政策の重点はWTOから二国間貿易協定（FTA）に転換した。WTOの統計によると、2008年末までに結ばれた地域貿易協定は延べ230件に達した。地域経済統合の動きが急速に深化する中、地域内の関税は引き下げ又は撤廃されたため、当該地域経済統合に参加していない经济体は、当該経済エリアへ輸出する製品に対して同等の関税と特恵を享受することができず、それゆえ、同一の又は競合する製品又はサービスのコストは域内の加盟国よりも高くなり、不必要的貿易障壁となり、競争

⁸⁴経済部、「兩岸智慧財産権保護合作交流現況（兩岸知的財産権保護協力交流の現状）」、2011年01月21日、ウェブサイト：<http://www.ecfa.org.tw>ShowNews.aspx?id=217&year=all&pid=&cid=>（最終アクセス日：2015年10月15日）

⁸⁵経済部、「兩岸經濟合作架構協議（ECFA）構想及推動重點（兩岸経済協力枠組み協定（ECFA）の構想及び推進重点）」より作成、立法院第7期第3会期経済委員会第8回全体委員会議、2008年4月13日。ECFA公式サイト：<http://www.ecfa.org.tw/>（最終アクセス日：2015年10月15日）。

上の劣勢にさらされ、その貿易量と経済の発展に影響を及ぼすこととなった⁸⁶。

台湾は2002年にWTOに加盟し、その狙いは多角的自由貿易体制の交渉に参加することにより、関税譲許（約束、即ち関税率の譲歩と認許をすること）及び市場開放等の交渉成果について、その他の域内の加盟国と同様な取扱いを図るものであった。しかし、多角的貿易の自由化交渉が頓挫したため、各国は次々とFTAの締結に転じ、台湾は国際政治的要素の制限により、輸出総額の0.187%を占めるパナマ、グアテマラ、ニカラグア、エルサルバドル、ホンジュラスの5カ国とのみ自由貿易協定を結び⁸⁷、貿易全体への効果は大きくはなかった。従って、WTOに提唱される無差別原則は、まさに各種の地域貿易統合体系によって徐々に崩壊し始め、この潮流に追従できなければ、台湾貿易の発展に障害となる。

二、両岸経済貿易の発展

1980年代中期、台湾元の切り上げ、国内の土地と労働コストの上昇等、経営環境が変化したことから、台湾企業はその国際市場における競争力を維持するため、積極的に海外に低コストの生産拠点を求めるようになった。中国は広大な土地と安価な労働力を有していたことに加え、台湾とは地理的、文化的、言語的にも近く、多くの台湾の中小企業の人材、資金、国際化能力不足といった問題を解決することができるため、台湾の最も主要な海外投資先となり、投資がもたらした貿易効果により、両岸の経済貿易関係は日増しに密接になっていった。

中国経済は急速に成長し、すでに発展途上国として外資を引き寄せる最大の国家となっており、世界の産業チェーンの重要な地位を占めていた。中国経済の台頭、及び市場における膨大なビジネスチャンスの創出に伴い、中国はすでに台湾企業にとってグローバル化に不可欠な布石の一環となっており、自ずから互いに地域経済統合関係をさらに発展させることになった。ゆえに両岸経済貿易の開放が、資金、技術、人材、市場等の面において世界と調和することに役立つことになる。これにより、今後企業がさらに経営規模の拡大を図ることが可能となり、ひいては、両岸とグローバル企業の三方の提携を促進し、企業にグローバル競争戦略に基づいた生産と販売等の活

⁸⁶林秋妙、「兩岸簽訂經濟合作架構協議（ECFA）之國際法上地位與國會監督之研究（兩岸の経済協力枠組み協定（ECFA）締結の国際法上の地位と国会監督の研究）」、『法学新論』、16期、p5、2009年8月。

⁸⁷林祖嘉、「兩岸簽署 ECFA 必要性及急迫性（両岸 ECFA の締結の必要性及び急迫性）」、財団法人国家政策研究基金會、2009年3月16日、ウェブサイト：<http://www.npf.org.tw/3/5589>（最終アクセス日：2015年10月15日）。

動のグローバル展開を進めさせることができる。これは、台湾経済の発展に甚大な利益となるものである。

三、 中国はすでに台湾の主要輸出市場である

東アジア地区の経済統合が加速化し、2010年に ASEAN と中国、ASEAN と韓国が、それぞれの「自由貿易協定」に基づき大部分の製品について相互に関税を撤廃した。また、韓国、日本が前後して二国間又は地域間（多国間）で多くの FTA を締結したことで、台湾は周縁化の苦境に直面することとなった。台湾と東アジアの経済貿易の往来は極めて緊密で、中国、日本、韓国及び ASEAN 等への輸出額の合計が輸出総額に占める割合は 65%にも達し、輸出の主力市場であり、米国の 12%を遥かに超えている。台湾の輸出競争力を維持するために、他国との互恵的な市場開放である地域貿易協定の締結を推進することは一刻の猶予も許されない。当面の経済貿易の苦境を打破するために、中国が台湾最大の貿易黒字の源であり、台湾の主要輸出市場の一つでもあることから、中国と ECFA を締結することの必要性は論じるまでもない⁸⁸。

第二項 ECFA の枠組みの概要

本報告はデータを客観的に観察して分析結果を提出するものであるため、本報告では「主権」等の国際法における定義を用いて ECFA を分析することは避け、代わりに、WTO の法的地位を分析し、中立的観点で論じることとする。

WTO の枠組みにおいて、台湾は「台湾・澎湖・金門・馬祖からなる独立関税地域」という名義で、中国は「中国」という名義で WTO に加盟しており、双方はいかなる WTO 加盟国とも自由貿易協定について交渉及び締結することができるとの議論もある⁸⁹。ある学者は⁹⁰、現在の国際経済法の視点に立った ECFA 締結の法的主体の位置付けについて、両岸間の貿易協定が伝統的な国際法上の条約ではないため、2つの

⁸⁸林建甫・周信佑、「兩岸簽訂 ECFA 對台灣的影響（両岸 ECFA 締結による台湾への影響）」、財団法人国家政策研究基金会、2010年7月7日、ウェブサイト：<http://www.npf.org.tw/2/7761>（最終アクセス日：2015年10月15日）。

⁸⁹羅昌發、「自由貿易區協定對台灣與大陸、香港關係之意涵（自由貿易協定の台湾と中国・香港との間の関係に対する意義）」、『世界貿易組織の規律と两岸四地経貿法律関係』、商務、初版、p54、2003年11月。

⁹⁰王震宇、「從國際經濟法及 ECFA 架構論新時代兩岸經貿關係發展（国際経済法及び ECFA 枠組みの観点からみた新時代の両岸経済貿易関係の発展）」、『法学時報』23期、p21、2010年12月。

WTO 加盟国が GATT（ガット：関税及び貿易に関する一般協定）第 24 条又は GATS（サービスの貿易に関する一般協定）第 5 条に基づき締結した物品貿易とサービス貿易の特恵貿易条件協定又は広義の FTA であると解釈すべきであると考えている。WTO のこのような「関税地域」を国際組織加盟の資格とした設計は、一般的な伝統的な「国家主体」を加盟資格とするモデルとは異なり、経済貿易の議題を故意に法規範に盛り込むことで、政治的議題の介入を減少させるものとなっており、さらに WTO の規律を基礎とした機能性、法律性、安定性を明らかに示している⁹¹。

次に、WTO により規定される「自由貿易区」には、以下のような構築方法がある。その 1 は「一発型」モデルで、即ち FTA の締結を通して二国間又は多国間の自由貿易区を構築するものである。その 2 は「段階型」モデルで、即ち先に過渡的な協定又は枠組み協定（Framework Agreement）を締結してから、タイムテーブルに従って貿易の開放項目、関税譲許、サービス貿易市場開放等の提携項目について一歩ずつ進み、最終的に全面自由化という目標を達成するものである⁹²。ある学者は⁹³ECFA は性質の上では一種の「枠組み協定」であると考えている。その理由は、両岸間で交渉及び調印が必要な協定には双方間の物品貿易及びサービスに関する多くの部門が含まれ、通常、非常に長い期間を要し、ゆえに、すでにコンセンサスを達成した経済協力の方向性について正式に書面にて示すため、双方は先ずこの「枠組み協定」に調印し、将来的に交渉が必要となる物品貿易、サービス貿易、投資保障、紛争解決の 4 項目の後続協定についての交渉開始時期、内容の大綱、また主要な経済協力事項等がその協定に明文化されることにより、お互いがこの枠組みの交渉議題に焦点を絞ることに利するものとなることにある。このほかに、アーリーハーベスト（Early Harvest；早期実施）条項も設け、すでに合意した部分については早期に実施している。アーリーハーベストについては、後に詳しく述べる。

最後に、ECFA の内容に入る前に、理解しておかなければならないのは、ECFA は両岸間で締結された法的効力を有する書面書類であり、両岸間での政治的地位と国家主権問題に関する紛争が、この協定の性質に影響することではなく、両岸間の現在と未来のいかなる位置付けも、互いに調印した協定の効力には影響しないと考えられるこ

⁹¹ Deborah Z Cass. The constitutional of the World Trade Organization: Legitimacy, Democracy, Community in the International Trading System. UK: Oxford University press, 145-150. (2005)

⁹² 王泰銓・劉家華、「兩岸經濟合作協議(ECFA)之型式架構與實質內容(兩岸經濟協力枠組み協定(ECFA)の形式的枠組みと実質的内容)」、『月旦法学雑誌』、169 期、p188、2009 年 6 月。

⁹³ 王震宇、「兩岸經濟合作架構協議之現狀與未來(兩岸經濟協力枠組み協定の現状と未来)」、『月旦法学雑誌』、189 期、p118、2011 年 2 月。

とである⁹⁴。つまり、両岸間の政治的問題が今後どのように発展しようとも ECFA は変わらず効力を有すると考えられる。

第三項ECFA の内容

ECFA の条文は序言、5 章、16 条、5 つの付属書からなる。条文内容は主に原則、目標の方針を示すものであり、専門的で詳細な規範ではない。以下に各章節のポイントについてそれぞれ説明する。

一、序言

ECFA の序言で「両岸は平等互恵、漸進の原則に従い、海峡両岸の経済貿易関係強化の念願を達成した。双方は、世界貿易機関（WTO）の基本原則に則り、双方の経済条件を考慮し、相互間の貿易と投資の障壁を段階的に削減又は撤廃し、公平な貿易、投資環境をつくり、ECFA の調印を通して、双方の貿易と投資関係をより一層強化し、両岸における経済繁栄と発展にプラスとなる協力メカニズムを構築することに同意した」と述べている。序言における「世界貿易機関（WTO）の基本原則に基づき」とは、双方とも WTO の加盟国であるため、ECFA 及びその後に結ぶ各種協定は、互いに WTO で認められた権利と義務に基づき各項目の交渉を行うべきで、ECFA の調印はお互いの WTO で元々有している権益を損なうものではない、ということである⁹⁵。

二、総則（第一章、第 1、2 条を含む）

先ず、ECFA の第 1 条では、ECFA の目標は貿易自由化の促進、両岸経済貿易メカニズムの構築及び交流提携の強化であり、また次の具体的 3 大目標を達成することが明らかにされている。

- (一) 双方間の経済・貿易・投資での協力の強化・増進。
- (二) 双方の物品貿易・サービス貿易の更なる自由化の促進、公平・透明・便利な投資及びその保障メカニズムの段階的な確立。
- (三) 経済協力の分野の拡大と協力メカニズムの確立。

次に、ECFA の第 2 条では、両岸が双方の経済条件を考慮して、海峡両岸の経済交流と協力を強化する措置を探ることをさらに確認している。具体的な措置は以下のとおりである。

- (一) 双方間の実質的な数多くの物品貿易の関税と非関税障壁の段階的な削減・撤廃。

⁹⁴丘宏達、『現代国際法』、三民、改訂第 3 版、p155、2012 年 9 月。

⁹⁵王震宇、前記注 93、p121、2011 年 2 月。

- (二) 双方間の多部門に関するサービス貿易の制限措置の段階的な削減・撤廃。
- (三) 投資保護の提供、双方向投資の促進。
- (四) 貿易投資の利便化・産業交流と協力の促進。

三、 貿易と投資（第二章、第3～5条を含む）

貿易と投資の自由化には3つの部分が含まれており、主に今後継続推進していく必要がある個別協定、例えば物品貿易協定、サービス貿易協定及び投資協定等について、その交渉の範囲、主要な事項及び交渉の基本タイムテーブルを定めるものである。以下、物品貿易・サービス貿易・投資の協定についてそれぞれ論じる。

（一） 物品貿易

ECFA 第3条第1項は「本協定第7条規定による『物品貿易におけるアーリーハーベスト』を基礎として、本協定発効後、遅くとも6カ月以内に物品貿易協定についての話し合いを行うと共に、速やかに完成させる。」と定めている。アーリーハーベストについては、後に詳しく述べる。第2項は「物品貿易協議の話し合いの内容は、以下を含むがこれらに限らない。①関税の譲許又は撤廃の形式、②原産地規則、③税関手続き、④非関税措置（「貿易の技術的障害に関する協定（TBT）」、「衛生と植物防疫のための措置（SPS）」を含むが、これらに限らない）、⑤貿易救済措置⁹⁶（世界貿易機関（WTO）の「1994年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定（略称：アンチダンピング協定）⁹⁷」、「補助金及び相殺措置に関する協定（略称：補助金協定）」、「セーフガードに関する協定（略称：セーフガード協定）」の各措置及

⁹⁶現在、国際貿易体系は貿易の自由化を大いに鼓吹しているが、国内産業が輸入製品の不正競争行為により損害を被った場合には、例外的に輸入国が暫定的な保護措置を講じることを許可することができる。このような措置はいわゆる「輸入制限による救済措置」（import relief）というものである。このような救済制度には、以下の2種類がある。1つは、ダンピング輸入と補助金付輸入による不公正な貿易措置（unfair trade practices）に対抗するために講じられる「アンチダンピング」と「補助金及び相殺」の措置で、もう1つは不公正な事情がなく一般的な貿易措置（fair trade practices）に対して講じられる「セーフガード」措置である。中華経済研究院「反傾銷議題簡介（アンチダンピング議題の紹介）」を参考。ウェブサイト：<http://web.wtocenter.org.tw/Node.aspx?id=195>。（最終アクセス日：2015年11月24日）。

⁹⁷ WTOのアンチダンピングに関する主な貿易救済措置であり、「アンチダンピング協定」と略称する。

び、双方間の物品貿易において適用される双方のセーフガード措置を含む。)」とされている。第3項は、「本条に基づき、物品貿易協定に盛り込む物品は、ゼロ関税即時実行の物品、段階的な関税引下げの物品、例外又はその他の物品の3種類に分ける。」、第4項は、「いかなる一方も、物品貿易協定規定による関税譲許承諾を基礎とし、関税引き下げの実施を自主的に加速できる。」とされている。

ECFAの条文で注目に値すべきなのは、その第3条第2項第5細目の部分で、「アンチダンピング協定」、「補助金協定」、「セーフガード協定」の3つの違いについて、以下のように概略して説明していることである⁹⁸。3つは適用範囲、構成要件、調査手続と採られる措置の面においてそれぞれ異なる。概括して言えば、アンチダンピング措置と補助金の禁止措置の目的は不公正な競争行為に対するものであるため、輸出国は報復措置をとる権利がない。セーフガード措置は公平な貿易条件の下の物品の輸入に対し実施される制限措置である。このため、利益が損なわれた輸出国は補償貿易を要求する権利があり、双方が補償の協議を妥結することができなければ、利益が損なわれた輸出国は実質上の水平的で対等な報復措置をとる権利を有する。すでにアーリーハーベストリストの中にある物品の貿易救済については、後で述べる。

現在、両岸物品貿易協定は2011年2月22日に交渉開始し、2015年11月21～23日までに、すでに第12回にわたる協議が進められたが、まだ正式には調印されていない。

(二) サービス貿易

ECFAの第4条第1項には、「双方は、第8条規定による「サービス貿易におけるアーリーハーベスト」を基礎とし、本協定発効後、遅くとも6カ月以内にサービス貿易協定についての話し合いを行い、速やかに完成させることに同意した。」と述べられ、第2項には「サービス貿易協定の話し合いは以下の面において尽力する。①双方間の多部門に関するサービス貿易の制限的措置の段階的な削減・撤廃、②サービス貿易の幅広さと内容の深さの継続的な拡大、③双方のサービス貿易分野の協力増進」、第3項には「双方のうちのいずれも、サービス貿易協定に規定される市場開放承諾を基礎に、市場開放又は制限的措置の撤廃を自主的に加速することができる。」と定められている。サービス貿易のアーリーハーベストについては後述することとする。

2011年3月、両岸の経済貿易主務官庁の部署はサービス貿易交渉を展開し始め、さらに共通認識を達成した。2012年8月、双方は当該協定に関する文面と市場開放項目の共通認識達成後に正式調印することに同意した。2013年6月21日、両岸両会(中

⁹⁸王泰銓・劉家華、前記注92、p192、2009年6月。

国の海協会と台湾の海基会)は中国上海市にて第9回トップ会談を開催し、当該協定に調印し、対外的に解禁リストを発表した。条文総数は計24条、2つの付属書からなる(図3-1を参照⁹⁹)。

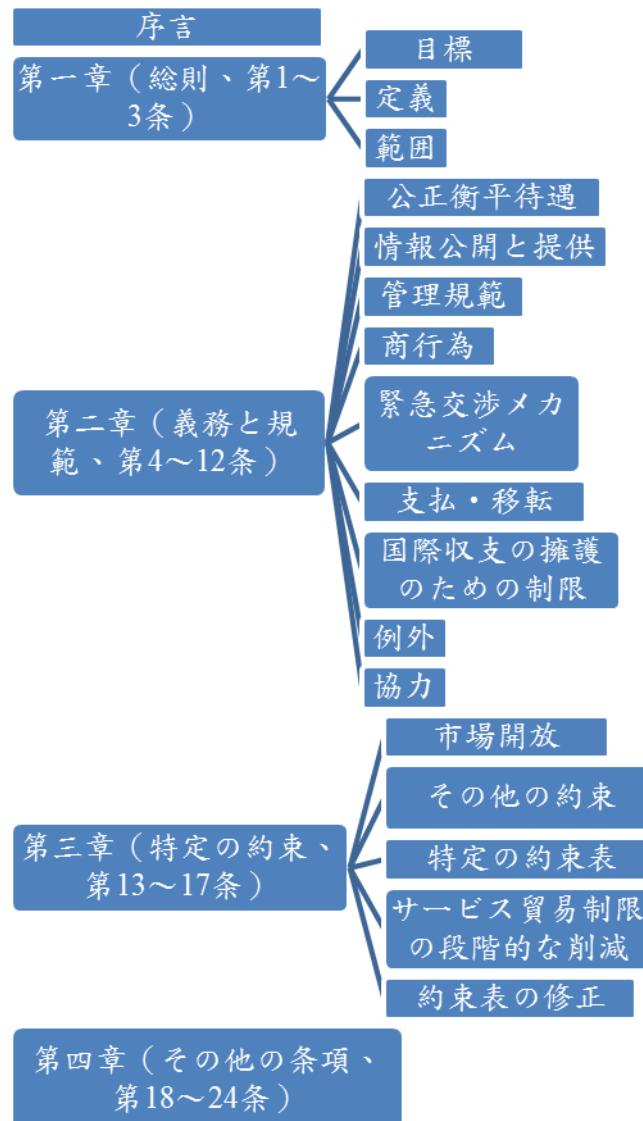


図3-1 ECFAサービス貿易協定の体系図

台湾では、一部の人々が、この協定が台湾にとって経済と政治の上で相対的に自由度に欠ける中国の影響をさらに受けやすくなると懸念し、加えて協定の締結前に政府の民間との意思疎通が不足していたことから、両岸サービス貿易協定の批准に係る国会審議紛争とひまわり学生運動の発生を引き起こし、当該協定が台湾社会に広く紛争と討論をもたらすことにもなった。現在、本協定は関連手続の完成を待って発効さ

⁹⁹ 図表出所：経済部、「海峡两岸サービス貿易協定条文ガイドライン」、p6、2013年5月。ウェブサイト：<http://www.mac.gov.tw/public/Data/310115244471.pdf>（最終アクセス日：2015年11月24日）。

れるところである。

本報告の目的はサービス貿易協定を専門的に検討することではないため、ここでは協定の中で比較的特殊な部分について簡単に論じる。

1. 支払・移転と国際収支の擁護のための制限¹⁰⁰ :

ある学者は¹⁰¹、経済発展又は経済転換の過程において、国際収支が特殊な圧力に直面した際に、制限措置を講じる必要があるかもしれないと指摘し、その中には適切な外貨準備水準の維持を確保することで、その経済発展又は経済転換計画を実行できることが含まれる。この種の支払・移転又は収支の擁護のための制限規定はGATS第11条及び第12条に起源があり、この類の制限措置は種類が煩雑で多いことから、GATSはWTO加盟国が制限措置を講じる時には以下の原則を満たさなければならぬと特別に規定している。

- (1) 最惠国待遇に違反しない。
- (2) 国際通貨基金（IMF）の規範に違反しない。
- (3) ほかの加盟国の商業、経済及び利益に不必要的損害をもたらすことを避ける。
- (4) 必要性の原則に符合する。
- (5) 暫定措置に属し、状況が改善した時には段階的に制限を撤廃しなければならない。

2. 特定の約束¹⁰²

サービス貿易協定の第13条の規定では、互いに相手方に付与するサービス貿易の待遇は、当該一方の本協定におけるサービス特定の約束表（サービス貿易協定の付属書1を別途参照）及びECFAにおけるサービスのアーリーハーベストリスト（ECFA付属書4を別途参照）に列記してある内容と条件を下回ってはならず、また市場開放への約束項目における関連資本の移動を許可しなければならない、とされている。学者は¹⁰³、GATS第16条は会員に対し「市場開放に関して、約束したサービス分野」について6項目の採ってはならない又は維持すべき措置を定めており、それには、サービス提供者の数の制限、サービスの取引総額又は資産総額への制限等が含まれる。し

¹⁰⁰兩岸サービス貿易協定第9、10条。

¹⁰¹王震宇、「從WTO法律觀點評析海峽兩岸服務貿易協議（WTOの法的觀点から海峡两岸サービス貿易協定への評論・分析）」、『月旦法学雑誌』、231期、p111、2014年8月。

¹⁰²兩岸サービス貿易協定第三章

¹⁰³王震宇、前記注101、p112、2014年8月。

かしながら、サービス貿易協定ではこの列挙式の制限規定が盛り込まれていないため、たとえいざれか一方が上述の GATS 第 16 条に列挙されている制限を行っても、特定の約束表の中に記載されていない場合、市場開放の約束には違反しない。双方の交渉を経て特定の約束表に盛り込まれた措置（資格、基準、許可事項又はその他の措置を含む）だけであれば、約束表の法的拘束を受けることとなる。両岸サービス貿易協定は GATS 第 16 条で列挙された項目を特定の約束表に記載すべきであると双方に要求していないため、解釈の上では、かえって両岸の主務官庁がサービス貿易の制限措置を維持又は採用する際に、GATS 第 16 条に類似した規定を適用する必要はなく、お互いがさらに大きな裁量を有することとなった。

3. 緊急交渉メカニズム

サービス貿易協定第 8 条の規定は、本協定の実施により一方のサービス部門に実質的なマイナス影響を引き起こした場合、影響を受けた一方は他方と交渉を要求し、積極的に解決策を探ることができる、とされている。この条文の法的概念はサービス貿易の「緊急防衛措置（emergency safeguard measure）¹⁰⁴」に類似する。現在 GATS 第 10 条の緊急セーフガード措置の規定は、WTO の実務上適用し難く¹⁰⁵、相対的に、サービス貿易協定は緊急交渉について比較的フレキシブルなやり方を採用しており、「影響を受けた一方が講じるいかなる措置についても、双方は相互の同意を得なければならない」とは要求していない。ある学者は、緊急交渉メカニズムは、台湾政府にサービス業が実質的にマイナス影響を受けた際に、中国と交渉する機会を与えてくれるものではあるが、反対に、中国もまたそのサービス部門が開放されたことでマイナスの影響を受けた場合に、台湾との緊急交渉を要求してくる可能性もあるため、緊急交渉メカニズムの開放については慎重な態度を保持すべきである、と考えている¹⁰⁶。

(三) 投資

ECFA 第 5 条第 1 項には「双方は、本協定の発効後 6 カ月以内に、本条第 2 項で述べている事項について話し合いを行うと共に、速やかなる協定の達成に同意した。」と記載されており、第 2 項には「同協定は以下の事項を含むがこれらに限らない。①

¹⁰⁴ Michael Trebilcock, Robert Howse & Antonia Eliason, *The regulation International Trade* 4th ed 376-377 (2012)

¹⁰⁵楊光華、「服務貿易緊急防衛措施規範之發展及我國應有立場之芻議（サービス貿易の緊急防衛措置規定の発展及び我が国のあるべき立場についての私見）」、『貿易調査専刊』、7 期、p13-83、2003 年 1 月。

¹⁰⁶王震宇、前記注 101、p116、2014 年 8 月。

投資保障メカニズムの確立、②投資関係規定の透明性向上、③相互投資制限の段階的削減、④投資の利便化の促進」と定められている。

ECFAは2010年9月の発効後、台湾経済部の統計によると、1991年から2012年7月までの台湾企業による中国への投資申請案件数は合計39,927件、合計投資金額は約1,191億米ドルで、台湾全体の対外投資の約63%を占め、台湾企業の対外投資金額が最高額の地区となった。台湾の海基会の統計によると、中国における台湾企業の経済貿易紛争の協力処理案件は、1991年から2012年7月末までに合計5,087件あったため、中国台商協会及び台湾の各産業組合・協会は、政府に対し、台湾企業の中国での投資権益及びその人身、財産の安全の確保できるよう、中国と早急に投資保障協定を締結することを幾度にもわたって呼びかけた。経済部は各種ルートを利用して数回にわたり台湾企業、台湾の主要工商団体、立法委員（国会議員）、専門家、学者、メディア等の各界からの意見を聴取した。そして2010年12月末、両岸投資保障協定について中国と交渉を展開した。それから2年近くの間に8回の正式な事務協議と多数の小規模な会合を経て、2012年8月9日、第8回「江・陳会談」で「海峡两岸投資保障と促進協定」が調印された。

いわゆる投資保障協定とは、「資本輸出国と資本輸入国との間において、投資又は個人投資家の権益を保障することを目的とし、双方の権利と義務の関係を約定して締結した書面契約¹⁰⁷」を指す。二つの主権国家又は政府が、二国間投資保障協定（Bilateral Investment Treaties、BITs）を締結するという方法を通して、相互に公権力を通じて互いの投資家が相手方の領域内での投資を保障することを約定することで、それぞれの投資家が相手方の領域内での投資リスク（例えば、政権交代又は内閣改造、レートリスク、経営リスク、資金源、外貨規制、徴収、国有化、没収、戦争、反乱、暴動など）を軽減することが、国際貿易の主な趨勢となっている¹⁰⁸。

投資協定の内容は合計18条、1つの付属書からなる。下図を参照¹⁰⁹されたい。

¹⁰⁷徐遵慈編集、『WTO常用名詞釋義（WTO常用名詞の釈義）』、華泰文化、p158-159、2009年1月。

¹⁰⁸経済部投資業務処、「投資保障協定内容簡介（投資保障協定内容の紹介）」、ウェブサイト：
http://www.dois.moea.gov.tw/asp/relation1_1.asp（最終アクセス日：2015年11月24日）。

¹⁰⁹作成の図、資料出所：経済部、「兩岸投保協議簡介（兩岸投資保障協定の紹介）」、2013年5月、ウェブサイト：
<http://www.dois.moea.gov.tw/asp/%E5%85%A9%E5%B2%B8%E6%8A%95%E4%BF%9D%E5%8D%94%E8%AD%B0%E7%B0%A1%E4%BB%8B.pdf>（最終アクセス日：2015年11月24日）（プレゼンテーション、p8）

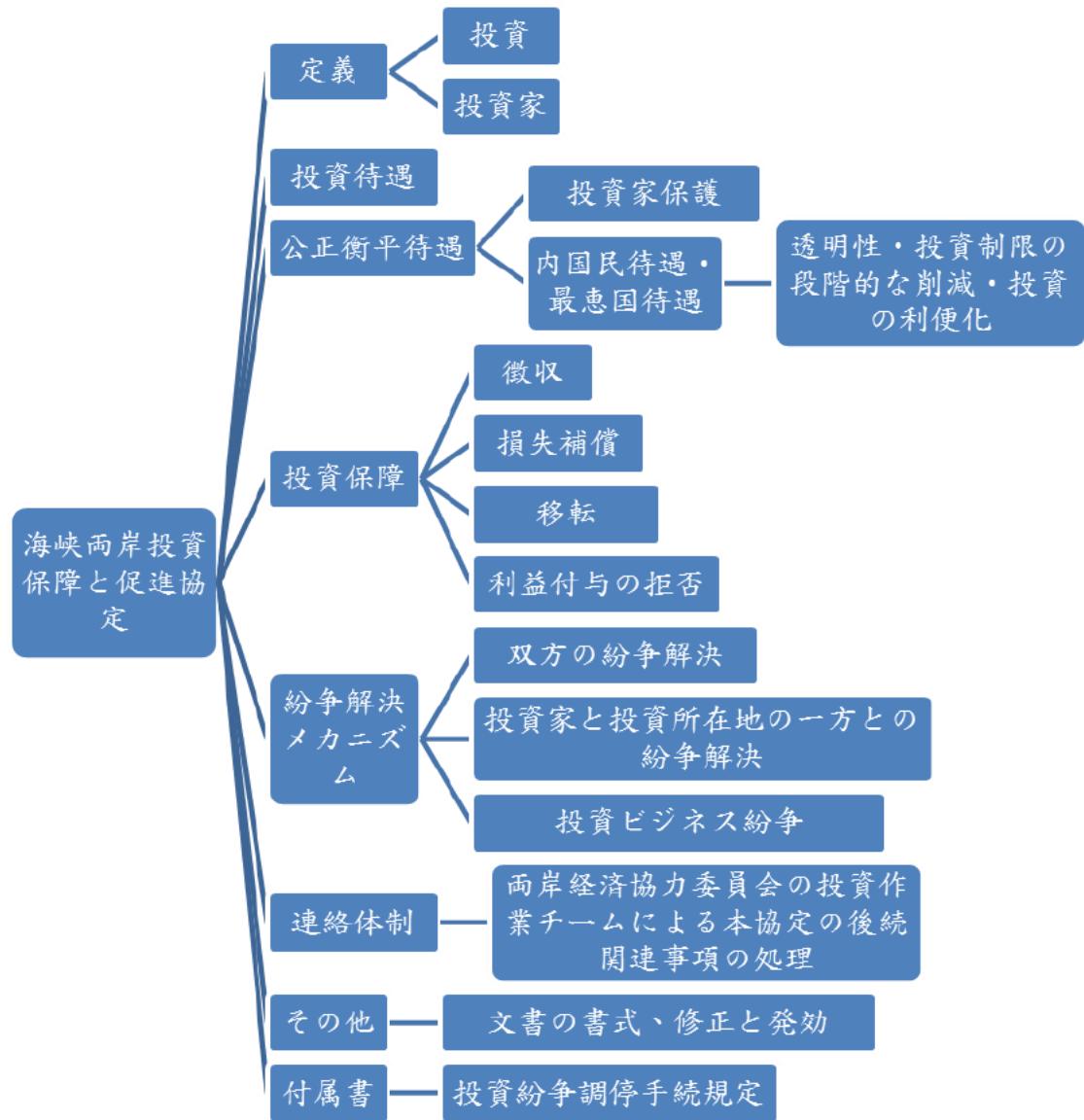


図 3- 2 ECFA 投資保障協定の体系図

四、 経済協力（第三章、第6条を含む）

ECFA 第6条第1項には「本協定の効果を強化、拡大するために、以下を含むがこれに限らない協力の強化について双方は同意した。①知的財産権の保護・協力、②金融協力、③貿易の促進・利便化、④税関協力、⑤電子ビジネスの協力、⑥産業協力

戦略と重点分野の研究、重要項目の協力推進、産業協力の中で発生する問題の調整・解決、⑦中小企業協力の推進、中小企業の競争力向上、⑧経済・貿易組織による出先機関の相互開設の推進」とされており、第2項には「双方は、本条の協力事項の具体的計画と内容について、速やかに交渉を行うようとする。」とされている。

本条の規定は両岸経済協力の方向性を示し、方針を定めるもので、今後両岸双方の主務官庁がこの規定に従い相互に検討して、お互いの経済発展状況と産業ニーズに照らし、共同でさらに具体的な詳細規定を制定するものである。

五、アーリーハーベスト（第四章、第7～8条を含む）

前述したとおり、ECFA 第3条の物品貿易に関するもの、第4条のサービス貿易に関するものはいずれもアーリーハーベストを基礎として構築されており、それぞれECFA 第7条、第8条の規定に対応している。アーリーハーベストを ECFA の重要項目とした主な目的は、FTA の貿易利益の実現の前倒しのためで、あらかじめ少数のターゲットとなる物品（又はサービス業）において、ECFA 発効後、速やかに一部物品の関税削減・撤廃とサービス業投資の開放による利益を享有できる品目を選択しておくものである。アーリーハーベストの範囲に盛り込まれなかつた物品の関税軽減とサービス業投資の開放の品目については、今後引き続き交渉し、さらに交渉を通して解禁する程度と方法を決定していく。今後、後続する協定が調印された後、アーリーハーベストの内容はこれらの後続協定に盛り込まれることとなる。

(一)、ECFA における物品貿易のアーリーハーベスト計画に関する実施については以下の規定 (ECFA 第7条) に従う。

1. 関税削減：双方は付属書1に列記されているアーリーハーベストの物品及び関税削減に基づき、その実施の手配を行う。しかし、双方が各自、その他のWTO全加盟国に対して普遍的に適用している非臨時的な輸入関税の税率が比較的低い場合には、同税率を適用する。
2. 臨時原産地規則：本協定の付属書1に列記されている物品は、付属書2に列記されている臨時原産地規則に適用する。同規則に基づき、一方の原産品と判定された上述の物品について、他方は輸入時にそれに対し関税の優遇措置を付与すべきである。
3. 臨時貿易救済措置：本協定の付属書1に列記されている物品が適用される臨時貿易救済措置は、本協定第3条第2項第5細目で規定した措置のことを指し、その中で双方のセーフガード措置は本協定の付属書3に盛り込まれている。

臨時貿易の救済措置において、「不公正な取引の救済部分」(unfair trade practice) に関し、双方はそれぞれWTO加盟国の権利を保留する。ECFAのアーリーハーベストの物品に対しては以下の3つの貿易救済措置の権利を保留する。先ず、ECFAのア

アーリーハーベストリストで解禁された中国の物品が台湾に輸入され、ダンピング輸入、補助金付き輸入等の状況により、台湾産業の利益を侵害した時、業者は主務官庁に調査を展開するよう申請することができ、主務官庁は調査した上で、アンチダンピング又は相殺関税等の措置を探るか否かを決定する。これ以外に、産業界は政府に関税引き上げ又は輸入数量制限等の防衛措置を講じることを要求することもできる¹¹⁰。また、第7条第3項において、「双方は、本協定第3条に基づき達成した物品貿易協定の発効日からは、本協定の付属書2に列記した臨時原産地規則と本条第2項第3細目の規定による臨時貿易の救済措置規則の適用を中止すべきである。」という自動中止条件も規定している。

(二)、ECFAにおけるサービス貿易のアーリーハーベスト計画に関する実施については下記の規定(ECFA第8条)に従う。

1. サービス市場の逐次開放：一方は、付属書4に明記されているサービス貿易のアーリーハーベスト部門及び開放措置に基づき、他方のサービス及びサービス提供者に対して実行する制限措置を削減又は撤廃すべきである。
2. サービス提供者の定義：本協定の付属書4に明記されているサービス貿易部門及び解禁措置は、付属書5で規定したサービス提供者の定義を適用する。
3. 適用中止の原則：双方は、本協定の第4条に基づき達成したサービス貿易協定の発効日より、本協定の付属文書5で規定するサービス提供者定義の適用を中止すべきである。
4. 臨時貿易救済措置：サービス貿易のアーリーハーベスト計画実施により、一方のサービス部門に実質的なマイナスの影響をもたらした場合には、影響を受けた一方は、他方に交渉を要求し、解決策を探ることができる。

ECFAの文面を見ると、ECFAのサービス貿易部分は、主に政策的宣言で、今後双方がサービス貿易協定交渉の大体の方向性を定めることが主となっている。文面よりも、サービス貿易と関連する以下の2つのECFAの付属書に対して、より注意を払わなければならないだろう。一つは付属書4「サービス貿易におけるアーリーハーベスト部門および解禁措置」であり、もう一つは付属書5「サービス貿易におけるアーリーハーベスト部門および解禁措置が適用されるサービス提供者の定義」である。

「サービス提供者」の定義は、付属書5によれば、台湾又は中国の自然人又は法人を含む。法人とは、両岸どちらか一方の関連規定に基づき設立された事業体を指し、会社、信託、パートナーシップ、合弁、独資又は協会を含む。また、一方の法人のサ

¹¹⁰呂炳寛、「貿易救済之司法審査－評最高行政法院96年度判字第760號判決（貿易救済の司法審査－最高行政法院96年度（西暦2007年）判字第760号判決」、『貿易調査叢刊』19巻、1期、p44、2008年6月。

サービス提供者は同時に下記の条件を具備していかなければならない。①当該側における提供するサービスの性質と範囲には、他方に提供しようとするサービスの性質と範囲が含まれていなければならない。②当該側において、他方に提供しようとするサービスの性質及び範囲と同じ商業経営に3年以上継続して従事している。③当該側で所得税を納付している。④当該側で経営拠点を所持し又は借受けている。

注目すべきは、ECFA が法人サービス提供者の最終的な株主の国籍について要求していないことで、言い換えれば、台灣（又は中国）籍でない者も台灣（又は中国）に設立した法人を通してアーリーハーベストリストの特恵を享有できるのである。例を挙げると、例えば中国が WTO では開放していないが ECFA のアーリーハーベストリストではすでに開放されている、あるサービス分野において、日本企業が中国の当該市場への進出を考える場合、先ず台灣に子会社を設立し、当該子会社が台灣で①継続して3年以上同様の範囲でサービスを提供し、②所得税を納税し、③営業拠点を所持し又は借受けている、という条件を満たせば、当該会社は当該台灣の子会社を通じてアーリーハーベストリストの特恵を享受することができる¹¹¹。

付属書4の内容を見てみると、台灣側が解禁した項目は「越境取引」、「国外消費」、「商業拠点の設立」の3項目で、「自然人の移動」の承諾には関わっていないため、台灣側では現段階において中国の専門人材による台灣での就業解禁は承諾していない。台灣側は中国資本企業が台灣で専門的な業務活動に従事することに対し、いざれも一定の資格条件及び人数制限を設けている¹¹²。また、台灣は WTO 加盟時にその他の加盟国の労働者による台灣での就業解禁を承諾していなかったため、ECFA の文面には労働市場開放の議題が盛り込まれておらず、今後続いて調印するサービス貿易協定の交渉内容も人の移動には関わらないものとなっている¹¹³。

六、 その他の重要条項（第五章、第9～16条を含む）

ECFA 協定の実施に関する協力措置の内容には以下のものが含まれる。

1. 例外条項：

¹¹¹范鯤・劉怡莎、「重點論述－中國在 WTO 及 ECFA 下的服務貿易承諾（重点論述－中国による WTO と ECFA におけるサービス貿易に関する承諾）」、『理律法律雜誌双月刊』、11期、p1、2010年11月。

¹¹² 「大陸地區專業人士來台從事專業活動許可辦法各項規定（「中国地区の専門家による台湾での専門業務活動従事の許可に関する規則」）」を参照。

¹¹³王震宇、前記注93、p124-125、2011年2月。

ECFA 第 9 条では「本協定のいかなる規定も、一方が WTO 規則と同様の例外措置を採るか維持することを妨害するものであると解釈してはならない。」と述べており、言い換れば、双方は WTO 規則と同様の例外措置を探ることで、ECFA 規定の適用を排除することができ、それぞれの WTO 加盟国に関する権益は ECFA 調印とその後の協定による影響を受けるものではないということである。

ECFA の文面でいう WTO 規則と同様の例外措置とは、主に WTO 枠組みの下の GATT 第 12 条の国際収支の擁護、第 20 条の一般的例外及び第 21 条の安全保障のための例外等に基づいて採られる措置、そして GATS 第 12 条の国際収支の擁護のための制限、第 14 条の一般的例外、第 14 条の 1 の安全保障のための例外等である。言い換れば、ECFA は今後 ECFA 文面及び後続する調印の協定を適用する際に、いずれも両岸各自が WTO 枠組みの下の例外条項の権利を保留すべきであると明確に表示しているのである¹¹⁴。

2. 紛争解決メカニズム

ECFA 第 10 条第 1 項には「双方は、本協定発効後遅くとも 6 カ月以内に、紛争解決の適切なプロセス確立について、交渉を展開すると共に、速やかに協定を達成させ、それにより本協定のいかなる解釈、実施、適用についての紛争をも解決していくものとする。」、第 2 項に「本条の第 1 項で示した紛争解決協定の発効前においては、本協定のいかなる解釈、実施、適用についての紛争も、双方が交渉を通して解決するか、又は本協定第 11 条に基づいて設立する「両岸経済協力委員会」により、適切な方法で解決を図っていくものとする。」とされている。紛争解決協定の交渉は 2010 年 9 月の発効から 6 カ月以内に始められたが、双方は現在のところまだ調印していない。双方は経済貿易紛争の解決メカニズムの設計理念、紛争解決の基本原則・手続の枠組み及び紛争解決手続フロー等について、十分な意思疎通を行い、すでに初步的原則については合意に達している。全体的な内容から言えば、一般の FTA の紛争解決フローと合致しており、例えば協議、調停、審議、裁決結果の監督執行である。詳細については、後日引き続き双方で交渉していくことになっている。

先ず、ECFA の紛争解決協定は両岸当局間（G-G）の経済貿易紛争を処理するもので、両岸の民間の私的紛争（P-P）及び台湾系企業与中国当局の投資紛争（P-G）は含まない。P-P のビジネス紛争、例えば家主が任意に家賃を値上げした等のような紛争は、私法上の手続又は仲裁という方法で解決すべきである。P-G の投資紛争、例えば土地徵収補償金額のような紛争は「両岸投資保障協定」により調停等の方法を

¹¹⁴王震宇、前記注 93、p130、2011 年 2 月。

通して処理する¹¹⁵。いわゆる G-G の紛争とは、2つの政府において一方が承諾した義務の不履行により生じた争議である。例えば、サービス貿易協定において、台湾が条件付きで解禁した中国資本による台湾での観光旅行会社の設立、中国が解禁した台湾保険業者による中国地区の自動車・バイク強制保険の経営等の市場開放を承諾した項目がある。どちらか一方が承諾した市場開放に従わない時は、当局対当局の紛争解決メカニズムを通して紛争解決をすることができる。

この他、今後協定が調印され、双方が各自の WTO における権利を放棄することがない場合、ECFA の紛争解決メカニズムと WTO における紛争解決メカニズムとの両者間における適用問題は、今後のもう一つの議題である。ある学者は¹¹⁶、ECFA の紛争解決メカニズムは、台湾と中国の間の内部関係を解決するもので、WTO の紛争解決機関を通じ、いずれか一方にその「措置」を変更するよう強制するものではなく、WTO 体制における紛争解決メカニズムに訴えると、このような政策に多角化をもたらし、且つ政治的に敏感な問題であることから、中国もできるだけ WTO 紛争解決メカニズムにより紛争を解決することを避けている、と考えている。

3. 機関の設置

ECFA 第 11 条第 1 項では「双方は、『両岸経済協力委員会（以下、委員会と略称する）』を設立する。委員会は双方が指定した代表により組織され、本協定と関連する事項についての処理を担当する。関連する事項は、以下を含むがこれに限らない。①本協定の目標実行のために必要な交渉実施、②本協定の実行状況の監督・評価、③本協定の条文解釈、④重要な経済・貿易情報の通知、⑤本協定第 10 条の規定に基づく本協定に関する解釈、実施、適用の紛争解決」とされており、第 2 項には「委員会はニーズに応じて、特定分野の中で本協定に関連する事項を処理する作業チームを立ち上げることができる。作業チームは委員会の監督を受ける。」としている。

経済貿易協定にあたっては、一般的に協定の実施又は協調を担当する機関が設立される。ECFA は枠組み協定に属することから、ECFA 自体の実施と後続交渉の協調・推進の担当機関を構築することがさらに重要になると考えられる。

4. 文書の書式

ECFA 第 12 条では「本協定に基づいて行なわれる業務連絡には、双方が取り決めた文書の書式を使用する。」としている。本協定に基づいて行なわれる業務連絡には、

¹¹⁵経済部經貿代表弁公室、『ECFA の紛争解決協定に関する問答集』、p2、2014 年 3 月。

¹¹⁶韓秀麗、「論兩岸經濟合作架構協定中的爭端解決機制問題（兩岸經濟協力枠組み協定における紛争解決メカニズムの問題を論じる）」、『月旦財經法雜誌』、21 期、p46、2010 年 6 月。

双方が取り決めた文書の書式を使用しなければならない。

5. 付属文書及び後続協定

ECFA の以下の 5 つの付属書（付属書 1「物品貿易におけるアーリーハーベスト 物品リスト及び関税引き下げ計画」、付属書 2「物品貿易におけるアーリーハーベスト 物品に適用される臨時原産地規則」、付属書 3「物品貿易におけるアーリーハーベスト 物品に適用される双方のセーフガード措置」、付属書 4「サービス貿易におけるアーリーハーベスト 部門及び解禁措置」、付属書 5「サービス貿易におけるアーリーハーベスト 部門及び解禁措置が適用されるサービス提供者の定義」）及び本協定に基づき締結された後続協定は、本協定の一部を構成する。

6. 修正と発効

ECFA 第 14 条には「本協定の修正は、双方の交渉を経て同意を得る必要があると共に、書面による確認が必要である。」とされており、第 15 条には「本協定の調印後、双方は各自の関連手続きを完成させると共に、書面で他方へ通知する。本協定は双方とも他方の通知を受領した翌日より発効する。」とされている。主に ECFA の内容は双方の同意を経た後に修正できると規定されており、また、ECFA を発効させるため、双方は各自関連手続きの完成と他方への通知をしなければならないこと等が規定されている。

7. 終了条項

ECFA 第 16 条第 1 項では「一方が本協定を中止するには、書面で他方に通知する。双方は中止通知発送後、30 日以内に交渉を開始する。もし、交渉において合意が達成されなかった場合、本協定は通知した一方が中止通知発送後、180 日目に終了する。」、第 2 項では「本協定終了後 30 日以内に、双方は本協定終了により生ずる問題について交渉を展開する。」としている。

終了条項とは即ち一般的に言う「撤退メカニズム」である。主に、一方が ECFA の内容を善意で履行しなかった場合、他方は書面で他方に通知し、一定の時間を経た後、ECFA の効力を中止させることができることを規定している。

第三節 海峡两岸知的財産権保護協力協定の内容

第一項 海峡两岸知的財産権保護協力協定締結の起源

両岸では、1993年の両岸貿易と交流の発展が加速し始めた頃の、「辜・汪会談」に後続する第3回実務協議において既に「知的財産権」及び「台湾企業の保障」についての交渉に及んでいたが、第5回「江・陳会談」になりようやく両岸は関連する協定につき合意に達成した。当該協定は、両岸間でさらに緊密になった貿易往来と関連制度の差異に起因して知的財産権の侵害をもたらしたことだけではなく¹¹⁷、両岸がそれぞれ2001年、2002年にWTOに加盟した後、WTOの関連規定を満たすため、各自が知的財産権の制度に対し一連の改正を進めていたことにも起因する。よって、両岸の知的財産権の基本法制の上で、従来よりもさらに類似する傾向が生まれ¹¹⁸、また、ECFA締結後、ECFA第6条第1項の知的財産権の保護と協力に関する表明を達成するためといったことから総合的に生じた契機である。「海峡两岸知的財産権保護協力協定」はECFA枠組みの下、最初に調印され発効した協定でもある¹¹⁹。

第二項 両岸の知的財産権保護制度の説明

両岸の知的財産権保護の制度には依然として違いがあることから、両岸知的財産

¹¹⁷華視新聞、「雙龍變四龍假金門高粱削暴（商標を改ざん、金門高粱酒の偽物で暴利）」、ウェブサイト：

<https://tw.news.yahoo.com/%E9%9B%99%E9%BE%8D%E8%AE%8A%E5%9B%9B%E9%BE%8D-%E5%81%87%E9%87%91%E9%96%80%E9%AB%98%E7%B2%B1%E5%89%8A%E6%9A%B4-040000209.html>（最終アクセス日：2015年9月25日）。

¹¹⁸馮震宇、「兩岸智慧權保護合作協議之落實（兩岸知的財産権保護協力協定の実施）」、p2、ウェブサイト：

<http://old.npf.org.tw/pdf/%E6%B5%B7%E5%B3%BD%E5%85%A9%E5%B2%B8%E6%99%BA%E6%85%A7%E8%B2%A1%E7%94%A2%E6%AC%8A%E4%BF%9D%E8%AD%B7%E5%90%88%E4%BD%9C%E5%8D%94%E8%AD%B0%E4%B9%8B%E8%90%BD%E5%AF%A6.pdf>（最終アクセス日：2015年9月25日）。

¹¹⁹馮震宇、「ECFA簽署兩岸步入ECFA時代、兩岸智財的新未來～ECFA時代引領兩岸智慧財產權保護新契機（ECFA調印後両岸がECFA時代に突入、両岸知財の新未来～ECFA時代が両岸知的財産権保護に新たな契機をもたらす」、2010年12月13日、ウェブサイト：

http://wto.cnfi.org.tw/all-module33.php?id=190&t_type=s（最終アクセス日：2015年9月25日）。

権の相互保障にはやはりさらに多くの交流と交渉を要し、そうすることではじめて完備させることができるため、海峡两岸知的財産権保護協力協定の締結がなされた。その中で、両岸制度の相違点には、業務管轄権及び司法審査権の違い、行政保護制度の有無、それに司法解釈の多寡が含まれる。以下にそれぞれ紹介していく。

業務管轄権については、台湾では植物品種の保護は行政院農業委員会¹²⁰（日本の農林水産省に相当）が担当していることを除き、すべての知的財産権業務が单一の専門機関、つまり台灣知的財產局（TIPO）が統合して担当している。中国では、分散管轄方式を採っており、知的財産権により主務官庁の管轄が異なる。例えば商標権については、中国商標法第2条の規定によると、国務院工商行政管理部門の管轄下にある商標局が管理と登録出願の業務を担当し、特許については、中国特許法第3条の規定により、国務院国家知識産權局（SIPO）が管理を担当し、著作権については、中国著作権法第7条の規定により、国務院国家版權局が管理を担当し、植物品種権については、農業部と林業局がそれぞれ担当している。台中いずれにも、それぞれその利点・欠点があり、台湾の利点は統合されていて便利であるが、欠点は法の段階構造において下位にあることで、中国ではこれと反対である¹²¹。

司法審査については、台湾では2007年に可決された「台灣知的財產法院組織法（智慧財產法院組織法）」第3条と「知的財産案件審理法（智慧財產案件審理法）」の規定に基づき、専門法院での審理モデルを採用しており、台灣知的財產裁判所は民事訴訟事件の第一、第二審、刑事訴訟事件及び刑事裁判における付帯私訴の第二審、行政訴訟の第一審と強制執行事件を一括して審理している¹²²。中国では、当初は専門法廷での審理モデルを採取しており、つまり、各級人民法院において、ある法廷を知的財産権の審理に専門に用いるものであった。しかし¹²³、中国最高人民法院が2014年10月31に公布し、2014年11月3日に施行した「最高人民法院による北京、上海、廣州知識産權法院における案件管轄に関する規定」により、特許、植物新品種、集積回路の回路配置、技術ノウハウ、コンピューターソフトウェアに係る民事及び行政訴訟事件は、知識産權法院が第一審裁判所となり、高級人民法院は控訴（終審）裁判所となつた¹²⁴。また著作権、商標、技術契約、不正競争等の知的財産権に係る民事及び行政訴

¹²⁰林春良・黃淑汝、「植物品種権面面觀—我國植物品種権制度及實施現況（植物品種権の様々な面から見た我が国の植物品種権制度及び実施現況）」、『農政と農情』、238期、2012年4月、ウェブサイト：<http://www.coa.gov.tw/view.php?catid=2445488>（最終アクセス日：2015年9月25日）。

¹²¹馮震宇、前記注118、p2-3。

¹²²謝銘洋、『智慧財產権法（知的財産権法）』、元照、第2版第1刷発行、p372～374、2011年9月。

¹²³例えば、上海市高級人民法院の民事審判第三法廷及び上海市中級法院の民事審判第五法廷。

¹²⁴「最高人民法院關於北京、上海、廣州智慧財產權法院案件管轄的規定（最高人民法院による北京、

訟事件は、基層人民法院が第一審裁判所となり、知識産權法院は控訴（終審）裁判所となつた¹²⁵。

台湾は知的財産権侵害の救済ルートについて、無効審判による取消等の他に、司法による保護制度を採取しており、それは例えば台湾特許法第 96 条、商標法第 69 条、著作権法第 88 条及び植物品種及び種苗法第 40 条である。しかし、中国では知的財産権侵害の救済ルートについて、司法による保護制度の他に、行政救済制度もあり、例えば中国特許法第 60 条に規定されているように、特許権が侵害された場合、協議及び司法保護制度を通して処理することだけでなく、國務院特許行政部門に処理を請求することもできる。國務院特許行政部門は権利侵害であるか否かの認定をするだけでなく、当該認定結果を強制執行の根拠とすることもできる¹²⁶。また、中国商標法第 60 条第 2 項¹²⁷にも類似規定がある。また、特許侵害に対する刑事罰の有無については、

上海、広州知識産權法院における案件管轄に関する規定）」第 1 条及び第 7 条の規定に基づく。

¹²⁵ 「最高人民法院關於北京、上海、廣州智慧財產權法院案件管轄的規定（最高人民法院による北京、上海、広州知識産權法院における案件管轄に関する規定）」第 6 条の規定に基づく。

¹²⁶ 中国特許法第 60 条の規定において、「特許権者の許諾を得ずにその特許を実 施し、すなわち特許権を侵害し、紛争を引き起こした場合は、当事者が協議により解決する。協議を望まない又は協議が成立しないときは、特許権者又は利害関係者は人民法院に訴えを提起することができ、また特許事務管理部門に処理を求める 것도できる。特許事務管理部門が処理して、権利侵害行為が成立すると認めた場合、侵害者にその権利侵害行為の即時停止を命じることができ、当事者は不服がある場合、処理通知書を受領した日から 15 日以内に、「中華人民共和国行政訴訟法」に基づいて人民法院に訴えを提起することができる。侵害者が期間が満了しても訴えを提起せず、権利侵害行為も停止しない場合は、特許事務管理部門は人民法院に強制執行を申し立てることができる。処理を行う特許事務管理部門は、当事者の請求に基づき、特許権侵害の賠償金額について調解を行うことができ、調解が成立しなかつた場合、当事者は、「中華人民共和国民事訴訟法」に基づいて人民法院に訴えを提起することができる。」と定めている。

¹²⁷ 中国商標法第 60 条の規定において、「本法第 57 条に掲げる商標権侵害行為のいずれかに該当し、紛争を引き起こした場合は、当事者が協議により解決する。協議を望まない又は協議が成立しないときは、商標権者又は利害関係者は人民法院に訴えを提起することができ、また特許事務管理部門に処理を求める 것도できる。

工商行政管理部門が処理して、権利侵害行為が成立すると認めた場合、その権利侵害行為の即時停止、権利侵害商品及び権利侵害商品の製造・登録商標標識の偽造のために使用する主な器具の没収・廃棄

特許の保護は純粹に私益に属することから、商標権及び著作権のような公益の保護に関わるものとは違うため、当事者が対等な立場で訴訟を進めることができるよう、刑事裁判を起こすことにより、相手に圧力をかけて自己の民事裁判上の請求・主張への譲歩を図る状況を避けるべきとの意見がある。また、TRIPS 第 61 条¹²⁸でも商標と著作権侵害事件に対してのみ刑事罰を定めるよう要求しているため、例えば米国とフランス、そして台湾特許法でも 2003 年に全面的に刑事罰が廃止された¹²⁹。しかし、中国特許法では依然として刑事罰が存在するため、中国特許法第 63 条規定の特許製品の模倣により犯罪となった場合、法により刑事责任を問われ、中国刑法第 216 条でも他人の特許製品を模倣した場合、3 年以下の有期懲役に処せられる。よって、関連企業は中国での経営にあたり、特許権侵害事件に遭遇した場合、特に気をつけなければならない。また、商標権及び著作権の侵害に対する刑事责任については、台湾ではこれを専門の法律に盛り込む方法を探っており、例えば台湾著作権法第七章及び商標法第四章が刑事责任についての規範である。一方、中国では、刑法第七節に統一して制定されている。

を命じ、違法な売上が 5 万元以上の場合には、違法な売上の 5 倍以下、違法な売上がない又は 5 万元未満の場合には、25 万元以下の罰金を科すことができる。5 年以内に商標権侵害に当たる行為が 2 回以上あるか、又はその他の深刻な事情がある場合には、厳罰に処す。商標権の侵害製品であることを知らずに販売し、当該商品を合法的に取得したことが証明でき、かつ提供者の情報を説明できる場合には、工商行政管理部門は、その侵害行為の停止を命じる。

商標権侵害の賠償金額について紛争がある場合には、当事者は、工商行政管理部門の調解を求めるか、または「中華人民共和国民事訴訟法」により人民法院に訴えを提起することもできる。工商行政管理部門の調解により合意に至らなかった、又は調解書発効後、履行されなかつた場合、当事者は「中華人民共和国民事訴訟法」により人民法院に訴えを提起することができる。」と定めている。

¹²⁸ TRIPS 第 61 条 : Members shall provide for criminal procedures and penalties to be applied at least in cases of wilful trademark counterfeiting or copyright piracy on a commercial scale. Remedies available shall include imprisonment and/or monetary fines sufficient to provide a deterrent, consistently with the level of penalties applied for crimes of a corresponding gravity. In appropriate cases, remedies available shall also include the seizure, forfeiture and destruction of the infringing goods and of any materials and implements the predominant use of which has been in the commission of the offence. Members may provide for criminal procedures and penalties to be applied in other cases of infringement of intellectual property rights, in particular where they are committed wilfully and on a commercial scale.

¹²⁹ 謝銘洋、前記注 122、p349-350、2011 年 9 月。

司法解釈については、台湾では、司法解釈という方法を通して知的財産案件に対し統一した解釈を提出することは比較的小ない。一方、中国では、大量の司法解釈を通して¹³⁰、例えば「最高人民法院による著作権民事紛争事件審理上の法律適用の若干問題に関する解釈」及び「最高人民法院による特許紛争事件審理上の法律適用問題に関する若干規定」等で、法規の不足を補っている。

言及に値するのは、2015年6月に中国が公布した「最高人民法院による台湾地区における法院の民事判決に関する承認及び執行規定」¹³¹と「最高人民法院による台湾地区における仲裁決定に関する承認及び執行規定」¹³²で、台湾の判決、仲裁決定の承認、執行の範囲が拡大され、また、特許訴訟も台湾民事判決の一つに属することから、台湾の特許判決又は決定も、この司法解釈に基づき、適用される余地がある。

第三項 、海峡两岸知的財産権保護協力協定の内容

海峡两岸知的財産権保護協力協定の本文によると、この協定の目標は特許、商標、著作権及び植物品種権等の两岸知的財産権の保護の面における交流と協力を強化することにあり、関連する問題を交渉により解決し、两岸知的財産権のイノベーション、応用、管理及び保護を高めていくものである。

また、两岸交流は長期にわたって「一つの中国」という原則に制限を受け、民間組織を通じた伝達も行えないという欠陥があることに鑑み、交流・交渉をより容易に実現させるため、两岸は、政府におけるレベルはやや低いものの、政府の官員から構成される団体の作業チームを立ち上げ、これを两岸における知的財産権交流のパイプとすることを決定した。協定内容の第9条に基づき、两岸はそれぞれ特許、商標、著作権及び品種権等の作業チームを立ち上げ、具体的な作業計画及び事案についての交

¹³⁰馮震宇、前記注 118、p3。

¹³¹ 「最高人民法院關於認可和執行台灣地區法院民事判決的規定（最高人民法院による台湾地区における法院の民事判決に関する承認及び執行規定）」、法釈〔2015〕13号、2015年6月29日公布、2015年7月1日発効、ウェブサイト：<http://www.chinacourt.org/law/detail/2015/06/id/148295.shtml>（最終アクセス日：2015年9月25日）。

¹³² 「最高人民法院關於認可和執行台灣地區仲裁裁決的規定（最高人民法院による台湾地区における仲裁決定に関する承認及び執行規定）」、法釈〔2015〕14号、2015年6月29日公布、2015年7月1日発効、ウェブサイト：<http://www.chinacourt.org/law/detail/2015/06/id/148297.shtml>（最終アクセス日：2015年9月25日）。

渉を担当することが定められている。この規定に基づき、両岸は互いに関連作業チームを立ち上げて交渉事項を進めることとなる。台湾では経済部知的財産局及び農業委員会の下に関連作業チームが設置された。中国では、特許、商標、著作及び植物品種権がそれぞれ異なる行政機関の管轄に属することから、それぞれ中国国家知識財産局、国家工商行政管理総局商標局、新聞出版総署版権局及び農業部と国家林業局が交流部署として、両岸の交流、交渉及び作業計画に関し進めている¹³³。

各国の知的財産権に対する議論はほとんどが特許、著作、商標、営業秘密及び品種権の保護に重きを置いていることから、本報告では閲覧者の利便性考慮のため、協定条文の順序に従い紹介するのではなく、海峡两岸知的財産権保護協力協定の内容を知的財産権の種類別に区分した上で紹介をしていくこととする。また、本協定の内容は営業秘密の保護とは関わりがなく、且つ専利権（特許権、意匠権、実用新案権）の保障について、大部分は優先権に重点が置かれているが、優先権の内容は専利権に限られるものではなく、商標権と植物品種権も包括されるため、本報告書では、優先権の保障を単独で紹介した後、植物品種、商標、及び著作に区分して論述を進め、業務交流、業界提携及び審査協力については、比較的瑣末であることから、最後に併せて説明することとする。

一、 優先権（協定第2条）

協定の中で指している優先権とは国際優先権のことと言う。いわゆる国際優先権とは、パリ条約の内容に基づき、何人も、いずれかの同盟国において、法に基づき特許出願、又は実用新案、意匠、若しくは商標の登録出願をした場合、その本人又はその承継人は、法定期間内に他の同盟国において出願をするにあたり、優先権を享有することができる。それにより出願人は最初の出願の出願日を同一の対象について提出した後の出願の出願日とすることができる、これにより、後の出願がなされた時、新規性及び進歩性の問題が生じることを避ける。

パリ条約第4条第A項第(1)号¹³⁴、及び「知的所有権の貿易関連の側面に関する

¹³³ 賴文平、「兩岸智慧財產權協議與其他類似協議之比較（兩岸知的財產權協定とその他の類似する協定との比較）」、『兩岸經貿月刊』、2011年11月號。ウェブサイト：

<http://mag.cnyes.com/Content/20110113/873e37e1a70c4a16a3e6694649ba6cec.shtml>（最終アクセス日：2015年9月25日）。

¹³⁴ パリ条約第4条A(1)、(1) Any person who has duly filed an application for a patent, or for the registration of a utility model, or of an industrial design, or of a trademark, in one of the countries of the Union,

る協定」(以下「TRIPS 協定」と略称) 第 29 条の規定¹³⁵により、優先権は加盟国間で相互承認する必要がある重要な権利である。しかし、台湾の特殊な国際的地位の制限により、台湾はパリ条約への加盟を通して、他国と相互に優先権を享有するという待遇を得ることができない。故に台湾は二国間協定の締結又は世界貿易機関(WTO)への加盟により、優先権の相互承認を勝ち取ることを積極的に希望してきた。台湾は 2002 年に晴れて WTO に加盟したが、中国は互恵原則による優先権の相互承認はパリ条約の加盟国、又は、優先権相互承認協定に調印したという基礎の上に構築されなければならないと考えているため¹³⁶、台湾と中国で特許を取得しようと考える台湾企業は、往々にして同じ日に台湾と中国で特許出願しなければならず、若しくは先に台湾と中国それぞれと互恵原則による優先権の相互承認に関する協定に調印している国(例えは日本)に特許出願した後、それぞれ台湾と中国で特許出願する必要があった。しかし、どちらも手続きが煩雑である上に出願費用もかさむという問題があり、且つ台湾企業にとって主要な市場は日本ではないという状況から見ても、後者は出願人に余計な出願費用と後続する特許権の維持費用の負担をもたらしていた。

また、中国特許法は 2010 年 2 月から、特許法第 20 条の秘密保持審査制度の実施を開始し、中国で完成した発明又は実用新案を海外で出願する場合、事前に国務院特許行政部門に秘密保持審査の請求を行わなければならず、この規定に違反して海外で特許出願又は実用新案登録出願をした場合、その後中国で特許出願又は実用新案登録出願をしても特許権又は実用新案権は付与されない。また、「中華人民共和国特許法実施細則」第 8 条は、特許法第 20 条でいう「中国で完成された発明又は実用新案」とは、技術の実質的な内容が中国域内で完成された発明又は実用新案を指す、と規定している。両岸間ではまだ優先権に関する協定はないことから、中国で完成した発明

or his successor in title, shall enjoy, for the purpose of filing in the other countries, a right of priority during the periods hereinafter fixed.

¹³⁵ TRIPS 第 29 条 :

1. Members shall require that an applicant for a patent shall disclose the invention in a manner sufficiently clear and complete for the invention to be carried out by a person skilled in the art and may require the applicant to indicate the best mode for carrying out the invention known to the inventor at the filing date or, where priority is claimed, at the priority date of the application.

2. Members may require an applicant for a patent to provide information concerning the applicant's corresponding foreign applications and grants.

¹³⁶陳郁庭、「海峽兩岸智慧財產產權保護合作協議之介紹與初評(海峽兩岸知的財產權保護協力協定の紹介と初期評価)」、『科技法律透析』、22 卷 11 期、p32、2010 年 11 月 1 日。

又は実用新案は秘密保持審査期間において、台湾で第三者に先取り出願され、その権利を侵害されやすいという状況をもたらしていた。また、両岸貿易の往来がより緊密化する状況の下、台湾知的財産局の関連統計によると、近年台湾から中国への特許出願件数が年々増加するに従い、中国における台湾産業の権益を保障するため、両岸優先権相互承認協定の締結について切実なニーズが生じていた。

長年存在してきた問題を解決するため、両岸はこれまで幾度にも及ぶ交渉をしてきたが、国際優先権は台湾の国際的地位に関する紛争にかかわるため、長い間共通認識に達成することができなかった。海峡两岸知的財産権保護協力協定の調印後になって、ようやくこの長らく問題となっていた紛争が解決した。また、「台湾地区における商標登録出願人による優先権主張に関する事項の規定」、「中国の台湾地区における出願人が中国で植物新品種の登録出願に関する暫定規定」及び「台湾同胞の特許出願に関する若干規定」（第 58 号）の規定に基づき、両岸優先権案件は 2010 年 11 月 22 日から受理が開始され、不遡及の原則を採っていることから、優先権主張の基礎となる出願は 2010 年 9 月 12 日の協定発効後に出願された最初の特許出願案件に限るとされている。

文字、用語において、やはり台湾の国際的地位についての争議への配慮が見受けられる。例えば、優先権の相互「承認」の語を使用せず、代わりに「確認」の語が使用されている。また、優先権証明書類にはいずれも国名等の文字が印刷してあるが、主権紛争問題の解決のため、民間組織が仲介機関として、海基会、海协会の両会の既存の文書認証モデルに類似したものが国名等に取って代わるという提案もあったが¹³⁷、経済的因素等を考慮した結果、主権に関する争議は暫時置いて現行モデルを維持し、ただし原受理機関には「台湾地区」と書く必要がある、ということとなった。

出願主体については、台湾及び中国の企業又は個人は、先に台湾で特許出願又は商標若しくは植物品種の登録出願をした後、中国で優先権を主張する状況と、中国で特許出願又は商標登録出願をした後、台湾で優先権を主張する状況が含まれる。しかし注意すべきは、「台湾同胞による特許出願に関する若干規定」、「台湾地区における商標登録出願人による優先権主張に関する事項の規定」、また、電話で主務官庁へ問い合わせた結果によると、優先権を主張できる主体については、特許、商標又は植物品種権を問わず、いずれも「台湾地区的自然人又は法人」に限って主張できるとされ

¹³⁷邱英武、「IPR 簽訂後不可不知的隱藏問題（IPR 調印後の知らねばならない隠された問題）」、『北美智權報』、2010 年 9 月 6 日、ウェブサイト：

http://www.naipo.com/portals/1/web_tw/Knowledge_Center/Laws/TW-10.htm（最終アクセス日：2015 年 9 月 25 日）。

ており、外国人が先に台湾で特許出願又は商標登録出願をした後、中国において優先権を主張する場合は含まれない。

二、 植物品種の保護（協定第3条）

植物品種の保護は属地主義であるが、台湾の国際的地位が明確ではないため、台湾では「植物新品種保護国際連盟¹³⁸（International Union for the Protection of New Varieties of Plants、UPOV）」への加入で植物品種の保護を達成することができない。故に台湾の植物品種が外国での保護を取得するには、二国間協定を締結する方法、又はWTOにおける内国民待遇原則と最惠国待遇原則、及びTRIPS協定における植物品種の保護に関する規定を通じ、互いに双方の国民の植物品種登録出願を受理するしかない。例えば、台湾は2006年に、WTOの内国民待遇原則の下、日本と品種登録出願の相互受理について会談を行った。両岸経済貿易の交流の増加に伴い、両岸の農産物の往来も頻繁になる中、農産物に関する知的財産権の保護も日増しに重要になっていった。そうした中で、両岸の植物品種に関する保護対象の差異や、農産物の産地標章が中国で先取り登録された事件は、いずれも農産物に関する知的財産権の保護の重要性を浮き彫りにすることとなった。

度重なる交渉を経て、ついに「海峡两岸知的財産権保護協力協定」において農産物に関する知的財産権の保護が交渉範囲内に盛り込まれることとなった。海峡两岸知的財産権保護協力協定の内容に基づき、双方は各自が公告した植物の種類（植物品種保護リスト）の範囲内において、相手方の品種登録出願を受理し、さらに、まだ品種登録の登録対象となっていない植物の種類について交渉を進めることに同意した。以下に植物品種の保護範囲、品種登録出願の審査、農産物の偽装産地表示及び著名産地名称の先取り登録の協力処理メカニズムについて説明していく。

（一）、植物品種の保護範囲

この部分の内容は主に二つに分けられる。一つ目は現在各自で公告している植物品種の保護である。TRIPS協定の規定に基づき、植物品種の保護に関し、メンバーは特許法、効果的な独自立法、またはそれら二つを組みわせた方法で植物品種に保護を付与しなければならない¹³⁹。台湾の保護モデルから言えば、特許法の保護範囲が過

¹³⁸ その主旨は植物品種の保護を提供・促進し、新品種の研究を奨励することにより、社会の発展に貢献することを目的とする。中国は1999年3月23日に当該条約に加盟した。詳しくは以下のサイトを参照。<http://www.upov.int/upovlex/en/notifications.jsp>。（最終アクセス日：2015年9月25日）

¹³⁹ Article 27 Patentable Subject Matter 3. (b) : Members shall provide for the protection of plant varieties

分に広く、特許法の保護対象が工業または産業の技術と製品¹⁴⁰であることを考慮して独自立法モデルを採り、関連保護を植物品種及び種苗法に盛り込むこととなっている。2015年9月までに公告されている適用される植物の種類は合計224種で、それらは主に観賞植物の区分に属するものである¹⁴¹。中国では、品種権の保護方法は、それぞれ農業部植物新品種保護弁公室及び国家林業局が1997年に公布された植物新品種保護条例に基づき処理している。2015年9月までに公告された適用される植物種類は合計307種だが、ほとんどが林木及び食糧作物を主とした品種の保護に集中しており、観賞植物の品種に関する保護は比較的少ない¹⁴²。植物品種に関する保護の詳細な項目については、本章第四節表3-6をご参照いただきたい。

二つ目は交渉により拡大される保護範囲である。協定内容によると、台湾は農業委員会の下に植物品種権作業チームを立ち上げ、中国の農業部及び国家林業局の関係者と交流を進め、両岸の植物品種権の推進を担当する¹⁴³。現在、多数回にわたる交渉を経て、すでにナツメ属及びマンゴーとビワを新品種として中国の「植物新品種保護リスト」に盛り込むことに成功し、胡蝶蘭（コチョウラン）に関する材料の特性検定についての交渉も合意に達した¹⁴⁴。現在最新の交渉状況については、主務官庁（行

either by patents or by an effective sui generis system or by any combination thereof.

¹⁴⁰謝銘洋、前記注122、p66-68、2011年9月。

¹⁴¹行政院農委会植物品種権公告検索システムより作成、

http://newplant.afa.gov.tw/Pages/OPEN_INFORMATION/Open_Information.aspx（最終アクセス日：2015年11月20日）。

¹⁴²中国農業部植物新品種保護弁公室、<http://www.cnppv.cn/?id=32>、及び国家林業局

<http://www.cnppv.net/root/icataview.aspx?id=24>より作成（最終アクセス日：2015年11月20日）。

¹⁴³その関連メカニズムは以下の事項を含む。

- 1、両岸は、前年に受理した他方からの品種登録出願案件の資料を毎年提供することに同意する。
- 2、双方は、毎年1回交互に両岸の植物品種権の作業チーム会合を開催するとともに、実際のニーズに合わせてフォーラムと技術交流を開催する。
- 3、中国側の植物品種権に関する審査作業を加速し、台湾側の植物品種登録出願案件に不備がある場合、審査の遅延を避けるため、中国側にできる限り一回で完全に説明するよう依頼する。
- 4、台湾側の品種登録出願については、中国が指定する代理機関、又は中国から認可された出願代理資格を有する機関を通じて行うことができる。

¹⁴⁴黃明雅・黃淑汝・陳瑞榮・李紅曦・葉瑩、「兩岸農業相關協議成效－海峽兩岸智慧財產權保護合作（兩岸農業に関する協定の成果－海峡两岸知的財产权保護協力）」、『農政と農情』、256期、2013

政院農業委員会農糧署）によると現在まだ交渉中であり、関連情報については即時農糧署の公式サイト上で公布される、との回答だった。

（二）、農産物の偽装産地表示及び著名産地の先取り登録についての協力処理メカニズム

果物農産物及びその他農産物の産地偽装表示については、従来、台湾農産物は関連技術の研究開発のみを重視して商標又は標章の重要性を疎かにしていたことから、台湾の多くの有名な農産地が悪意により先取り商標登録をされるという状況を招いた。特に2005年に発生した8件の有名なお茶の産地名が中国で先取り登録された事件は、台湾産業界を震撼させ¹⁴⁵、台湾政府に産地標章制度を重視させることになった。また、台湾の果物は甘く、ジューシーで品質も良く、中国の人々から広く好まれていたため、市場でも台湾名義を騙る模倣果物が多くはびこっていた。数々の先取り登録及び模倣行為が真正の台湾果物の名声に重大な損害を引き起こし、中国の消費者が台湾果物に対してマイナスイメージを抱くようになった。特にECFA締結後、台湾果物の中国市場におけるイメージの保護と積極的な中国市場の開拓のため、中国の公権力を通した方法で、管理監督及び摘発を行い台湾農民と中国の消費者を保護する目的を達成することが急務であったため、台湾果物がアーリーハーベストに盛り込まれた¹⁴⁶。よって、両岸は協定内容において、偽装産地表示の調査・処理措置及び著名産地名称の先取り登録を協力処理メカニズムに盛り込むこととした。このほかに台湾農業委員会は2011年4月、中国に「CAS台湾優良農産物標章」及び「CAS台湾有機農産物標章」を登録出願し、無事登録された。当該2つの証明標章の取得は、確実に台湾からの農産物であることを証明して中国農産物と区別することで、台湾農産物の中国での販売、農民の重大な権益の保護に役立つものである¹⁴⁷。なお、台湾の産地が中国で先

年10月、ウェブサイト：<http://www.hdais.gov.tw/view.php?catid=2448302&print=1>（最終アクセス日：2015年9月25日）。

¹⁴⁵ 2005年11月、台灣區製茶工業同業公会が、8件（「杉林溪」、「日月潭」、「梨山」、「松柏長青」、「梅山」、「阿里山」、「霧社の春」、「溪頭」）等の台湾の有名なお茶の産地名が中国で台湾業者、台湾系中国会社又は中国業者に先取り商標登録されたことを指摘した。李紅曦・李国基・連忠勇、「台灣農產品產地標章制度推動現況（台湾農産物の産地標章制度の推進現況）」、『農政と農情』、210期、2008年12月、ウェブサイト：<http://www.coa.gov.tw/view.php?catid=20758>（最終アクセス日：2015年9月25日）。

¹⁴⁶ 賴文平、前記注133、2011年11月号。

¹⁴⁷ 農業新聞、「台灣 CAS 農產品標章在中國大陸取得註冊優質農產品進一步受保護並創造新商機（台湾

取り登録された件については、関連の異議申立及び取消請求が提出された。例えば池上米、西螺醤油、燕巣グアバの取消請求及び古坑コーヒーの異議申立の証拠補充、そして阿里山、日月潭、及び梨山の取消請求である¹⁴⁸。

また、植物品種権の協力処理メカニズムを申請できる主体について、電話で主務官庁（農糧署）に問い合わせたところ、主務官庁は台湾の法人及び個人に限らず、台湾で取得した植物品種権であれば申請することができる、とのことだった。その他の協力処理メカニズムの権利の主体が、台湾の自然人又は法人に限ると要求されていることとは大きな差である。協力処理メカニズムの関連手続き及び申請の要件については、主務官庁によると、現在まだ類似した個別案件がないため、関連のメカニズムは制定されておらず、依然中国側と検討中である、とのことだった。

三、商標権の保護（第7条協力処理メカニズムを主とする）

両岸間における商標権に関する紛争が始まってすでに久しいが、比較的よく見受けられる紛争事例として、台湾で商標権を取得した商標が、その他の企業により中国で先取り登録出願されるという状況がある。その時点で当該先取り登録出願された案件がすでに商標権を取得しているか否かでやり方が異なるため、この部分については後から詳しく紹介する。そのほか、すでに台湾で商標権を取得した企業が两岸の文化的背景、主観要件の審査の不一致という状況により、中国商標局から顕著な特徴が欠如しているとしてその登録出願が拒絶されることがある。これについては、台湾の関連部署の力を借り協力処理メカニズムにより意思疎通して協調を進めていくことが有効である¹⁴⁹。あと一つは模倣品撲滅及び商標模倣の取締である。これについては、

CAS 農產品標章が中国で登録済み 良質な農產品保護の一層の推進や新しいビジネスチャンスの創出へ）」、2011年1月11日、ウェブサイト：

http://www.coa.gov.tw/show_news.php?cat=show_news&serial=coa_diamond_2011011145310（最終アクセス日：2015年9月25日）。

¹⁴⁸農業新聞、「農委會積極撤銷搶註案並輔導產地標章註冊（農業委員会が積極的に先取り登録商標の取消や産地証明標章の登録出願指導）」、2009年11月1日、ウェブサイト：

http://www.coa.gov.tw/show_news.php?cat=show_news&serial=coa_diamond_20091101141656（最終アクセス日：2015年9月25日）。

¹⁴⁹賴文平、「兩岸智慧財產權保護合作協議有關執法協處機制成效之探討（两岸知的財產権保護協力協定における実施・協力処理に関する成果の検討）」、『台商張老師刊物』、160期、2012年2月、ウェブサイト：http://www.chinabiz.org.tw/News/GetJournalShow?pid=162&cat_id=174&gid=8&id=81（最終ア

台灣企業が、「外資優良ブランド保護委員会（QBPC）¹⁵⁰」への加入を通して、中国国务院と商標の事務について「模倣品撲滅」又は「商標模倣の取締」の行政執行上の連絡をとる、ということができず、省市レベル以下の台灣企業協会により交渉を行うしかなく、関連の商標権模倣の事件が後を絶たない状態となっていた¹⁵¹。これに鑑み、本報告では以下に中国商標法の救済に関する規定を簡単に紹介した後、両岸商標権紛争の原因と著名商標又は地理的表示の協力処理メカニズムを紹介していく。

（一） 中国商標法の救済に関する規定

商標法は属地主義であることから、著名（馳名）商標だとしても、ある国の国内でその商標権を主張するには、その国で登録出願し商標権を取得しなければならない。しかし、各国における商標法の条文の違い、認定要件の厳しさの不一致、それに関連情報の収集が困難であることから、ある国の商標が、他国で先取り登録されるという状況がよく見受けられる。例えば、各地で Apple 商標が先取り登録出願されている状況である¹⁵²。且つ、両岸の貿易と交流が日増しに頻繁になるにつれ、また、台湾商品の品質が中国の消費者に認められるにつれ、台灣企業の商標が中国で先取り登録出願される状況が大量に発生し、その結果台灣企業と現地消費者の権利に影響を及ぼすこととなっている。ゆえに本報告では、先取り登録出願された企業の救済手段となるよう、以下に中国の関連法規を簡単に説明する。

先取り登録出願された商標がまだ登録されていない場合、中国商標法第 33 条の規

クセス日：2015 年 9 月 25 日）。

¹⁵⁰ 中華人民共和国商務部、中国外資企業投資企業協会の優良ブランド保護委員会。

<http://qbpc.caefi.mofcom.gov.cn/article/b/200705/20070504697459.shtml>（最終アクセス日：2015 年 9 月 25 日）。

¹⁵¹ 経済部知的財産局、「台灣廠商在大陸智慧財產權保護問題調查與因應研究計畫期末報告（台灣企業の中国における知的財産権保護問題についての調査と対応の研究計画 期末報告）」、p8-9、ウェブサイト：<https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=286269&ctNode=6886&mp=1>（最終アクセス日：2015 年 9 月 25 日）。

¹⁵² 中時ウェブ新聞、「搶註 APPLE 商標果農也來沾光（APPLE 商標の先取り登録、果物農家も出願）」、2014 年 9 月 22 日、ウェブサイト：

<https://tw.news.yahoo.com/%E6%90%B6%E8%A8%BBapple%E5%95%86%E6%A8%99-%E6%9E%9C%E8%BE%B2%E4%B9%9F%E4%BE%86%E6%B2%BE%E5%85%89-215043257.html>（最終アクセス日：2015 年 9 月 25 日）。

定により、何人も審査を経て予備的査定公告がされた日から 3 ヶ月以内に、それらが商標権の対象に属さないこと（同法第 10 条、第 11 条及第 12 条）を理由として商標局に異議を申し立てることができる。この他に先行権利者及び利害関係者も公告日から 3 ヶ月以内に第 13 条第 2 項と第 3 項、第 15 条、第 16 条第 1 項、第 30 条、第 31 条、第 32 条の規定に基づき商標局へ異議を申し立てることができる。

先取り登録出願された商標が登録された後の場合、関連部署又は個人は、当該商標の登録が中国商標法第 10 条、第 11 条及び第 12 条の規定に違反し、又はそれが詐欺的手段若しくはその他不正な手段で登録されたと主張して、同法第 44 条第 1 項後段の規定に基づき、中国地区商標評審委員会（日本の特許庁審判部に相当）に当該登録商標の無効宣告を請求することができる。当事者が商標評審委員会の裁定に不服である場合、その通知を受領した日から 30 日以内に人民法院に訴えを提起することができる。人民法院は商標裁定手続きの相手側の当事者に第三者として訴訟に参加するよう通知しなければならない。このほかに、先権利者又は利害関係者もまた中国商標法第 45 条の規定に基づき、登録済みの商標が商標法第 13 条第 2 項と第 3 項、第 15 条、第 16 条第 1 項、第 30 条、第 31 条、第 32 条の規定に違反すると主張して、商標評審委員会に当該登録商標の無効宣告を請求することができる。ただし、商標の登録日から 5 年以内に請求しなければならないが、著名（馳名）商標の所有者は 5 年の制限を受けない。当事者は商標評審委員会の裁定に不服がある場合、その通知を受領した日から 30 日以内に人民法院に訴えを提起することができる。人民法院は商標裁定手続きの相手側の当事者に第三者として訴訟に参加するよう通知しなければならない。

当該登録商標が取り消しされる前に、業者が中国での商標権者から権利侵害を訴えられた時に取るべき対応について、関連法規を熟知せず、しかも情報が不足しているという状況において、台湾企業は農産物を中国へ販売し、中国的商標権者から権利侵害に係る民事訴訟、ひいては刑事訴訟を起こされてから農産物の産地名称がすでに先取り登録され商標となっていたことに気づく場合が多い。この時、関連業者は中国商標法第 59 条の規定に基づき、登録商標に含まれる地名について、登録商標の専用権者は他人の正当な使用を禁止することができないことを理由として主張し、関連する訴訟の抗弁事由とすることができます。

（二） 両岸における商標権紛争の原因

商標権紛争に関する原因には主に以下のものが含まれる¹⁵³。

¹⁵³ 経済部知的財産局、「台灣廠商在大陸智慧財產權保護問題調查與因應研究計畫期末報告第八章（台灣企業の中国における知的財産権保護問題についての調査と対応の研究計画 期末報告第 8 章）」、p8-9、ウェブサイト：<https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=286269&ctNode=6886&mp=1>（最終アクセス

1. 両岸における社会文化の発展の差異により、両岸主務官庁が同一商標の登録出願について異なる審査結果（一方が登録査定、他方が拒絶査定）を出す状況。例えば金門酒工場の「八二三」高粱酒商標の登録出願。
2. 両岸主務官庁の商標審査官が、主観的認知における判断の上で、厳格さが異なり、一致した見解を得ることができないという差が生じる。例えば、中国での類似性についての要求は比較的緩いことから、中国で商標登録を取得した企業は、その他の類似商標を使用している企業からの不当競争行為に遭う可能性がある。
3. 両岸商標法の制度の差異が、悪意による先取り登録出願という状況をもたらす。中国商標法第32条、第33条により、異議申立人は「すでに使用している」と「一定の影響力がある」事実を提出して初めて異議を申し立てることができることが定められているが、ほとんどの台湾企業は中国で商標登録出願をした後に関連する商業活動に従事し始めるため、大部分の異議申立企業が十分な証拠を提出して異議理由とすることはできなくなっている。
4. 地名の商標について、中国商標法には抜け穴が存在する。例えば第10条第2項の規定で、「県クラス以上の行政区画の地名」を商標としてはならないと制限されているが、県クラスより低い行政単位、例えば、郷、鎮、市クラスの地名は先取り登録出願の対象となる。比較的著名な事例として、「凍頂」、「古坑」等の通用地名がある。
5. 両岸は、商標審査に関する専門資料を統合していないため、両岸相互で参考とできるデータベースが欠如しており、また、中国はインターネットリソースに自動的制限をかけていることから、参考にできる資料の不足を引き起こしている。

（三） 著名商標又は地理的表示の協力処理メカニズム及び制度の欠点

著名商標及び地理的表示の悪意による先取り登録事例について、両岸はいずれも商標権の取得に登録主義を採っており、且つ両岸で同じ文化、言語及び風習及び上述した数々の原因が存在することが、台湾の多くの著名（馳名）商標、地理的表示又は著名な産地名称が中国で悪意による先取り登録出願されているという状況を引き起こしている。例えば、「女人我最大（台湾の有名な美容ファッショングループの名称）」、「CSBC（台湾国際造船株式会社）」、「曼黛瑪璉（台湾の下着商品の著名商標）」、「慈濟（宗教団体の名称）」、「古坑咖啡（台湾のコーヒー産地）」等の事例がある。この時、当該先取り登録出願がすでに商標権を取得したか否かにより、異なる救済制度を実施することになるが、中国における商品区分、商品の類似、知名度の判別において、いずれも中国での使用証拠が要求され、加えて訴訟期間には、時間と金銭の損失が生じ¹⁵⁴、且つ中国人民法院の保護主義というリスクにも直面せざるを得ず、商標権の保護

日：2015年9月25日）。

¹⁵⁴ 賴文平、前記注133、2011年11月号。

の不備を招いていた¹⁵⁵。交渉後は、協力処理の条件を満たす個別案件については、関連出願が拒絶されないよう、関連部署が他方に商標出願の審査を見合わせるよう請求し、別途先取り登録商標に係る異議申立、無効宣告の審理を加速化するよう請求すると共に、著名（馳名）商標の証拠を提供する、といった対処が可能となった。

商標協力処理の要件については、両岸商標協力処理作業要点によると、その適用対象は台湾地区の政府機関、法人、団体、個人及び中国地区の台湾資本企業に限られ、台湾資本企業の範囲については、海峡两岸知的財産権保護協力協定の趣旨を斟酌しながら、台湾地区的法人、団体又は個人が中国に投資又は再投資して経営する農工商などの事業が台湾資本企業の範囲を満たすか否かを個別に判断すべきである。協力処理の要件については、台湾企業の商標が中国地区で第三者に商標、企業名称、商号として悪意による先取り登録出願をされたこと、又は模倣により権利侵害されたこと等を指し、当該商標の所有者は中国地区の法令規定により登録出願又は商標権の保護・権利行使の過程において、不合理又は不公平な扱いを受けた、若しくは中国側の対応が中国の法令又はその商標審査及び審理基準等に違反するという事情があり、且つ案件がなおも中国地区の国家工商行政管理総局（以下「工商総局」と略称）の管轄下にある国家工商行政管理総局商標局（以下「商標局」と略称）、国家工商行政管理総局商標評審委員会（以下「商評委」と略称）あるいは県市工商局に係属している場合、台湾知的財産局に協力処理を請求することができ、台湾知的財産局で審査した後、工商総局へ協力するよう通報されることとなる。請求人自身の故意又は過失により不利益な決定を受けた場合、例えば、商標登録出願が拒絶されたが、それは引用証拠とされた商標が請求人自らの登録商標でありながら、商標権者の名称を変更していなかったというミスによりもたらされた場合は、協力処理ができる事項ではない。つまり、請求したからといって、台湾知的財産局が直ちに協力処理を進めるというものではない¹⁵⁶。

なお、現在、台湾知的財産局の公式サイトには対応する専門コーナーはなく、被害者は関連情報を知ることができないため、協力処理を求めることが難しい。これについては、政府による関連情報の開示の強化、公式サイトの設置の改善が待たれるところである。

¹⁵⁵ 経済部知的財産局、「台灣廠商在大陸智慧財產権保護問題調查與因應研究計畫期末報告第九章（台灣企業の中国における知的財産権保護問題についての調査と対応の研究計画 期末報告第9章）」、p1-3、ウェブサイト：<https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=286269&ctNode=6886&mp=1>（最終アクセス日：2015年9月25日）。

¹⁵⁶ 「兩岸における商標協力・処理作業要点」より引用。

四、著作権の保護（主に協定第6、7条）

著作権に対する協力処理については、中国での海賊版の横行が深刻であることから、台湾の多くの著作権、例えば中国で発行許可が登録される前の音楽、映画、図書等の著作又は上映して間もない映画が、関連サイト上で海賊版をダウンロードできる状況がよく発生している¹⁵⁷。しかし、関連の海賊版サイトのURLはいずれも中国地区に設置しており、権利者は関連著作権の保護を主張することが極めて難しく、サイトが設置された所在地の政府が積極的に介入して初めて主張することができるため、両岸は協定内容において、台湾人民の著作について、中国で侵害を受けた時、権利者がすでに中国の関連法規により、正常な法的ルートで救済を求めたが、救済手続中に不合理な扱いを受けた、法律適用基準に違反した、又はその他の困難等に遭遇する状況がある場合、関連する事実や証拠を添付して、台湾知的財産局に協力処理を請求することができることとした。以下にそれぞれ两岸著作権認証制度と著作権侵害に関する两岸協力処理メカニズムを紹介する。

（一）認証サービス

協定内容第6条の規定により、両岸は相互に映像音楽（音楽映像）製品の著作権認証協力メカニズムを構築する。これは、中国の規定では国外の録音製品等はいずれも中国版権保護センターで登録を申請した後、中国国内での発行が可能となり、且つ登記前に、まず中国国家版権局が指定する特定の海外認証機関（例えば、国際レコード産業連盟（IFPI）、米国映画協会（MPAA））によるその範囲の認証を受けなければならず、また、音楽映像出版会社は認証機関が発行した権利証明書があつて初めて登記することができることに由来している。台湾は日韓と異なり、中国国家版権局がこの登記に携わる協会を特に指定していないことから、関連する映像音楽産業が中国市場に進出する前に、まずは香港で認証を得なければ¹⁵⁸、中国版権保護センターに登録を

¹⁵⁷自由時報、「刺客聶隱娘影片載點出現在網路上（『黒衣の刺客』の映画はインターネットにてダウンロード可能）」、2015年9月9日、ウェブサイト：<http://ent.ltn.com.tw/news/breakingnews/1439696>（最終アクセス日：2015年9月25日）。

¹⁵⁸これまで国際レコード・ビデオ製作者連盟（IFPI）の会員であるか否かで区分しており、IFPIの会員であれば直接香港 IFPI アジア総会に認証を請求し、認証書を取得した後、中国国家版権局での批准審査に送付することができる。IFPIの会員ではない場合、自ら作成した権利証明、又は IFPI 会員ではない台湾レコード組合・協会が発行した宣誓書を中国国家版権局に送付し批准審査を行う。その後、中国国家版権局が香港 IFPI アジア総会に送付して認証協力を要請し、認証を経た後、中国国家版権局に返送し批准審査を行う。同局の批准を得た上で、やっと中国で発行されることとなる。

申請することができないという状況になっていた。これが時間とコストの浪費となり、且つさらに多くの海賊版リスクを招くこととなっていた¹⁵⁹。

この紛争を解決するため、両岸は幾度にも及ぶ交渉を経て、2010年11月17日、社団法人台湾著作権保護協会（TACP）を認証機関と指定し、同年12月16日には中国国家版権局から、これを台湾の関連映像音楽著作の認証機関とする許可を取得した。申請人については、社団法人台湾著作権保護協会の公式サイトの資料によると¹⁶⁰、台湾における自然人又は法により設立された法人に限られ、外国人は含まれない。対象については、音楽、テレビ、映画を含み、しかも当該製品は台湾で完成されたものに限られず、また台湾の映像・音楽製品にも限られない。

（二）著作権侵害の協力・処理メカニズム

協定本文第7条の規定により、双方は市場で流通している海賊版と著作権の違法コピー製品、及びインターネットを介して著作権侵害物を頒布するウェブサイトに対し、法執行による協力・処理メカニズムを構築することで、適切な著作権の保護を図っている。両岸著作権協力・処理メカニズムの制度の説明によると、協力・処理の請求条件には以下のものが含まれる¹⁶¹。

1. 請求者がすでに中国地区の法令により救済手続を実行した。
いわゆる救済手続の実行とは、中国の著作権行政管理部門（即ち地方版権局）に通報、又は中国で権利侵害行為の発生した地又はインターネットサービスプロバイダ（ISP業者）による経営所在地のサービスセンター（知的財産権保護援助センター（知識産権維權援助中心）又は中国不法撲滅作業チーム（中國掃黃打非工作小組））に権利行使に関する支援申請を提出することを指す。
2. 請求者が不合理、不公平な扱いを受けた又は中国法律の適用基準の違反に遭遇した。
いわゆる不合理、不公平な扱いとは、手続事項が公平正義原則に反するものを指すが、不公平、不合理な扱いであるか否かは請求人が関連する立証責任を負わなければならない。中国法律の適用基準の違反とは、中国版権局等の関連機関が下した裁定又は決定が中国の法令に違反するという状況を指す。

¹⁵⁹賴文平、前記注133、2011年11月号。

¹⁶⁰社団法人台湾著作権保護協会（TACP）、ウェブサイト：<http://tacp.org.tw/applictaion.html>（最終アクセス日：2015年9月25日）。

¹⁶¹経済部知的財産局「両岸における著作権協力処理制度の説明」より引用。

著作権の協力・処理メカニズムを利用する主体については、台湾の主務官庁（台湾知的財産局著作権作業チーム窓口）は、やはり、台湾の自然人又は法人であって初めて主張できるとし、実務運営上でもいずれも台湾の自然人又は法人が権利を主張した案件であり、外国人の著作権者が台湾人民又は企業に独占的な（専用使用権）又は非独占的な（通常使用権）使用権を付与する場合、外国人がライセンシーとなる人民又は企業に替わって協力・処理メカニズムを利用することができるかについて、台湾の主務官庁は現在のところ、これに類似した個別案件を処理したことなく、この部分の処理方式についてまだ決まっていない、と述べている。

五、 業務交流、業界提携及び審査協力について（協定第4、5、8条）

知的財産権に関する情報の急速な変化に絶えず追いついていくことができなければ、関連制度に抜け穴や欠如が生じることとなり、知的財産権を十分に保障することができなくなる。また、両岸貿易と交流が日増しに頻繁になっている状況に鑑み、両岸の業務上の交流及び業界提携といった方法を用いることによって、両岸知的財産権の保障を十分に保障することができ、関連する権利者が更なる労力、時間、及び費用を投じて知的財産権の研究開発又は創造に邁進することへの誘因ともなる。このことから、海峡两岸知的財産権保護協力協定においても、業務交流¹⁶²及び業界提携¹⁶³について定めている。

その中で、業務交流の成果には、資料の交換が含まれ、例えば中国側からは特許明細書の画像ファイル、英文の特許の要約、特許明細書全文のデジタル化資料、特許

¹⁶²海峡两岸知的財産権保護協力協定第8条の規定において、

「双方は、次の知的財産権の業務交流と協力事項の展開に同意する。

- 1、主務官庁の業務担当者による作業会合・考察のための訪問・経験交流と技術交流の推進、検討会等の開催、関連業務の訓練の展開。
- 2、制度に関する規定・データベース（データの文献資料）・その他の関連情報の交換。
- 3、関連文書の電子的交換に関する協力の推進。
- 4、著作権集団管理組織に関する交流と協力の促進。
- 5、関連企業・代理人・公衆への宣伝の強化。
- 6、双方が同意したその他の協力事項。」と定める。

¹⁶³海峡两岸知的財産権保護協力協定第5条の規定において、

「双方は、両岸の特許、商標等の業界の協力を推進し、効果的かつ迅速なサービスを提供することに同意する。」と定める。

公報等が提供される。台湾側からは、特許の要約、全文デジタル化された資料、法的状況データ、科学技術名詞とバイオ医薬・漢方薬データベース等の資料を提供する。また、毎年定期的に海峡两岸の商標、著作、特許フォーラムを開催し、各分野の知的財産権の最新議題について討論を進めている。例えば2015年の海峡两岸商標フォーラムでは、知識産権法院の設置と運用、著名商標と一定の影響力を有する商標の保護、それに两岸ブランド提携による発展戦略について議論がなされ、两岸における知的財産権の保護に役立つものとなった¹⁶⁴。

また、注目に値するのは、两岸がかつて締結した類似協定においては、いわゆる「業界提携」及び「著作権集中管理組織の交流と提携の促進」の概念が出ていなかつたことである。日進月歩の知的財産権分野において、政府の力だけでは十分な知的財産権制度の完備を確保することができず、やはり民間の力を通して推進してこそ完備したものになることが分かる¹⁶⁵。このほかに、著作権集中管理組織の出現は、著作権ライセンス契約の締結に役立ち、两岸は言語及び文化の類似性により、台湾の関連音楽と言語著作が中国でも歓迎されていることから、著作権集中管理組織の交流を通して、台湾の著作権の推進・発展を増進させることができるようになるだろう¹⁶⁶。

審査協力については、特許のサーチ結果の相互利用と两岸特許審査ハイウェイ制度構築の必要性の問題に関わるが、これは两岸における審査の専門性の度合いが同等であるか否か、两岸法制度の違いによりもたらされる審査結果の違いをどのように解決していくかの問題に関わる。これは两岸が更なる交流と協力を通して初めて達成可能となることである¹⁶⁷。

第四節 海峡两岸知的財産権保護協力協定の実際の運用と検討

第一項 海峡两岸知的財産権保護協力協定の実施状況と具体的成果

「海峡两岸知的財産権保護協力協定」は2010年6月29日、重慶で開催された第5回「江・陳会談」において調印され、同年9月12に発効した。2015年7月までの

¹⁶⁴経済部知的財産局、两岸特許、商標及び著作についてのフォーラム、ウェブサイト：

<http://www.tipo.gov.tw/lp.asp?CtNode=7678&CtUnit=3760&BaseDSD=7&mp=1>（最終アクセス日：2015年9月25日）。

¹⁶⁵賴文平、前記注133、2011年11月号。

¹⁶⁶賴文平、前記注133、2011年11月号。

¹⁶⁷陳郁庭、前記注136、p35、2010年11月。

期間における重要な実施成果は以下の通りである¹⁶⁸。

一、 優先権の相互承認

特許、商標及び植物品種権の優先権の相互承認に関し、両岸は多数にわたる意思疎通と尽力により、2010年11月22日から受理が開始され、且つ優先権の主張の基礎とすることができる出願は2010年9月12日の協定発効以降になされた最初の出願案件とされた。これにより特に技術研究開発の密度が高く、製品のライフサイクルの短い産業、例えばスマートフォン、パネル又はLED等のハイテク特許の出願において、優先権の主張が相互に受理された後、両岸の出願時間が前後して異なることを利用して、前後する2つの出願日の間に、第三者により不法に先取り出願されることを避けることができる。2015年第2四半期（2015年6月30日）までに、台湾と中国の間で、相互に受理された優先権主張の件数は表3-3のとおりである。（単位：件）

（一）中国が受理した台湾の優先権主張案件：特許23,939件、商標252件、品種3件。

（二）台湾が受理した中国の優先権主張案件：特許14,885件、商標409件。

表3-3 両岸における優先権主張の相互受理件数

年度	中国が受理した台湾の優先権主張			台湾が受理した中国の優先権主張		
	特許	商標	品種権	特許	商標	品種権
2010年	342	1	0	16	0	0
2011年	4,410	40	0	3,116	37	0
2012年	5,483	40	3	3,797	220	0
2013年	5,446	93	0	3,813	35	0
2014年	5,766	65	0	2,844	45	0
2015年6月	2,492	13	0	1,299	72	0
合計	23,939	252	3	14,885	409	0

出所：経済部知的財産局の「海峡两岸知的財産権保護協力協定－執行状況と具体的な効果」を参考に作成。

¹⁶⁸経済部知的財産局、「海峡两岸智慧財産権保護合作協議－执行情形與具體效益（海峡两岸知的財産権保護協力協定－执行状況と具体的な効果）」より作成、2015年7月、ウェブサイト：
<https://www.moea.gov.tw/mns/htmNotFoundPage.htm?aspxerrorpath=/MNS/subsite/content/wHandMenuFile.aspx>（最終アクセス日：2015年11月24日）。

二、協力・処理メカニズムの効果的実施

協力・処理メカニズムの実施成果を高めるため、台湾経済部知的財産局は两岸商標協力処理メカニズム作業要点及び協力処理手続フロー図を制定するだけでなく、協力処理案件を受理する電子メール、連絡窓口及び問い合わせ電話を提供し、電話、電子メール及び書面にて協力要請を受け付けることで、簡単且つ迅速な方式でサービス提供をしている。

協定発効から2015年7月31日まで、台湾側の知的財産権が中国で侵害を受けた、又は中国で保護を申請する過程において困難に直面したことで、台湾知的財産局へ協力処理を請求した案件は合計640件で、協力処理が完了したものは448件、通報はしたが協力処理が完了していないものが50件、法的協力のみが142件であった（表3-4を参照。単位：件）。協力処理メカニズムを通した成功例には以下のような案件がある。例えば台湾で高い知名度を誇る「MSI微星科技」、「臺銀（台湾銀行）」、「台塩生技（台塩バイオテク）」、「吉園圃（安全野菜果物認証マーク）」等の商標が中国で悪意により先取り登録されていた事件は、いずれも迅速に解決された。また、「歐萊德（O'right：エコシャンプーブランド）」が企業名称としての登記を拒絶された案件についても、協力処理を経て無事中国で会社登記を完了することができた。

表3-4 両岸協力処理メカニズムの利用件数

項目		商標	著作権	特許	合計
1	通報したが協力・処理が完了していないもの	50	0	0	50
2	通報したが協力・処理が完了していないもの	421	24	3	448
3	法的協力のみで、協力・処理を通報しないもの	127	3	12	142
累計総数（2010/9~2015/7）		598	27	15	640

出所：経済部知的財産局の「海峡两岸知的財産権保護協力協定－執行状況と具体的な効果」を参考に作成。

協力処理請求案件についての処理は、まず台湾知的財産局が協力処理請求人が遭遇した問題を具体的に把握し、中国の関連する商標法令及び審査基準の規定により、協力処理請求人に正確に法律条文を引用し必要な証拠を添付するよう指導し、もしその他の救済ルートがあれば、適切なアドバイスと法的協力を提供することにより、協力処理請求人が順調に救済を獲得でき、問題解決できるようにしている。通報するか否かについては、その処理原則は台湾企業が中国の法律規定に基づいて登録出願し、又は権利行使の過程において、不合理な対応を受けた、若しくは法律適用基準に反す

る等の状況があり、且つ案件がなおも中国の行政機関に係属している場合に、台灣知的財産局へ協力処理を請求することができる、とするもので、その関連する事実や証拠の審査を経て確実に当該状況があると認定されてから中国へ通報して協力処理を要請することになっている。

三、著作権認証業務

台灣映像音楽産業協会による著作権認証の推進については、社団法人台灣著作権保護協会（TACP）が2010年12月16日から、正式に台灣映像音楽製品が中国市場へ進出する際の著作権認証業務を行っており、台灣業界が中国市場進出する時間を大幅に短縮し、本来数ヶ月かかる時間を数日にまで短縮でき、台灣のクリエイティブ産業の発展に大いに寄与するものとなった。2015年7月31日までに、TACPが受理した台灣映像音楽業者からの認証請求の件数は、録音製品が681件、映像視聴製品が24件であった。

四、植物品種権の保護範囲の拡大

台灣が産業競争力を具える作物を保護するため、台灣側は中国に対して優先公告を適用する植物を新たに10項目（ドリティス、オンシジューム、インドナツメ、グアバ、マンゴー、パイナップル、パパイア、スターフルーツ、枇杷、ドラゴンフルーツ）取り入れるよう要請した。双方による多数回にわたる相互交流を経て、中国は胡蝶蘭検定方法(試験指南)をすでに公告し、2013年3月1日から当該方法が実施され、且つ台灣側のドリティスを胡蝶蘭属の名義として、品種登録出願を受理することに同意した。

このほかに、中国はナツメ属が国家林業局第5回植物新品種リストに取り入れられ、同年4月1日から実施開始されている。マンゴー及び枇杷は農業部第9回植物新品種保護リストに取り入れられ、同年4月15日から実施されている。(現在台灣から中国への品種登録出願件数は合計37件で、コチョウラン属33件、ミカン属2件、マンゴー1件及び紅豆杉（イチイ）1件で、うち3件が優先権を主張した)。

五、作業チーム立ち上げによる順調な運営

協定の発効後、双方はすでに「特許」、「商標」、「著作権」及び「品種権」の4つの作業チームを立ち上げ、毎年定期的に作業チーム会合を開催する方法で、双方の主務官庁の関心事項と問題について議論し、共通認識を求めて、順調に運営しているところである。

六、 情報交換について

現在、双方の資料交換作業は順調であり、中国はすでに特許明細書の画像ファイル、英文の特許の要約、特許明細書全文のデジタル化資料、特許公報、漢方薬に関する特許のデータベース、中国語の法的状況データ、漢方薬・生薬データベース、知的財産権に関する図書等を予定どおり提供済みである。台湾側も特許の要約、全文デジタル化資料、法的状況データ、科学技術名詞とバイオ医薬・漢方薬データベース等の資料を提供済みで、業務上の相互理解の促進に寄与している。

第二項 海峡两岸知的財産権保護協力協定の検討

海峡两岸知的財産権保護協力協定の内容では、簡単に両岸における知的財産権協力の大筋の方向性の枠組みのみが述べられているが、具体的な運用をどのように実施するかが本報告の重視するポイントである。このポイントに基づき、この章節では、協定条文の順に、現在発展している重点に関する措置の運用状況、及び、実務関係者による実際に本協定の運用の下で得た経験とアドバイスを加え、以下のようにまとめて紹介することで、協定全般を検討していくこととする。

一、 協力目標

海峡两岸知的財産権保護協力協定は、第1条において、主に特許、商標、著作権、植物品種権等の保護に対する交流と協力であることを明らかに表明している。即ち、本協定で処理できる問題のほとんどがこの4種類の知的財産権保護の範疇を超えないものである。しかし、実務関係者は¹⁶⁹、この範囲以外の知的財産権（例えば、集積回路回路配置権、営業秘密等）の課題において、本協定では現段階では処理することができないと考えている。しかしながら、両岸交流が頻繁になるにつれ、また、両岸双方各自の産業のニーズ、それにポートフォリオ戦略により、本協定でカバーされていない知的財産権関連議題、即ち、今後両岸が共同で進歩を求めていく課題となるであろう。例えば営業秘密法が現在多くの企業が重視する重点項目であると考えられる。

二、 優先権

優先権は今回調印された協定の大きな焦点である。本協定の調印前は、優先権を主張する出願について台湾と中国が直面する最大の問題は、中国ではパリ条約に基づいて行う優先権の相互認証は、依然として「国と国」の関係に基づくものであるため、台湾と中国の特殊な政治情勢により、中国は台湾の優先権を承認していなかったこと

¹⁶⁹陳郁庭、前記注136、p39、2010年11月。

である。しかしながら、本協定調印後、中国側は優先権の適用において厚意をもって、双方が WTO の TRIPS 協定の下、WTO 加盟国の身分の関係で、双方の優先権主張を伴う出願を相互承認することに同意したのである。ただし、そうは言っても、中国は台湾の出願人が提出した優先権主張を伴う PCT ルート出願に対しては依然として制限を設けており¹⁷⁰、中国に PCT 出願を提出する際に、中国政府は台湾出願を基礎として優先権を主張して PCT 出願をすることは承認していない。

現在の実務運営上、両岸の優先権に関するもう一つの問題は、優先権証明書類である¹⁷¹。両岸は相互に優先権を受理する時、現在は書面（紙）の優先権証明書類の交付のみとなるため、出願人にとっては、優先権証明書類の費用が必要なことに加え、郵送時間、郵送費用と提出手続きもかさむことになる。両岸特許庁にとって言えば、書面（紙）を取得した後、さらにスキャンしてファイリングするという負担があり、

¹⁷⁰邱英武、「PCT 與巴黎公約及 EPC 間之關係（PCT とパリ条約・EPC との間の関係）」、『北米智權報』、87 期、2013 年 7 月 2 日、ウェブサイト：

http://www.naipo.com/Portals/1/web_tw/Knowledge_Center/Patent_Administrator/publish-13.htm（最終アクセス日：2015 年 10 月 17 日）。

PCT 規則第 4.10 条において、「条約第 8 条（1）に規定する申立て（優先権の主張）は、産業財産の保護に関するパリ条約の締約国において若しくは同条約の締約国について又は同条約の締約国ではないが世界貿易機関（WTO）の加盟国である国において若しくは同条約の締約国ではないが同機関の加盟国である国についてされた先の出願に基づく優先権を主張することによって行うことができる。」と定められていることから、PCT 出願は優先権の主張をすることができる。しかし、台湾はパリ条約、PCT 条約の締約国ではないため、台湾政府は他の国と双方間の優先権の相互承認の協定を積極的に締結することになり、また正式な WTO の加盟国になった後、WTO の加盟国は原則として台湾出願を優先権主張の基礎出願とすることを承認すべきであるが、中国と台湾との間に特殊な政治関係が存在しているため、台湾の出願人が PCT の締結国の国籍を有する出願人を発明者として PCT の受理官庁に PCT 出願をするほかに、PCT の締結国の中国を通じて PCT 出願をする方法もあるが、後者の場合、PCT ルートは国対国のモデルで、中国が台湾を国として認めないという前提の下、中国知識産権局（SIPO）が提出した PCT 国際出願において、台湾出願を優先権主張の基礎出願とすることを認めることは当然である。

¹⁷¹経済部知的財産局「第 7 届兩岸專利論壇重點整理（第 7 回兩岸特許フォーラム重点整理）」、国家実験研究室科技政策研究と情報センター、2014 年 10 月 23 日、ウェブサイト：

<http://iknow.stpi.narl.org.tw/post/Read.aspx?PostID=10250>。（最終アクセス日：2015 年 9 月 25 日）。

両岸の優先権証明書類について、台湾と日本と同じように、電子的交換¹⁷² (Priority Document Exchange ; PDX) を導入することができれば、両岸の出願人にとってさらに良いサービスを提供できるのみならず、両庁も毎年 4,5,000 件の優先権証明書類の電子化費用を節約することができるため、優先権だけでなく、これについても両岸双方は審査協力の上で検討すべきである。

三、 品種の保護

本協定には特許、商標、著作権以外に、植物品種権に対する相互保護に係るものもあり、これが両岸の知的財産権の尊重に向けた重要な一里塚となり、台湾の植物品種が中国で盗用されることを避けるための一歩となると考えられる。しかしながら、両岸には現在、法規と実施状況において相当大きな差異がある（下表を参照）。このため、台湾の植物品種に対する保護レベルが完全であるといえるか否かは、まだ見守ってゆく必要がある。

表 3-5 両岸における植物品種保護に関する比較

比較項目	台湾	中国
法的根拠	1988 年に「植物新品種保護国際同盟 (UPOV) ¹⁷³ 」国際条約を参照して「植物種苗法」を制定・実施したが、2005 年に UPOV 条約 1991 年改正版に基づき法改正を行い、「植物品種	1978 年の「植物新品種保護国際同盟 (UPOV)」国際条約を根拠とする。

¹⁷² 「優先権書類データの電子的交換」：同一の発明内容について、台湾以外の国又は WTO 加盟国において最初に特許出願する場合、当該出願を基礎として台湾において国際優先権を主張することができる。国際優先権を主張する出願は法定期間内に書面（紙）による優先権の証明書類を提出しなければならず、かつ世界でエコや環境への意識が高まるなか、各国特許庁はペーパーレス化を積極的に推進しており、電子的交換の方式により、優先権証明書類を後の出願をした国（第 2 国出願）の特許庁に審査のため送信するシステムが実現された。

¹⁷³ UPOV(植物新品種保護国際同盟)は世界中の植物の新品种の保護制度を推進する国際機関であり、UPOV 条約は新品种の育成者に対して付与する最も基本的な権利保護の範囲を定め、さらに関連する検定基準、フォーマット、協定の制定により、締結国ひいては国際社会の平和と協力等の促進を図る。ここで、台湾と中国がそれぞれ 1991 年と 1978 年の UPVO 条約を根拠として制定した法律の差異を比較する。

	及び種苗法」に改名した。	
保護対象とされる植物	224 属種	307 属種
保護期間	15 年（木本と蔓植物は 20 年）	20 年（木本と蔓植物は 25 年）
育成者の免責権	本質的な派生品種を詳細に制限する ¹⁷⁴ 。	本質的な派生品種を制限しない。
農家の免責権	政府が公告した植物のみを自家繁殖することができる。現在は水稻一つの品種のみである。	登録品種を自家繁殖することができ、しかも植物の種類も制限されていない。
権利範囲（排他的権利）	生産又は繁殖、繁殖を目的とする調整、販売の申出、販売又はその他の方式によるマーケティング、輸出入、及び前述の行為を目的とする保管を含む ¹⁷⁵ 。	いかなる団体又は個人も品種権者の同意を得ずに、その品種権が付与された品種の繁殖材を商業目的で生産または販売してはならず、またその品種権が付与された品種の繁殖材を他の品種の繁殖材の生産において商業目的で反復的に利用してはならない ¹⁷⁶ 。
受理官庁	行政院農業委員会	農業部、国家林業局
一時的な権利保護	受理された日から 1 ヶ月以内に公開又は公告された後、すぐに一時的な保護を受けることができる。	受理された日から 6 ヶ月以内に公開又は公告されてから、一時的な保護を受けることができる。
審査メカニズム	品種審議委員会による審査	審査批准機関による審査

¹⁷⁴本質的な派生品種：変異体の選抜、戻し交雑又は遺伝子組換えの育成方法によって得られた従属品種であり、原品種と従属品種の間に特性の違いは一つ又は非常にわずかであり、且つ本質な派生関係を有し、原品種の会社とロイヤルティーについて協議しなければならない。

¹⁷⁵排他的権利：種苗段階で権利行使ができなかった場合には、収穫物、その加工品、及び品種権を取得した品種の本質的な派生品種等（従属品種）にも効力が及ぶ。

¹⁷⁶商業目的の種苗繁殖と販売の範囲のみに及ぶ。

再審査	行政訴願を提出することができる。	拒絶不服審判を請求することができる ¹⁷⁷ 。
品種特性検定機関	指定検定機関	秘密保持検定機関
権利侵害案件の処理	台湾知的財産裁判所又は一般法院へ提訴	主務官庁に処理するよう依頼し又は人民法院へ提訴

出所：許仁弘・吳金冽「由中國推動台灣人民創業園談兩岸植物品種權保護之差異（中国の台湾人民創業園の推進から两岸植物品種權保護の差異を語る）」を参考に作成。

表 3-6 台湾と中国における植物品種權保護リストの比較¹⁷⁸

種類	台湾	中国
食糧作物	イネ、トウモロコシ、アズキ、ジャガイモ、サツマイモ、ラッカセイ、ツカセイ、リョクトウ、ダイズ、ナガイモ、サトイモ	イネ、トウモロコシ、アズキ、ジャガイモ、サツマイモ、ラッカセイ、リョクトウ、ダイズ、オオムギ、コムギ、アワ、ゴマ、ササゲ、キャッサバ、モロコシ、ソラマメ、エンバク
工芸作物	茶、アイギョクシ、キク、トウゴマ	茶、オタネニンジン、サトウキビ、セイヨウアブラナ、アマ、ラミー、ケンタッキーブルーグラス、木綿、ムラサキウマゴヤシ、モロコシ、パラゴムノキ、キャッサバ、サンシチニンジン（漢方薬）、たばこ

¹⁷⁷複審（拒絶査定不服審判に相当）：拒絶査定の決定は「受理しない、取下げとみなす、未提出とみなす」であれば、拒絶査定不服審判を請求することができない。

¹⁷⁸許仁弘・吳金冽、「由中國推動台灣人民創業園談兩岸植物品種權保護之差異（中国の台湾人民創業園の推進から两岸植物品種權保護の差異を語る）」、『農業生技產業季刊』、25期、p16-24、2011年8月。植物品種の適用範囲は2015年11月20日まで更新、資料は、台湾農糧署植物品種検索システム、ウェブサイト：<http://newplant.afa.gov.tw/>、中国農業部植物新品種保護弁公室、ウェブサイト：<http://www.cnpvp.cn/?id=32>、及び国家林業局、ウェブサイト：<http://www.cnpvp.net/root/icataview.aspx?id=24> を参考。（最終アクセス日：2015年11月24日）。

野菜	ハクサイ、ニンニク、チング ンサイ、キュウリ、セロリ、カラシナ、カボチャ、ニンジン、ナ ボチャ、ニンジン、ナス、イス、イチゴ、キュウリ、スイカ、ト チゴ、キュウリ、スイカ、トマト、キャベツ、インゲンマメ、ト マト、キャベツ、インゲンマメ、トウガラシ属、ネギ、エンドウ、大根、 メ、トウガラシ属、ネギ、エカイラン、レタス、ツルレイシ、ト ンドウ、大根、カイラン、レウガン、アワビタケ、スイバ属 タス、ツルレイシ、トウガン、 カブ、フジマメ、ウォーター クレス、メキャベツ、ア布拉 ナ、プロッコリー、キュウリ、 ヒヨウタン、タマネギ、ライ マメ、エンダイブ、ニラ、マ コモ、カブ、ヘチマ、ナズナ、 ハゲイトウ、ホウレンソウ、 ヒシ、ヘチマ、インゲンマメ、 オ克拉、クワイ、レタス、レ ンコン、シロウリ、ヨウサイ、 アスパラガス、ナス、カリフ ラワー、シイタケ、カボチャ	ハクサイ、ニンニク、チング ンサイ、キュウリ、セロリ、カリフラワー、 カリフラワー、カラシナ、カボチャ、ニンジン、ナ ボチャ、ニンジン、ナス、イス、イチゴ、キュウリ、スイカ、ト チゴ、キュウリ、スイカ、トマト、キャベツ、インゲンマメ、ト マト、キャベツ、インゲンマメ、トウガラシ属、ネギ、エンドウ、大根、 メ、トウガラシ属、ネギ、エカイラン、レタス、ツルレイシ、ト ンドウ、大根、カイラン、レウガン、アワビタケ、スイバ属 タス、ツルレイシ、トウガン、 カブ、フジマメ、ウォーター クレス、メキャベツ、ア布拉 ナ、プロッコリー、キュウリ、 ヒヨウタン、タマネギ、ライ マメ、エンダイブ、ニラ、マ コモ、カブ、ヘチマ、ナズナ、 ハゲイトウ、ホウレンソウ、 ヒシ、ヘチマ、インゲンマメ、 オ克拉、クワイ、レタス、レ ンコン、シロウリ、ヨウサイ、 アスパラガス、ナス、カリフ ラワー、シイタケ、カボチャ
----	---	---

果樹	ミカン、バナナ、クワ、モモ、ライチ、ナシ、ブドウ、枇杷、マンゴー、パパイア、インドナツメ、ドラゴンフルーツ、グアバ、スターフルーツ、ボカド、パイナップル、ブ、パンレイシ、イチゴ、キンカン、カニステル、スターアップル、パラミツ、ナツメ、ラッカセイ	ミカン、バナナ、クワ、モモ、ライチ、ナシ、ブドウ、枇杷、プラム・マンゴー、リュウガン、リンゴ、ザクロ属、アンズ、シナグリ、カキ、クルミ属、クワ属、ウメ、ナツメ、サクランボ、
----	--	--

観賞植物	<p>コチョウラン、シュンラン、ナデシコデシコ、ユリ、ガーベラ、ハナハマサジ、シユウカイドウ、トウショウブ、キウ、トウショウブ、キク、ニク、ニューギニアインパチエンス、ユーギニアインパチエンス、ヤナギ、ハマナス、グズマニア、ゴヤナギ、ハマナス、グズマニアクラクチオウカ属、キンポウゲ、アマ、プレイオネ・フォルモサンスリウム属、ツリフネソウ、ハス、ナ、オンシジュー、ブラットウダイグサ属、ツバキ属、ボケサボラ・ノドサ、デンドロビ属、モクレン属、オガタマノキ属、ウム、デンドロビューム、キツツジ属、ボタン、ボタン属、ギンバナシユスラン、ソフロニテモクセイ、モモ、バラ属、ロウバイ、イス、レリア テネブロサ、マリーゴールド属、チューリップルドキルス、ドリティス、ホンコンシュスラン、リカステ、カトレヤ、コルムネア属、アグラオネマ、ツクバネアサガオ、ニチニチソウ、ナガエツルノゲイトウ、ポインセチア、アンスリウム属、ベニベンケイ、キキョウ、フィロデンドロン、イエライシャン、スパシフィルム、クワズイモ、ジュラン、ヒガンバナ属、ハナショクシャ、ブッソウゲ、カラジウム属、アジサイ、アマリリス、ハナキリン、ディフェンバキア、ダリア、ギンモクセイ、ヒマワリ、ブルメリア、ベニベンケイ、ビジョザクラ、ミカエルマス・デージー、エビネ、コウトウラン、ハラン、ポインセチア、パキラ属、ブーゲンビリア、ローゼル、カタセタム類(シクノチエスを含む)、サクラ、イエライシャン、トレニア属、シクラメン、パフィオペディラム</p>	<p>コチョウラン、シュンラン、ナデシコ、ユリ、ガーベラ、ハナハマサジ、シユウカイドウ、トウショウブ、キウ、トウショウブ、キク、ニク、ニューギニアインパチエンス、ユーギニアインパチエンス、ヤナギ、ハマナス、グズマニア、ゴヤナギ、ハマナス、グズマニアクラクチオウカ属、キンポウゲ、アマ、プレイオネ・フォルモサンスリウム属、ツリフネソウ、ハス、ナ、オンシジュー、ブラットウダイグサ属、ツバキ属、ボケサボラ・ノドサ、デンドロビ属、モクレン属、オガタマノキ属、ウム、デンドロビューム、キツツジ属、ボタン、ボタン属、ギンバナシユスラン、ソフロニテモクセイ、モモ、バラ属、ロウバイ、イス、レリア テネブロサ、マリーゴールド属、チューリップルドキルス、ドリティス、ホンコンシュスラン、リカステ、カトレヤ、コルムネア属、アグラオネマ、ツクバネアサガオ、ニチニチソウ、ナガエツルノゲイトウ、ポインセチア、アンスリウム属、ベニベンケイ、キキョウ、フィロデンドロン、イエライシャン、スパシフィルム、クワズイモ、ジュラン、ヒガンバナ属、ハナショクシャ、ブッソウゲ、カラジウム属、アジサイ、アマリリス、ハナキリン、ディフェンバキア、ダリア、ギンモクセイ、ヒマワリ、ブルメリア、ベニベンケイ、ビジョザクラ、ミカエルマス・デージー、エビネ、コウトウラン、ハラン、ポインセチア、パキラ属、ブーゲンビリア、ローゼル、カタセタム類(シクノチエスを含む)、サクラ、イエライシャン、トレニア属、シクラメン、パフィオペディラム</p>
------	---	--

林木	<p>ハンドイ属、ポプラ、トネリ</p> <p>ツクバネウツギ属、モミ属、ウコギ コ属、スイカズラ属、コウヨ 属、イノコヅチ属、トチノキ属、ア ウザン、ヒッポファエ属、ハ ケビ属、ネムノキ属、ハンノキ属、 リエンジュ属、松属、ア布拉 ギリ属、キリ属、ツタ属、サ 属、アオキ属、メギ属、キワタ属、 ンショウ属、アカシア、ヤナ ブーゲンビリア属、コウゾ属、フジ ギ属、トウ属、イチイ属、マ ウツギ属、ムラサキシキブ属、サバ ダケ属、ニワウルシ属、ユークタデ、ノウゼンカズラ属、カンレ カリ属、シイ属、クロベ属、ンボク、ムレスズメ属、ペカン属、 キヅタ属、キササゲ属、ノブ センナ属、クリ属、モクマオウ属、 ドウ属、レンギョウ属、ヤブ ヒマラヤスギ属、エノキ属、イヌガ コウジ属、インドカリン属、ヤ属、ハナズオウ属、カンチク属、 サルスベリ属、トウヒ属、ワ ヒトツバタゴ属、チャンチンモドキ ンピ属、ツゲ属、キリンケツ 属、センニンソウ属、クサギ属、ミ 属、ハグマノキ属、ビャクシズキ属、コトネアスター属、サンザ ン属、ポプラ属、オヒヨモモ、シ属、スギ属、ジンチョウゲ属、ハ ニレ属、ヌマスギ属、イチジ ンカチノキ属、マチク属、グミ属、 ク属、ハシバミ属、エンジュ、ホルトノキ属、マオウ属、トチュウ イチョウ、ニッケイ属、カエ属、ヤダケ属、サイカチ属、ハロキ デ属、タブノキ属、ニシキギシロン属、マンサク属、フヨウ属、 属、オオバヤダケ属、カバノヒッポファエ属、ホペア属、アジサ キ属、バラクメリア属、ユリイ属、オトギリソウ属、イイギリ属、 ノキ属、マキ属、トキワマンモチノキ属、シキミ属、インドササ サク属、ソテツ属、ケヤキ属、属、キリモドキ属、ジャスミン属、 モクゲンジ属、ホウライチクナンヨウアブラギリ、ビャクシン 属、ヤナギ、クワ、チャノキ属、ユサン属、サルスベリ属、カラ マツ属、ハギ属、イボタノキ属、ク ロモジ属、フウ属、ハマビワ属、ル クリア属、リンゴ属（果物を除く）、 ノボタン属、センダン属、メタセコ イア属、ヤマモモ、ニトラリア属、 オルモシア属、モクセイ属、キハダ 属、タイワンイヌグス属、カナメモ チ属、カイノキ属、ノグルミ属、コ ノテガシワ属、メダケ属、キジムシ ロ属、サクラ属（果物を除く）、サ ワグルミ属、エノキ属、コナラ属、 キイチゴ属、ニワトコ属、ムクロジ</p>
----	--

	<p>属、シラキ属、サッサフラス、ヒメツバキ属、シノジヤキア属、ホザキナナカマド属、ナナカマド属、カエンボク属、シモツケ属、ハイノキ属、タイワソスギ属、ギヨリュウ属、チーク、ヤコウボク属、モッコク属、ゴシュユ属、シナノキ属、チャンチン属、カヤ属、スノキ属、ガマズミ属、ハマゴウ属、タニウツギ属、フジ属、ブンカンカ、ナツメ属、ソテツ属、クロベ属、マキ属、カバノキ属、ハシバミ属、クリ属、ニレ属、ケヤキ属、クワ属、イチジク属、ボタン属、モクレン属、オガタマノキ属、パラクメリア属、ニッケイ属、タブノキ属、トキワマンサク属、インドカリン属、サンショウウ属、ワンピ属、ハグマノキ属、ニシキギ属、モクゲンジ属、ノブドウ属、ツタ属、ザクロ属、キヅタ属、ヤブコウジ属、トネリコ属、クコ属、キササゲ属、スイカズラ属、松属、トウヒ属、ヌマスギ属、ビヤクシン属、ユリノキ属、ボケ属、アカシア属、エンジュ、ハリエンジュ属、ハンドイ属、レンギョウ属、ツゲ属、トウダイグサ属、カエデ属、ヒッポファエ属、ニワウルシ属、ホウライチク属、オオバヤダケ属、マダケ属、トウ属、キリンケツ属、ポプラ属、ヤナギ属、ユカリ属、中国クリ、クルミ属、ナツメ、柿、あんず、イチョウ、アブラギリ属、イチイ属、ツツジ属、桃花、サルスベリ、オヒヨモモ、ロウバイ、ギンモクセイ、ポプラ、桐、コウヨウザン、モクレン属、ボタン、梅、バラ属、ツバキ属</p>
--	--

出所：許仁弘・吳金冽「由中國推動台灣人民創業園談兩岸植物品種權保護之差異（中国の台湾人民創業園の推進から両岸植物品種権保護の差異を語る）」を参考に作成。

上の 2 つの表から、双方の植物品種権の規範において数多くの差異があることが分かる。主に、出願品種、権利範囲、農民の免責範囲、育成者の実質的に派生した品種（従属品種）の育成に関する制限等が含まれる。ある学者は¹⁷⁹、出願品種の差異は法執行の方面に属し、しかも本協定第 3 条において明文化してあるため、協定調印後は、継続して交渉する正当性があり、その他の差異については、中国の法改正に係る差異で、本協定において、交渉項目として盛り込まれていないため、中国はこの差異について交渉を展開する義務はなく、短期間の内に、この種の差異を協定を通して取り除くことはできない、と考える。

本協定には植物品種権の保護が盛り込まれており、実質上一定の保護作用が生じることは言うまでもなく、两岸の権利者が完全に権利侵害の危険に暴露されることはなく、農業も輸出の大部分を占めている台湾にとって、絶対的にプラスの利益があるが、前述したとおり、現況では依然として两岸双方の法規及び保護のメカニズムに差がありすぎるという問題がある。

四、審査協力

两岸は本協定の調印以来、審査協力に関し、いずれも特許出願を主軸としてきたため、本報告では、特許出願の審査を主な検討対象とする。現在、两岸は優先権の主張を相互に受理していることから、两岸間における累積出願件数が日増しに増加していくのは疑う余地もない。ゆえに双方が特許の審査方法、審査の効率面全般において相互に協力し、十分に意思疎通することができて初めて、増え続ける出願にもプラスの効果を発揮するはずである。

現在の两岸間における特許審査の協力に関しては、実務関係者により 1 年に 1 度の两岸知的財産交流会議で以下の意見が提出され討論が行われた¹⁸⁰。現在、世界の各特許庁が審査・サーチ結果の相互利用による効率向上のため、特許審査ハイウェイ制度（PPH）の採用が普遍的になっており、台湾は現在のところ米国、日本、韓国、ス

¹⁷⁹郭華仁、「台灣與中國育種者權利保護與合作協議的解析（台湾与中国における育成者権利保護と協力協定の解析）」、『植物種苗』、p10-11、2010 年 12 月。

¹⁸⁰経済部知的財産局、「第 7 届两岸專利論壇重點整理（第 7 回两岸特許フォーラム重点整理）」、国家実験研究室科技政策研究と情報センター、2014 年 10 月 23 日、ウェブサイト：
<http://iknow.stpi.narl.org.tw/post/Read.aspx?PostID=10250>（最終アクセス日：2015 年 11 月 24 日）。

ペインと相互に特許審査ハイウェイを締結している。現在、毎年台湾人から中国への特許出願件数は約2万件余りで、中国から台湾へ出願される特許の比率も上昇傾向にあり、現在すでに毎年2,000件近くに達している。このため、両岸間にPPH、PDX等の特許審査メカニズムを順調に構築することができれば、双方の滞貨案件のプレッシャーも効率良く解消することができ、双方の審査作業にも寄与することとなる。現在、両岸PPH、PDXの構築に関する進捗状況について、台湾当局側は近々、そのうちの一つを完成させることに自信を持っており¹⁸¹、両岸間における特許情報の共有、特許ポートフォリオ展開の加速化が見込まれている。

五、 業界提携

近年、中国の特許出願件数は大幅に増加し、中国での特許代理人資格試験が台湾人に対して開放されたこともあり、台湾の特許出願代理業界は、中国の專利出願市場への進出に意気軒昂である。また、実務関係者から言えば、より新しく且つ重要な議題は、両岸における特許出願代理人に相互協力、相互補完の可能性があるのか否かである。実務関係者は両岸の米国、欧州、日本等の各地での特許出願動向¹⁸²（下表3-7、3-8、3-9を参照）を整理すると共に、次の点を指摘した。現在、台湾の特許代理人が取り扱う外国特許出願の経験は相対的に比較的多いが、反対に中国の特許代理人が取り扱う外国特許出願の経験は比較的少ないものの、今後成長の余地は大きい。このため、両岸はこの部分において、相互に補完し戦略的に協力することができる。このほかに、両岸間の経済貿易の往来の密接さ、同文同種の優位性、言語の壁がないことは、いざれも両岸特許代理人が協力できる要素の一つである¹⁸³。

¹⁸¹謝曇竹、「兩岸專利高速路年内有望搭建（兩岸特許審査ハイウェイ年内に締結見通し）」、中時ウェブ新聞、2015年2月10日、ウェブサイト：

<http://www.chinatimes.com/newspapers/20150210000976-260309>（最終アクセス日：2015年9月21日）。

¹⁸²李淑蓮、「大陸專利代理市場大台灣專利師寧願放棄本土市場？（巨大な中国の特許代理業の市場規模、台湾弁理士が台湾本土市場を放棄？）」、『北米智権報』、118期、

http://www.naipo.com/Portals/1/web_tw/Knowledge_Center/Industry_Economy/publish-287.htm。（最終アクセス日：2015年9月22日）。

¹⁸³曾智超、「從兩岸專利申請趨勢看專利發展合作（両岸における特許出願動向から見た特許の発展と提携）」、財団法人国家政策研究基金会、2013年4月18日、<http://www.npf.org.tw/2/12159>（最終アクセス日：2015年9月22日）。

表 3-7 両岸の米国における特許出願件数の推移(2006～2013)

地区/年度	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
台湾	19301	18486	18001	18661	20151	19663	20270	21262
中国	3768	3993	4455	6879	8162	10545	13273	15093

出所：李淑蓮「大陸專利代理市場大台灣專利師寧願放棄本土市場？（巨大な中国の特許代理業の市場規模、台湾弁理士が台湾本土市場を放棄？）」を参考に作成。

表 3-8 両岸の欧州における特許出願件数の推移(2006～2013)

地区/年度	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
台湾	752	738	1032	976	1185	1190	1169	1107
中国	4212	5841	6484	8280	12751	16938	19182	22292

出所：李淑蓮「大陸專利代理市場大台灣專利師寧願放棄本土市場？（巨大な中国の特許代理業の市場規模、台湾弁理士が台湾本土市場を放棄？）」を参考に作成。

表 3-9 両岸の日本における特許出願件数の推移(2006～2013)

地区/年度	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
台湾	3907	3610	3249	2961	3240	2845	2983	2779
中国	655	839	938	1119	1312	1719	2374	2489

出所：李淑蓮「大陸專利代理市場大台灣專利師寧願放棄本土市場？（巨大な中国の特許代理業の市場規模、台湾弁理士が台湾本土市場を放棄？）」を参考に作成。

六、認証サービス

本協定の枠組みの下、本来、国際レコード産業連盟（International Federation of the Phonographic Industry; IFPI）の香港アジア総会による認証作業をとおしていたものが、台湾で認可された民間機関で認証することになり、このため認証の時間も短縮される。しかしながら、実務関係者からは依然として幾つかの問題が提起されている¹⁸⁴。まずは、認証申請を提出する主体と客体とは何か、まだ詳細に説明がなされていないことである。実務関係者は原則上、台湾のレコード会社に限るものではなく、台湾で合法的に登記された会社や中国で出版・発行の権利を有する者にも広く及ぶべきで、且つ内容は台湾で制作完了した映像音楽コンテンツに限るものではなく、一般的に代理する映像音楽製品全てが可能である。客体については、現在協定で実施している範囲には映像音楽（音楽映像）著作を含むのみだが、その他多くの関連著作、例えば図書、コンピュータープログラムについてもやはりさらなる交渉と実施が待たれると考え

¹⁸⁴邱英武、前記注 137、38 期、2010 年 9 月 3 日。

ている。次に、書籍については、著作権者が版権番号を取得していない場合、当該書籍について販売又は許諾をしてはならず、ましてや旧版権番号を記載して発行するやり方も不可である¹⁸⁵。一般的に、著作権は、著作権者が著作物を完成させた時点ですでに発生し、著作権の登録を通して著作権を取得する必要はない。よって、中国のこのようなやり方は、一般的な著作権規範とは異なるものである。実務関係者は、中国のこのような作品版権番号登録（著作権登録）制度の規範により、台湾の著作権制度も逆戻りすることになりはしないかと懸念している。

認証メカニズムの実際の運用面については、ある学者は¹⁸⁶、両岸著作権認証が効率的に運用されるよう、主務機関の認知の差により両岸著作権の認証協力メカニズムの実益に影響が生じ、さらには認証制度協力メカニズムの立法趣旨に抵触することのないよう、主務機関は認証事項について実体審査を行わない方がよいと提案した。

七、 協力・処理メカニズム

両岸は本協定に基づき、協力・処理メカニズムを構築し、各自の規定により知的財産権保護の事項について処理することに同意している。台湾人の著作（映像視聴音楽、出版、文化創造等を含む）が中国で権利侵害された時、例えば権利者が中国の法律規定により、正常な法的ルートで権益を主張したが、救済手続において不合理な扱いに遭遇した、法律適用基準に反する、又はその他困難な状況がある場合には、関連事実及び証拠を添付し台湾知的財産局に対し協力処理を請求することができる。

実務関係者は次のように指摘する¹⁸⁷。各項目の知的財産権保護の事項についての処理は依然として「各自の規定」によりなされるべきであるため、両岸が知的財産権保護協力協定に調印したことで、直ちに完全に権利侵害行為が発生する可能性を撲滅できる、あるいは、当然保護が受けられる、というものではない。例えば、本協定第7条第2項のいわゆる「悪意による先取り登録行為を共同で防止する」について言えば、現在双方は商標リストを相互に交換する予定であるが、それは参考資料としての

¹⁸⁵某書籍は既に版権番号を取得していたが、その後時間が足りないため、版権番号を取得するまでに書籍に旧版権番号を記載して発行した事件で、この行為も中国が違法行為と認めたため処罰された。

¹⁸⁶馮震宇・沈宗倫・李治安、「數位時代文化創意產業之發展與挑戰－從兩岸 ECFA 合作框架談起（デジタル時代における文化創意産業の発展と挑戦－両岸の ECFA 協力枠組みから語る）」、『網路著作権保護、應用及法制（インターネットにおける著作権の保護・応用・法制）』、元照、p52、2012年12月。

¹⁸⁷陳郁庭、前記注 136、p36、2012 年 11 月。

効果を有するのみであり、必ずしも審査意見を拘束するものではない。このほかに、実務関係者は協力・処理メカニズムの運用上において幾つか問題があると考えている¹⁸⁸。例えば次のものである。

(一) 協力処理を請求する事項の過度な偏り

上述した関連の協力処理メカニズムは、関連する権利の保障に一定の効果はあるが、その成果には限りがあり、2010年9月の開始から2015年7月までに、通報を経て協力処理が完了した著作権案件は24件のみで、特許もわずか3件で、商標の協力処理案件の421件には遙かに及ばない。また、法的協力のみで通報なしの協力処理の著作権案件も3件のみ、特許案件はわずか12件で、商標の協力処理案件の127件にも遠く及ばないことから、協力処理を請求する事項が過度に偏っている傾向が分かる¹⁸⁹。

(二) 統合機能が十分発揮できていない協力処理メカニズム

協力処理メカニズムの組織計画は、台湾の従来のサービス及び連絡体制とは異なり、台湾知的財産局が中国国家版権局、国家工商行政管理総局及び国家知識産権局に対する唯一の台湾側窓口となっており、確実に問題解決、台湾企業へのサービスの最適なパイプとなっている。しかしながら、これも台湾側が比較的苦労する部分であり、時として同時に中国の3つの部門と交渉する必要があるため、意思疎通が自然と複雑になってしまふ。また、現在、台湾知的財産局に協力処理を請求する場合、いずれも当事者が電話、書簡などにてこれを行っており、台湾の関連組織又は機関を通して台湾知的財産局に協力処理の請求を転送することは僅かであるため、窓口としてその統合機能を最大限に発揮することが待たれる。言い換えれば、現在実務上、まだ主動的に当事者及び台湾知的財産局の間の連携を図る仲介組織がないため、協力を必要とする当事者が、このメカニズムで救済が得られることを知らないままになっている。

八、 業務交流

両岸における知的財産権の業務交流と協力は、本協定の取決め内容によると、以

¹⁸⁸頼文平、前記注149、160期、2012年6月。

¹⁸⁹経済部知的財産局、「海峽兩岸智慧財產權保護合作協議—執行情形與具體效益（海峽兩岸知的財產權保護協力協定—執行狀況と具体的な効果）」、2015年7月、ウェブサイト：
<https://www.moea.gov.tw/mns/htmNotFoundPage.htm?aspxerrorpath=/MNS/subsite/content/wHandMenuFile.as hx>（最終アクセス日：2015年11月24日）。

下の事項となっている。①業務主務部門スタッフによる作業会合・考察のための訪問・経験と技術の交流・検討会の開催等を推進し、関連業務の人材育成を展開する、②制度・規範、データベース（データ文献資料）及びその他の関連情報を交換する、③関連文書の電子的交換についての協力を推進する、④著作権の集中管理組織による交流と協力を推進する、⑤関連企業、代理人、公衆への宣伝活動を強化する、⑥双方が同意したその他の協力事項。

実務関係者は¹⁹⁰、本協定は両岸の行政部門が検討・交渉を経て合意したものであるため、今回取り扱う処理は、行政事務を主とし、知的財産権の保護に関する司法（例えば、訴訟書類の交換、知的財産裁判所の運用）又は試験（例えば、弁理士試験に関する政策）についてはあまり触れられていないと考えている。

第三項 おわりに

上述したことをまとめると、海峡两岸知的財産権保護協力協定の調印は、両岸においてずっと存在していた一部の問題を確実に改善し、中でも優先権は本協定において最も注目すべき項目であり、両岸の特殊な政治的関係を突破して知的財産権分野において双方の協力関係を躍進させた。中国では近年、経済発展が目覚ましいことから、台湾企業は先を争ってこの市場に進出を図っており、優先権の開放は、台湾企業の中国市场展開への布石にさらなる利便性をもたらし、加えて、もともと言語の優位性があることから、台湾企業はその他の世界各国よりも競争の優位性を有することとなった。

また、特筆すべきは、知的財産権の保護の範囲において、比較的よく見受けられる特許、著作、商標以外に、さらに植物品種権も保障内容に盛り込まれたことである。両岸は農業の関連法制においては、依然として大きな差異があるものの、これは農業立国である両岸にとって、やはり大きな進歩であったと言え、且つ台湾農業が中国市场へ進出する際にも、基本的な保障を得ることができるようになった。

本協定が2010年に調印されてからの各項目のデータを見てみると、いずれも両岸間における知的財産活動は日増しに頻繁になってきていることが観察でき、これは両岸間の経済貿易の往来がさらに盛んになっていることを示している。これらから、審査協力又は業界提携を問わず、両岸とも審査期間の短縮、より高い審査の質の向上を望んでおり、さらには両岸特許代理人の優位性を結合させることで世界進出に向け協力していく姿勢が観察できる。

¹⁹⁰陳郁庭、前記注136、p39、2012年11月。

両岸は法制度の上において WTO の TRIPs 協定のため大きな差はないが、中国の行政、司法体系の全体の運用が台湾とはやはり異なるため、協力処理メカニズムが重要な役割を演じることとなる。このメカニズムを通じて台湾企業が中国で遭遇する権利侵害問題の迅速な解決に寄与することは、台湾企業の権益の保護にとって非常に大きな意義を有する。

本協定は両岸が初めて調印した知的財産権に関する重要な協定であり、各方面において多くの詳細な事項についてはまだ定められていないが、大筋において、発効されてから現在までの全体の運用状況を観察してみると、両岸の知的財産権の交流への貢献について、プラス評価が与えられるべきだと言える。また、両岸で出願される知的財産権の案件もより多くなってきており、双方の交流する機会も徐々に増えてきていることから、個別案件が徐々に蓄積されてくるにつれ、将来双方の知的財産権の法制度、体系の構造の改革に一定の影響をもたらすこととなる。このほかに、詳細な事項についても、双方が今後さらに多くの協調と交渉により遭遇する問題の改善を図り、双方の知的財産権体系がさらに完備されていくだろうことが予見できる。双方の知的財産権における協力は、世界各国にあっても事実的に競争力を有するものとなり得ると言える。

第四章 両岸知的財産権保護協力の活用による中国での知財保護の可能性

第一節 日本の特許出願状況

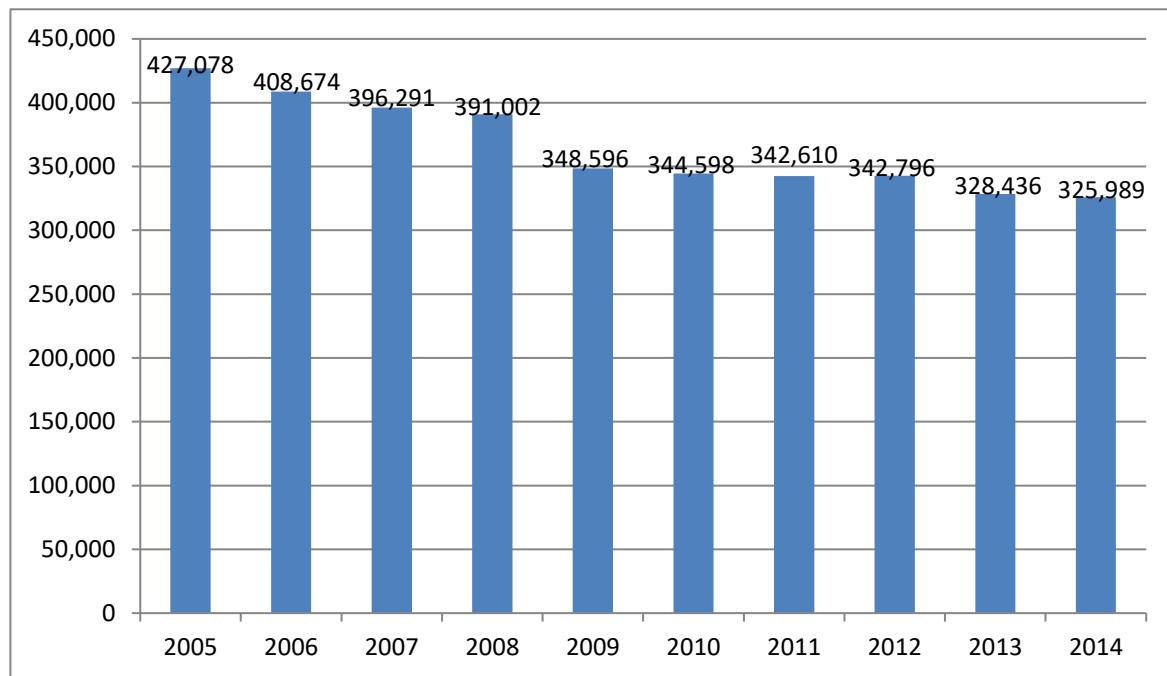
ある国の経済発展の度合いを観察しようと思う場合、知的財産権の動向がそれを表す指標の一つであることは間違いないと言える。また、その中で、国家の経済発展を最もよく示す一つの指標は即ち当該国の特許出願の動向を観察することである。そのため、本節では、科学技術発展の促進を目的とする特許権の各項目の指標を中心にして説明を進めていく。

第一項 特許出願データ

統計によると、2014年にJPOへ提出された特許出願件数は325,989件で、2013年の328,436件に比べ約4%減少しており、これは同時に2006年以来の最低水準ともなった（下表4-1を参照。単位：件/年）。特許出願件数は事実上、ある程度当該国市場の魅力度を反映している。言い換れば、ある国の経済発展が盛んになり、企業が競争力を有する場合、通常、グローバル企業の当該国における特許出願への意欲が高まるのに対し、ある国の経済状況が低迷し、当地企業にイノベーション力が欠けている場合、それがグローバル企業の当該国における特許出願への意欲を減退させることとなる。

日本の特許出願件数の減少が続ければ、当地企業の技術革新の発展を遅らせ、経済の発展を阻害するおそれが生まれ、最終的にはコストの考慮の下、企業が研究開発費を削減して、全体のイノベーション力が低下し、際限のない悪循環から抜け出せなくなってしまう。そのため、特許出願件数減少というこのような現象に直面したときは、その対策を真剣に考えなくてはならない。

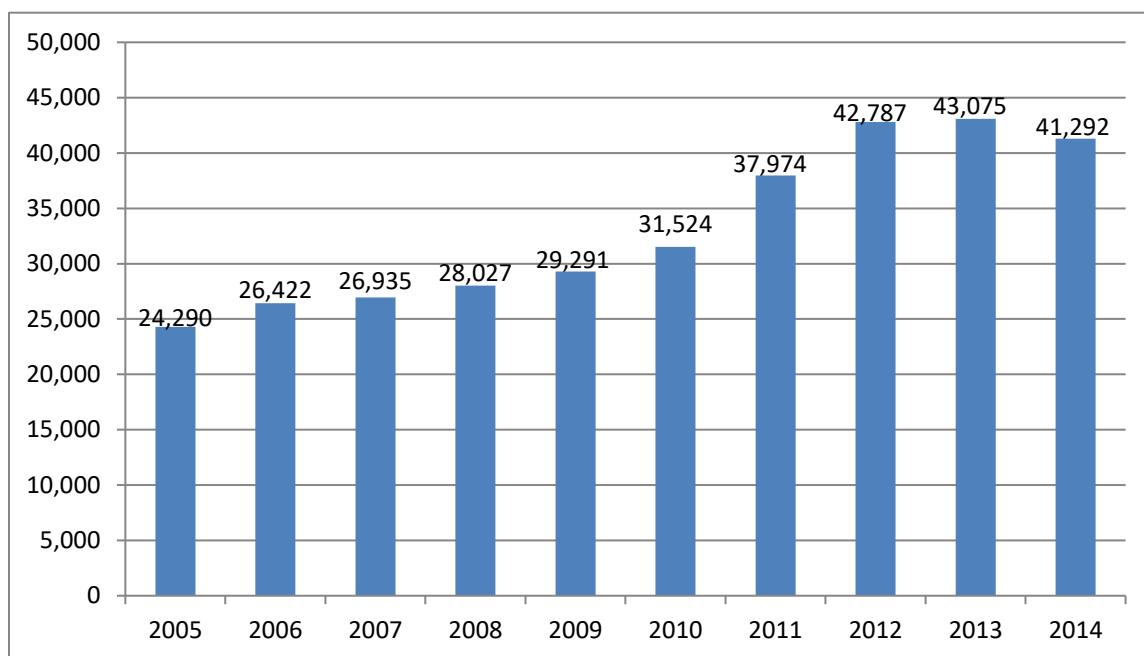
表 4-1 日本の特許出願件数の推移



出所：JPO「特許庁ステータスレポート 2015 (JPO STATUS REPORT 2015)」を参考に作成。

このほかに、もう一つ注目に値する特許出願件数のデータは、PCT ルートの出願数である。JPO の統計データによると、2014 年に JPO に出願された PCT 国際出願件数は合計 41,292 件で、2013 年の 43,075 件に比べ 4.1% 減とやや減少したが、数量の上ではほぼ 2004 年の 2 倍近くとなっている（下表 4-2 を参照。単位：件/年）。PCT 条約（特許協力条約）は、各国での特許保護を効果的に取得するための国際条約である。つまり、出願人が一つの PCT 加盟国に一つの言語で一つの出願を提出すれば、国際調査機関によって作成された調査報告を提出し、さらに国際予備審査機関に予備審査報告を提供するよう請求し、最終的にこの出願をもって、指定する同盟国に国内移行を行う。企業が PCT ルートによって特許出願することは、通常、その国際市場における特許ポートフォリオ構築と密接な関係にある。従って、日本国内の PCT 出願件数の漸増傾向から、日本企業がますます国際市場を重要視している傾向が分かる。

表 4-2 日本国特許庁を受理官庁とした PCT 国際出願件数の推移



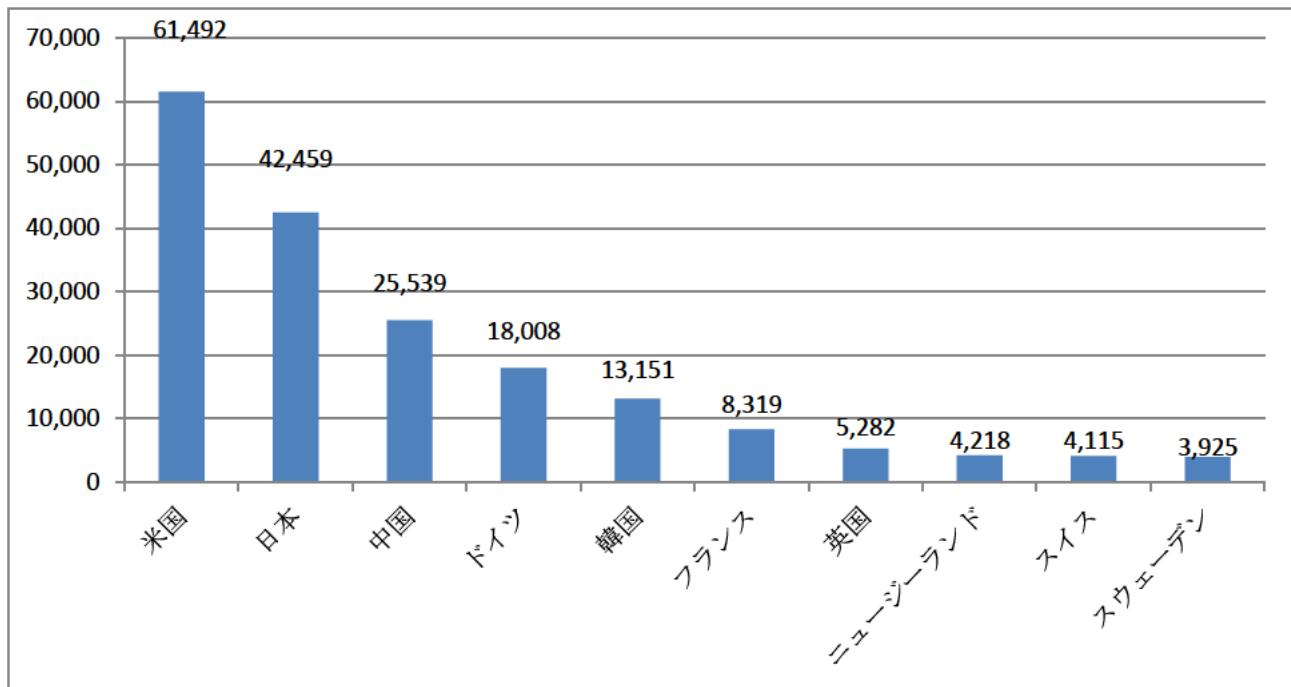
出所：JPO「特許庁ステータスレポート 2015 (JPO STATUS REPORT 2015)」を参考に作成。

日本の状況に対し、世界各国全体の PCT 出願件数を見ると、WIPO が 2015 年 3 月 19 日に公表した¹⁹¹、2014 年における PCT 国際特許出願の件数は 214,500 件にも達しており、2013 年より 4.5% 増となっている。米国は依然として PCT 国際特許出願が最も多い国で、2014 年の出願件数は 61,492 件であり、世界全体の 28.7% を占めている。次いで多いのは日本で、出願件数は 42,459 件であり、出願件数全体の 19.8% を占め、中国は 3 位であり、出願件数全体の 11.9% を占めている（下表 4-3 を参照。単位：件/国）。日本はランキングで 2 位ではあるが、全体で言えば 2013 年比約 3% 減となっている。しかしたとえ出願のデータが前年に比して微減であったとしても、日本の特許出願件数においては、依然として国際展開推進が主な傾向であることは明らかである。

¹⁹¹ WIPO、Telecoms Firms Lead WIPO international Patent Filings、(March, 2015)

http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2015/article_0004.html (最終アクセス日：2015 年 10 月 2 日)。

表 4-3 2014 年度における PCT 出願の国別ランキング



出所：WIPO 「Telecoms Firms Lead WIPO international Patent Filings」を参考に作成。

併せて言及しておくべきは、現在、世界全体の特許出願件数が増加傾向にあることである。2015年の五大特許庁への出願件数は207万件と伸びており、初めて200万件を突破し、そのうち、最も成長が著しいのは中国であった。過去5年間に、中国における特許出願件数が本来の2.8倍に拡大し、2011年にはさらに米国を抜いて世界1位となった。

第二項 日本の対応措置

日本特許庁は国内の特許出願件数の改善のために、多方面にわたる努力をした。JPOが公表した最新版の「特許庁ステータスレポート2015」¹⁹²を見れば分かるように、日本の現在の戦略として、「世界最速・最高品質の特許審査」の実現に向けて邁進し

¹⁹²日本特許庁、「特許庁ステータスレポート2015 (JPO STATUS REPORT 2015)」、2015年4月7日、ウェブサイト：http://www.jpo.go.jp/english/reference_room/statusreport/pdf/status2015/05.pdf（最終アクセス日：2015年10月2日）。

ており、世界において審査スピードが最速、且つ審査品質が最高の特許庁になることを目指している。日本は現在すでに2014年3月に特許審査手続の迅速化の目標を達成し、出願人による出願審査請求から一次審査通知までの期間（FA期間：審査順番待ち期間）を、11ヶ月以内に短縮させた。

このほかに、JPOも質・量の面からそれぞれに検討を行い、「産業構造審議会知的財産分科会」の審議報告書を受けて、JPOは審査手続の加速化を新たな目標として設定し、今後10年以内に全体の平均審査待ち期間を14ヶ月以内に短縮する見込みである。審査スピードのほかに、JPOは審査の質の一層の向上も目指しているため、JPOは2014年8月に審査品質管理について客観的に評価を実行する「審査品質管理小委員会」を設立した。

近年、日本の特許出願件数は漸減傾向にあるが、上述の各方面から見るところ、勢いを盛り返すため、日本は依然として多くの構想を打ち出し、特許審査のスピード面でも品質面でも実質的な改善策を講じており、いずれも審査の実務上好ましい効果が得られている。

第二節 日本企業が中国で直面する問題

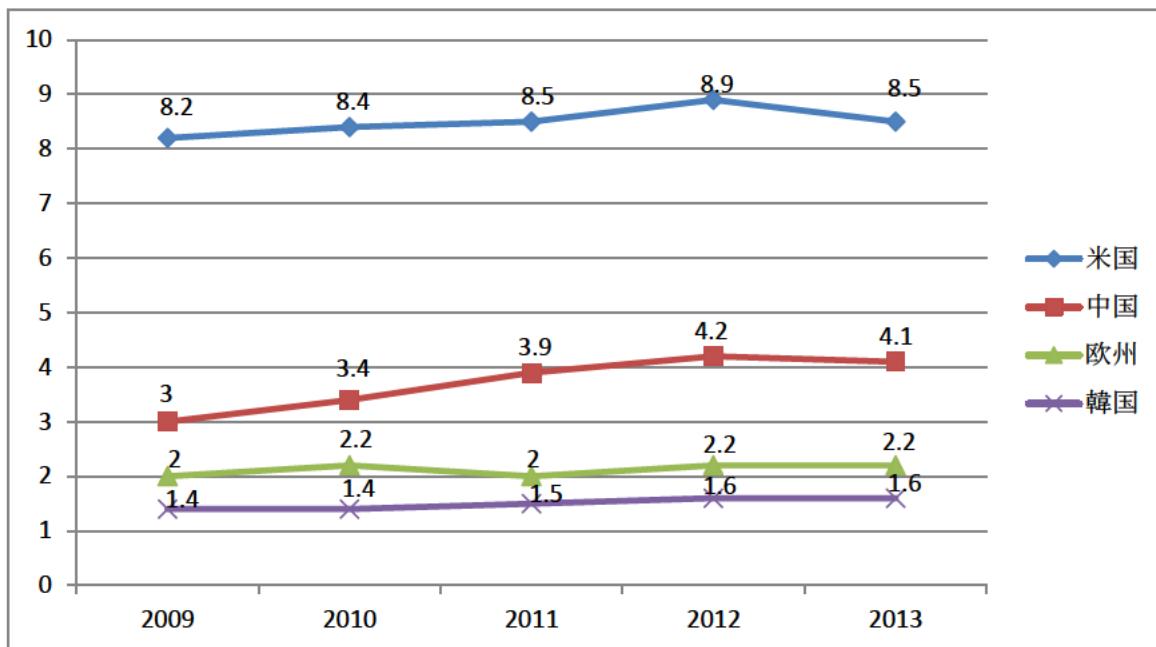
第一項 現在日本企業が中国市場で直面する特許、商標に関する課題

一、 特許について

本章第一節で述べたとおり、国内への投資と比べ、日本企業の海外への投資は漸増傾向にあり、日本JPOのデータによると、日本人による外国への特許出願件数（下表4-4を参照。単位：万件/年）において、最も主要な国は米国で、2013年に84,967

件に達し、中国は第2位で、出願数は合計41,193件となり、日本人によるアジア地区への特許出願数が最も多い地区にもなった。換言すれば、アジア地区において、中国は日本人による投資が最も多い海外市場であり、また日本企業の海外における特許ポートフォリオ構築の主要な地域もある。

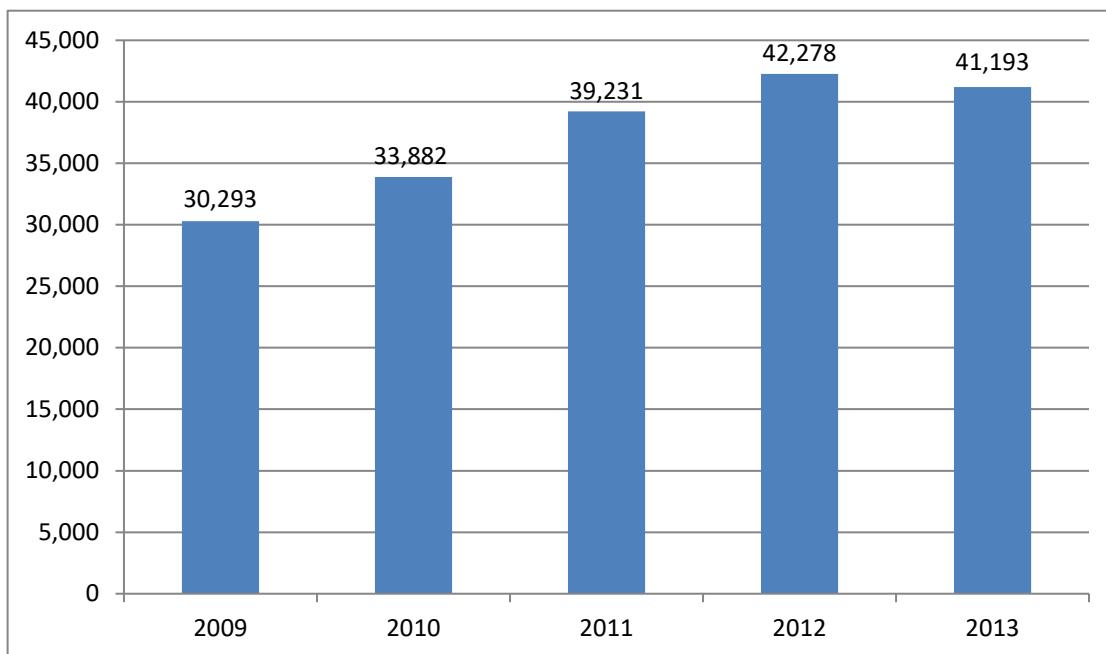
表4-4 日本による外国への特許出願の推移



出所：JPO「特許庁ステータスレポート2015（JPO STATUS REPORT 2015）」を参考に作成。

統計によると、2009年から2013年までの日本から中国への特許出願件数の合計は186,877件であった。そのうち、2009年から2012年までは年平均成長率が11.8%で推移していたが、2013年に出願件数はやや減少し、2012年と比べ1,085件減となった。全体から見ると、日本から中国への特許出願件数は、近年、世界各国から中国への出願の中で常に第1位となっている（下表4-5を参照。単位：件数/年）

表 4-5 日本の中国における特許出願件数の推移



出所：国家知識産権局企画発展司「特許統計報告書 2014 年第 12 期」を参考に作成。

特許出願件数の量は多いが、それに付随して出てくる問題、即ち製品に関する特許紛争事例の件数も増加してきた。日本企業が中国で権利侵害訴訟を起こした事例には¹⁹³、例えばリチウム電池、インクジェットプリンターのインクカートリッジに関する事例がある。訴訟において日本企業が勝訴し賠償金を獲得した事例もあるが、全ての訴訟が有利な判決を獲得しているわけではなく、例えば 2014 年、松下電器（パナソニック）と 2007 年 10 月に設立された中国の福建賽特新材株式会社 (Fujian SuperTech Advanced Material Co.,Ltd.) との訴訟では、最終的に福建賽特社が勝訴判決を獲得するという結果となった。同社の歴史はパナソニックに遙かに及ばず、規模も小さいが、特許無効審判によりパナソニックの特許権を無効化することに成功した。

¹⁹³蔡茜堵、「美日韓 TOP 10 専利申請企業の中國專利訴訟（中）（米日韓特許出願トップ 10 社の中国における特許訴訟（中））」、財團法人国家実験研究院科技政策研究と情報センター、2015 年 2 月 9 日、ウェブサイト：<http://iknow.stpi.narl.org.tw/post/Read.aspx?PostID=10699>（最終アクセス日：2015 年 10 月 5 日）。

産業界は¹⁹⁴、上述の状況を観察すると、近年来、中国企業は知的財産分野において経営の成果を見せており、「中小企業でも大企業に勝てる」事例がよく見受けられる、と考えている。事実上、企業にとって、訴訟で有利な結果を得ることは自主的な中核技術の開発力を証明することになるだけでなく、クライアントとの信頼関係の一層の強化、競争力の向上にもつながる。過去数年、米国 337 条¹⁹⁵の調査手続きにおいて、中国企業が抗弁を行使し又は出廷することは少なかったため、欠席判決がなされ、さらには差止命令が下され、高額な賠償金を要求される結果となって、中国企業に莫大な損失を与えたが、同時に中国企業に知的財産権の議題を重要視するよう促すことにもなり、知的財産権に対する保護意識が徐々に高まっている。

また、中国市場の盛況は、企業に莫大な利益をもたらすために、特許訴訟が中国企業の利益を追求する競争手段の一つとなり、中国で主要な外国出願人（即ち日本企業）にとって、特許訴訟も相当重視すべき課題となった。実際、中国国家知識産権局が公表した、2014 年第 12 期特許統計報告書における 2009 年から 2013 年の間の日本企業の中国での特許出願件数のデータによると（下表 4-6¹⁹⁶を参照）、出願件数上位 10 位の出願人はそれぞれ、ソニー（10,446 件）、パナソニック（9,357 件）、キヤノン

¹⁹⁴蔡茜堵、前記注 193、2015 年 2 月 9 日。

¹⁹⁵ 337 条調査手続きは「1930 年の米国関税法」第 337 条（Section 337 of the Tariff Act of 1930）に盛り込まれたことから名付けられた。337 条項は主に輸入貿易においてなされる不公平競争行為に対抗するもので、特に米国の知的財産権者の権益が知的財産権の侵害の疑いのある貨物の輸入により侵害されないよう定められた規定である。

¹⁹⁶蔡茜堵、「美日韓 TOP 10 専利申請企業の中國專利訴訟（上）（米日韓特許出願トップ 10 社の中国における特許訴訟（上））」、財団法人国家実験研究院科技政策研究と情報センター、2015 年 1 月 30 日、ウェブサイト：<http://iknow.stpi.narl.org.tw/post/Read.aspx?PostID=10651>（最終アクセス日：2015 年 11 月 16 日）。

(5,904 件)、トヨタ自動車 (5,626 件)、シャープ (5,331 件)、三菱電機 (4,204 件)、セイコーエプソン (4,069 件)、東芝 (3,988 件)、本田技研工業 (2,707 件) 及び富士通 (2,560 件) であった。その出願分野は、電機電器装置、光学、映像音楽技術と半導体等に集中している。中国国家知識産権局が公表した 2014 年第 12 期特許統計報告書の資料によると、中国で権利侵害訴訟に関与しなかったのはシャープ、三菱電機、富士通のみであった。権利侵害訴訟案件の数が特許出願件数全体に占める割合は顕著ではないものの、これらのデータから、日本企業は中国においてすでに多数の特許訴訟を起こしており、さらには今なお進行中で判決の出ていない訴訟もある可能性が否定できないことが分かる。

表 4- 6 日本の上位出願人 10 社による中国での訴訟状況

順位	社名	権利侵害訴訟案件数
1	ソニー株式会社	40
2	松下電器会社 (パナソニック株式会社)	1
3	キヤノン株式会社	3
4	トヨタ自動車株式会社	1
5	シャープ株式会社	0
6	三菱電機株式会社	0
7	セイコーエプソン株式会社	4 (4 件とも第二審に控訴)
8	東芝株式会社	3 (3 件とも第二審に控訴)
9	本田技研工業株式会社	10 (うち 2 件が第二審に控訴)

10	富士通株式会社	0
----	---------	---

出所：蔡茜堵「美日韓 TOP 10 専利申請企業的中國專利訴（米日韓トップ 10 特許出願企業の中国における特許訴訟）」を参考に作成。

二、商標について

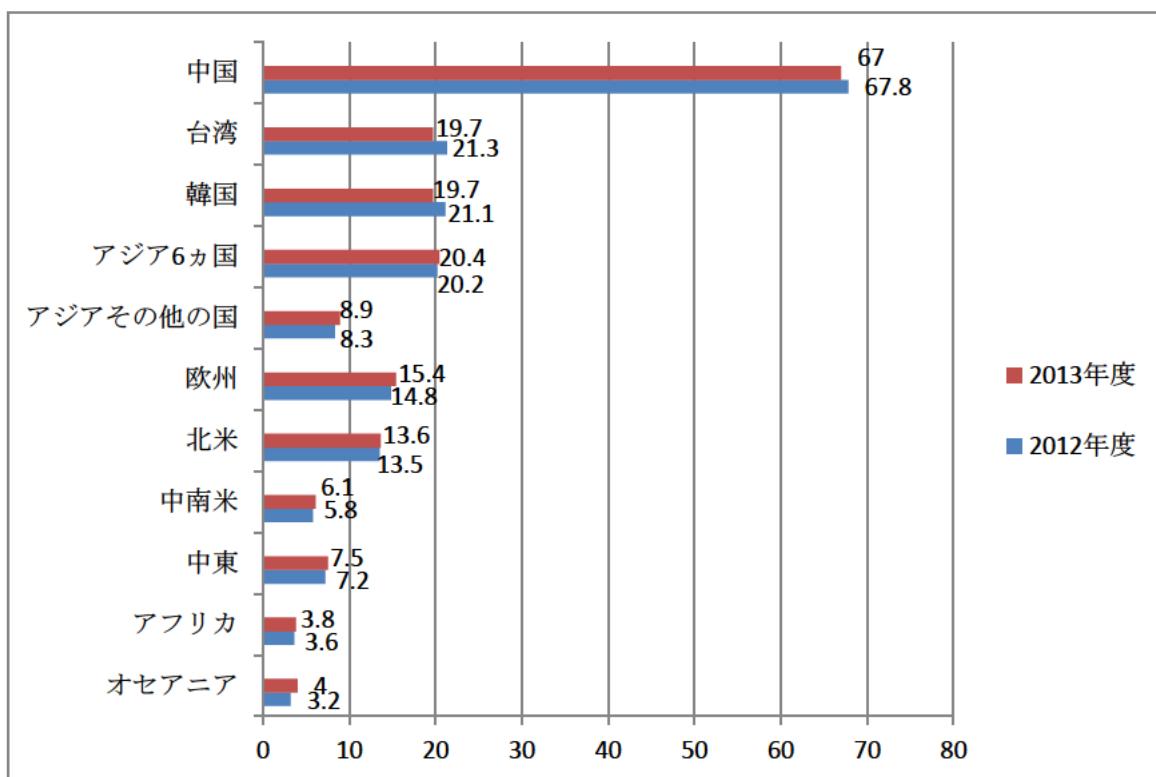
「世界の工場」である中国で作られた模倣品は今や全世界に浸透している。国際商業会議所（International Chamber of Commerce）の統計データによると、2008 年、模倣品、海賊版は、全世界に約 6,500 億米ドルの経済的損失をもたらしている。この損失は 2015 年には 1.77 兆米ドルまで膨張すると予想される¹⁹⁷。

日本特許庁の公式報告書¹⁹⁸（下表 4-7 を参照。単位：国/%）では、主に商標登録出願が比較的多い 8,000 社あまりの日本企業に対して調査を行い、その中の有効回答 4,314 社の企業から提供された情報について分析を行った。分析結果では、被害を受けた企業 948 社のうち、中国で被害を受けたと回答したものが 635 社で全体に占める割合は 66.9% 以上にも達し、次いで台湾と韓国が各 187 社で、それぞれの割合は 19.7% を超えている。

¹⁹⁷ 日経中文網、「中國仿冒品在全球的分布情況（中国製模倣品のグローバル拡散状況）」、2015 年 3 月 3 日、参考ウェブサイト：<http://cn.nikkei.com/china/cpolicssociety/13327-20150303.html>（最終アクセス日：2015 年 9 月 29 日）。

¹⁹⁸ 日本特許庁、「2014 年度模倣被害調査報告書 調査分析結果の概要」、2015 年 3 月、ウェブサイト：<http://www.meti.go.jp/press/2014/03/20150311002/20150311002a.pdf>（最終アクセス日：2015 年 10 月 5 日）。

表 4-7 日本企業製品が海外で模倣被害を受けた国・地域¹⁹⁹



出所：日本特許庁「2014 年度模倣被害調査報告書 調査分析結果の概要」を参考に作成。

このほかに、日本財務省の公式報告書（下表 4-8 を参照。単位：数量/年）においても²⁰⁰、日本の税関における、昨年の偽ブランド商品等の「知的財産侵害物品」差止件数は 3.2 万件にも登り、2013 年に比べ 14.0% 増の歴代最高を記録し、その 92% の模倣品が中国からのものであった（下表 4-9 を参照。単位：年/%）。また、統計によると、差し止められた侵害物品全てを正規品の価格で推計すると、合計 180 億日本円の差止価額に達する。上述の各種情報から分かることは、製品の海賊版及び剽窃の問題が今もなお中国で蔓延していること、また、世界各国からの呼びかけを受けて、中国も

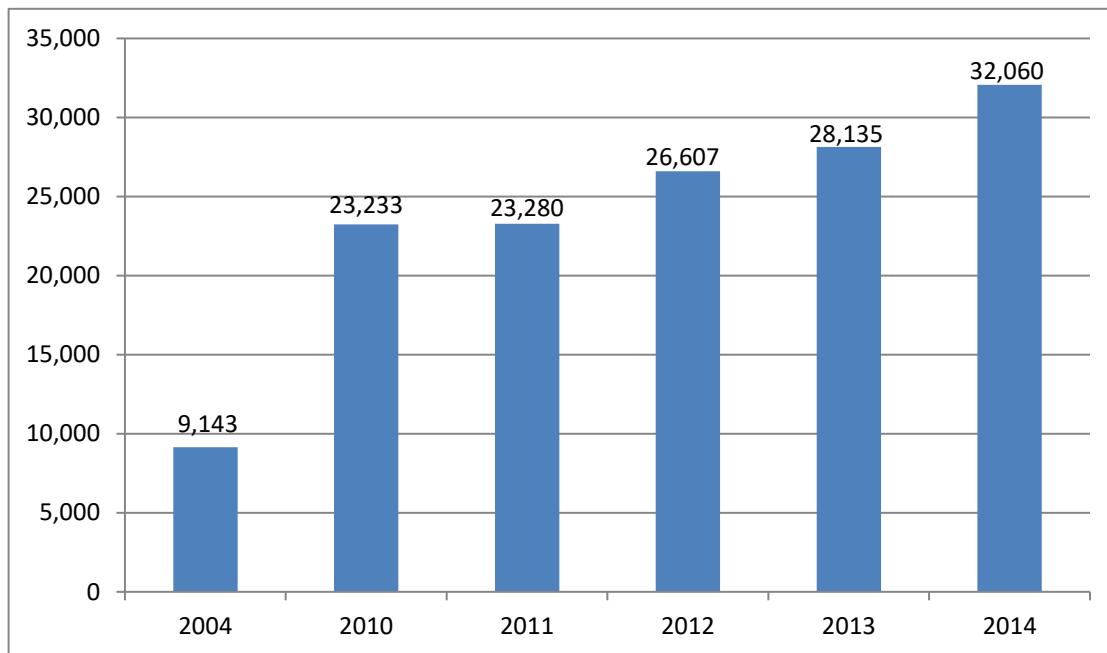
¹⁹⁹ アジア 6 カ国：インドネシア、タイ、マレーシア、シンガポール、ベトナム、フィリピン。

²⁰⁰ 日本財務省、「税関の知財侵害物品差止件数が過去最多（平成 26 年の税関における知的財産侵害物品の差止状況）」、2015 年 3 月 4 日、ウェブサイト：

http://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/safe_society/chiteki/cy2014/20150304b.htm（最終アクセス日：2015 年 10 月 3 日）。

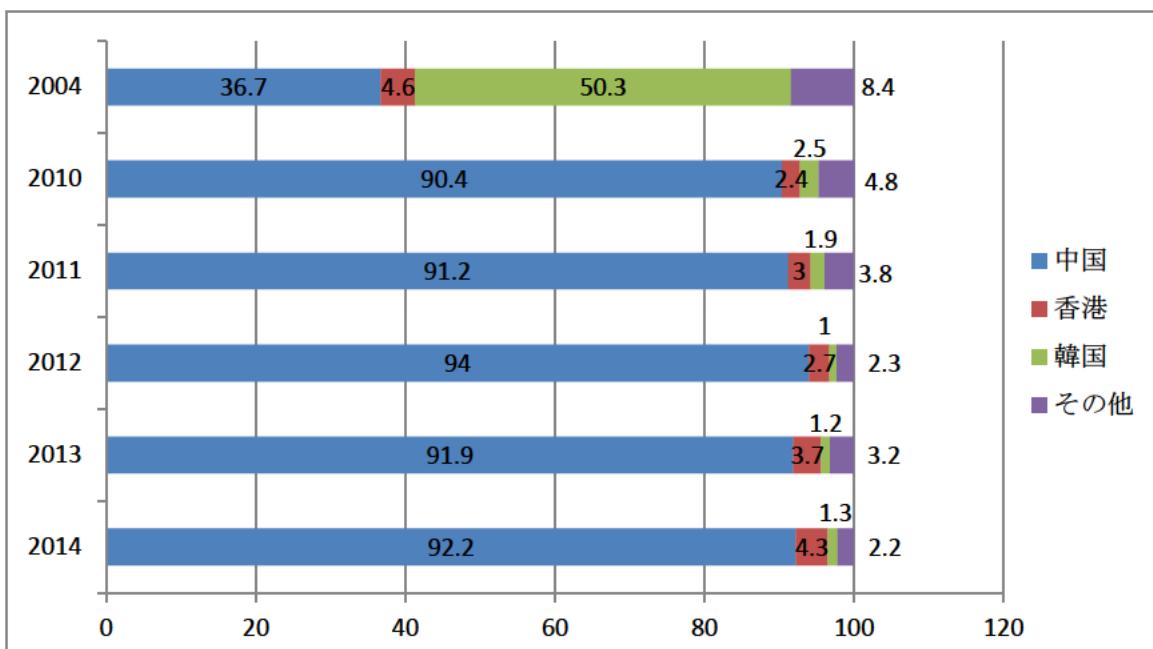
この問題を正視し始めたものの、日本企業を含む世界各国はすでに剽窃問題により深刻な被害を受けていることである。このため、製品の模倣品問題は依然として引き続き日本企業が中国市場で最も解決を望む問題であると思われる。

表 4-8 知的財産権侵害物品の輸入差止実績の推移



出所：日本財務省「平成 26 年の税關における知的財産侵害物品の差止状況（詳細）」を参考に作成。

表 4-9 模倣品の仕出国別件数構成比の推移



出所：日本財務省「平成 26 年の税関における知的財産侵害物品の差止状況（詳細）」を参考に作成。

第二項、日本企業が中国で直面する知的財産権の保障に関する問題

現在、中国市場における知的財産権の保障に関する議論の多くが、知的財産権の保護戦略、法制面の両方からなされていることから²⁰¹、以下でもこの 2 つの方面から論じることとする。

一、 知的財産権の漏洩（Intellectual Property Leakage）

中国市場で経営するグローバル企業にとって、知的財産権の保護（intellectual Property Protection）はずっと最大の挑戦であった。米国政府の 2013 年の統計によると、知的財産権の窃盗（IP theft）について、中国が 80%を占め、約 3,000 億米ドルの

²⁰¹ D. Somaya, D. Teece and S. Wakeman, Innovation in Multi-Invention Contexts: Mapping Solutions to Technological and Intellectual Property Complexity, California Management Review 53, no. 4, 47-79 (2011)

商業的損失をもたらしていると推定されている²⁰²。また、欧州の製造業においては、中国が模倣品製造を黙認した場合、約20%の潜在的な収益が減少すると推計されている²⁰³。しかし、グローバル企業が中国から離れて発展することは不可能であることから、競争力保持のため、一定のメカニズムを発展させる必要がある。このメカニズムにより、中国においてグローバル企業がそのイノベーション力を安全に転換することができるとともに、キーとなる技術知識（ノウハウ）を失わずに保つことができる²⁰⁴。知的財産の漏洩は通常、国外のグローバル企業が、社員の派遣又は技術シェアという方法で、現地産業との合弁企業を設立、又は産業サプライチェーン連盟²⁰⁵を設立する際に発生するため、この時に知的財産権の保護に各種保護措置の検討・採択が必要になる。

各分野におけるグローバル企業57社の研究報告²⁰⁶を観察すると、新興市場における

²⁰² J. Parker、Indigenous Innovation Remains Key Feature of New Development Policies、The U.S. China Business Council、（Nov. 12, 2013）、available at: <https://www.uschina.org> (last visited: 2015/11/15)

²⁰³ J. Ihrcke and K. Becker、Study on the Future Opportunities and Challenges of EU-China Trade and Investment Relations、EU-China Trade and Investment Relations - Study 1 of 12: Machinery、31-32、available at: http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2007/february/tradoc_133301.pdf (last visited: 2015/11/15)

²⁰⁴ R. Ong、Tackling Intellectual Property Infringement in China、China Business Review 36、no. 2、17-21 (2009)、available at:

<http://www.chinabusinessreview.com/tackling-intellectual-property-infringement-in-china/> (last visited: 2015/11/15)

²⁰⁵ H. Chesbrough、S. Ahern, M. Finn and S. Guerraz、Business Models for Technology in the Developing World: The Role of Non-Governmental Organizations、California Management Review 48、no. 3、48-61 (2006) .

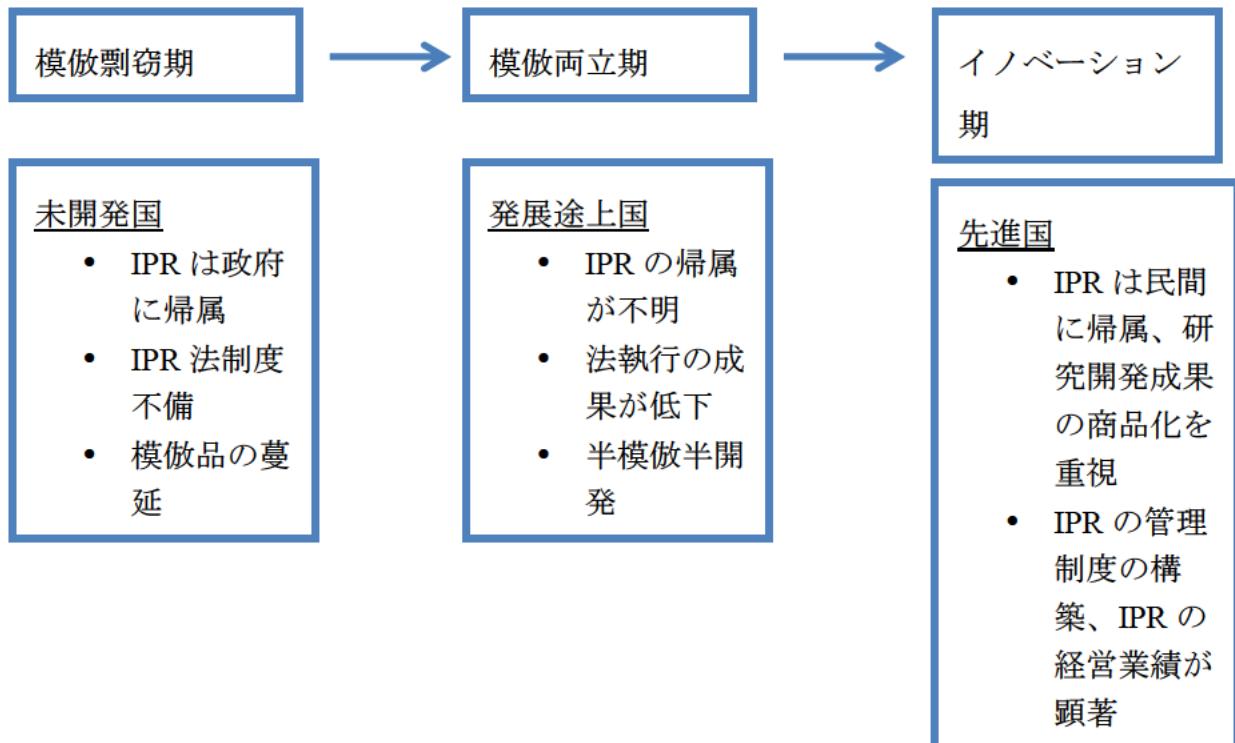
²⁰⁶ A. Schotter and M. Teagarden、Protecting Intellectual Property in China、MIT Sloan Management review、(June 17, 2014)、available at: <http://sloanreview.mit.edu/article/protecting-intellectual-property-in-china/> (last visited: 2015/11/15)

る知的財産権の保護措置は、特に中国においては、9種類の保護措置に帰納することができ、その重点ポイントの違いによりそれぞれ外在防御型と内在主動型に分けられ、この9種類の措置の間の各種の交錯と結合により「知的財産権保護網」(IP Protection web)が形成される。外在防御型の措置には、企業が特定の知的財産権の行使について明確な戦略的計画を構築することが含まれる。例をあげると、十分な技術のみ移転するが、要となる原料は中国に移転しないことである。また、中国での経営環境を理解するため、中国市場に進出する前にビジネス情報を収集しておくことが必須である。内在主動型の措置には、知的財産権を類別ごとに分けてそれぞれの措置を探ることで、模倣者に彼らが複製に必要な製品又はプロセス等の「全て」に接触する機会を与えることが含まれる。

二、 法制面について

知的財産権の保護において、先進国に比べて、新興市場では通常、提供される法律の保護システムは、効果が低い、又はほとんど効果のないものである²⁰⁷。よって、各分野の企業とも、新興市場に進出する前に、慎重にアセスメントをしておくべきで、事前に中国の知的財産権法制度に関する特色を理解しておくことも重要である。近年の情報拡散速度の増大に加え、ここ数年、中国政府が知的財産権の議題を徐々に重視し、法治観念の啓蒙、関連制度の構築に積極的であることから、法的保護の面においてはすでに相当の改善が得られている。

²⁰⁷ Marcus Matthisas Keupp、Angela Beckenbauer and Oliver Gassmann、How managers protect intellectual property rights in China using de facto strategies、R&D Management、volume 39、issue 2、211-244、(2009) .



出所：劉江彬・黃俊英「知的財産権管理総論」を参考に作成。

図 4- 1 国の発展段階別の知的財産権保護観念の変遷

今日に至るまで、外国企業の中国での知的財産活動の実施において、法制面で依然として以下のような幾つかの問題が存在する。

(一) 法規、制度面について

中国は知的財産権において、いずれも関連法規を制定しているものの、法令の関連改正草案、司法判決等の情報が公開されておらず不透明であるということが、長らく中国司法審判において普遍的に存在する現象であった。現在、中国各地の各級法院はすでにデジタル化に着手し、判決書をホームページに掲載しているが、判決書の書式と掲載サイトは分類されておらず、検索システムも完備されていないことから、司法判決資料の収集に非常に困難をきたしており、一つ一つクリックして閲覧しなければ、各判決の争点・事由が何であるのかを理解することができない。当事者が外国企

業であるか否かについても、表面的資料のみからは往々にして判断することができず、外国企業の背景についての知識がなければ、判決からは訴訟に関わったのが外国企業であると知ることが難しい。さらには、判決結果のみで、争点に対して判決理由を記載しない判決書もあるため、これらの判決の参考価値はただ勝敗結果のみで、法院判決の公正性についての疑問が生じることは免れない。このほかに、法院が適用する基準も異なり、当事者がどうしたらよいか分からず状態になることももう一つの問題である。また併せて言及すべきは²⁰⁸、中国において、法制面での救済はグローバル企業にとって通常、非常に緩慢で、急場の役に立つものではなく、たとえ裁判で勝訴しても、裁判に時間がかかりすぎることからやはり損害を被ることになる。米製薬会社のファイザー（Pfizer）の中国でのバイアグラ販売を例にすると、15年間に及ぶ複雑な裁判を経て、ファイザーは最終的に中国でのバイアグラ特許を獲得したが、当該薬物には少量の生産価値しか残っていない。その理由は、当該薬物は大量の偽造薬品が回っており、加えて12社の中国本土企業からなる連盟が、合法的なバイアグラのジェネリック医薬品を製造し、市場を先取りしていたからである。結局、苦労して勝訴を勝ち取ったファイザーは、すでに先行チャンスを逃しており、獲得できたはずの利益を失った。

近年、中国の司法全体による知的財産権保護がある程度強化されることになり²⁰⁹、過去悩まされてきた法制度の問題はすでに改善が見られつつある。これはグローバル企業にとって注目に値する動向である。以下5つに分けて述べていく。

²⁰⁸ A. Schotter and M. Teagarden, *supra* note 206.

²⁰⁹ 法制日報、「設立知識産權法院案件審判質效明顯提升（知的財産裁判所設立後、案件審判の質と効率が明らかに向上）」、2015年9月21日、ウェブサイト：

http://www.gov.cn/2015-09/21/content_2936178.htm（最終アクセス日：2015年10月20日）。

1. 人が司法による知的財産権保護の主導的役割を十分に活用し、案件の審判効率が明らかに向上した。2012年から2015年6月の間で、全国地方人民法院の知的財産権に係る第一審案件は計380,442件を新規に受理し、すでに審理が終了したものは352,788件で、人が救済により自身の権益を保護することを知っていることが明らかとなった。
2. 専門法院の設立促進。人民法院は知識産権法院（知的財産裁判所）の設立促進に尽力し、4ヶ月足らずの期間で北京、上海、広州での設立作業を完成させ、中国における知的財産権に係る司法保護において重大な突破となった。
3. 改革イノベーションの方向を堅持し、絶えず知的財産権の審判制度を改善することにより、司法審判が「三審合一²¹⁰」の方向に進むことができ、改革範囲を拡大し、徐々に司法による知的財産権保護の総合的效果が現ってきた。
4. 審判公開を促進し、知的財産権の司法の透明性を高めた。例えば裁判文書の公開については、2014年末までに、インターネットにより公開された各級人民法院の有效的な知的財産案件の裁判文書は110,482件に達した。
5. 最高法院が制定又は改訂した司法解釈により、知的財産権の法律適用基準と境界がさらに統一された。

(二) 法執行について

²¹⁰ いわゆる「三審合一」は、知識産権法院が知的財産権に係る民事、行政及び刑事事件を一括して審理する制度である。

中国において、知的財産権の救済ルートは、司法と行政による調査・処分の2つがある。後者は、地方行政機関が権利者からの申立を受けて、直接知的財産権の紛争を処理することができるというものである。行政機関は職権により証拠を調査し、さらには差押え等の手段を執行して権利者の権利を保全し、侵害を排除することができる。中国の主権区域は広大であり、権利侵害案件は膨大で防ぎきれるものではないため、全ての案件が司法救済を利用することは不可能であり、行政救済ルートは司法に比べ、効率が比較的良いことから、権利者にも広く受け入れられている救済手段である。

しかしながら、中国が持つ知的財産権侵害に関する「司法、行政の2つの救済ルートの並立」という特有の救済ルートは、グローバル企業にとって以下の、実際に直面する難題がある。先ず、手続き面について言えば、この2つの救済ルートは併用できることから、権利者は司法ルート以外に、同時に行政救済ルートを使うこともできる。表面的には、制度設計は権利者の保障について相当周到であるように見えるが、実際には、行政と司法の並行した手続きが互いに影響し合い、複雑に入り組み、法律に通じていない者にとって、特に言語上隔たりのあるグローバル企業にとって言えば、このような特有の2つの並行救済ルートを理解し、さらに自身の権益を保護するのに最も有効な手段を選択することは実に容易ではない。このほかに、より実質的な問題²¹¹として、2つのルートを並行運用することによって、各々の法執行の基準が一致せず、統一的基準が欠如することになる。言い換えれば、同一の知的財産案件について、2つの体制の下で相互に衝突する裁決が下される可能性があり、当事者の保障にとっても非常に大きな不安定さをもたらすことになる。たとえグローバル企業が、中国現地で専門の代理人を探し、上述の問題の解決に協力を求めたとしても、なお地方保護

²¹¹吳漢東・鎖福濤、「中國知識產權司法保護的理念與政策（中国における知的財産権に係る司法保護の理念と政策）」、『当代法学』、第6期、p43-44。2013年

主義に直面する可能性がある。即ち、中国の一部の都市においては法治が必ずしも徹底されていない場合もあり、地方保護主義のために、法執行時において、権利侵害紛争の公平性が保たれず、下された決定に対する当事者の納得感が低くなることもある。

第三節 日本企業による中国における知財問題への対応策及び 海峡两岸知的財産権保護協力協定が果たす役割

前述したとおり、日本企業は中国で多くの異なる苦境に直面しており、本報告では各種の直面するであろう問題について、日本企業は、いかにすれば台湾を通して関連する保護を獲得することができるのかを紹介する。また、海峡两岸知的財産権保護協力協定の調印により、確実に两岸知的財産権の交流が促進され、台湾の権利者が中国市場進出の際に更なる保障を得ることができるようになった。日本企業の角度から言えば、两岸協定の位置付けとはどのようなものになるだろうか。日本企業が台湾企業と提携し、台湾で知的財産権活動を進める場合、台湾をパートナーと見なして中国市場進出を目標とするはずで、两岸協定の存在はまさに最適な架け橋となるものである。

第一項 特許出願について

先ず、两岸協定において、最も注目されるのは優先権の相互承認、協力処理メカニズム及び審査協力であり、これらについては日本企業が活用できる可能性がある。两岸協定の調印により、過去数年の两岸双方の知的財産権の交流は日増しに増加している。双方が優先権を相互承認していることから、两岸間でより多くの出願が提出されるようになり、双方の主務官庁は出願の審査の上で互いの業務について徐々に熟知してきた。また、それだけでなく、頻繁な業務協力と交流、及び協力処理メカニズムの運用により、两岸における案件審理の相互学習に寄与することにもなっている。こ

のほか、さらに大きな優位性は、両岸間の公用語が互いに通じるため、外国企業と比べ、障害がほとんどないと言ってよく、翻訳に必要な時間とコストを節約することができるという点である。また、台湾と中国が今後特許審査ハイウェイを構築した場合、将来両岸間における特許出願の審査期間は大幅に短縮され、台湾出願人の時間とコストも大幅に低減することができると予想される。

また、統計によると²¹²、2010年から2013年の間、中国で受理された台湾からの專利（特許、実用新案及び意匠の3種類を含む。以下同じ。）出願件数は合計6.7万件で、特許/登録査定件数は5万件となり、特許/登録査定率は約75%となった。また、統計によると²¹³、中国で受理された日本からの専利出願件数は合計155,524件で、特許/登録査定件数は100,733件となり、その特許/登録査定率は約65%となった。このデータから、台湾人の中国での専利出願の特許/登録査定率が相当高いことが分かる。多くの原因が考えられるが、日本企業が台湾を通して中国に特許出願した場合、比較的高い特許/登録査定率を得られる可能性があることも否定できない。

台湾の出願人は他国の出願人に比べ、中国市場進出において極めて優位であり、これらは日本企業が両岸の協定を活用して特許出願する際に利益を獲得できることである。しかし、注意を要するのは、主務官庁に電話で確認したところ、優先権主張を伴う出願が可能な主体については、台湾の自然人又は法人に限って主張できるというのが主務官庁の考え方であることから、単純な日台提携形態の場合、日本企業は台湾の提携先企業に主張してもらうよう要求できるのみで、自ら主張することはできない。

²¹²湯志明、「大陸專利審査情況介紹（中國特許審査狀況の紹介）」、國家知識產權局審査業務管理部、プレゼンテーション p24、2014年9月。

²¹³五大特許庁公式サイト、ウェブサイト：<http://www.fiveipoffices.org/statistics/statisticsreports.html>（最終アクセス日：2015年12月1日）。

このほかに、両岸協定における業務交流に関する部分については、ここ数年の実践を経て、台湾側は中国側の知的財産権に関する書類を把握し、すでにデータベースの構築と関連データの分析を行っている。日本企業は中国進出前の調査作業にあたり、台湾でこれらの資源を利用し必要な情報を収集して、最も初步的な知的財産権ポートフォリオに関する決定を下すことができる。

第二項 知的財産権の漏洩防止について

次に、現在中国における模倣品と海賊版の横行により、全世界がこのために喪失した経済的利益は巨大であることについてである。しかし、中国経済はますます発展しており、世界でもすでにリーダーの地位を築いている。言い換れば、世界各国はすでに中国を避けて経済貿易活動を行うことは不可能ということである。一方で製品が中国の模倣品による権利侵害を被るという問題も避けることはできない。日本企業にとって、台湾企業との提携は、両岸協定の協力処理メカニズムを通し、自社の知的財産の権利侵害リスクの低減を達成できるもので、それは製品が権利侵害されるという問題を解決する方法の一つである。本報告でも、これは両岸協定のうち、日本企業にとって最も役立つものであると考えている。また、世界の他の国に比べ、日本企業には台湾企業と提携する多くの理由があるが、本報告では前半部分すでに述べたため、ここで改めて述べることはしない。

協力処理メカニズムの請求の主体については、主務官庁は特許、商標及び著作権であれば、いずれも台湾の自然人又は法人の主張に限られるが、植物品種権の協力処理については、台湾で植物品種権を取得していればよいとしており、台湾の自然人及び法人に限るものではないとしている。

第三項 法制面について

一、 法規・制度について

法規範において、台湾の法規範は中国と比べより明確であり、司法裁判において、
営業秘密に関する事例を除き、何人も隨時司法サイトにおいてすべての関連事例に
する情報を簡単に照会することができ、判決書から裁判官の事実認定・法の適用から
判決結果に至るまでの心証過程を知ることもできる。中国と日本は、特許用語において
台湾と中国ほどは近くなく、また言語上の障壁のため、文献のサーチについては台
湾の迅速さには敵わない。日本企業が先ず法規が比較的明確な台湾で特許を出願及び
取得した後で、中国の特許代理人の資格を取得した台湾の特許代理人を通して法規が
比較的不明確な中国へ特許出願すれば、これらの人材の中国法令への理解を活用でき、
また、台湾名義での中国特許出願により、日本名義で行うよりも高い特許/登録査定
率を獲得できる可能性もある。

二、 法執行面について

中国の知的財産権分野において、行政による法執行は現在の法制体系における最
大の問題で、世界各国が中国でビジネスを開拓する際に直面する問題でもある。日本
企業が中国で遭遇する最大の問題は剽窃であるが、これについては本報告の前半部分
すでに簡単に説明しておいた。剽窃の問題は、まさに両岸協定における協力処理メ
カニズムが最も効果を発揮できる部分である。製品の権利侵害問題について、最も早
く権利を保全することができる救済ルートは中国の地方機関への行政調査・処理の請
求であるが、権利侵害案件数が膨大であることに加え、地方保護主義的な傾向が見ら
れることから、自身の権益が不公平な扱いを受けることとなる。

協力処理メカニズムの最大の目的は、中国地区における台湾企業が不公平な扱いに直面した時に、自身の権益を勝ち取ることができ、このメカニズムにより、台湾知的財産局へ通報し、中国の主務官庁と交渉させることで、中国側の紛争案件に対する注目度を高め、悪意による先取り登録、権利侵害の紛争が効率よく解決できるようにすることにある。例えば、中国政府の公権力の介入により、地方の法執行機関が公正な証拠調査ができるよう督促し、迅速に案件を終結させる等のメリットがある。協力処理メカニズムの運用成果については、本報告の前半部分すでに論述したが、台湾企業にとって、これは両岸協定の存在で最も実益のある部分であり、日台提携により設立される会社も自然と協力処理メカニズムの適用対象となる。

さらに、資料によると、近年、中国の人民最高法院はすでに台湾法院の民事判決と仲裁裁決を承認していることが示されている²¹⁴。特許案件も民事判決に属することから、日本企業が台湾法院を知的財産権関係訴訟事件の管轄法院として選択した場合、台湾法院の案件審理における裁判手続に係る公開性と透明性又は裁判官自身の専門性という優位性があり、加えて判決の結果が中国の法院を拘束することができれば、日本企業はより自身の権益を保護することができる考えられる

²¹⁴ 「最高人民法院による台湾地区における法院の民事判決に関する承認及び執行規定」は、2015年6月2日に中国最高人民法院審判委員会第1653回会議にて可決された。ここに公布し、2015年7月1日に施行する。

第五章 台湾における知財保護の現状と活用

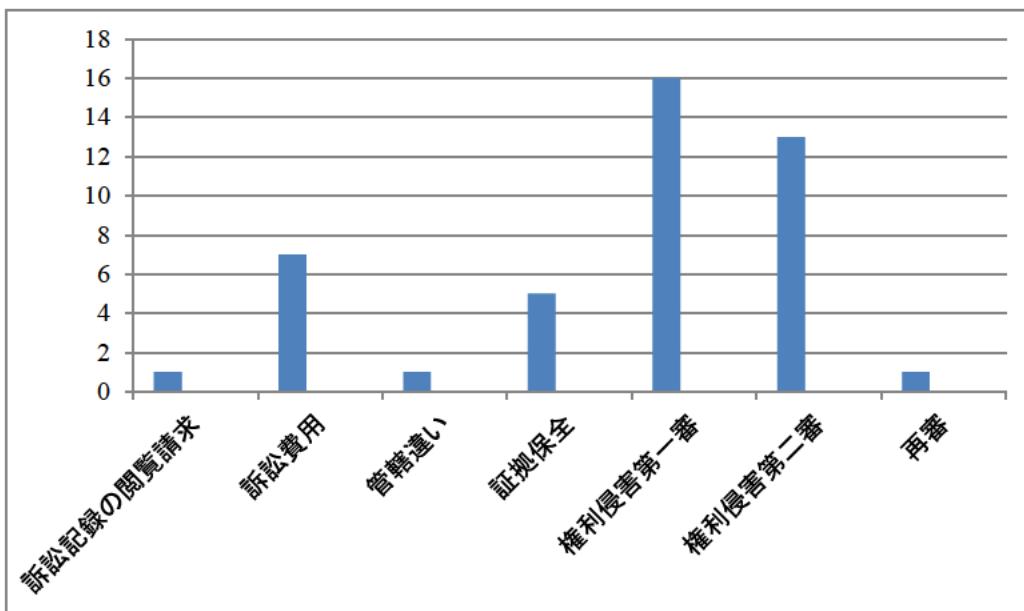
第一節 日本企業の台湾における訴訟関与状況

第一項 民事事件のタイプ

知的財産法院組織法第3条第1号、第4号、及び知的財産案件審理法第7条の規定により、台湾知的財産裁判所が管轄する知的財産に係る民事訴訟事件の範囲には、以下のものが含まれる。（一）知的財産権の権利帰属又はその出願権の帰属、及びその報酬に関する紛争事件。（二）契約紛争事件：(1) 知的財産権の許諾契約事件。(2) 知的財産権の譲渡、質権設定、信託、登録同意、出願権の譲渡及びその他の契約に関する紛争事件。（三）権利侵害紛争事件：(1) 知的財産権の財産権侵害に関する紛争事件。(2) 知的財産権の人格権侵害に関する紛争事件。（四）知的財産権の使用により生じた補償金、ロイヤリティーに関する紛争事件。（五）公平交易法の知的財産権保護に関する事件。（六）知的財産権の証拠保全及び保全手続事件。（七）その他、法律の規定又は司法院の指定により台湾知的財産裁判所が管轄する事件。範囲が広すぎることから、本報告では、損害賠償事件を重点として討論していく、他の事件タイプについては、重要事例のタイプの数をサーチするのみとする。

本報告で収集した裁判のタイプには、原告による訴訟費用の担保、証拠保全、権利侵害事件、再審事件、及び訴訟記録の閲覧請求が含まれる。統計によると、台湾知的財産裁判所が設立してから2015年9月30日までに、これらの事件タイプに関わるものは合計44件あった。うち、権利侵害事件の総数が最も多く合計30件となり、第一審判決が16件、第二審判決が13件、及び再審判決1件が含まれる（表5-1を参照）。

表 5-1 日本企業と台湾企業の専利訴訟事件タイプによる分析



権利侵害事件について、第一審判決のうち日本企業が原告となる事件は 14 件の判決があり、4 件は一部勝訴（その中の台湾知的財産裁判所 98 年(2009 年)民専訴字第 21 号判決では、本来請求した金額は全て認められたが、一部の訴訟物について法院は権利侵害を認めず、連帯責任についても理由がないとした）であった。日本企業が被告である事件では、第一審判決は 2 件のみで、いずれも日本企業が勝訴し、原告側の請求を棄却する判決が下された。

第二審判決は合計 13 件あり、うち 7 件は日本企業が控訴人である事件で、6 件は日本企業が被控訴人である事件であった。日本企業が被控訴人である事件 6 件のうち、1 件は日本企業が付帯控訴を提起し（台湾知的財産裁判所 99 年度(2010 年)民専上第 21 号判決）、別の 2 件は控訴を取り下げたため、高等法院の判決には入っていない。日本企業が控訴した 7 件の事件については、7 件いずれも棄却された。一方、6 件の相手方による控訴については、3 件が日本企業に比較的不利となる判決に、1 件は日本企業に比較的有利となる判決に改められ、そのほかの 2 件については、控訴が棄却された（表 5-2 を参照）。再審の訴えについては、1 件のみで、これは日本企業の島野株式会社が台湾知的財産裁判所第二審の判決に対して請求したものであるが、最終的

に再審請求の棄却決定が下された（台湾知的財産裁判所民事判決 98 年度（2009 年）民專上再易字第 2 号）。また、注意すべきは、日本企業が原告である勝訴事例において、それで得られた賠償金額の割合が依然として低すぎることであり、これについては後続する判決結果を引き続き観察していく必要がある（表 5-3 を参照）。

表 5-2 日本企業の権利侵害訴訟事件における勝訴の分析（日本企業の角度から）

	第一審				第二審			
	合計	勝訴	敗訴	一部 勝 訴・一 部敗 訴	合計	控訴 棄却	原判 決廃 棄（全 部）	原判 決廃 棄（一 部）
日本企 業原告 /控訴 人	14	-	10	4	7	7	-	-
日本企 業被告 /控訴 人	2	2	0	-	6	2	2	2

表 5-3 権利侵害事件において原告が得た賠償額と当初の請求額の分析

事件番号		当初の請求額	得た賠償額
日本企業 が原告側	第一 審	98 年度 (2009 年) 民專訴字 第 21 号	2,500,000 台湾元 2,500,000 台湾元
		99 年度 (2010 年) 民專訴字 第 173 号	930,000 台湾元 420,000 台湾元
		100 年度 (2011 年) 民專訴字 第 47 号	181,467,000 日本 円 1,854,078 台湾元
		102 年度 (2013 年) 民專訴字 第 97 号	20,000,000 台湾 元 13,000,000 台湾 元
日本企業 が被告側	第二 審	100 年度 (2011 年) 民專上字 第 23 号	930,000 台湾元 269,600 台湾元
	第二 審	99 年度 (2010 年) 民專上字 第 21 号	2,000,000 台湾元 995 台湾元

2 番目に多い事件のタイプは、訴訟費用の担保で合計 7 件である。この事件のタ
イプは民事訴訟法第 96 条の制限によるもので、同規定によると、原告が台湾に住所、
事務所や営業所がない場合、裁判所は被告の申立てにより、裁定で、訴訟費用の担保

を立てるよう原告に命じなければならない。ただし、原告が台湾において訴訟費用を賠償するに足る資産がある場合、これは適用されない。立法理由の説明によると、その立法の趣旨は、原告が台湾に住所、事務所や営業所がない場合、将来的に訴訟が終了し、その訴訟費用の負担を命じられた時に執行困難になることを免れることになり、被告の利益の保全のために、あらかじめ訴訟費用の担保を提供する規定が設けられたものである。しかしながら、実際の運用の結果、往々にして被告が外資企業からの提訴を防ぐために用いられており、これは検討の必要があると考えられている。もう一つ注目に値すべきは、証拠保全の申立てについてであるが、統計資料によると、日本企業が関与した証拠保全申立事件は合計 5 件あり、3 番目に多い事件タイプとなっている。うち 4 件は日本企業による申立てで、1 件は相手方から申し立てられたもので、日本企業が行った 4 件の証拠保全の申立ては、全て認容されており、相手方により行われた証拠保全の申立ては、却下の裁定が下された（台湾知的財産裁判所民事裁定 97 年度（2008 年）民専抗字第 2 号）。刑事事件は公権力を通じて関連の証拠を調べることができることに対し、民事訴訟事件は当事者主義を重視するため、当事者に関連する証拠調べや収集を委ねることとなっている。しかし、特許権侵害の有無及び損害賠償金額の算定については、被告の内部情報に頼らざるを得ないのが常であり、これについて当事者は往々にして自ら調べることができないが、2001 年 10 月 24 日の專利法改正により刑事罰が廃止されているため、現在では、証拠保全の制度を救済手段として頼る必要がある。

第二項 行政事件のタイプ

日本企業の台湾における行政事件については、行政法院の組織構造の幾度にわたる改革、及び特許行政争訟制度の改正により、日本企業の台湾における特許に関する行政事件については収集が比較的困難であり、本報告ではこの部分について、先に台

湾の行政法院の組織構造の改革と特許行政争訟制度の改正について紹介し、それから日本企業の台湾における行政判決について統計と分析を進めていくこととする。

一、 台湾行政法院の組織構造

台湾行政法院組織法は、最も早く制定されたのは 1932 年 11 月 17 日で、その後、幾度も改正を経てきたが、最も重要な改正は 1999 年 2 月 3 日と 2011 年 11 月 23 日の改正であった。早期には、全体主義的統治時代にあったことから、公法に属する法規の発展は厳重な制限を受けており²¹⁵、関連する公法事件も多くない状況にあり、全台湾において一級行政法院のみで台湾全土の公法事件を一括して取り扱っていた²¹⁶。1999 年 2 月 3 日に行政法院組織法の全面改正を経て、ようやく高等行政法院と最高行政法院が増設され²¹⁷、さらに改正理由の中で、「一級一審制」が当事者の権益保護に対し周到でないため、行政訴訟の審理制度を「二級二審と一級一審の並行制」に改めることを明確に指摘した。また、行政訴訟法の 1998 年 10 月 28 日の改正後、再訴願手続きを経た後に行政法院に取消訴訟を提起できるという規定を削除し、全面的に「二級二審制」を採用することに改めた。また、訴願法も 1998 年 10 月 28 日の改正で、行政訴訟法の二級二審制の全面採用に改められたことに合わせ、行政救済手続きに時間がかかり過ぎて、訴訟不経済が生じることのないよう、さらに再訴願手続きを

²¹⁵ これは、国民党が 1949 年に台湾に撤退してから 1987 年に戒厳が解かれるまでに、行政組織法の改正が 1 回、行政訴訟法も 2 回しか行われなかったことから明らかである。

²¹⁶ 1975 年 11 月 28 日付で改正された行政法院組織法第 1 条において、「行政法院は全国の行政訴訟に係る審判の事務を掌理する。」と規定されている。

²¹⁷ 1999 年 2 月 3 日付で公布された行政法院組織法改正案により、

行政法院は以下の二級に分けられる。

一、高等行政法院。

二、最高行政法院。

廃止とともに、再審手続きを新設した。最後に行政訴訟法の 2011 年 11 月 23 日の改正時に、訴訟の利便性を考量し、並びに道路交通管理処罰条例違反による裁決の救済事件が、普通法院から行政法院への審理に回帰されたことで案件数増加のプレッシャーを解決するため、行政訴訟法第 3 条の 1 を改正し、行政訴訟を取り扱う地方法院の行政訴訟法廷も、行政訴訟法でいう行政法院と見なすこととし、また、2011 年 11 月 23 日に行政法院組織法第 7 条についても同時に改正を行ったため、現在台湾の行政救済制度は「三級二審制」を探っている。

二、特許制度の変革

過去において、特許の取消制度は、特許査定後、証書受領前の異議申立制度、及び証書受領後の無効審判制度に分けられていた。いわゆる異議申立制度とは、特許が特許査定の公告がなされた後、異議申立期間に誰からも異議を申立てられず、又は異議申立てが不成立（維持決定）となってから、特許証書を取得できることを指す²¹⁸。しかし、異議申立手続には時間がかかり、特許権の有無をめぐる紛争が遅々として確定することができない、又は異議申立手続により特許権者の証書受領を妨害しようとする者がいることから、特許権者に対する保護が実に周到でないことが明らかであった。また、台湾の現行の無効審判手続における法定の無効審判請求の理由は、異議申立ての理由とほぼ同様となっており、両者の手続は殆ど差がなく、これらを不服とする場合に提起することができる行政救済手続きも完全に同じであるため、実に並存する必要がないものであった²¹⁹。ゆえに、特許法の異議申立制度に関する規定は削除され、さらに 2004 年 7 月 1 日の施行後、無効審判制度が全面的に採用されることとなった（台湾の現行特許法第 71 条、第 119 条、第 141 条）。しかし、無効審判の審理は

²¹⁸謝銘洋、前記注 122、p171、2011 年 9 月。

²¹⁹ 2003 年 2 月 6 日付で改正公布された台湾特許法の改正総説明。

当事者対立構造を採用することに改められるべきであり、行政救済とすべきではない²²⁰、と考える学者もいる。これは、無効審判の審決取消訴訟において、被告側の訴訟参加者の数が多い理由である。

また、2011年12月21日の特許法改正後、産業界及び国際間の意匠に対する保護の通常の概念に合わせ、また意匠法による保護対象を明確に表徴するため、保護対象の名称を、従来の「新式様」から「設計」に改正した。ゆえに、2013年1月1日の施行後の「新式様」に関する判決においては、名称が全て「設計」に変更されることとなった。本報告の判決サーチの範囲には、法改正の前後が含まれることから、本報告の統計については、名称として一律「設計」用いることをあらかじめ説明しておく。

三、事件タイプの統計

統計によると、台湾知的財産裁判所の設立（2008年7月1日）から2015年9月30日まで、日本企業が原告又は参加人である全ての行政事件は合計37件ある。37件の知的財産裁判所の行政事件のうち、27件は日本企業が原告として提訴したもので、10件は日本企業が訴訟において被告側に独立当事者参加したものである。27件の日本企業が原告として提訴した事件において、7件が勝訴し、その他の20件は敗訴となつた。事件タイプは特許の無効審判がほとんどを占め、合計11件となり、2番目に多かったのは、特許出願の合計5件であった。勝訴事件について言えば、特許の無効審判事件では4件が勝訴し、実用新案登録出願、訴訟記録の閲覧請求及び実用新案の無効審判がそれぞれ1件勝訴した。10件の訴訟における被告側への独立当事者参加事件のうち、特許の無効審判事件が大部分を占め、合計7件となり、実用新案の異議申立

²²⁰謝銘洋、「智慧財產法院之設置與專利商標行政救濟制度之改進（知的財產法院の設置と特許・商標の行政救済制度の改善）」、『月旦法学雑誌』、第139期、p5-17、2006年12月。

てと意匠の無効審判がそれぞれ 1 件で、そのうち最終的に 5 件が被告勝訴、5 件が被告敗訴となった（下表 5-4、5-5 を参照）。注目に値すべきは、台湾知的財産裁判所は 2008 年 7 月 1 日に設立され、異議申立て制度は 2004 年にすでに廃止されているため、本報告のサーチ時には異議申立ての事例は当然出てこないはずであるが、実用新案の異議申立てが 1 件（台湾知的財産裁判所行政判決 100 年度（2011 年）行専更（一）字第 2 号）出てきたことである。調べたところ、この事例は参加人（日本企業・ケーヒン株式会社）が原告（工業技術研究院）によって 2000 年 6 月 14 日に登録出願された実用新案登録に対して異議を申し立てたもので、2005 年 11 月 30 日に異議申立てが成立（取消決定）した後に一連の訴訟に入ったもので、その中には、最高行政法院による 99 年度（2010 年）判字第 1300 号判決で、台湾知的財産裁判所に審理を差し戻したもののが含まれているため、検索時にこの判決が検索された。また、再審案件は 1 件（台湾知的財産裁判所行政判決 101 年度（2012 年）行専再字第 4 号）のみで、日本企業の三星ダイヤモンド工業株式会社（MDI）が特許無効審判に関わる原審の確定判決（台湾知的財産裁判所行政判決 99 年度（2010 年）行専訴字第 60 号）を不服として再審請求をしたもので、最終的には日本企業敗訴となった。

表 5-4 日本企業の訴訟における被告側への独立当事者参加の場合の被告勝訴の割合

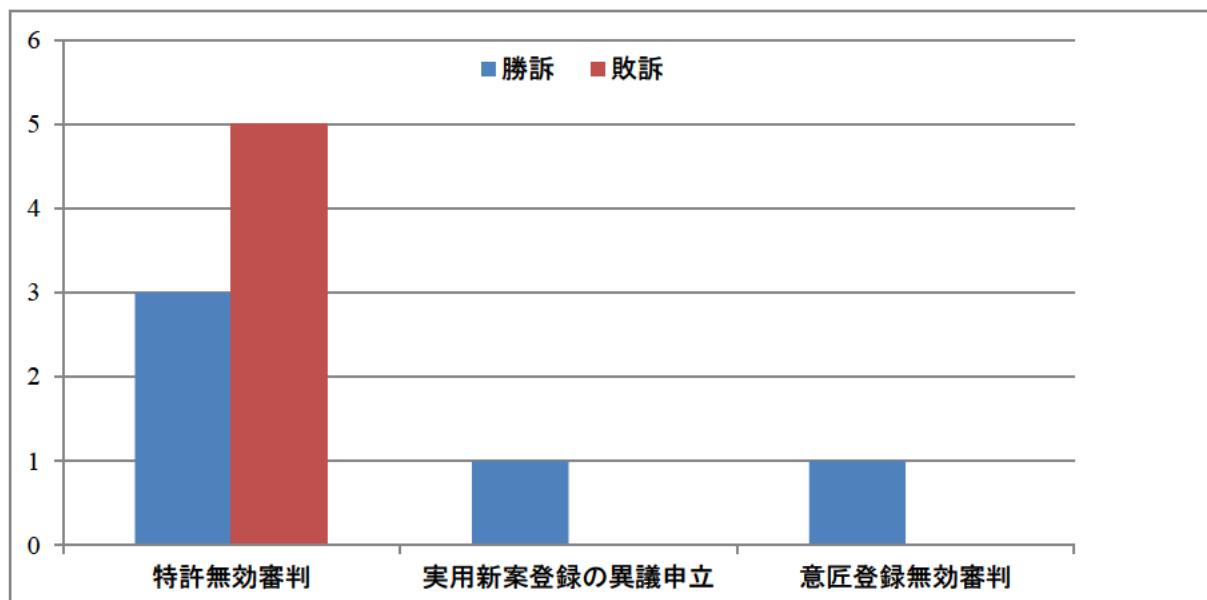
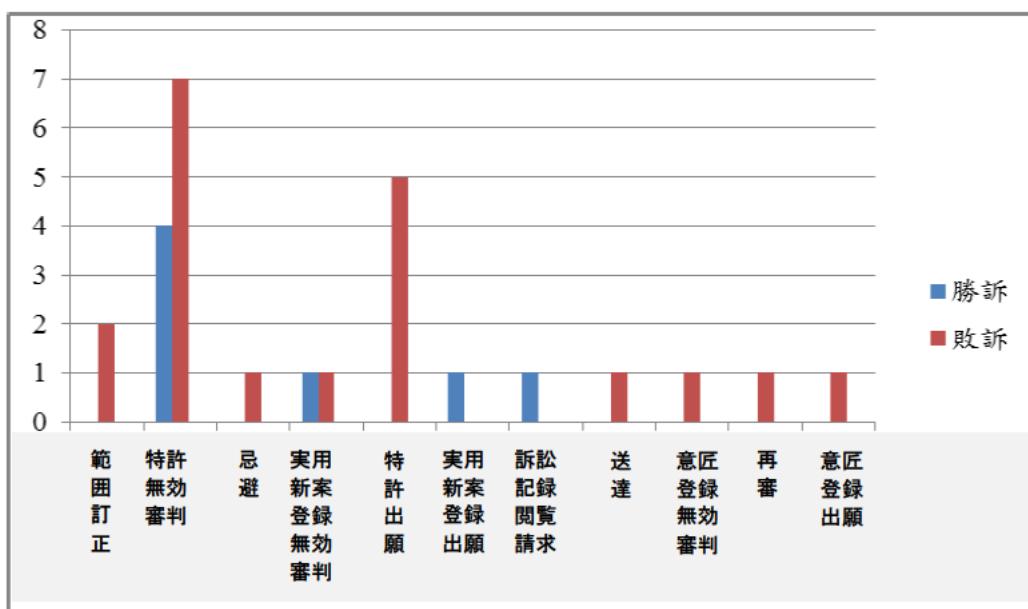


表 5-5 日本企業が原告である訴訟における勝訴の割合



第三項 台湾知的財産裁判所による一般の特許権侵害案件の統計資料

日本企業の台湾における特許訴訟の勝訴率は低い傾向にあるため、本報告では台湾知的財産裁判所の設立からこれまで（2008年から2015年11月まで）の全ての第一審、第二審の特許権侵害事件、及び外国企業の台湾における特許権侵害事件の裁判資料の内容を整理し、両者を比較することで、外国企業の台湾での特許訴訟の状況について観察していくこととする。

表 5-6 知的財産法院における民事事件第一審の終了状況

年度	合計	終了状況											
		取 下 げ	判決					和解	件数	却 下 裁 定	管 轄 移 送	調 停 成 立	その 他
			勝 訴	敗 訴	一 部 勝 訴 ・ 一 部 敗 訴	勝訴率(一部勝訴含む)は小数点第4位を四捨五入したもの							
2008	11	1	9	1	8	-	11.1%	1	-	-	-	-	-
2009	131	28	69	3	58	8	15.9%	25	6	3	-	-	-
2010	211	63	103	4	89	10	13.6%	27	18	-	-	-	-
2011	168	42	108	7	85	16	21.3%	15	3	-	-	-	-
2012	133	28	100	4	76	20	24%	5	-	-	-	-	-
2013	153	27	116	8	90	18	22.4%	7	3	-	-	-	-
2014	111	25	74	5	56	13	24.3%	11	-	1	-	-	-

表 5-7 知的財産法院における民事涉外事件第一審の終了状況

年度	合計	終了状況										その他
		取下げ	計	判決				和解	件数	却下裁定	管轄移送	調停成立
勝訴				敗訴	一部勝訴・一部敗訴	勝訴率(一部勝訴含む)は小数点第4位を四捨五入したものの						
2008	1	-	1	-	1	-	0%	-	-	-	-	-
2009	19	1	9	-	7	2	22.2%	6	2	1	-	-
2010	23	3	17	1	14	2	17.6%	3	-	-	-	-
2011	22	6	12	2	6	4	50%	2	2	-	-	-
2012	21	6	15	1	8	6	47%	-	-	-	-	-
2013	24	8	15	1	13	1	13%	-	1	-	-	-
2014	15	2	11	2	8	1	27.2%	2	-	-	-	-

表 5-8 知的財産法院における民事事件第二審の終了状況

年度	合計	控訴 取下 げ	第一 審の 訴え の取 下げ	控訴の却 下・棄却		原判決廃棄			和解	調停 成立	その 他
				不適 法	理由 なし	全部	一部	廃棄率			
2008	14	2	-	-	7	1	1	14.3%	3	-	-
2009	59	7	-	1	32	2	4	10.2%	12	-	1
2010	92	11	-	-	45	7	10	18.5%	17	1	1
2011	133	14	-	-	79	5	12	12.8%	23	-	-
2012	85	11	-	-	49	2	18	23.5%	5	-	-
2013	92	11	-	-	55	10	11	22.8%	4	-	1
2014	65	6	-	-	38	4	11	23%	5	-	1

表 5-9 知的財産法院における民事涉外事件第二審の終了状況

年度	合計	控訴 取下 げ	第一 審の 訴え の取 下げ	控訴の却 下・棄却		原判決廃棄			和解	調停 成立	その 他
				不適 法	理由 なし	全部	一部	廃棄率			
2008											
2009											
2010											
2011											
2012											
2013	19	3	-	-	7	4	4	42.1%	1	-	-
2014	13	3	-	-	5	-	2	15.4%	3	-	-

上述した資料から、権利者（即ち原告）の台湾知的財産裁判所第一審判決における勝訴率は、大体 2 割前後を維持しているが、涉外訴訟事件のみを判断すると、データが少なすぎる 2008 年と 2013 年以外では、原告の勝訴率は明らかに上昇していることが分かる。第二審については、上述した資料から、台湾知的財産裁判所第二審全体の破棄率は 2012 年以前はわずか 1 割前後であったが、2012 年以降の破棄率は 2 割前後に達し始めたことが分かり、この部分については、「審級の利益」の概念が確実に反映されているものと理解されるが、今後の観察が引き続き必要である。涉外事件については、司法統計資料が 2013 年以降の涉外事件しかないため、本報告では現在のところ情報が不十分であり、更なる多くの判決情報を待ってから初めて関連する動向について観察することができると考える。

第四項 個別案件の紹介

ここでは、日本企業が台湾の訴訟制度の運用を理解できるよう、サーチ結果から幾つかの判決を選択して紹介する。

一、日本企業・日亜化学と億光電子（エバーライト）の事例

本報告では先ず、日本企業の日亜化学とエバーライトの民事事件について紹介する。本事例の原告は日本企業・日亜化学で、被告（エバーライト）が生産する 99-215UWC/TR8 型、115UWC/XXX/TR8（「系争 115UWC 製品」）及び 99-115UTC/710/TR8（「系争 115UTC 製品」）の発光ダイオード製品が、原告が取得している第 D089036 号（図 5-1 を参照）意匠権（権利存続期間は 2004 年 2 月 1 日から 2014 年 4 月 29 日まで）を侵害しているとして、台湾板橋地方法院へ訴訟を提起し、損害賠償金 1,000 万台湾元を主張し、後に 8,000 万台湾元に拡大したものである。第一審（台湾板橋地方法院民事判決 95 年度（2006 年）重智字第 3 号）及び第二審（台湾高等法院民事判決 96 年度（2007 年）智上字第 45 号）はいずれもエバーライトに日亜化学へ 8,000 万台湾元の賠償を命じる判決であったが、エバーライトはこれを不服

として最高法院へ上告し、最高法院は本件に適用すべき準拠法に依然として疑義があり、また、日亜化学の第 D089036 号意匠権の有効性を先に審理していないとして、原判決を破棄し台湾知的財産裁判所へ差し戻し、審理のやり直しを命じた（最高法院民事判決 98 年度（2009 年）台上字第 2333 号）。その後、台湾知的財産裁判所は日亜化学の係争意匠は創作性に欠けるとの理由で、日亜化学敗訴の判決を下し（台湾知的財産裁判所民事判決 99 年度（2010 年）民專上更（一）字第 1 号）、これを不服とした日亜化学は最高法院へ上告し、最高法院は最高法院判決 100 年度（2011 年）台上字第 1843 号にて、係争意匠は取り消すべき理由がある（創作性の欠如）として、日亜化学の上告を棄却して判決が確定した。

無効審判については、原告（エバーライト）は先ず、台湾知的財産局に無効審判請求を提起したが、台湾知的財産局が 2009 年 10 月 27 日に「無効審判の請求不成立」処分（維持審決）((98)2009 年智專三(一)03027 字第 09820681450 号意匠無効審判審決書) を下した。その後すぐに、原告は経済部に訴願を提起したが、経済部は中華民国 2010 年 5 月 19 日經訴字第 09906056580 号で、原処分維持とする訴願決定を下したため、行政訴訟を提起した。台湾知的財産裁判所は 2011 年 3 月 3 日、創作性の欠如を理由として、無効審判成立（無効審決）とし、訴願決定及び原処分を共に取消す判決（台灣知的財產裁判所行政判決 99 年度（2010 年）行專訴字第 76 号）を下した。台湾知的財産裁判所の判決を不服とした日亜化学は最高行政法院に上告し、最高行政法院は当該意匠は創作性に欠けるとして最高行政法院判決 100 年度（2011 年）判字第 1769 号にて上告棄却とした。日亜化学は別途、法官（裁判官）は忌避すべきなのに忌避していないとして再審を提起したが、最高行政法院は 101 年（2012 年）度裁字第 25 号にて、再審の訴えは不適法であるとしてこれを却下する旨の裁定を下し、本件は確定した。

双方の主な争点は、準拠法の適用とは何か、無効審判請求の結果が出る前に訴訟手続き中止（停止）の裁定をすべきか否か、被告に故意又は過失はあったか否か、係争意匠（D089036）は創作性を具備するか否か、及び当該意匠の属する技芸分野における通常の知識とデザイン力を有する者の判断基準となった。また、エバーライトは、第一審の際に鑑定人及び裁判官を忌避する旨を申し立てたが、いずれも法院に却下された（詳しくは台湾板橋地方法院民事裁定 96 年度（2007 年）声字第 1946 号、台湾板橋地方法院民事裁定 96 年度（2007 年）声字第 2589 号及び台湾高等法院民事裁定 96 年度（2007 年）抗字第 1532 号を参照）。

上述の紛争について、法院は知的財産法院民事判決 99 年度（2010 年）民専上更（一）字第 1 号において、以下のように考えている。管轄権と準拠法については、本件は客観的に損害の事実が発生し、当該事実の発生地点はいずれも台湾で生じたことがすでに証明されており、権利侵害行為により生じた債権債務関係に属することから、台湾法院が管轄権を有することは当然である。準拠法については、裁判当時の旧涉外民事法律適用法第 9 条（現涉外民事法律適用法第 25 条）に基づき、渉外的権利侵害行為に関する準拠法は、「権利侵害行為地の法律」及び「法廷地法」を累積適用すべきであるため、どのような法律の適用であっても、準拠法はいずれも台湾法となる。訴訟中止を裁定すべきかについては、第一審法院では訴訟中止を裁定すべきか否かの決定はその正当性を考慮すべきとしたが、本件被告は 2004 年 6 月 4 日に経済部が発行した（93）2004 年智專一（三）03019 字第 09320517610 号の意匠出願拒絶理由先行通知書を受取っていたが、当時、意匠登録の無効審判を請求しておらず、訴訟の手続きに入ってからその有効性を争うことは正当性がないと判断した。しかし、台湾知的財産裁判所は、知的財産案件審理法第 16 条²²¹の、同一の民事訴訟手続における専

²²¹台湾知的財産案件審理法第 16 条：「当事者が知的財産権に取消し、廃止すべき理由があると主張又は抗弁する場合、法院はその主張又は抗弁の理由の有無につき自ら判断しなければならず、民事訴訟

利権の有効性と権利侵害の事実を一回的に解決することで、迅速に権利保護の実現を図るという立法目的を貫徹するために、前述した台湾知的財産裁判所による「無効審判不成立」の審決（維持審決）及び経済部による原処分の維持と訴願決定をもって、係争意匠が新規性及び創作性を具備すると判断する根拠としてはならないと考え、訴訟中止の裁定をすることなく、台湾知的財産裁判所自ら審理すればよいとした。

係争意匠（D089036）の創作性の有無及びそれが属する技芸分野における通常の知識及びデザイン力を有する者の判断基準について、以下に説明する。それが属する技芸分野における通常の知識及びデザイン力を有する者の判断基準について、法院は「消費者」の角度から判断すべきとしているが、その理由は詳しく述べられておらず、また、創作性の有無は、外界からの適切な刺激により引き起こされる視覚に訴えるものであるが、機器に表示され又は拡大表示された画面で視覚を通じて起こさせる感覚、観点も排除できないため、本件が属する技芸分野における通常の知識及びデザイン力を有する者とは、機器に表示され又は拡大表示された画面で視覚を通じて観察する消費者のことを指すべきである。創作性については、それが属する技芸分野における通常の知識及びデザイン力を有する者が引用証拠1の本体と引用証拠2の図4に表れている「L型側面部」を参考にして、自ら容易に係争意匠のデザインを思いつくもので、且つ、係争意匠は引用証拠1と引用証拠2の組み合わせと比べ、そのデザイン形状は目立たせるための簡単な変化にすぎず、発光ダイオード全体のデザインには特異な視覚的效果を生じていないため、係争意匠は創作性に欠けると判断した。

法、行政訴訟法、商標法、特許法、植物品種及び種苗法、又はその他の法律における訴訟手続の停止に関する規定を適用しない。

前項の状況につき、法院が取消し、廃止すべき理由があると認めたとき、知的財産権者は、当該民事訴訟において、相手方に権利を主張することができない。」

故意又は過失について、原告は第一、二審において主張しただけであるが、法院は、経済部からの回答書面を受け取った際に、すでに権利侵害の可能性を知っていたにも関わらず、なお係争製品に関する販売意欲を持っていたため、被告の故意による侵害であったと判断することができると認めた。また、被告は第一審の反訴において、原告が公平交易法第 19 条第 1 項第 3 号及び同法第 22 条の規定に違反するとして、民法第 184 条、第 195 条及び公平交易法第 30 条、第 31 条の規定に基づき 1,000 万台湾元の損害賠償を主張したが、第一審法院は、反訴原告（本訴被告）の係争 3 型番製品は確実に反訴被告（本訴原告）の権利請求の範囲内に含まれており、反訴被告の係争意匠を侵害していると認めたため、反訴原告による関連の主張には理由がないとした。

二、鴻海と日本企業・クエイザー株式会社の事例

本報告でこの事例を選択した理由は、本報告でサーチした民事権利侵害事件において本事例が日本企業を被告とする唯一の事例であり、且つ、それぞれ第一審判決（台湾台北地方法院 97 年（2008 年）智字 30 号）及び第二審判決（知的財産法院民事判決 99 年度（2010 年）民專上字第 21 号）のいずれにおいても一部勝訴したものであるからである。第二審判決において、日本企業は鴻海の特許権を侵害する製品を使用・販売してはならない旨の判決が下されたが、第一審の判決によって支払を命じられた 9,954 台湾元の賠償金は、第二審の判決においてはわずか 995 台湾元に改められたため、本件の民事事件の損害賠償金額の算定については、一定の啓発効果があるため、以下、本報告では本件の各審級における判決について簡単に紹介していくこととする。

本件の原告は鴻海精密工業株式会社 (Hon Hai Precision Industry Company Ltd) で、被告は日本企業のクエイザー株式会社(QUASAR SYSTEM INC)である。原告の係争特許は経済部知的財産局が 1990 年 3 月 11 日に特許登録査定を公告したもので、その公

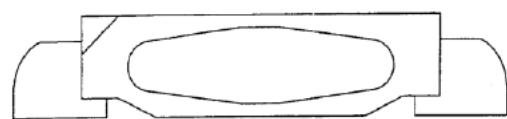
告番号は 384557 号、証書番号は第 127442 号（図 5-2 を参照）（特許権の存続期間は 2000 年 3 月 11 日から 2018 年 5 月 7 日まで。優先権日は 1997 年 5 月 10 日）である。原告は、被告の「1.8V DDR SCKT 5.2H 200pos STD TYPE」及び「1.8V DDR SCKT 5.2H 200pos RVS TYPE」の 2 製品が係争特許を侵害しているとして、200 万台湾元の損害賠償金額を請求した。第一審法院は、台湾台北地方法院民事判決 97 年度（2008 年）智字第 30 号にて、被告がかつて 2008 年 7 月 17 日の口頭弁論期日において「原告が被告の係争製品を購入し、しかも当該係争製品は係争特許の特許請求の範囲に含まれる」と自認していたことから、被告が生産・販売した製品は原告の特許を侵害していると認めた。その後被告は、旧特許法第 79 条（現特許法第 98 条）²²²を主張したが、法院は、原告はすでに 2006 年 9 月 28 日に権利侵害警告書を被告のクエイザー株式会社に発送し、その係争製品が係争特許を侵害している旨を告知済みで、被告クエイザー株式会社が翌日にその警告書を受領した。これについて、原告はその警告書と郵便配達証明書を持っており、ゆえに、被告は少なくとも 2006 年 9 月 29 日以降は係争特許の存在を知っていたと認定するに足りる、と判断した。損害賠償金額の算定について、原告は、被告が係争製品を安価にダンピング販売したことで、原告もまた値下げ販売せざるを得なかった（差額説）として 200 万台湾元の賠償金の請求を主張したが、法院は製品の値下げ販売は、製品の市場の供給と需要、その他同業との競争、市場景気、流行の動向、販促手法等の原因により引き起こされた可能性もあり、全てを被告が係争製品を製造販売したことによりもたらされたとする必要はなく、且つ、原告もその因果関係を証明することができないとして、民事訴訟法第 222 条第 2 項の規定に基づき、権利侵害者が権利侵害行為により取得した利益（販売総額説）を損害賠償金

²²²旧台湾特許法第 79 条：「特許権者は、特許に係る物品又はその包装に特許証書の番号を表示しなければならず、並びに、実施権者又は強制実施権者にも当該番号の表示を要求することができる。表示しなかった場合、損害賠償を請求することができない。ただし、特許権侵害者が、当該物品が特許を受けたものであることを明らかに知っていた場合、又はそれを知り得ることを証明するに足りる事実がある場合は、この限りでない。」

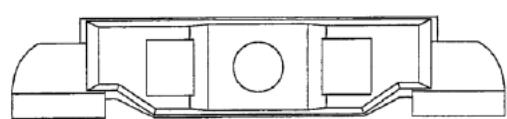
額の賠償金とするとした。(即ち単価 1.5 米ドルで係争製品(即ち型番「1.8V DDR SCKT 5.2H 200pos RVS TYPE」) 200 個を訴外人の京華社に販売し、9,954 台湾元の所得を得た。)

原告は原判決を不服として控訴を提起したが、第二審法院は知的財産法院民事判決 99 年度（2010 年）民専上字第 21 号にて、原告が新しく主張した「クエイザー株式会社が仁宝グループへの係争製品の販売によって得た 482,884,452 台湾元の利益額に基づく損害賠償金額の算定方式」に反対しただけでなく²²³、さらに、賠償請求金額はそのコストを差し引かなければならないという被告の主張を採用し、クエイザー株式会社が京華社に販売した販売額 9,954 台湾元に同業の利潤基準の 10% の純利益率を乗じて、鴻海株式会社の損害は 995 台湾元のみと計算した。また、注意すべきは、2011 年 12 月 21 日の特許法改正(2013 年 1 月 1 日施行)前の旧特許法第 85 条の規定では、損害賠償金額は侵害者が侵害行為により得た利益で計算するが、侵害者がそのコスト又は必要な経費を立証できない時は、当該物品の販売によって得た全ての収入をその所得利益とする、とされていたが、現行特許法第 97 条では旧法ただし書きの規定は削除された。その理由は、係争特許製品が市場を独占したと認定すべきではなく、且つ、権利侵害者が権利侵害商品を販売した努力を全て特許権者が得るべき金額とはことはできないことがある。よって、現行法で言えば、被告はもはやコスト又は必要な経費について立証する必要はない。

²²³裁判所は、これは日本企業のクエイザー株式会社（Quasar System Inc.）が中国で製造、販売した行為で、同社は台湾で製造して仁宝会社に販売した行為がなかったため、係争特許権の排他的効力が及ぶ範囲ではなく、鴻海会社はこれに基づきクエイザー株式会社の中国での行為が係争特許権を侵害したこと主張することができないと判断した。



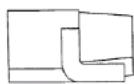
第1図



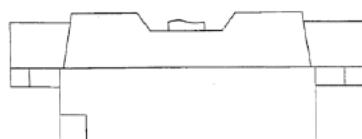
第2図



第3図



第4図



第5図

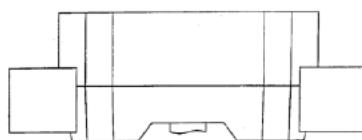
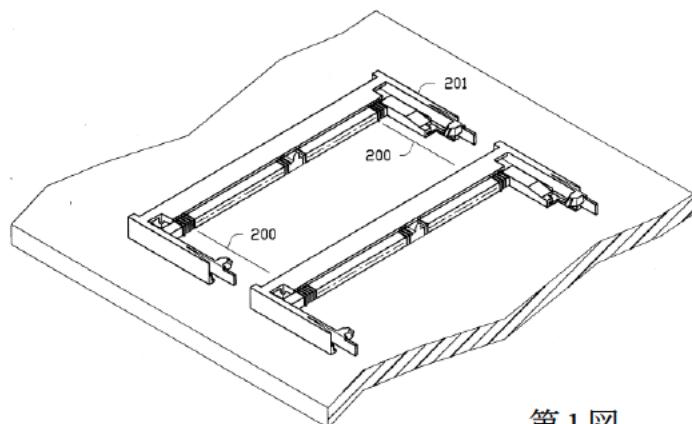
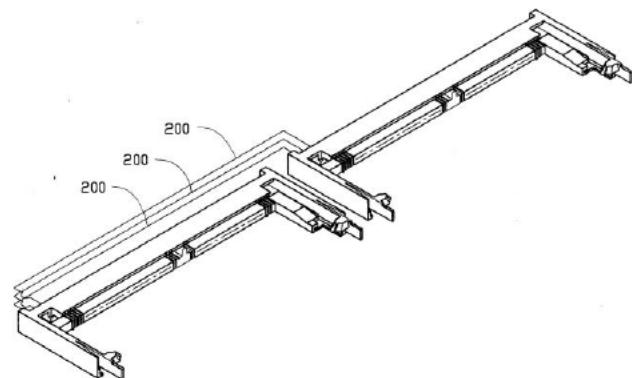


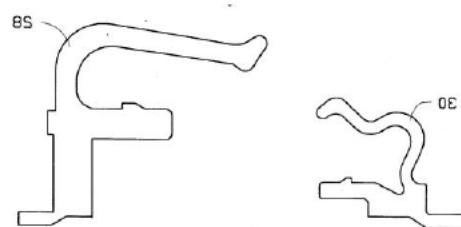
図 5-1 意匠図面



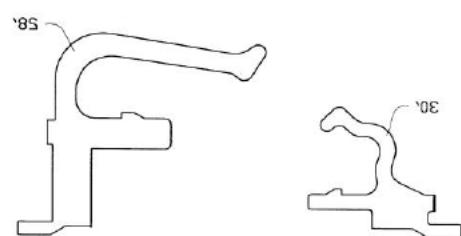
第1図



第2図

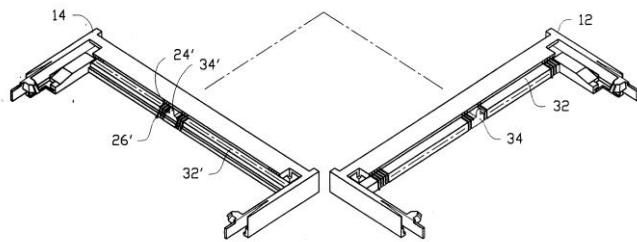


(B) 圖三種



(C) 圖三種

第3図

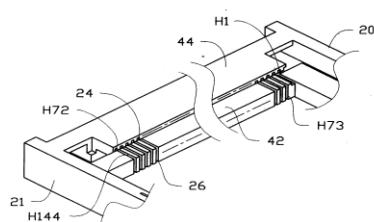


384557
4

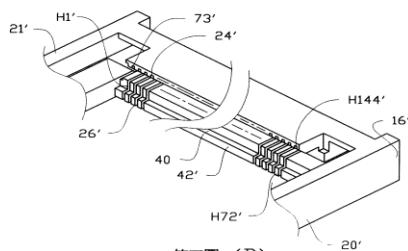
第四圖

第4図

384557

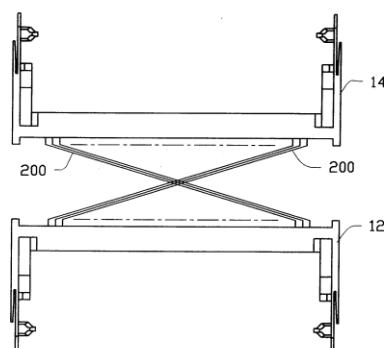


第五圖 (A)



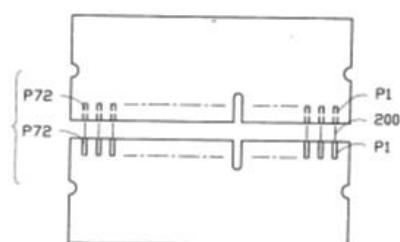
第五圖 (B)

第5図

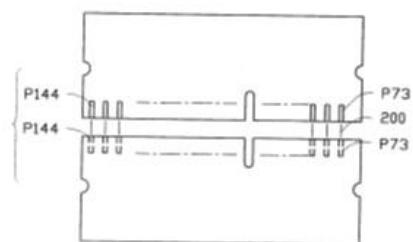


第七圖

第 7 図



第八圖



第九圖

第 8、9 図

図 5-2 特許図面

第二節 日本出願人の期待

日本企業が台湾で特許出願することは、両岸知的財産権協力保護協定により間接的に中国市場における特許ポートフォリオ戦略展開という目的を達成したい、又は、

将来的に台湾を特許訴訟の法廷地に選択することを通して、特許権保護の目的を達成したいという希望があるためで、台湾の特許制度の設計も自ずと日本企業が決定を下す際の考慮要素となる。特許ポートフォリオの中継基地としての台湾が、さらに完備された特許制度環境を構築することができれば、台湾で特許出願する日本出願人はさらに飛躍的に増え、台湾経済の発展にも有利となると考えられる。このため、本章では以下に、先ず台湾の特許制度の現状を説明し、さらに台湾の特許制度が直面している問題を挙げ、最後に関連する紛争問題の解決の道について説明していく。

第一項 台湾の特許制度の現状

台湾の現在の特許制度は、公法、私法の二元体系を探っており、即ち、行政法院、民事法院が特許事件に対しいずれも審判権を有するが、両者の担当分野は異なる。前者は主に、特許権付与の決定の正確性に関する紛争事件を取扱うもので、双方の当事者は通常、特許主務官庁（経済部知的財産局）及び権利者又は無効審判請求人である。一方後者では、通常特許の権利侵害事件を取扱うもので、双方の当事者は通常、権利者と権利侵害被疑者である。二元制を採用しているものの、両者の体系は完全に1つを2つに分けるものではなく、同じ特許出願案件から生じる争いであるため、ある程度公法と私法の間には交互に影響力が存在すると言える。

一、 公法体系

現在台湾の専利出願は、特許、実用新案、意匠の3種類に分けることができる。3つの異なるタイプの専利出願はそれぞれ異なる出願、審査、及び救済ルートが適用される²²⁴（下図5-3、5-4、5-5を参照）。どのタイプの専利であれ、専利権の付与、行政

²²⁴経済部知的財産局、特許出願審査及び行政救済の手続きフロー図、実用新案登録出願審査及び行政

救済の面については、三者の全体フローはいずれも一致している。権利者が先ず専利主務官庁に専利出願を提出し、当該出願が手続要件（例えば、出願書類が欠如しているか否か、法定手続の要件を満たしているか否か）、実体要件（即ち、専利性²²⁵：産業利用性、新規性、進歩性）を満たしているか否かを主務官庁が審査した後、専利権を付与するか否かを決定する。

注意すべきは、実用新案について、台湾主務官庁は形式審査のみを行い、実体審査は行わないことであり、その目的は審査時間を短縮して権利者が早く実用新案権を取得できるようにするためであり、主に、長引く審査時間が製品のライフサイクルが比較的短い技術に不利になるとの考えである。しかしながら、実体審査をしないため、実用新案の権利内容には相当の不安定性と不確定性が存在することとなる。実用新案権者がこの不確定な権利を利用してこれを不当に行使した場合、権利の濫用という事態が生じる可能性があり、第三者による技術利用及び研究開発に相当大きな危害がもたらされることとなる。このため、専利法の設計では、実用新案の「技術評価書制度」が併せて導入されている。何人も主務官庁に実用新案技術評価書を請求することがで

救済の手続フロー図、意匠登録出願審査及び行政救済の手続フロー図、ウェブサイト：

<https://www.tipo.gov.tw/lp.asp?CtNode=6659&CtUnit=3198&BaseDSD=7&mp=1>（最終アクセス日：2015年12月1日）。

²²⁵台湾特許法第22条（特許要件に関する規定）：

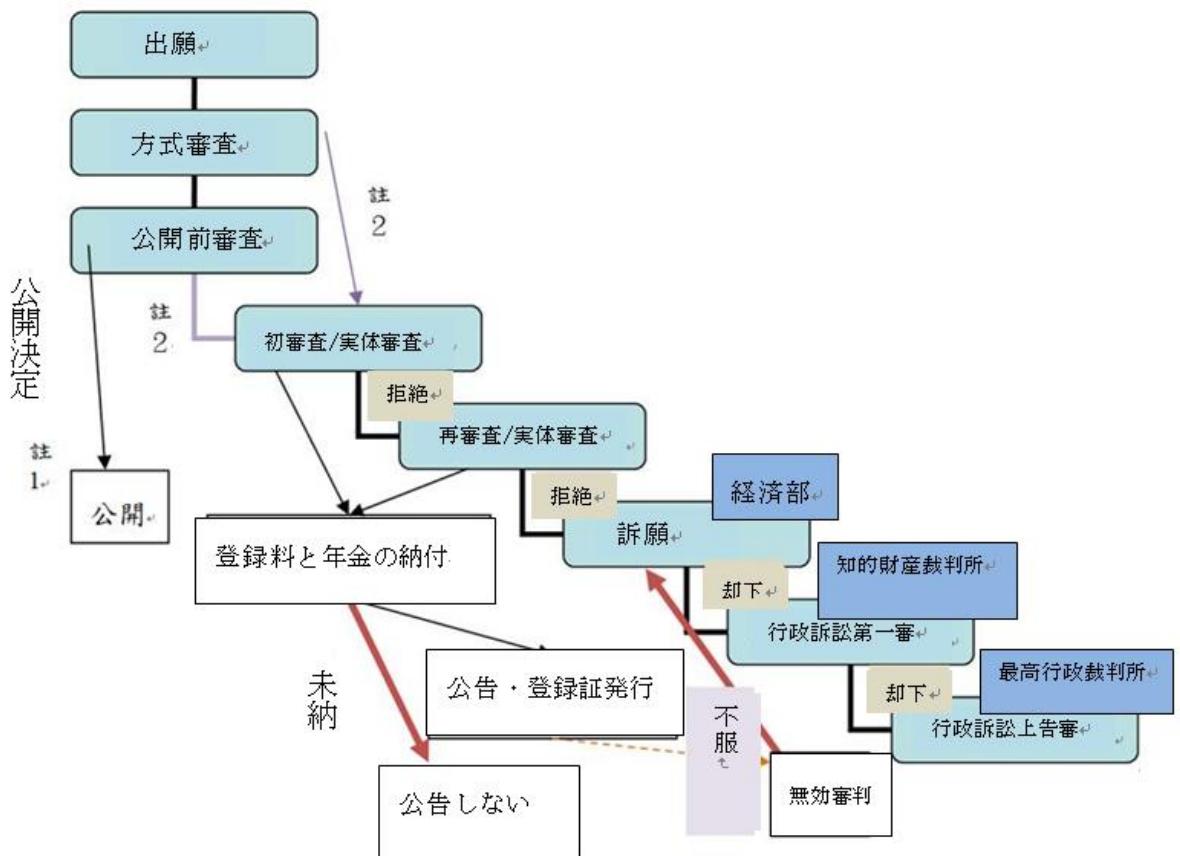
「第1項 産業上利用することのできる発明は、次の各号のいずれかに該当しなければ、本法により出願し、特許を受けることができる。

1. 出願前に既に刊行物に記載されたもの。
2. 出願前に既に公然実施されたもの。
3. 出願前に既に公然知られたもの。

第2項 発明が前項各号の事情に該当しなくとも、それが属する技術の分野における通常知識を有する者が出願前の従来技術に基づいて容易に完成できる場合は、特許を受けることができない。」。同法第120条実用新案においては、第22条を準用する。

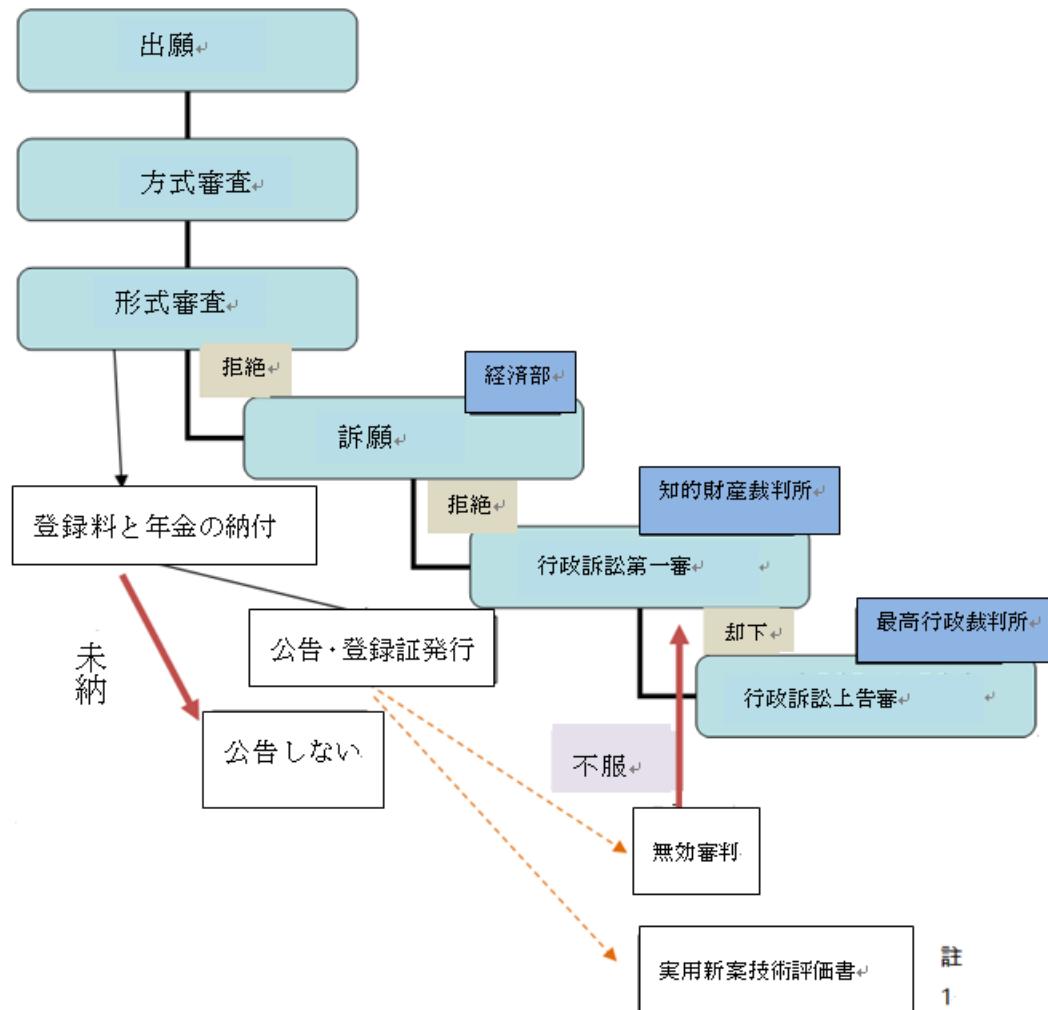
きるというもので、当該実用新案が実体要件を満たしているか否かの疑義を明らかにすることができます。しかし、当該実用新案技術評価書の性質は、主務官庁が拘束力のない評価をするものに属し、行政処分でもないため、権利行使又は技術利用の参考にすぎない。

出願が主務官庁により特許/登録査定された後、権利者が証書料と年金を納付すれば、主務官庁はこれを公告し、証書を発行する。反対に、出願が主務官庁により拒絶査定され、権利者がその拒絶査定の決定を不服とした場合、又は、何人も主務官庁の係争出願に対する専利権付与の決定を不服として無効審判を請求した場合、その救済手続はいずれも先ずは主務官庁に訴願を提起し、それでも不服である場合には、さらに行行政訴訟手続に入る。加えて言えば、三種類の専利権はやはり本質的には違いがあるため、付与された専利権の排他性の強度もまた異なり、出願手続の上においてもやはり複雑なものから簡易なものまで差がある。



- 特許出願は、審査を経て方式的要件につき不備がなく、且つ、公開すべきではない事情がないと認められた場合、出願日（優先権が主張された場合は、最初の優先日の翌日）から 18 カ月後に公開されなければならない。
- 特許出願について、何人も出願から 3 年以内に実体審査を請求することができ、審査請求後、実体審査の段階に入る。

図 5-3 特許出願審査及び行政救済フロー図



1、実用新案公告後、何人も実用新案技術評価書を請求することができる。

図 5-4 実用新案登録出願審査及び行政救済フロー図

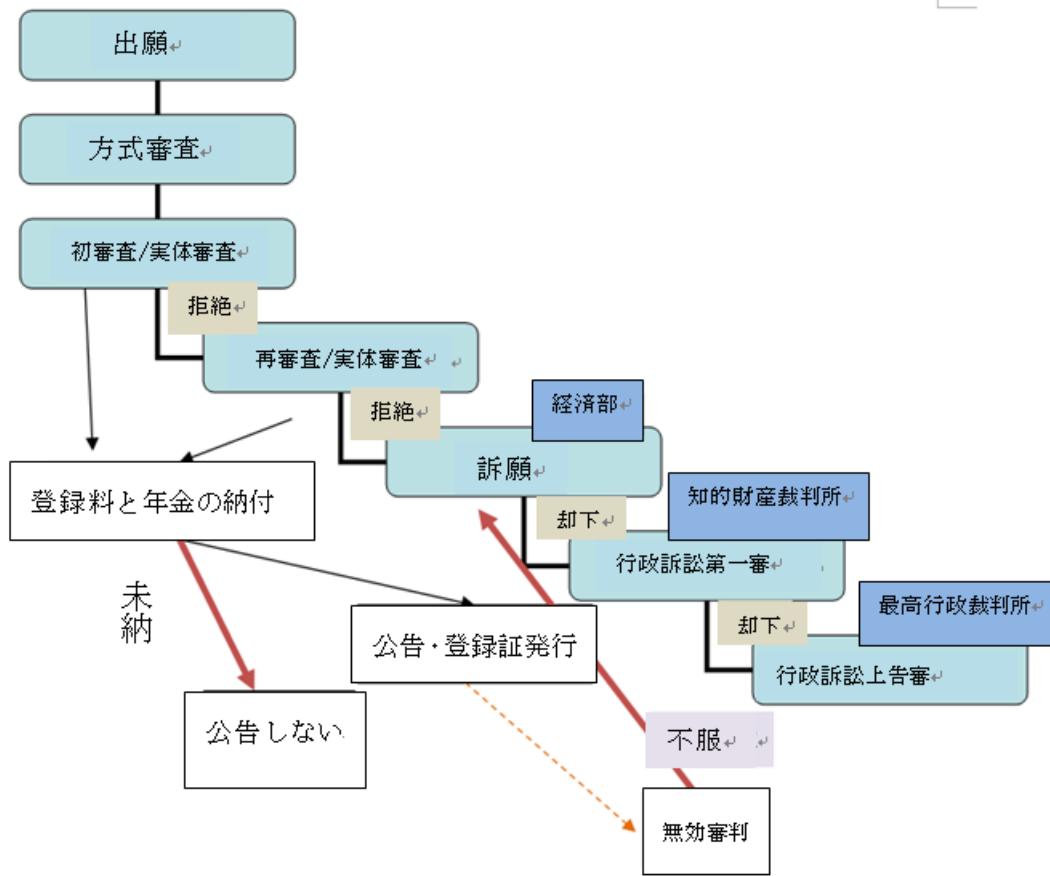


図 5-5 意匠登録出願審査及び行政救済フロー図

専利権の付与が、行政機関がなした行政行為（即ち、行政処分）であると認定される以上、専利案件が行政手続法の適用対象から除外される前に、専利法の規定を満たさなければならないだけでなく、台湾の行政手続法の要求も満たす必要がある。専利法と行政手続法の適用の優先順位について、ある学者は²²⁶、行政手続法第3条でいう「法律で別途規定がある場合を除き...」とはその他の法律に「別途本法より厳格な手続規定がある」ことを指し、簡単に言えば、専利権付与の行政処分において、専利法のある一部の規定が行政手続法よりさらに厳格であれば、専利法が優先して適用さ

²²⁶湯徳宗、「論行政手続法的適用（行政手続法の適用について）」、『行政手続法論』、元照、初版一刷、p146、2000年10月。

れ、反対であれば行政手続法が優先して適用される、と考えている。

二、 私法体系

知的財産法制の中に刑事法の規定があるが、専利法の範疇にこれはないため、専利分野においては単純に民事訴訟に係る私法体系を論じることができる。台湾の専利訴訟の私法体系において、通常処理されるのは専利権侵害事件である。知的財産権に関する民事事件の審理フローでは、台湾の司法院が一定の審理モデルを有しており²²⁷（下図 5-6、5-7 を参照）、以下の順序で審理が進められる²²⁸。

（一）訴状受理後、審査廷に送付

先ず、係争事件に対して手続き審査を行い、手続要件に不備がある場合、法院は補正を命じる裁定を下さなければならない。不備を補正しない場合、訴状を却下するが、補正した場合、第 1 回の書面による先行手続きに入る。

（二）第 1 回の書面先行（被告に答弁状の提出を命ずる）

この段階において、被告が先に訴訟手続上の抗弁を提出し、法院は手続き争点に

²²⁷ 台湾知的財産法院、知的財産民事訴訟事件の審理モデル、2011 年 1 月 27 日、ウェブサイト:
http://ipc.judicial.gov.tw/iipr_internet/index.php?option=com_content&task=section&id=26&Itemid=429（最終アクセス日:2015 年 11 月 17 日）。

²²⁸ 台湾知的財産法院、知的財産民事訴訟事件の審理モデル（専利権利侵害事件を例として）フロー図の説明、2011 年 1 月 27 日、ウェブサイト:

http://ipc.judicial.gov.tw/iipr_internet/index.php?option=com_content&task=section&id=26&Itemid=429&limits_start=1（最終アクセス日:2015 年 11 月 17 日）。

ついて双方に書状の交換を命じ又は準備手続きを行い、その後に法院が中間裁判を下す。もしこの時、原告の手続き要件に不備がなく又は既に補正を行った場合、被告から実体法上の抗弁が提出される。反対に、この手続きにおいて、法院は形式に不備があるとして原告の訴えを却下し又は管轄移送を下すことができる。

注意すべきは、被告が実体法上の抗弁を行う前後、準備手続で審理計画を定めることができるように、当事者双方は第1回口頭弁論期日前に、民事訴訟法第266条の規定により全ての事実上及び法律上の争点、理由及び証拠を提出するとともに、証拠調べの申立て又は当事者若しくは第三者に文書、物件の提出を命じる申立てを提出しなければならない。このほかに、当事者は、提出すべき文書が営業秘密に関わると認めた場合、知的財産案件審理法第11条及び第12条の規定により秘密保持命令を発するよう申し立てができる。また、必要に応じて、法院は技術審査官を指定することもできる。

(三) 第2回の書面先行（原告による争点整理状提出）

(四) 第3回の書面先行（被告による争点整理状提出）

(五) 手続審査終了、審判廷の割当を決定

(六) 準備手続

この段階において、主な目的は争点整理と審理計画の策定である。第1回口頭弁論で弁論を行おうとする争点、使用しようとする証拠方法をすべて法院へ提出するとともにその謄本を相手方に送達しなければならない。注意すべき事項は以下の通り。

1. 民事訴訟法第 268 条の 1 により争点（例えば特許請求の範囲の解釈、権利の有効性、権利侵害の有無又は損害賠償額の算定をめぐる争いなど）を整理し、且つ、協議の上争点を簡素化する。
2. 簡素化した争点に対し、証拠調べの方法及び順序（例えば、鑑定・検証・訴訟記録の取寄せ・調査嘱託の必要の有無）を確立し、審理期日を定める。
3. 当事者又は第三者に一定期間内に文書又は物件を提出するよう命じる。
4. 当事者が特許に取り消すべき理由（権利の有効性をめぐる争い）があると主張又は抗弁する場合、必要時に、裁定を以って知的財産の主務官庁に訴訟に参加するよう命じることができる。
5. 特許の有効性と権利侵害の有無に関する審理の順序は具体的な個別案件により定める。
6. 裁判官は、審理計画の期限に従い主張、答弁、証拠が提出されない場合、当事者に対し、法により「失権効」が生じるという説諭をする。

(七) 口頭弁論

この段階において、専利の有効性の審理（専利請求の範囲の解釈を含む）に入る。法院は、専利が無効とされるべきものと認定した場合、終局判決を下すことができる。専利が有効とされるべきと認定した場合、係争事件の権利侵害有無の判断に入り、権利侵害の事実がないと認定した場合、法院は終局判決を下すことができる。権利侵害の事実があると認定した場合、法院は損害の賠償額の算定に関する審理段階に入り、最終的に終局判決を下す。本段階において、法院は本案判決に必要な心証を得る前に、必要に応じた第 2 回、第 3 回の口頭弁論を行うこともできる。

(八) 判決言渡し（本案訴訟終了）

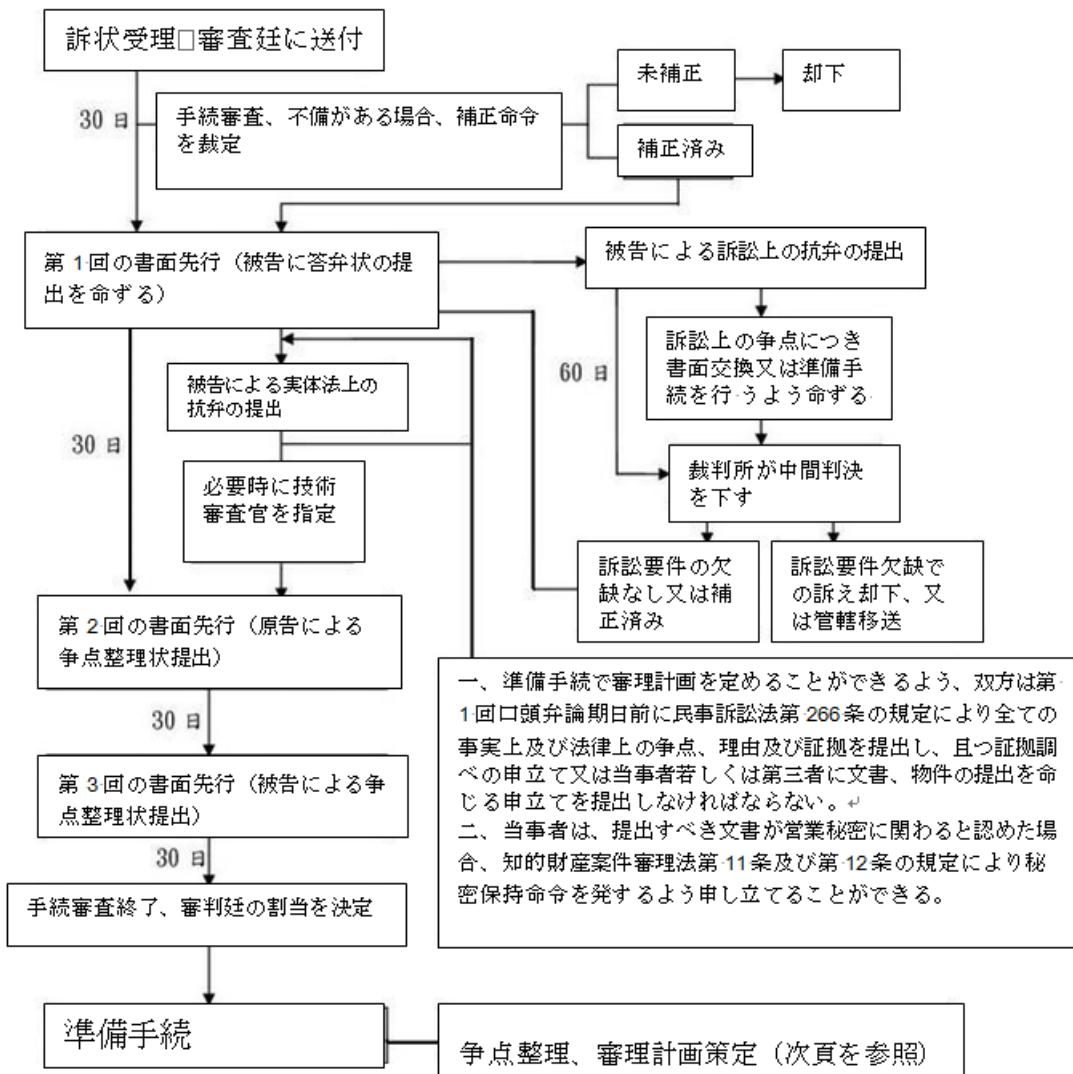


図 5-6 知的財産民事訴訟事件の審理モデル—専利権利侵害事件を例として(一)

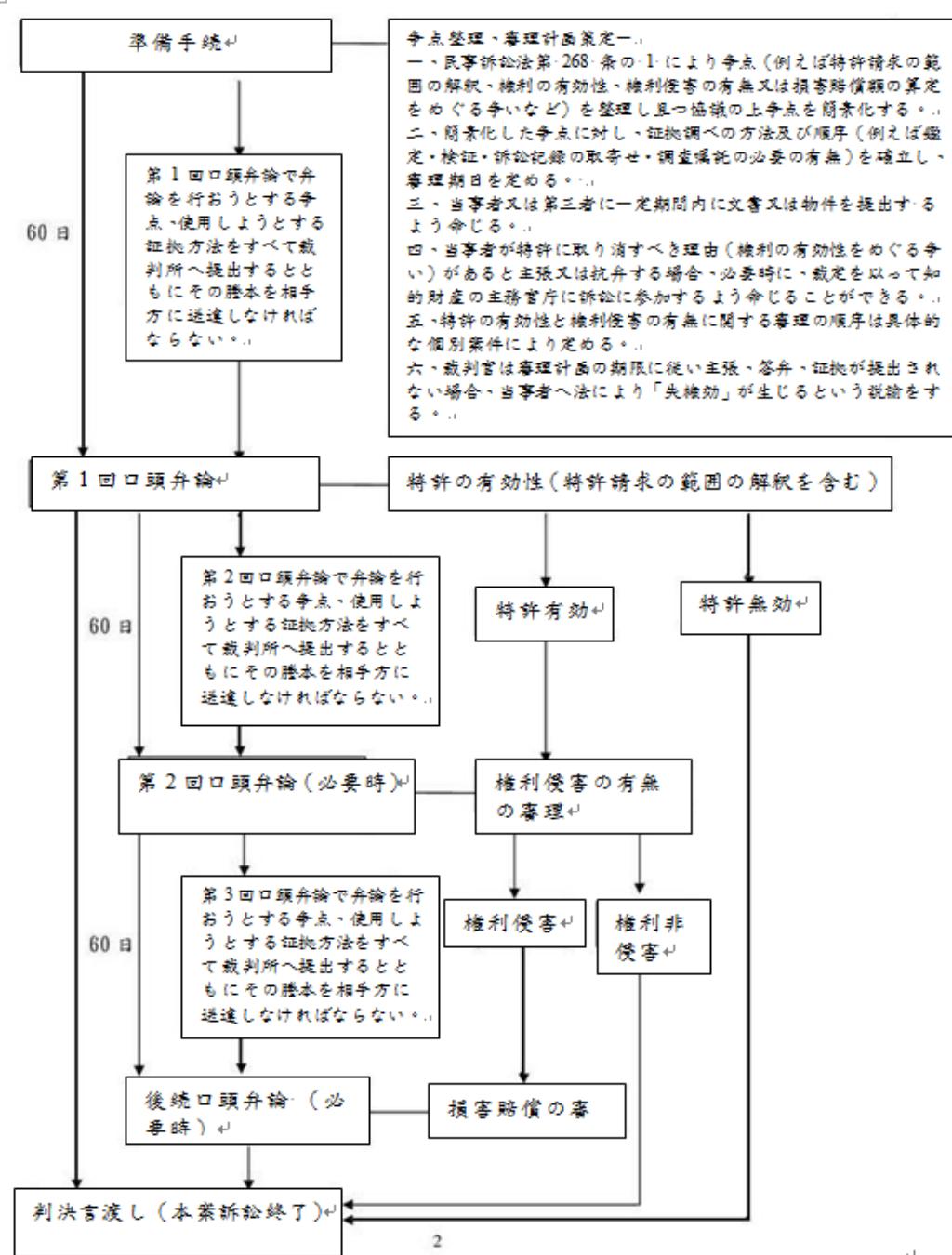


図 5-7 知的財産民事訴訟事件の審理モデル—専利権利侵害事件を例として(二)

二、 台湾知的財産裁判所の位置付け

(一) 台湾知的財産裁判所の管轄範囲

台湾は、2002年1月1日に世界貿易機関（WTO）の加盟国・地域となったことから、TRIPsに関する規範を遵守する必要があったため、知的財産に関する法律をさらに改正するとともに、2007年には「知的財産案件審理法（智慧財産案件審理法）」、「知的財産法院組織法（智慧財産法院組織法）」を可決し、この2つの法律は2008年7月1日より施行された。

従来、台湾は専利訴訟制度において絶対的な公・私法二元体系を採っており、民事法院、行政法院が専利権侵害、権利の有効性の判断をめぐる事件をそれぞれ審理し、双方の担当分野ははっきり分かれていた。よって、一旦同一の権利侵害事件が権利の有効性の問題に関わる場合には、訴訟事件の審理には往々にして時間がかかりすぎていた。また、台湾の司法は裁判官の人事異動制度を採用していることから、裁判官は十分な専門知識を蓄積して専利事件を審理することができなかった。上述した問題を解決し、国家経済の発展を促進し、国際趨勢に追いつく等の目的のため、台湾は2008年に台湾知的財産裁判所を設立した。台湾知的財産裁判所の管轄する事件の範囲は、台湾知的財産法院組織法第3条の規定に照らし、知的財産権法に関して生じた民事訴訟事件、刑事訴訟事件、行政訴訟事件、及びその他指定された管轄事件が含まれ、換言すれば、台湾知的財産裁判所は「三審合一」審理モデルを採って知的財産事件を一括して審理している（表5-10を参照）。

表 5- 10 知的財産法院の扱う事件一覧表

最高法院	最高行政法院	
知的財産法院		
民事訴訟	刑事訴訟	行政訴訟
第二審 知的財産権法に関して生じた民事訴訟事件	第二審 各地方法院が刑法、商標法、著作権法又は公平交易法の知的財産権益保護に関する刑事訴訟事件に対して下した判断を不服として控訴した案件を受理	第一審 知的財産権法に関して生じた第一審の行政訴訟事件及び強制執行事件
第一審 知的財産権法に関して生じた民事訴訟事件	各地方法院 第一審 各地方法院の刑事法廷が刑法、商標法、著作権法又は公平交易法の知的財産権益保護に関する刑事訴訟事件を審理	訴願 経済部訴願審議委員会による知的財産権関連の行政処分に対する訴願請求の審議 経済部智慧財産局による知的財産権関連の行政処分

資料出所：知的財産法院のサイトを参考に自作。

(二) 台湾知的財産裁判所における公法と私法の調和

台湾は専利訴訟事件において、公・私法二元体系の裁判制度に分けられることから、それぞれ民事法院と行政法院の管轄となる。台湾知的財産裁判所の設立後、事件の審理の速度を加速するため、公法体系と私法体系両者をここで融合させることとなった。即ち、たとえ法院による私法体系に属する専利権侵害事件の審理においても、係争事件が同時に専利権の有効性の問題にも関わる可能性があり、これは行政体系における認定事項（例えば、当事者が民事訴訟手続の進行中において、専利権無効の抗弁を提出した場合）に属する問題である。

この問題について、一般的な裁判手続で処理する場合、民事訴訟事件の審理の途中に、権利の有効性に関わる判断問題に当たる時、台湾行政訴訟法第12条²²⁹の規定によると、普通の民事法院は訴訟手続の中止を裁定すべきであり、行政訴訟の判決結果が確定するのを待ってから、訴訟審理を再開する。ただし、この規定に従う場合、民事訴訟の審理期間が長引くこととなり、即ち権利者は民事法院の「三級三審」の訴訟手続を経た後、また行政法院の「二級二審」の手続きを経る必要があり、さらにいつでも提起される可能性のある再審の訴えにも直面する必要があるため²³⁰、最終的に権利者に有利な認定が出されても、その権利に対して有効な保護を与えることはできなかった。

229台湾行政訴訟法第12条：

「第1項 民事又は刑事訴訟の裁判が、行政処分が無効又は違法か否かによる場合、行政争訴の手続により確定しなければならない。

第2項 前項行政争訴の手続が既に開始した場合、その手続の確定する前に、民事又は刑事裁判所はその審判手続を停止しなければならない。」

230熊誦梅、「當公法遇上私法—從智慧財產案件審理法草案第十六条談起」、『月旦法学雑誌』139期、p23、2006年12月。

これに基づき、立法者は法律制定当時、知的財産案件審理法第16条²³¹の規定を定め、これにより民事裁判もまた係争事件における専利の有効性に直接認定できるようになり、即ち、民事法院も専利権に取消し又は廃止すべき理由の有無について判断する権利を有することとなり、訴訟手続を中止する裁定をして、行政法院の認定結果を待つ必要はなくなった。しかし、注意すべきは、民事法院は、裁判において専利に取消し又は廃止すべき理由があると認定した場合、第16条第2項の規定により、直接専利権の無効を宣告することはできない。即ち、当該判断は民事裁判においてのみ効力を生じ、真正な権利の有効性の判断については、依然として行政法院による最終的な認定に委ねる必要がある。

第二項 台湾の現行専利制度が直面する課題

台湾の専利の救済制度は公・私法二元体系を採っており、同時に裁判官の専門能力の育成のため、台湾知的財産裁判所を設け、「三審合一」の専利事件の集中審理モデルを採用している。この制度の下、法院は専利訴訟事件を審理する時に、直面する手続、組織、実体上の問題について、以下にそれぞれ説明していく。

一、 手続問題

231台湾知的財産案件審理法第16条：

「第1項 当事者が、知的財産権に取消し、廃止すべき理由があると主張又は抗弁する場合、法院はその主張又は抗弁の理由の有無につき自ら判断しなければならず、民事訴訟法、行政訴訟法、商標法、特許法、植物品種及び種苗法、又はその他の法律における訴訟手続の停止に関する規定を適用しない。」

「第2項 前項の状況につき、法院が取消し、廃止すべき理由があると認めたとき、知的財産権者は、当該民事訴訟において、相手方に権利を主張することができない。」

いわゆる専属管轄とは、公益的要求又は証拠調べの利便性に基づき、法律で、ある特定のタイプの訴訟事件は、特定の法院が専属管轄すると規定していることを指す。即ち、原告はその他の法院に訴訟を提起することはできず、双方の当事者もまた合意によって専属管轄の効力を排除することができないことを先に説明しておく。

先ず、上述したとおり、台湾知的財産裁判所組織法第3条で台湾知的財産裁判所の管轄する事件が規定されているが、その条文内容及び立法理由を見ても、いずれも「専属管轄」の文字は見当たらない。換言すれば、台湾知的財産裁判所が知的財産事件の専属管轄を有しているか否かは、法律には明文化されていないのである。このため、当事者は知的財産事件をめぐる争いについて、合意によって管轄法院を選択することができ、地方法院は当事者からの訴えがあった場合、依然として審理する義務がある。

しかしながら、法律では台湾知的財産裁判所の管轄権の設計は専属管轄であるとはされておらず、立法者は恐らく大量の知的財産事件が台湾知的財産裁判所に流れ込み、司法資源が負荷に耐えられず裁判官の審理の品質に影響することを避ける狙いもあったのかもしれない。ただし、反対から見れば、このような設計は台湾知的財産裁判所設立当時の目的、即ち、裁判官の専門知識の蓄積、司法資源の有効利用による知的財産権紛争の一括解決とは反しており、裁判官が事件数の負担に耐えきれないことを懸念するだけである場合、そもそも台湾知的財産裁判所を設立する実益があるか否かについて討論すべきであると思われる。このほかに、当事者は提訴する法院の選択についてもどのようにすればよいか分からず、このような制度設計は当事者の救済手続についてより有利となるか否か、当事者が台湾知的財産裁判所を選択して提訴すれば、審理がより迅速に行われ、裁判官の審理の質が向上するか、等については疑いの余地が残る。

二、 組織問題

台湾知的財産裁判所の設立目的の一つは、即ち裁判官の事件審理の専門能力を蓄積するためである。これに基づき台湾知的財産裁判所では、裁判官の人事異動制度を導入しないよう設計されている。裁判官の人事異動制度の目的は、裁判官の視野を広げることにより裁判官の心証の新陳代謝を促進することにある。裁判官が台湾知的財産裁判所に常駐する設計は、審理の専門性を備える裁判官人材の育成に役立ち、司法資源を有効運用できるかもしれないが、このやり方が直接関わる問題は、当事者の審級利益に影響を及ぼすことである。簡単に言えば、台湾知的財産裁判所の内部は第一審、第二審がに分かれているものの、複数の裁判官が民事訴訟、行政訴訟において同時に審理を取扱う事件が存在する可能性があり、さらに裁判官が同一オフィスで仕事をすることに対し、裁判官同士で相互の心証に影響する状況が生じることは否めず、裁判官の独立に影響があるのではないかという見解も生じうる。

司法体系における審級制度の機能は、主に下級審の裁判が上級審の裁判官のレビューを受ける機会を有し、裁判の誤り又は不適切さを適時に是正できることにある²³²。ある学者は、台湾知的財産裁判所の上下審級の裁判官、技術審査官が長期的に同じオフィスで、通常相互に討論することは、類似した法的・技術的見解を形成する傾向に繋がることは免れず、制度・組織上の外部監督メカニズムがない現状では、第二審の審級の救済機能を十分に発揮させることは難しいと認識している²³³。このことから、第一審の裁判官が権利者敗訴の判決をした時、たとえ権利者が控訴しても控訴審で裁

²³²沈冠伶、「智慧財産民事訴訟當事人之程序利益保護（知的財産民事訴訟事件における当事者の手続上の利益の保護）」、『知的財産訴訟制度関連論文彙編第1輯』、司法院行政訴訟と懲戒庁、p156-157、2010年11月。

²³³前記注、p159、2010年11月。

判結果が翻る可能性は非常に低く、故に台湾知的財産裁判所が裁判官の人事異動制度を採っていないことは、権利者が台湾で専利訴訟を進める際に、勝訴率が低い原因の一つになっていると、解釈することも可能であると言える。

このほかに、台湾は北部にのみ知的財産裁判所が設立されていることから、その他の地区の住民は、訴訟時には北部まで審理に赴く必要があり、手続き上不便を伴う。

三、 実体問題

台湾知的財産裁判所の設立後に、直面する最も重要な実体問題とは、即ち公法、私法が台湾知的財産裁判所において衝突する現象の出現である。前述したとおり、法制上では、知的財産案件審理法第16条が定められ対応しているが、真正に問題解決できるか否かについては今なお疑問が残る。

普通法院が権利の有効性を審理する能力があるか否かの問題は、言い換えれば、即ち普通法院が行政機関による権利者への専利権付与、つまりこの「行政処分」の適法性を審理する能力があるか否かの問題である。一般的には、行政処分が備えるいわゆる「構成要件の効力」とは、行政処分はその他の行政機関又は行政法院を除いた法院²³⁴いずれに対しても拘束力を有することを指す。換言すれば、権力分立の原則に基づき、民事・刑事法院が、行政処分の有効性判断に関わる事件を取扱う時、行政処分

²³⁴台湾行政訴訟法第2条において、「公法上の紛争は、法律で別途規定がある場合を除き、本法により行政争訟を提起することができる。」と規定している。また、行政処分は行政機関が公権力の行使に基づき人民に対して法効果が生じる一方的な行政行為であるため、行政法院が行政処分に関する紛争を審理・斟酌できるのは当然のことであり、構成要件の効力は生じない。

の有効性判断についての問題に直面した場合、通常尊重する選択しかないのである。

しかしながら、専利事件の特殊な性質に基づき、現在の台湾では知的財産案件審理法第 16 条で、初歩的な回答が得られ、即ち民事法院は権利の有効性について、つまりこの行政処分の適法性を判断することができるとしている。知的財産案件審理法第 16 条の立法理由では、「……知的財産権は私権に属するため、その権利の有効性の争点は、自ずと私権に関する争いであり、民事法院が民事訴訟手続において判断を下すことは理論上不適切ではない。特に台湾知的財産裁判所の民事裁判官は、すでに知的財産権の有効性を判断する専門能力を備えている。それゆえ、終結訴訟で認定が必須とされる権利の有効性の争点については、自ずと別途行政訴訟の結果を待つ必要はない。」とされている。このことから、民事法院の裁判官は、専利権侵害事件の審理と同時に権利の有効性の判断もしなければならない場合、自ら判断することができる。しかし、第 16 条第 2 項によると、この判断の効力は当該民事事件の当事者を拘束するのみで、対世効はない。また、このような条文構成の結果、最も直接的な問題は、その後の行政訴訟の判決において民事法院と全く正反対の判断が下された場合、権利者はこの判決結果をもって、民事法院へ再度訴えを提起することができるのかという問題である。もしできるのであれば、台湾知的財産裁判所が審理し直した後に、第一審の審理結果と全く正反対の判断を下した場合には、どのように処理するのか。これらの問題については、第 16 条の立法理由ではいずれも言及されておらず、条文構成上も、これらの議論を解決することはできず、裁判で一旦異なる判断が出れば、人民の法的安定性に対する疑惑が生じることとなり、影響は大きくないとは言えない。また、知的財産案件審理法第 17 条²³⁵の規定に、台湾知的財産裁判所が権利の有効性を

²³⁵台湾知的財産法院案件審理法第 17 条：

「第 1 項 法院は、当事者の前条第 1 項による主張又は抗弁を判断するため、必要なときには、知的財産主務官庁に対し、訴訟参加を命ずる裁定を下すことができる。」

判断する際に、台湾知的財産局に訴訟参加を命じることができるとされている。本条の規範の目的に関しては、実務上²³⁶、「……知的財産権に取消し、又は廃止すべき理由があるか否かの争点は、知的財産主務官庁の職権に関するもので、法院がさらに十分な訴訟資料を取得し、正確な判断を下すことができるよう、並びにできるだけ主務官庁の判断と差が生じることを避けるため、主務官庁に手続参加、並びに意見表明の機会を付与する必要があり、技術審査官が訴訟手続に参加するからといって、おろそかにできるものではない……」という見解がある。このような見解では、法院が有効性の判断をする際にも、台湾知的財産局の訴訟参加も必要であることが明らかに分かる。

これ以外に、台湾知的財産裁判所には技術審査官が配置され²³⁷、裁判官が事件を審理する際の重要な内部諮問人員とされており、裁判官による権利の有効性の判断について、技術審査官の意見は非常に重要な参考資料となっている。しかし、今の問題は、現在台湾知的財産裁判所に技術審査官は合計 13 名が配置されているだけで、台湾知的財産局に配置されている審査官の数に比べると、明らかに人員不足であり、これにより権利の有効性の判断の的確さや、裁判の品質についての問題が生じる可能性があることにある。

第 2 項 知的財産主務官庁が前項の規定により訴訟に参加するとき、前条第 1 項の主張又は抗弁についての理由の有無に限り、民事訴訟法第 61 条の規定を適用する。

第 3 項 民事訴訟法第 63 条第 1 項前段、第 64 条の規定は、知的財産主務官庁が訴訟に参加するとき、これを適用しない。

第 4 項 知的財産主務官庁の訴訟参加後、当事者が前条第 1 項の主張又は抗弁について争わないとき、法院は参加を命じる裁定を取り消すことができる。」

236台湾 98 年（2009 年）台上字 2373 号民事判決。

237台湾知的財産法院組織法第 15 条第 4 項：「技術審査官は法官の命令を受け、審理する案件の技術判断、技術資料の収集・分析及び技術に関わる意見を提供し、法により訴訟手続きに参与する。」

第三項 関連する紛争問題の解決の道

一、手続問題について

台湾知的財産裁判所の位置付けの問題に関し、司法院は、台湾知的財産裁判所は知的財産紛争事件の民事訴訟と行政訴訟について、「優先管轄」を有し、「専属管轄」を有していない、との見解を示している²³⁸。この解釈の理由は、実は異なる管轄法院が同一事実又は同一事件に異なる認定をした時、生じる可能性のある判決無効の状態を回避するためである²³⁹。換言すれば、台湾知的財産裁判所は民事訴訟について専属

238 2006年5月22日の立法院(国会)法制委員会による第1回「知的財産法院組織法草案」の審議時、李永萍・立法委員(議員)が問いかけた知的財産法院が知的財産訴訟につき専属管轄を有するか否かという質問に対して、范光群・司法院秘書長は民事訴訟と行政訴訟につき優先管轄を有し、専属管轄を有せず、一方、刑事はその専属管轄に属すると説明した。「優先管轄」と「専属管轄」の区別については、黃文鬱・司法院副秘書長の説明によると、「優先管轄」とは、知的財産権案件は原則上知的財産法院によって審理しなければならないが、普通の法院が認定を間違って審理に至った場合、その判決も効力を有することを指す。立法院公報第95巻第33期、立法院第6期第3会期法制委員会第15回全体委員会議議事録を参照のこと。

239 2007年1月9日の立法院第6期第4会期第15回会議において、范光群・司法院秘書長の書面による補充説明からさらに明らかとなった。范秘書長は、「知的財産民事事件は知的財産裁判所が優先管轄し」、その理由は「民事訴訟事件における当事者の請求は多様な法律関係に関わるのが常であるため、知的財産事件に属するか否かは明確ではない」からである。そのため、「優先管轄」をとるメリットは、「当事者が普通の法院に民事訴訟を提起し、且つ、当該法院の審理を経た場合、この裁判は法院の管轄権が欠如しているため無効になるということでなく、しかも当事者が第一審の普通の法院の判決を不服とする場合、依然として知的財産法院に控訴することもできる。当事者が普通の法院に民事訴訟を提起したとしても、同法院は当事者双方の合意に基づきその訴えを知的財産法院の管轄に移送する裁定を下すことができる。」ことにある。立法院公報第96巻第10期、立法院第6期第4会期法制委員会第15回全体委員会議議事録を参照のこと。

管轄ではなく優先管轄であることから、人民が一般民事法院へ専利権侵害訴訟を提起した場合、台灣知的財産裁判所に提起しなかったからといって、専属管轄の規定に違反し裁判無効となるわけではない。

台灣知的財産裁判所の管轄権を優先管轄とするという位置付けは、台灣知的財産裁判所の設立当時の目的に違反しているように見える。このため、台灣知的財産裁判所の設立が既定の政策である以上、当然ながら知的財産事件については知的財産裁判所の管轄に専属させるべきであり、専属管轄によって生じる可能性のある問題については、ほかの専属管轄の状況においても生じるもので、回避できるものではなく、立法政策上逃れることはできず、将来的に法律で明白に規範しなければ、無意味な論争がもたらされることとなる、と考える学者もいる²⁴⁰。司法院が懸念する問題が、事件数が多すぎて、台灣知的財産裁判所が負担しきれないことにある場合、別途解決の道を探すべきであり、法院の管轄権により問題解決るべきではないとも考えられる。このようなやり方は、人民の訴訟権を侵犯する恐れがあるばかりか、ひいては人民の司法制度に対する不信感を生じることになる可能性がある。

二、組織問題について

司法資源の集中、事件審理の迅速化、及び法官の専門能力の蓄積という目標達成のため、台灣は台灣知的財産裁判所を創設し、知的財産事件を一括して解決させ、並びに裁判官の人事異動制度は採らない設計となっている。しかしながら、かえって人民に審級利益の喪失をもたらし、人民の訴訟権に影響を与えている。

240章忠信、「智慧財産法院の建立與未來（知的財産法院の設置と今後の展望）」、『全国律師』月刊雑誌社4期、p8、2007年。

裁判官の人事異動制度を採らない問題について、ある学者は²⁴¹、裁判官の人事異動制度は台灣知的財産裁判所の専門性を危ぶませるものではなく、さらには知的財産事件の審理の孤立化を避けることができ、人事異動制度は専門法院の運用が一般訴訟手続と法理の適用に違反しないようにさせるものである。また、国際立法例において²⁴²、EUは現在、欧州統一特許裁判所（Unified Patent Court）の設立を検討しており、その議論において、専門法院の運用は一般法院の制度から外れ乖離してはならず、さもなければ専門法院の視野は狭窄し（tunnel vision）、特許法は孤立化（“isolation”patent law）してしまう、と特に強調している。このため、欧州統一特許裁判所の制度設計は、それと他の法院の法官が相互に人事異動させるものとなっている。また、実務界²⁴³も裁判官の人事異動制度を採るべきことに賛成しており、裁判官は知的財産訴訟に面する時、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法等の基本的な法律にも熟知していく初めて完全なる審理ができるもので、さもなければ、孤立・単独化して他の法分野と交流することができなくなり、それは専門ではなくむしろ一種の偏見である、と考えている。このため、現在の法官の人事異動なし制度の設計については、改善の余地があると思われる。

審級利益の問題に関する解決の道について、ある学者²⁴⁴は以下のように主張している。第一審と第二審とに分けて審理を行うようにすべきで、民事訴訟事件について

241李素華・張哲倫、「專利審查品質與專利訴訟的實證考察—臺灣智慧財產法院成立五年的數據回顧（特許審查の品質と特許訴訟の実証的考察—台湾知的財産法院成立後5年間のデータの回顧）」、『月旦裁判時報』24期、p109、2013年12月。

242 Esther van Zimmeren, Burgeoning Specialized IP Courts: Lessons from the US and Japan, Hokkaido University. (August 12, 2013)

243 98年（2009年）知的財産案件審理法規座談会第2回会議議事録、熊誦梅裁判官の発言部分、p19-20。

244 98年（2009年）知的財産案件審理法規座談会第2回会議議事録、謝銘洋教授の発言部分、p5。

は地方法院での審理に改めるべきであり、台北又は高雄の地方法院に集中するか、あるいは、北部、中部、南部の3つの地方の法院に専門法廷を設けるかに関わらず、台湾知的財産裁判所の訴訟事件数を減らし、裁判官の負担を軽減する助けとなることができ、当事者の懸念も軽減することができる。反対に、実務関係者²⁴⁵の間には異なる考えがある。その理由は、審級の利益は憲法による訴訟権の保障を受けており、重要なものであるが、司法院大法官会議（司法院における憲法解釈、法解釈の統一の権限を持つ機関）による多くの解釈によると、立法者がどのように審級制度を設計するかは、事件タイプと性質に基づき、自由に形成される余地がある、ことにある。台湾知的財産裁判所の審級の利益の曖昧さは、審級の利益が必ず侵害されることを示すものではなく、最高法院でも審理することができる。よって、ポイントは、台湾知的財産裁判所が同時に第一審、第二審を審理できるよう、設計される審級制にあるのではなく、人數の多寡と人材の質の問題にあるはずである。

三、 実体問題について

台湾の専利権の付与は、行政処分と位置付けられていることから、この部分に関する争いについては、専利権侵害の争いとは分けて審理され、行政争訟処理手続に分類されるが、これも台湾の専利制度が公・私法二元体系を探っている原因の一つである。このため、現在の専利制度の公・私法二元体系がもたらす衝突について討論しようとする場合、この観点から討論すべきである。

現在、世界の趨勢は専利訴訟事件が迅速且つ有効に審理され、当事者が迅速に権利の保護を受けることができるようになります。この目的達成のために、公・

245 98年（2009年）知的財産案件審理法規座談会第2回会議議事録、熊誦梅裁判官の発言部分、p19-20。

私法二元体系の専利制度は、対応して調整する必要がある。理論と実務の角度から見れば、知的財産権に関する訴訟の戦場は権利侵害訴訟であり、専門性を有する单一法院が同時に権利侵害訴訟、及び、権利の有効性の訴訟を審理する決定権限を有することは、すでに国際的な傾向となっている²⁴⁶。このため、民事事件を職掌する普通法院もまた権利の有効性を審理することができることは、より合理的である。

前述したとおり、台湾の知的財産案件審理法第16条で、民事法院は権利の有効性を審理する能力を有し、自ら判断することができると説明されており、第16条第2項によると、当該判断の効力は当事者にしか及ばない（対人効）とされている。考えるべきことは、この判断の効力は拡張される可能性があるのかということである。知的財産案件審理法第17条によると、民事法院が権利の有効性を判断する時、専利主務官庁に訴訟参加を命じることができるとされているが、第17条の立法理由²⁴⁷においては、民事訴訟が弁論主義を採ることに基づき、主務官庁の参加の効力を否認している。換言すれば、もし民事権利侵害訴訟の当事者の一方が専利権の存在の是非を問

246熊誦梅、『設立智慧財產法院之評估研究—兼論德國、韓國及日本之專利訴訟制度（知的財產法院設置の評価・研究—ドイツ、韓国及び日本の特許訴訟制度についても併せて説明）』、司法院、2004年8月。

247台湾知的財産案件審理法第17条の立法理由：「知的財産を担当する専門的な機関は知的財産権登録の審査を担当する主務官庁であり、知的財産の訴訟の結果は知的財産の主務官庁の職権と関係があるため、それに適時に知的財産の訴訟に対して専門意見を表明してもらうほうが好ましい。そこで、裁判所が必要と認めたとき、訴訟参加を命じることができると定めた。知的財産の専門担当機関が訴訟に参加した後、当事者が主張する知的財産権の有効性の争点について、当事者の訴訟行為と抵触しない範囲で攻撃と防御方法を提出することを許可すべきである。ただし、知的財産権の民事訴訟は結局のところ、私権に関する争いであり、しかも弁論主義によって、その認定は常に当事者の訴訟行為に制約される。したがって、裁判所がこれらの民事訴訟について下す判断に、当然ながら、訴訟参加の拘束力が生じるのは望ましくない。しかも、知的財産の専門担当機関は訴訟を承継する必要がないので、民事訴訟法第63条第1項前段と第64条は準用すべき規定としないのは当然である。」

う無効審判請求人となった場合、この無効審判請求人と専利主務官庁の専利権の有効性をめぐる後訴（行政訴訟）において、前訴（民事訴訟）すでに討論された争点は、後訴に対して拘束力を持たないが、このような仕組みは、最初の私権をめぐる争いの開始時に審理手続を中止し、行政法院の判断を待ってから再度審理する仕組みと比べ、当事者の労力、時間、費用をさらに浪費することになる。なぜなら、審理手続の中止の過程において、同一の争点について法院は一度だけ審理すればよいからである。しかしながら、現在の制度の仕組みによると、同一の争点が民事法院、行政法院でそれぞれ1度ずつ審理されてやっと判断することができ、このほかにさらに矛盾した判決が下されるリスクを生じることとなる。

同法第17条の立法理由について、ある学者²⁴⁸は以下のように考えている。台湾の現行の民事訴訟法では厳格な意味での弁論主義が採られておらず、公法上の関係に関わる先決問題（例えば、公益の保護に関する問題）について、民事法院もまた職権により証拠調べをすることができ、並びに証拠調べにより知り得た事実を参酌することができ、又は第三者の利益を害する自認に拘束されない。また、知的財産案件審理細則第30条第3項²⁴⁹には、民事法院が必要に応じて職権によりその他の機関から証拠資料を取り寄せることができるとさらに明文化されている。また、技術性に関わる事項についても、訴訟審理に協力するよう技術審査官を指定できると定めてある。このため、立法理由において、弁論主義を理由として、参加的効力の拘束力を生じさせないことには疑義がある。

248沈冠伶、「智慧財産民事訴訟事件與行政爭訟事件之統合處理（知的財産民事訴訟事件と行政争訟事件との統合処理）」、『法学新論8期』、p12、2009年3月。

249台湾知的財産案件審理細則第30条第3項：「第1項の民事訴訟について、法院は、当事者の提出する証拠に基づき当該知的財産権に取消し又は廃止すべき理由の有無を判断することはできず、必要があるときは、職権により知的財産主務官庁及びその上級訴願機関（訳注：経済部訴願審議委員会）から証拠資料を取り寄せることができる。」

なお、言及に値するのは、権利無効と宣告した判決が確定した場合、遡及効及び対世効を有するが、確定した棄却判決の効力は当事者間のみに及び、且つ主張された無効理由に限って、確定の効果を有することから、同一の専利にその他の無効理由があり、且つ前訴の口頭弁論終結時まで提出されなかつた場合、別途無効訴訟を提起することができることである。

台湾の現在の状況において、行政法学者側が強力に主張していることから、行政法院は専利事件の管轄権について放棄する意向はなく、台湾がたとえ台灣知的財産裁判所を設立しても、あるいは、裁判官、技術審査官の増員等の施策を実施しても、ただの急場凌ぎであり根本的な解決には繋がらないものであり、眞の根本的な改革のためには、やはり完全に公・私法二元体系の問題を解決する必要がありと考えられるため、この部分については、実務界、学術界、産業界の関係者による継続した意思疎通に頼ることとなる。

第四項 いかにして日本企業の権利侵害事件での勝訴率を高めるか

専利要件には、産業利用性、新規性、進歩性の3つがある。本報告の第五章で調査した専利権侵害事件に基づき、並びに権利者が敗訴した判決内容を観察したところ、ほとんどの事件が進歩性の審理の段階で、裁判官により、係争専利が専利要件を備えておらず、権利侵害は成立しないと認定されていることが分かった。

故に日本企業の台湾における専利訴訟事件の勝訴率を向上させるためには、裁判官の「後知恵（hindsight）」をできるだけ排除するという政策方針だけでなく、当事者がどのようにして具体的に訴訟行為を行うべきかも重要である。本報告では実体法及び訴訟法の角度から考えてみることとする。

一、 実体法

(一)、1996年米国のグラハム（Graham）事例において確立された進歩性の判断基準（一般的準則）は、次の4つの要素を考量しなければならないとされている。

1. 通常の知識を有する者（当業者）の技術レベル
2. 従来技術の範囲と内容
3. 発明と従来技術との差異
4. 進歩性の判断のその他の客観的要素

この見解では、現在の米国における実務は依然として揺るぎないので、且つ、大陸法系において、ドイツの実務も徐々にこの見解を探る傾向にある²⁵⁰。台湾の專利事件の判決においては、本基準を進歩性の判断基準とすることは明文化されていないが、その内容を見れば、大部分において法官は上述の要件1から要件3を個別案件の事実に当てはめて、進歩性を備えないという結論を出すことができる。

本報告では、要件1について、いわゆる通常の知識を有する者の程度、技術レベルの大半が法官の自由心証主義の下での判断に委ねられることから、当事者による影響力の発揮には限りがあり、現有の実務見解²⁵¹では、通常の知識を有する者に関する認定程度を当事者に対し適切に開示し、弁論の機会を与えなければならない、又は適時適度にその法律上の見解を表明し（即ち、心証開示）、双方が口頭弁論において十分な攻撃防衛の方法を提出した後に、弁論により得た心証により判決を下さなければならぬとされている。しかし、この見解が広く適用されるか否かは、やはり観察が待たれる。要件3は往々にして要件1と強く連動しており、当事者もまた口出しを許されないため、当事者が訴訟において影響力を発揮できるのは、要件2及び要件4のみである。以下にそれぞれ説明する。

1、要件2

250 Busse/Keukenschrijver、a.a.O. (Fn.1) 、§4 Rdnr. 21。

251台湾最高法院 100 年（2011 年）台上字第 1804 号判決

従来技術の範囲と内容とは、従来技術の権利請求の範囲（クレーム）によって決めるものである。換言すれば、日本企業は製品開発の前に、権利侵害事件に巻き込まれることを避けるため、コストを投入して徹底的に専利を分析しなければならないことは必然である。

このほかに、製品の権利請求の範囲（クレーム）を記載する時にも、自身の製品が他人から設計回避（design-around）されることを避けるため、実務上、往々にしてクレームの記載を比較的曖昧にしてより大きな権利請求の範囲をカバーし、均等論の主張に都合がよいようにしていることも注意すべきである。しかしながら、日本企業が台湾で専利を出願する場合、専利訴訟事件において権利者の勝訴率が低い傾向にあることを考慮すれば、この時、クレーム記載時の目標は、専利の有効性をいかに維持するかを第一の要務とすべきである。故に、相手方が訴訟過程において専利の無効を主張することを避けるため、用語の上でやや明確さを示して明確度を高め、専利の請求範囲を縮減することができる。

2、要件 4

権利者ができるもう一つのことは、即ち裁判官の心証にできるだけ影響を与えることである。通常の知識を有する者のレベルを引き下げるにしろ、製品と先行技術の違いを際立たせるにしろ、この時、客観的事実を補助的な証明資料として提出することが方法の一つである。米国の実務運用を見てみると、よく用いられる客観的事実には以下のものがあり、権利者はこれを参考にすることができる。

(1) 商業的成功²⁵² :

商業的成功とは、ある程度、当該発明が自明のものではなく、進歩性を備えていることを説明できることをいう。しかし、注意すべきは²⁵³、これによって進歩性を証明す

252 Merck & Co. v. Teva Pharms, USA, Inc., 395 F.3d 1364, (Fed.Cir. 2005)

253 李素華・張哲倫、「専利進歩性判断之法学方法論－美、德之借鏡及台灣實務之檢討（特許進歩性判断の法学方法論－米独の経験参考及び台湾実務の検討）」、『月旦法学雑誌』、242期、p239、2015

る場合、それらの成功と発明の技術的優位性の間に合理的な相当因果関係 (a logic, cause-and-effect relationship) がなければならないことである。商業的成功が、広告、販促、営業秘密、製造技術、品質管理、価格、製品の特性又はその他発明とは関係のない要素によるものである場合、これをもって進歩性を備えることを証明することはできない。実務上²⁵⁴のやり方としては、通常、市場調査、代替製品の比較、又は専門家証人による発明の関連優位性についての陳述がある。

(2) 長期的ニーズの解決²⁵⁵ :

長期的な問題又はニーズを解決できた場合、ある程度進歩性を備えると認定することができる。

(3) 同業の失敗²⁵⁶ :

同一産業のその他のライバルは失敗したが、権利者の製品のみが成功した場合も、進歩性を備えると認定できる。

(4) 業界の公認

(5) 通常の知識を有する者からの疑い又は不信任²⁵⁷ :

通常の知識を有する者が権利者の製品に対して疑いを持ち、問題を解決できることを信じていないが、発明者が事実上本当に問題解決することができた場合には、ある程度、当該発明が通常の知識を有する者にとって自明ではないことを示すことができる。

(6) 予期せぬ効果を備える²⁵⁸ :

発明が従来技術に比べ意外なプラス効果を有する場合、進歩性を備えると認めることができる。

(7) 他人による模倣²⁵⁹ :

発明が民間に広く広まり、大量に模倣された場合、ある程度は当該発明の優位性を示

年 7 月。

²⁵⁴ Alan. Durham, 『Patent Law Essential: A Concise Guide』、153-154 (4th ed. 2013)

²⁵⁵ Perfect Web Technologies, Inc. v. InfoUSA, Inc., 587 F.3d 1324, 1332 (Fed. Cir. 2009)

²⁵⁶ Advanced Display Sys., Inc. v. Kent State University, 212 F.3d 1281, 1285 (Fed. Cir. 2000)

²⁵⁷ Rolls-Royce, PLC v. United Technologies Corp., 603 F.3d 1325, 1339-40 (Fed. Cir. 2010)

²⁵⁸ In re Peterson, 315 F.3d 1325, 1330-1331 (Fed. Cir. 2003)

²⁵⁹ Ortho-McNeil Pharmaceutical, Inc. v. Mylan Labs., Inc., 520 F.3d 1358, 1356 (Fed.Cir.2008)

すことができ、進歩性を有することを示すことができる。しかし注意すべきは、この現象をもたらす原因は、依然として当該発明の機能を主とすべきで、その他関係のない客観的要素の有無、例えば販促、流行等を考慮する必要がある。

(8) 並行する発明の数²⁶⁰ :

その他客観的事実と比べ、この項目の事実は進歩性の否定に用いられる。学者²⁶¹が近い時間内に相当数の並行する発明及び特許出願があると認め、且つ、異なる発明者が完成させたものである場合、発明の技術内容は通常の知識を有する者にとって容易に完成できるもの又は自明であると推定できる。

本報告でも、客観的基準を進歩性の参考判断基準として、法院による後知恵による判断をいくらかでも減少させることができ、判断結果の合理性が増すものと言えると考える。しかし、台湾の実務において見解が変わるか否かは、絶えず実務上の衝突、学者と実務界の対話を経て初めて達成することができると言える。

(二)、專利法第 67 条による專利請求の範囲の訂正 :

智慧財産法院審理法第 16 条の規定によると、民事法院は審理の過程において、自ら専利の有効性を認定することができ、この目的は専利権侵害事件の審理を加速して専利権者の権利を保障することにある。しかし、法院が認定する専利請求の範囲に寛厳の差がある状況においては、専利権者の権利が、法院により、範囲が広く解釈されるため、進歩性又は新規性に違反するおそれがあると容易に認定されやすい。よって、訴訟過程において、専利権が法院により無効と認定されるおそれがあることに気づいた場合、専利法第 67 条の規定を利用して、民事法院に専利請求の範囲の訂正を請求してもよい。専利請求の範囲の訂正是、台湾知的財産局の業務範囲であるとする見解もあるが、智慧財産法院審理法第 16 条を参照すると、法院は自ら判断する権利を有すると認めることができ、実務上でも同一の見解を探すことができる（台灣知的財產裁判所 98（2009）民專訴 28 号）。

260 GeoM. Martin Co v. Alliances Machine Sys. Inc'l LLC, 618 F.3d 1294, 1305 (Fed. Cir. 2010)

261李素華・張哲倫、前記注 253、p239-240、2015 年 7 月。

二、訴訟法

専利訴訟を台湾で進める中で、当事者はどのように訴訟行為を進めていけばよいのか、本報告では、実行可能な方法をいくつか簡単に紹介する。

(一) 訴訟参加

先ず、本報告第五章で論述したとおり、現在台湾の専利制度の設計は、公・私法の二元体系となっている。もし、専利権侵害訴訟が発生し、係争専利の有効性を認定しなければならない場合、台湾知的財産案件審理法第16条の規定に基づき、民事法院は自らこれを判断することができる。

また、同法第17条の規定により、裁判官は専利主務官庁と共同で本件訴訟における専利の有効性を認定するため、主務官庁に訴訟参加を命じるか否かについての裁量権を有する。同法第17条では、裁判官は専利主務官庁に訴訟参加を命じるべきとは強制していないことから、権利者は上述した状況が生じることのないよう、裁判官に対し、訴訟参加の裁定を下し、専利主務官庁が本件訴訟において一緒に専利の有効性の有無を判断するよう申し立てるべきである。このほかに、たとえその判断が権利者に不利であっても、少なくとも長期にわたり権利が未決の状態に置かれるることは解決できる。

(二) 証拠契約（証拠に関する様々な合意）

台湾知的財産裁判所には通常、技術審査官が配置されており、その職責は裁判官が知的財産案件審理法第16条により自ら判断する際に、裁判官に判断の根拠を提供することである。経費の問題のために、技術審査官の数及びその精通する範囲は当事者の要求を満たすことができておらず、忌避の申立て又は専門性への強い懸念をもたらしている。技術審査官による有効性の認定について論争が生じることを避けるため、ある程度技術審査官の訴訟上での役割を減縮すれば、法官の後知恵による判断の可能

性を少なくできることとなる。

本報告では、証拠契約の方法をもって上述した効果を達成できる可能性について検討する。民事訴訟法の処分権主義の精神に基づき、当事者はその処分できる事項について、鑑定人の人選、鑑定結果、及び事実認定の効力に対し、本来起訴前に証拠契約の形式をもって約定することができ、証拠保全手続きにおいて、台湾民事訴訟法第376条の1第1項により協議を成立させることができ、又は訴訟進行中において同法第326条第2項前段、第270条の1第1項第3号により、合意による鑑定人の選定又は争点の簡素化の協議を達成することができる。

実務上、専利事件にも、証拠鑑定契約の成立が認められる²⁶²。これにより、専利権侵害事件において、権利者は専利の有効性の判断に関する幾つかの証拠判断について、できるだけ権利侵害被疑者と証拠鑑定契約を交わすことにより、双方が合意によって選定した外部の専門鑑定人の証拠判断の結果について協議することができる。このため、裁判官は事件に関する証拠の判断について、鑑定人の判断結果の影響を受けるため、技術審査官の地位を退かせる可能性があり、裁判官の後知恵を防止する効果も期待できる。このほかに、合意による鑑定人の選任は、本件訴訟に遅延をもたらさず、たとえ自己に不利であったとしても、迅速に私権に係る紛争を解決することができる。

第五項 終わりに

日本出願人は、台湾での専利出願について、専利出願手続きの明確化をほかでもなく望んでおり、表面的には、台湾知的財産局はすでにはつきりした出願手続きを公表しており、それに従い出願を進めれば問題が起こることはない。しかし、真に重要な問題は、専利権侵害と有効性の判断の争いが生じた時の救済ルートの問題にある。

台湾知的財産裁判所内部の組織構造、人事配置に鑑み、出された判決が人を納得

²⁶²台湾知的財産法院 99年（2010年）民專上字第31号民事判决

させられるものとは限らない。さらに重要なのは、訴訟進行中に権利の有効性の判断にも関わる場合、台湾の現在の制度には、完全に懸念のない適切な処理方法がまだないため、一旦権利侵害が生じると、権利者の権益に完全なる保護が与えられるとは言い難い。これ以外に、海峡两岸知的財産権保護協力協定の調印後、両岸間の知的財産権の相互交流は徐々に頻繁になっていることから、今後両岸間の出願数が大幅に増加し、それに伴い専利訴訟数も増加することが予想でき、両岸の法院における専利事件に対する判決効力の相互承認において、また双方の行政機関による権利の有効性に対する認定と関わってくることとなる。言い換えれば、1つの専利事件が同時に台湾、中国の司法機関、行政機関に関わる可能性があるため、審理の状況はさらに複雑化し、審理スピードの遅延も免れないとなる可能性がある。日本出願人は、台湾での専利出願による中国市場での専利ポートフォリオ構築において、中国における自社の専利をめぐる訴訟の際に、台湾の専利又は救済制度の設計によりかえって救済が妨げられることは望んでおらず、台湾側が完備された合理的な制度を構築することができれば、たとえ中国市場において紛争が生じても、台湾の救済体系により救済を求め、すばやく公正な裁判結果が出されることとなり、適時に権益を保護することができ、日本出願人にとって大きな助力となる可能性に繋がる。

第六章 海峡両岸知的財産権保護協定に関する応用 Q&A

一、 総論

Q1、ECFAにおいて3年の制限を経て初めて主張できる権利は何か。

ECFAの関連する添付書類の規定により、年限に関する要求は2つあり、一つは原産地関連の証明書類の保存要求であり、もう一つはサービス提供者の定義を満たすか否かを認定する際の、一定のサービス提供年限の要求である。

ECFAの添付3の「物品貿易のアーリーハーベスト製品に適用される臨時原産地規則の行政手順」の第3条により、原産地関連の証明書類の保存につき、両岸における双方の製造業者、輸出業者は原産地証明書類を少なくとも3年間保存しなければならず、この規定により証明書類を保存しなかった場合、係争物品の原産地が両岸からのものであると主張してはならず、つまり、係争物品がECFAの物品貿易アーリーハーベストのリストの範囲内にあっても、そのアーリーハーベスト計画による優遇関税待遇の享有も主張してはならない。そのため、この3年間の要求はECFAの権利を主張する制限に属すると言える。

このほかに、ECFAサービス貿易の部分に関して、ECFAの付属書5の「サービス提供者の定義」の規定により、いわゆるサービス提供者である「一方の法人」は以下の特定の条件を満たさなければならぬ。（一）当該側における提供するサービスの性質と範囲には、他方に提供しようとするサービスの性質と範囲が含まれていなければならない。（二）当該側において、他方に提供しようとするサービスの性質並びに範囲と同じ商業経営を3年以上継続して従事している。（三）当該側で所得税を納付

している。（四）当該側で経営拠点を所持或いは借受けている。言い換えれば、いわゆる3年以上の期間制限は、一方の法人が確実にこの項目のサービスを営業目的として提供していることを確定するためであり、上述の年限規定を満たせば、サービス提供者と称することができ、ECFA付属文書4の「サービス貿易のアーリーハーベスト部門及び開放措置」を適用することができる。

また、当該貨物が両岸の原産品であるか否かの認定をする時、台湾の主務官庁（経済部）は、ECFAの添付1「物品貿易アーリーハーベスト產品の產品特定原產地規則」（Product Specific Rules ; PSR）により、ECFA 物品貿易アーリーハーベスト產品で原産以外の材料を使用して生産したものは、その加工又は製造の過程で実質的変更の程度に達して初めて両岸を原産地とする貨物と認定することができる。PSR は個別のアーリーハーベスト產品に対してその異なる特性に基づき、項目ごとに実質的な変更基準を定めている。それには域内原産割合基準（40%～50%）、加工工程基準等が含まれる。

Q2、上述したとおり、ECFAの2つの年限に関する制限があるが、外国企業が両岸知的財産権保護協力協定における協力処理メカニズム又は優先権に関する権利を主張しようとする際にこの制限が適用されるのか。

台湾主務官庁（経済部知的財産局の協力処理メカニズムの連絡窓口、総合窓口）の説明によると、3年又はその他の年限のいかなる制限もなく、ポイントは案件タイプの協力・処理の必要性の考慮である。また、主体部分について、海峡两岸知的財産協力保護協定は台湾の保護を目的とするため、権利主張の主体が台湾法人又は自然人を保護することができるか否かにより決めるべきと考える。

Q3、優先権書類上に国名として「中華民国」と記されるのか。

台灣主務官庁（経済部知的財産局の特許権作業チーム窓口）の説明によると、権利者は優先権主張の基礎となる出願により他国で優先権を主張でき、優先権書類上には国名として「中華民国」と記されるが、優先権を主張する国が中国であるからと言って際が生じることはない。

Q4、関連する紛争が発生した場合、台湾政府による協力処理メカニズムか、それとも一般事務所に救済を求めるべきか。

台灣主務官庁（経済部知的財産局の協力処理メカニズムの連絡窓口、総合窓口）の説明によると、案件のタイプにより決めるべきであり、協力処理メカニズムと一般事務所による紛争解決の方法は異なり、協力・処理メカニズムは中国政府を通すもので、即ち行政部門による関連紛争の解決であるのに対し、一般事務所は司法手続による紛争解決である。

Q5、協力処理メカニズムにおいて、その他の知的財産権（知識産権）の保護に関する主なタイプは何か。

台灣主務官庁（経済部知的財産局の協力処理メカニズムの連絡窓口、総合窓口）は、数が多く広く分散しているため、列挙しきれるものではなく、その中には行政による法執行の措置と関連手続事項が含まれる、としている。

二、 特許

Q1、両岸協定における特許の協力処理メカニズム又は優先権に関する権利を主張する権利者は、会社の国籍の制限はあるのか。

台湾主務官庁（経済部知的財産局の特許権作業チーム窓口）の説明によると、台湾特許法第7条により、法人は特許権の権利者になることが可能なため、法人も両岸協定における権利を主張することができる。外国法人も台湾の主務官庁で設立の登記をして、台湾法人の名義を取得していれば、両岸協定における権利を直接主張することができ、又は台湾企業の権利者と特許を共有する場合も、主張することができる。言い換れば、グローバル企業と台湾本土の企業との提携形態がどのようなものであるか（例えば合弁、持ち株比率の多寡、戦略的アライアンスの構築等）は、いずれも両岸協定における権利を主張できるか否かとは関係なく、特許の権利者のうちの一人の国籍が台湾の自然人又は法人の名義であれば、両岸協定が適用される主体となる。

Q2、両岸協定における特許の協力処理メカニズム又は優先権に関する権利を主張する権利者は、発明者の国籍又は発明の完成地による制限を受けるのか。

台湾主務官庁（経済部知的財産局の特許権作業チーム窓口）の説明によると、ポイントは特許の権利者が台湾人籍を有するか否か又は台湾の法人であるか否かであり、もしそうであれば、両岸協定の権利を主張することができ、さもなければ主張することはできず、発明者の籍及び発明の完成地は何の関係もない。

Q3、特許権の協力処理メカニズムは、協力処理で結論が出ない、又は台湾側に不利な認定結果であった時にはどのように処理するのか。

台湾主務官庁（経済部知的財産局の特許権作業チーム窓口）の説明によると、協力処理メカニズムは台湾の権利者に紛争解決ルートを提供しているため、問題のタイプを問わず、実務上、原則として、いずれも協力処理メカニズムによって支援を受けることができる。しかしながら、注意すべきことは、協力処理メカニズムを運用した

からといって、結果が必ずしも台湾の権利者に有利になるわけではないことである。しかし、台湾の主務官庁は、紛争問題は必ず処理し、且つ、一定の結果が出ることを保証する。ただし、結果が必ず有利であるとは保証しない。

例をあげると、台湾の特許権者が中国で特許を出願する時、中国側の主務官庁の処理が遅々としてなかなか進まず、権利が未決定のままである場合、この時協力処理メカニズムを通して、中国主務官庁に迅速な処理を促す通報をするよう台湾主務官庁に請求することにより、できるだけ権利状態を早く確定させることができる。しかし、中国主務官庁が必ず特許を付与する旨の決定を下すかは保証できない。

Q4、特許権者が協力処理メカニズムを申請する際に、行うべき各種手続きは何か。

台湾主務官庁（経済部知的財産局の特許権作業チーム窓口）の説明によると、現在個別案件数が少なく、且つ、案件のタイプも比較的繁雑であるため、関連手続はまだ制定されておらず、今もなお中国側と検討中である。

【保護協定の適用事例（特許）】

ある日本の親会社 A が、両岸協定における特許に関する権利を主張しようとする場合、A 会社は以下の選択肢がある。

1. 台湾で子会社 B を成立する。子会社 B は台湾の法律により成立され且つ設立登記された会社であるため、台湾法人の資格を有するのは当然のことである。会社 A は会社 B の名義で、中国で特許出願して優先権を主張し、又は台湾主務官庁を通して協力処理メカニズムを発動することができる。
2. 直接台湾当地の法人 C 又は自然人 D と提携して契約を結ぶ。契約には、A、C(又は D)が特許権を共有したり、元々 A 所有の特許権を C(又は D)に譲渡したり、又

は C(又は D)が、C(又は D)が所有する特許権（実際の契約の方式により、A に対して実施許諾することを約束する）に関する協力処理メカニズムの申請、優先権の主張をすることを約束する。（A、C(又は D)が共同で特許出願し、A 自身がすでに特許を有し、又は C(又は D)自身がすでに特許を有する）

三、商標

Q1、台湾知的財産局が中国に著名（馳名）商標の協力処理の通報を行う際に、使用証拠における規定に関し、企業はどのような資料を提供すれば有利となるのか。

「中国地区における著名（馳名）商標の認定及び保護に関する規定」第9条を参考にできる。同条は以下の内容を含む。（一）関連する公衆の当該商標に対する認知度を証明する資料。（二）当該商標の継続使用期間を証明する資料。例えば、当該商標の使用、登録されるまでの経緯及び範囲に関する資料。（三）当該商標のあらゆる宣伝作業にかかった継続期間、程度及び地域範囲を証明する資料。（四）当該商標が中国又はその他の国・地区において馳名商標として保護されたことを証明する資料。（五）当該商標が名を馳せるものであることを証明するその他の証拠資料。例えば、当該商標を使用した主要商品の直近3年間の販売収入、市場占有率、純利益、納税額、販売地域などの資料。

Q2、商標権者が協力処理メカニズムを主張するには国籍の制限はあるのか。それとも台湾で商標権を取得していればよいのか。

両岸商標協力処理作業要点によると、その適用対象は台湾地区的政府機関、法人、団体、個人及び中国地区の台湾資本企業に限られ、台湾資本企業の範囲については、

台湾地区の政府機関、法人、団体、個人及び中国地区の台湾資本企業一般を広く指すが、海峡两岸知的財産権保護協力協定の趣旨を斟酌しながら、台湾地区の法人、団体又は個人が中国に投資又は再投資して経営する農工商などの事業が台湾資本企業の範囲を満たすか否かを個別に判断すべきである。故に原則上台湾の法人又は個人が商標を取得していればよく、当然日本企業と台湾企業が1つの商標権を共有している状況も含まれる。

Q3、商標権者による優先権の主張には国籍の制限があるのか。それとも台湾で商標権を取得していればよいのか。

台湾主務官庁（経済部知的財産局の商標権作業チーム窓口）の説明によると、両岸知的財産権保護協定の目的は台湾人の保護にあるため、台湾の自然人又は法人に限られる。

【保護協定の適用事例（商標）】

ある日本の親会社Aが両岸協定における商標に関する権利を主張しようとする場合、会社Aには以下の選択肢がある。

1. 台湾で子会社Bを成立する。子会社Bは台湾の法律により成立され且つ設立登記された会社であるため、台湾法人の資格を有するのは当然のことである。会社Aは会社Bの名義で、中国で商標登録出願して優先権を主張し、又は台湾主務官庁を通して協力処理メカニズムを発動することができる。
2. 直接台湾当地の法人C又は自然人Dと提携して契約を結ぶ。契約には、A、C(又はD)が商標権を共有したり、元々A所有の商標権をC(又はD)に譲渡したり、又はC(又はD)が、C(又はD)が所有の商標権（実際の契約の方式により、Aに対して使用許諾することを約束する）に関する協力処理メカニズムの申請、優先権の

主張することを約束する。(A、C(又はD)が共同で商標登録出願し、A自身がすでに商標を有し、又はC(又はD)自身がすでに商標を有する)

四、著作

Q1、著作権協力処理メカニズムには主体についての制限はあるのか。

両岸の協定において、協力処理メカニズムにおける著作権を主張する資格制限は同メカニズムにおける特許権、商標権の主張と同じである。台湾主務官庁（経済部智慧財産局の著作権作業チーム窓口）は、やはり台湾の自然人又は法人であって初めて主張することができるとし、実務運用上でも、いずれも台湾の自然人又は法人が権利を主張した案件であり、外国人の著作権者が台湾人民に著作物の独占的利用、非独占的な利用を許諾する場合、外国人は被許諾者である人民又は企業に代わって協力処理メカニズムにおける権利を主張することができるかの問題については、台湾の主務官庁は現在のところ、これに類似した個別案件を処理したことなく、この部分の処理方式についてはまだ結論が出ていない、と述べている。

Q2、両岸協定における著作権の域外認証の客体についての疑義。

両岸における著作権の域外認証について、現在実務運用の上で、認証を受ける客体は映像音楽著作物に限られている。その他の著作物に対しては、今後中国側と突破的進展を遂げるか否かとの問題について、両岸で現在協議中である可能性があるため、著作権保護協会（TACP）は、今はコメントできないと示した。

Q3、著作権の域外認証機関は誰が指定するのか。台湾が機関名簿を決め、その後中

国が同意して初めて当該機関が域外認証機関となるのか。

台湾主務官庁（経済部知的財産局の著作権作業チーム窓口）は、両岸が共同で指定すべきで、それから中国国家版権局の認可を経て初めて域外認証機関となることができるとして示した。

【保護協定の適用事例（著作権）】

ある日本の親会社 A は両岸協定における著作に関する権利を主張しようとする場合、A 会社は以下の選択肢がある。

1. 台湾で子会社 B を成立する。子会社 B は台湾の法律により成立され且つ設立登記された会社であるため、台湾法人の資格を有するのは当然のことである。会社 A は会社 B を著作権者として、台湾主務官庁を通して協力処理メカニズムを発動することができる。
2. 直接台湾当地の法人 C （又は自然人 D）と提携して契約を結ぶ。契約には、A、C(又は D)が著作権を共有したり、元々 A 所有の著作権を C(又は D)に譲渡したり、又は C(又は D)が、C(又は D)が所有の著作権（実際の契約の方式により、A に対して利用許諾することを約束する）に関する協力処理メカニズムの申請をすることを約束する。(A、C(又は D)が著作権を共有し、A 自身がすでに著作権を有し、C(又は D)自身がすでに著作権を有する)

五、 植物品種

Q1、植物品種の育成者権者による協力処理メカニズムの主張には国籍制限があるか、それとも台湾で植物品種権を取得していればよいのか。

台湾主務官庁（行政院農業委員会農糧署）の説明によると、台湾で植物品種権を取得していれば十分であり、台湾の自然人及び法人に限らない。他の権利に関わる協力処理メカニズムと比べ、権利主体に対する要求の差が極めて大きい。台湾の農糧署と中国の農業部・林業局等の部門の法律体系、全ての法律、命令、行政規則にはいずれも類似する規定がないため、本報告では、これは台湾の政府部門の実務上の方法である、と推測している。

Q2、植物品種の育成者権者による優先権の主張には国籍制限があるか、それとも台湾で植物品種権を取得していれば十分であるか。

中国側の「台湾地区の出願人による中国での植物品種権の出願に関する暫定規定」第2条に従い、台湾地区の自然人、法人に限られる。

Q3、現在、品種の保護範囲に関する交渉の進捗状況はどうなっているか。

台湾主務官庁（行政院農業委員会農糧署）の説明によると、現在、中国側が開放する品種の保護範囲は食糧作物を主としているが、今後、中国に開放を希望する植物品種は園芸作物を主とし、関連する交渉の進捗状況は定期的に農糧署のホームページに掲載される。

Q4、植物品種の育成者権者が協力処理メカニズムを申請する際に、行うべき各種手続は何か。

台湾主務官庁（行政院農業委員会農糧署）の説明によると、現在、類似するケースはまだないため、関連する手続きがまだ定められておらず、今もなお中国側と検討

中である。

【保護協定の適用事例（植物品種）】

ある日本の親会社 A が両岸協定における植物品種に関する権利を主張しようとす
る場合、権利内容の違いにより、A 会社は以下の選択肢がある。

A、協力処理メカニズム

台湾の主務官庁の意見により、台湾で植物品種を登録出願し、且つ、台湾の主務
官庁によって品種登録された場合、当然ながら両岸協定における植物品種に関する
協力処理メカニズムの適用を主張することができる。ここから分かるように、
他の権利と比べ、この時、日本会社 A の選択方法は制限が少ない。そのため、会
社 A は自ら台湾で品種登録を受けた後、直接会社 A の名義で協力処理メカニズム
を申請することができる。

B、優先権

1. 台湾で子会社 B を成立する。子会社 B は台湾の法律により成立され、且つ、設
立登記された会社であるため、台湾法人の資格を有するのは当然のことである。
会社 A は会社 B の名義で、中国で植物品種を登録出願して植物品種の優先権を
主張することができる。

2. 直接台湾当地の法人 C (又は自然人 D) と提携して契約を結ぶ。契約には、A、
C(又は D)が品種権を共有したり、元々 A 所有の品種権を C(又は D)に譲渡したり、
又は C(又は D)が、C(又は D)が所有の品種権 (実際の契約の方式により、A に対
して利用権を許諾することを約束する) に関する優先権を主張することを約束す
る。(A、C(又は D)が品種権を共有し、A 自身がすでに品種権を有し、C(又は D)

自身がすでに品種権を有する)

六、 その他

Q1、日本企業の中国における権利と台湾子会社の権利の間に運用上の相違点があるのか。

本報告書で前に述べたものをまとめると、日本企業が直接中国市場で知的財産に関する活動を行うことと比べ、仮に日本企業が先に台湾で子会社を成立した場合、その子会社は台湾の主務官庁によって認定される法人になり、即ち両岸協定の適用主体になれば、日本企業は両岸協定における優先権保障と協力メカニズムの活用を通して、その知的財産権は中国市場でより一層の発展と保護が実現されることになる。反対に、日本企業が直接中国市場で特許活動を行えば、両岸協定の権利を主張することができず、つまり両岸協定の優遇措置を享受することができない。詳細は以下に述べる。

1. 特許出願について

両岸協定において、最も重要なのは優先権の相互承認の制度で、この制度に関わる最も主要な知的財産権は即ち特許である。仮に日本企業が台湾で子会社を成立した場合、両岸協定における権利を主張できる主体になれるため、先に台湾で特許出願し、その後同一発明について中国で特許出願する時、台湾で提出した特許出願を基礎として優先権を主張することができる。このような出願ルートを探る場合、日本で提出した特許出願を基礎として優先権を主張し、それから中国において特許出願することよりも、手続全体の一層の迅速化・正確化が期待されるだろう。その理由は、日本企業が台湾の子会社を通して台湾で特許出願してから中国で優先権を主張する場合、両岸間の言語はお互いに通じるため、出願の際に提出が必要となる翻訳文の作成時間とコストを節約することができるだけではなく、台湾人が直接出願内容の意味を理解でき

ることから、翻訳時に発生するであろう誤解を引き起こすこともなくなることがある。要するに、特許審査の期間が効果的に短縮されれば、日本企業の海外展開に対して大いに寄与することになり、この部分について、両岸協定における優先権の相互承認は相当重要な役割を果たしていると考えられる。

このほかに、両岸間における業務交流がますます盛んになるにつれ、台湾主務官庁が把握している中国の関連特許文献と情報も徐々に増えてきている。もし日本企業が台湾で子会社を成立することができれば、これらの資料も直接手に入れることができる。資料入手後、すぐ中国市場に対して特許分析と調査を行うことができ、企業の特許ポートフォリオ構築にも寄与することができる。

2. 知的財産権保護について

両岸協定調印後、双方間の知的財産に関する交流活動がより頻繁に行われるようになっている。時間が経つにつれ、協力処理メカニズムの通報件数が増えてきており、台湾側が処理した案件数が多くなり、そのデータも徐々に蓄積されている。日本企業にとって、協力処理メカニズムを通して知的財産権出願についての意思疎通が促進されることが期待される。このほかに、これらの案件の処理によって蓄積された関連する経験を活かせば、中国が知的財産案件を処理する基準及び態度を分析することができ、日本企業の中国市場における知的財産権への保護の一助となる。

以上をまとめると、日本企業が直接中国市場で特許出願及び知的財産権の保護を行うよりも、日本企業が台湾で子会社を成立することを選択した場合、両岸協定における権利を主張することができ、日本企業の特許ポートフォリオ戦略に一層寄与する可能性がある。

Q2、中国における日台企業間の提携に関する最新情報

中国における日台企業間の提携の最新情報について、台湾と日本の間における「日台産業提携架け橋プロジェクト（台日産業合作搭橋方案）」の実行により、双方の中 小企業がさまざまな方法で密接な提携を行い、共同で中国市場に進出できることとなり、多くの日台企業も戦略的アライアンスを通じて多分野にわたりアジアでの事業を 展開している（前述の第二章第二節第二項を参照）。

近年、日台双方はほかの分野にも続々と業務提携に関する覚書（MOU）を締結し、バイオ医療技術はその中の一つであり、その内容には免疫細胞治療の保存技術²⁶³、製薬メーカーのバイオ新薬の販売²⁶⁴、外用製剤の調剤デザインと製造の提携²⁶⁵等が含まれる。このほかに、日台双方は2013年に「日台薬事規制協力枠組協定²⁶⁶」を調印し、双方は製薬工場の製造許可審査の相互承認に合意したため、医薬品又は医療機器が他方市場へ進出する時に、市場に出回るまでの時間を半年に短縮することができる。言

263 経済日報、「免疫細胞療法、國內儲存業者搭橋日本（免疫細胞治療法、台湾保存業者による日本との業務提携）」、2013年5月29日、ウェブサイト：

<http://edn.udn.com/article/view.jsp?aid=628199&cid=13#>（最終アクセス日：2015年11月2日）。

264 精実新聞、「生技展拼媒合、日本六大製薬廠來台尋商機（バイオテク見本市でビジネスマッチング、日本六大製薬会社が台湾でビジネスチャンスの拡大）」、2013年7月9日、ウェブサイト：

<http://www.moneydj.com/KMDJ/News/NewsViewer.aspx?a=c4fe0b0e-d310-4311-8904-fd19ae9cbc88#ixzz2YbXlbaXN>。（最終アクセス日：2015年11月3日）。

265 自立夕刊台日論壇、「中小企業醫藥合作開新頁（中小企業による医薬事業提携 新しい局面の展開）」、2015年7月21日、ウェブサイト：

http://www.idn.com.tw/news/news_content.php?catid=2&catsid=1&catdid=0&artid=20150721abcd012。（最終アクセス日：2015年11月1日）。

266 中時ウェブ新聞、「台日簽藥事合作協議、經部：有助開拓日本市場（日台薬事協力協定に調印、經濟部：日本市場開拓に寄与）」、2013年7月15日、ウェブサイト：

<http://www.chinatimes.com/newspapers/20130715000039-260202>。（最終アクセス日：2015年11月5日）。

い換えれば、バイオ医薬分野の発展において、台湾と日本が徐々に一体となり、今後、両岸が薬事に関する協力取決めに合意した場合、台湾は、日本の製薬業界が中国市場に進出する際の架け橋となることが期待できる。この動きは、今後の注目に値する。

Q3、日本では特許を持っていないが、台湾企業の特許をいかに活用できるのか。

特許ポートフォリオ構築の前提是企業が特許を保有することである。しかし、全ての特許は必ずしも企業が自ら開発、出願しなければならないということではなく、言い換えれば、たとえ企業は特許の実施許諾、譲渡、ひいては企業の合併・買収、複数企業による戦略的アライアンス構築などその他の方式を通して、他の企業から特許の実施権を取得することができる。そのため、台湾企業の特許を取得することを通して、両岸協定に基づく権利を主張する優位性を活用し、特許ポートフォリオを構築し、中国で市場を開拓することもできる。

参考文献

中国語文献

図書、刊行物及び論文

1. 于宗先、「1986 年以來台灣的兩岸經貿政策（1986 年以降の台湾の両岸経済貿易政策）」、『兩岸經驗 20 年—1986 年以來兩岸的經貿合作與發展（両岸経験 20 年—1986 年以降の両岸経済貿易の協力と発展）』に掲載、2006 年。
2. 王泰銓・劉家華、「兩岸經濟合作協議（ECFA）之型式架構與實質內容（両岸経済協力枠組み協定（ECFA）の形式的枠組みと実質的内容）」、『月旦法学雑誌』、169 期、2009 年 6 月。
3. 王琳粢、「日本企業在中國經營策略之分析—與台灣企業的策略聯盟（日本企業の中国におけるビジネス戦略の分析—台湾企業との戦略的アライアンス）」、『国立政治大学東アジア研究所修士論文』、2010 年 7 月。
4. 王震宇、「兩岸經濟合作架構協議之現狀與未來（両岸経済協力枠組み協定の現状と未来）」、『月旦法学雑誌』、189 期、2011 年 2 月。
5. 王震宇、「從 WTO 法律觀點評析海峽兩岸服務貿易協議（WTO の法的観点から海峡两岸サービス貿易協定への評論・分析）」、『月旦法学雑誌誌』、231 期、2014 年 8 月。
6. 王震宇、「從國際經濟法及 ECFA 架構論新時代兩岸經貿關係發展（国際経済法及び ECFA 枠組みの観点からみた新時代の両岸経済貿易関係の発展）」、『法学時報』23 期、2010 年 12 月。
7. 丘宏達、『現代國際法』、三民、改訂第 3 版、2012 年 9 月。
8. 朱炎、「台商大陸投資的日本因素與經濟全球化意涵（台湾企業の中国投資における日本の要素と経済グローバル化の意味）」、『經濟全球化與台商大陸投資—策略、布局與比較（経済のグローバル化と台湾企業の中国投資—戦略、布石と比較）』、台北：晶典文化事業出版社、p341、2011 年 3 月。
9. 江逸之・高聖凱、「台日新同盟時代來臨（日台新同盟時代の到来）」、『遠見雜誌』、213 期、2004 年 3 月。
10. 行政院経建会経研処から中華経済研究院への委託実施、「台商大陸投資及貿易之研究（台湾企業の中国投資と貿易の研究）」、1992 年 6 月。
11. 何燦成、「對我國推動智慧財產政策的建議（我が国が推進する知的財産政策への建議）」、『智慧財產權月刊』、152 期、2011 年 6 月。
12. 吳漢東・鎖福濤、「中國知識產權司法保護的理念與政策（中国における知的財産権に係る司法保護の理念と政策）」、『当代法学』、第 6 期、2013 年。
13. 呂炳寬、「貿易救濟之司法審查—評最高行政法院 96 年度判字第 760 號判決（貿易救済の司法審査—最高行政法院 96 年度（2007 年）判字第 760 号判決）」、『貿易調查叢刊』19 卷、1 期、2008 年 6 月。

14. 李世暉、「台日經貿策略聯盟之研究（日台經濟貿易戰略的アライアンスの研究）」、『台灣國際研究季刊』第 8 卷、3 期、2012 年 9 月。
15. 李非、「當前國際經濟波動與兩岸經濟合作走向（現在の国際経済動向と両岸経済提携の行方）」、『兩岸經貿關係的機遇與挑戰（両岸経済貿易関係のチャンスと挑戦）』に掲載、2013 年。
16. 李素華・張哲倫、「專利進步性判斷之法学方法論—美、德之借鏡及台灣實務之檢討（特許進歩性判断の法学方法論—米独の経験参考及び台湾実務の検討）」、『月旦法学雑誌』、242 期、2015 年 7 月。
17. 李素華・張哲倫、「專利審查品質與專利訴訟的實證考察—臺灣智慧財產法院成立五年的數據回顧（特許審査の品質と特許訴訟の実証的考察—台湾知的財産法院成立後 5 年間のデータの回顧）」、『月旦裁判時報』24 期、2013 年 12 月。
18. 沈冠伶、「智慧財產民事訴訟事件與行政爭訟事件之統合處理（知的財産民事訴訟事件と行政争訟事件との統合処理）」、『法学新論』8 期、2009 年 3 月。
19. 沈冠伶、「智慧財產民事訴訟當事人之程序利益保護（知的財産民事訴訟事件における当事者の手続上の利益の保護）」、『知的財産訴訟制度関連論文彙編第 1 輯』、司法院行政訴訟と懲戒序、2010 年 11 月。
20. 林秋妙、「兩岸簽訂經濟合作架構協議（ECFA）之國際法上地位與國會監督之研究（両岸の経済協力枠組み協定（ECFA）締結の国際法上の地位と国会監督の研究）」、『法学新論』、16 期、2009 年 8 月。
21. 林毅夫・蔡昉・李周、『中國經濟改革與發展（中国経済の改革と発展）』、2000 年。
22. 邱伯浩、「兩岸經濟互賴與發展（両岸経済の相互信頼と発展）」、『前瞻兩岸關係的發展與趨勢（両岸関係の発展と趨勢）』に掲載、2007 年 12 月。
23. 柳金財、『大膽西進？戒急用忍？民進黨大陸政策剖析（大胆西進？戒急用忍？民進党の中国政策分析）』、1998 年 2 月。
24. 范鯫・劉怡莎、「重點論述—中國在 WTO 及 ECFA 下的服務貿易承諾（重点論述—中国による WTO と ECFA におけるサービス貿易に関する承諾）」、『理律法律雑誌双月刊』、11 期、2010 年 11 月。
25. 徐遵慈編集、『WTO 常用名詞釋義（WTO 常用名詞の釈義）』、華泰文化、2009 年 1 月。
26. 財團法人資訊工業策進会、経済部工業局 2013 年度プロジェクト計画期末実施成果報告書「日台産業提携推進計画」。
27. 高希均、前書き：「兩岸「經貿熱、政治冷」的 20 年（両岸「熱い経済貿易、冷淡な政治」の 20 年）」、『兩岸經驗 20 年—1986 年以來兩岸的經貿合作與發展（両岸経験 20 年-1986 年以降の両岸経済貿易の協力と発展）』に掲載、2006 年。
28. 高長、『大陸經改與兩岸經貿（中国経済改革と両岸経済貿易）』、2009 年 10 月 2 版。
29. 国家統一委員会から中華経済研究院への委託実施、「台商在大陸及東南亞投資行為之研究（台湾企業の中国及び東南アジアにおける投資行為の研究）」、1994 年 8 月。

30. 章忠信、「智慧財產法院的建立與未來（知的財產法院の設置と今後の展望）」、『全國律師』月刊雑誌社 4 期、2007 年。
31. 許仁弘・吳金冽、「由中國推動台灣人民創業園談兩岸植物品種權保護之差異（中国の台湾人民創業園の推進から両岸植物品種権保護の差異を語る）」、『農業生技產業季刊』、25 期、2011 年 8 月。
32. 郭華仁、「台灣與中國育種者權利保護與合作協議的解析（台湾と中国における育成者権利保護と協力協定の解析）」、『植物種苗』、2010 年 12 月。
33. 陳郁庭、「海峽兩岸智慧財產產權保護合作協議之介紹與初評（海峡两岸知的財產権保護協力協定の紹介と初期評価）」、『科技法律透析』、22 卷 11 期、2010 年 11 月 1 日。
34. 湯志明、「大陸專利審查情況介紹（中国特許審査状況の紹介）」、国家知識產權局審查業務管理部、プレゼンテーション、2014 年 9 月。
35. 湯德宗、「論行政程序法的適用（行政手続法の適用について）」、『行政程序法論』、元照、初版一刷、2000 年 10 月。
36. 童振源・蔡增家、「促進台日經濟深度分工與全面合作關係研究報告（日台經濟的高度分業と全面協力関係の促進に関する研究報告）」、経済部委託政策報告、2005 年。
37. 童振源・王国臣、『政治現實與經濟利益：東亞經濟整合下的臺日企業合作關係（政治の現実と経済的利益 東アジア経済統合における日台企業の協力関係）』、2009 年。
38. 童振源・蔡增家、「從雁形理論到經濟分工：從台日經濟合作到東亞經濟分工模式（雁行形態論から経済分業まで：日台経済協力から東アジア経済の分業モデルまで）」、『國際關係學報』、24 期、2007 年 7 月。
39. 馮震宇・沈宗倫・李治安、「數位時代文化創意產業之發展與挑戰—從兩岸 ECFA 合作框架談起（デジタル時代における文化創意産業の発展と挑戦—両岸の ECFA 協力枠組みから語る）」、『網路著作權保護、應用及法制（インターネットにおける著作権の保護・応用・法制）』、元照、2012 年 12 月。
40. 楊光華、「服務貿易緊急防衛措施規範之發展及我國應有立場之芻議（サービス貿易の緊急防衛措置規定の発展及び我が国のあるべき立場についての私見）」、『貿易調查專刊』、7 期、2003 年 1 月。
41. 経済部經貿代表弁公室、『ECFA の紛争解決協定に関する問答集』、2014 年 3 月。
42. 熊誦梅、「設立智慧財產法院之評估研究—兼論德國、韓國及日本之專利訴訟制度（知的財産法院設置の評価・研究—ドイツ、韓国及び日本の特許訴訟制度についても併せて説明）」、司法院、2004 年 8 月。
43. 熊誦梅、「當公法遇上私法—從智慧財產案件審理法草案第十六条談起」、『月旦法學雜誌』139 期、2006 年 12 月。
44. 趙春山、『兩岸關係與政府大陸政策（两岸関係と政府の中国政策）』、2014 年 9 月。
45. 劉麗惠、「台日產業合作創造 1+1>2 綜效（日台産業提携の創造は 1+1>2 シナジー）」、『貿易雜誌』、第 257 期、2012 年 11 月。
46. 蔡學儀、「兩岸經貿關係（两岸経済貿易関係）」、2012 年 2 月。

47. 鄭竹園、『大陸經濟改革與兩岸關係（中国經濟の改革と両岸関係）』、2000 年。
48. 黎立仁、「台日經濟產業互動之回顧與展望（日台經濟産業交流の回顧と展望）」、『全球政治評論』、第 40 期、2012 年 10 月。
49. 謝銘洋、「智慧財產法院之設置與專利商標行政救濟制度之改進（知的財産法院の設置と特許・商標の行政救済制度の改善）」、『月旦法学雑誌』、第 139 期、2006 年 12 月。
50. 謝銘洋、『智慧財產權法（知的財産権法）』、元照、第 2 版第 1 刷発行、2011 年 9 月。
51. 韓秀麗、「論兩岸經濟合作架構協定中的爭端解決機制問題（両岸経済協力枠組み協定における紛争解決メカニズムの問題を論じる）」、『月旦財經法雑誌』、21 期、2010 年 6 月。
52. 羅昌發、「自由貿易區協定對台灣與大陸、香港關係之意涵（自由貿易協定の台湾与中国・香港との間の関係に対する意義）」、『世界貿易組織の規律と両岸四地経貿法律関係』、商務、初版、2003 年 11 月。

ウェブ情報

1. MoneyDJ 財経知識庫、投審会：1～11 月の日本の対台湾投資件数 438 件、投資金額 4.62 億米ドル、年成長率 40%、2014 年 12 月 30 日、ウェブサイト：
<http://www.moneydj.com/KMDJ/News/NewsViewer.aspx?a=0fd74b3f-3ed3-440c-be8b-7d65f1d110c>（最終アクセス日：2015 年 9 月 25 日）
2. UPOV、ウェブサイト：<http://www.upov.int/upovlex/en/notifications.jsp>. （最終アクセス日：2015 年 9 月 25 日）
3. 人民網、「1981 年 9 月 30 日全國人大關於台灣回歸祖國、實現和平統一的九條方針（1981 年 9 月 30 日全国人民代表大会における台湾の祖国回帰、平和統一実現に関する 9 つの方針）」、ウェブサイト：
<http://www.people.com.cn/BIG5/historic/0930/3214.html>（最終アクセス日：2015 年 9 月 3 日）。
4. 中国農業部植物新品種保護弁公室、ウェブサイト：<http://www.cnpvp.cn/?id=32>（最終アクセス日：2015 年 11 月 20 日）。
5. 中国農業部植物新品種保護弁公室、ウェブサイト：<http://www.cnpvp.cn/?id=32>（最終アクセス日：2015 年 11 月 24 日）。
6. 中央通信社、「陸收緊網管再一發若涉及國安可收網（中国がさらにインターネット規制を強化 国安に関するサイトは閉鎖）」、2015 年 7 月 8 日、ウェブサイト：
<https://tw.news.yahoo.com/%E9%99%B8%E6%94%B6%E7%B7%8A%E7%B6%B2%E7%AE%A1%E5%86%8D-%E7%99%BC-%E8%8B%A5%E6%B6%89%E5%8F%8A%E5%9C%8B%E5%AE%89%E5%8F%AF%E5%B0%81%E7%B6%B2-045043356.html>（最終アクセス日：2015 年 9 月 3 日）。

7. 中時ウェブ新聞、「太陽花牽動兩岸關係影響難估（ひまわり学生運動が動かした両岸関係 影響は計り知れず）」、2014年12月8日、ウェブサイト：
<https://tw.news.yahoo.com/4-%E5%A4%AA%E9%99%BD%E8%8A%B1%E7%89%BD%E5%8B%95%E5%85%A9%E5%B2%B8%E9%97%9C%E4%BF%82-%E5%BD%B1%E9%9F%BF%E9%9B%A3%E4%BC%B0-215031326--finance.html>（最終アクセス日：2015年9月3日）。
8. 中時ウェブ新聞、「台日簽藥事合作協議、經部：有助開拓日本市場（日台藥事協力協定に調印、経済部：日本市場開拓に寄与）」、2013年7月15日、ウェブサイト：
<http://www.chinatimes.com/newspapers/20130715000039-260202>。（最終アクセス日：2015年11月5日）。
9. 中時ウェブ新聞、「搶註 APPLE 商標果農也來沾光（APPLE 商標の先取り登録、果物農家も出願）」、2014年9月22日、ウェブサイト：
<https://tw.news.yahoo.com/%E6%90%B6%E8%A8%BBapple%E5%95%86%E6%A8%99-%E6%9E%9C%E8%BE%B2%E4%B9%9F%E4%BE%86%E6%B2%BE%E5%85%89-215043257.html>（最終アクセス日：2015年9月25日）。
10. 中華人民共和國商務部、中国外資企業投資企業協会の優良ブランド保護委員会。
<http://qbpc.caefi.mofcom.gov.cn/article/b/200705/20070504697459.shtml>（最終アクセス日：2015年9月25日）。
11. 中華經濟研究院「反傾銷議題簡介（アンチダンピング議題の紹介）」、ウェブサイト：<http://web.wtocenter.org.tw/Node.aspx?id=195>。（最終アクセス日：2015年11月24日）。
12. 五大特許庁公式サイト、ウェブサイト：
<http://www.fiveipoffices.org/statistics/statisticsreports.html>（最終アクセス日：2015年12月1日）。
13. 日経中文網、「中國仿冒品在全球的分布情況（中国製模倣品のグローバル拡散状況）」、2015年3月3日、参考ウェブサイト：
<http://cn.nikkei.com/china/cpolicsociety/13327-20150303.html>（最終アクセス日：2015年9月29日）。
14. 日台産業提携推進オフィスの図表、ウェブサイト：
http://www.tjpo.org.tw/cooperation_patterns.php（最終アクセス日：2015年9月12日）。
15. 台北駐日經濟文化代表処、台日産業合作推進弁公室、「台日産業合作搭橋方案概述（日台産業提携架け橋プロジェクトの概要）」、2012年7月30日、ウェブサイト：
http://www.tnst.org.tw/ezcatfiles/cust/img/img/20120730/20120730_cp1.pdf（最終アクセス日：2015年9月25日）
16. 台北駐日經濟文化代表処、台日産業合作推進弁公室、「台日産業合作搭橋方案概述（日台産業提携架け橋プロジェクトの概要）」、2012年7月30日、ウェブサイト：
http://www.tnst.org.tw/ezcatfiles/cust/img/img/20120730/20120730_cp1.pdf（最終アクセス日：2015年9月20日）。

17. 台湾農糧署植物品種検索システム、ウェブサイト：<http://newplant.afa.gov.tw/>（最終アクセス日：2015年11月24日）。
18. 朱浩・黃馨儀、「商業服務業發展研究能量建置計畫商業審議會（商業サービス業發展研究エネルギー構築計画商業審議会）」、経済部、2013年9月12日、ウェブサイト：<http://idac.tier.org.tw/DFiles/20130916092325.pdf>（最終アクセス日：2015年9月25日）
19. 自由時報、「刺客聶隱娘影片載點出現在網路上（『黒衣の刺客』の映画はインターネットにてダウンロード可能）」、2015年9月9日、ウェブサイト：<http://ent.ltn.com.tw/news/breakingnews/1439696>（最終アクセス日：2015年9月25日）。
20. 自由時報、「傳赴中國建12吋晶圓廠台積電：構想階段（中国で12インチウエハ一工場計画、台湾積体電路製造（TSMC）：構想段階）」、2014年12月22日、ウェブサイト：<http://news.ltn.com.tw/news/business/breakingnews/1187018>（最終アクセス日：2015年9月12日）
21. 自立夕刊台日論壇、「中小企業醫藥合作開新頁（中小企業による医薬事業提携新しい局面の展開）」、2015年7月21日、ウェブサイト：http://www.idn.com.tw/news/news_content.php?catid=2&catsid=1&catdid=0&artid=20150721abcd012。（最終アクセス日：2015年11月1日）。
22. 行政院農委会植物品種公告検索システム、ウェブサイト：http://newplant.afa.gov.tw/Pages/OPEN_INFORMATION/Open_Information.aspx（最終アクセス日：2015年11月20日）。
23. 余吉政、「兩岸新局與台日本企業業合作契機（兩岸新局と台日企業協力の契機）」、台北駐日經濟文化代表処経済組、ウェブサイト：www.tnst.org.tw/ezcatfiles/cust/img/img/20110823/20110823ca_01.pdf（最終アクセス日：2015年9月25日）
24. 李紅曦・李国基・連忠勇、「台灣農產品產地標章制度推動現況（台湾農産物の产地標章制度の推進現況）」、『農政と農情』、210期、2008年12月、ウェブサイト：<http://www.coa.gov.tw/view.php?catid=20758>（最終アクセス日：2015年9月25日）。
25. 李淑蓮、「大陸專利代理市場大台灣專利師寧願放棄本土市場？（巨大な中国の特許代理業の市場規模、台湾弁理士が台湾本土市場を放棄？）」、『北米智權報』、118期、http://www.naipo.com/Portals/1/web_tw/Knowledge_Center/Industry_Economy/publish-287.htm。（最終アクセス日：2015年9月22日）。
26. 林建甫・周信佑、「兩岸簽訂ECFA對台灣的影響（两岸ECFA締結による台湾への影響）」、財団法人国家政策研究基金会、2010年7月7日、ウェブサイト：<http://www.npf.org.tw/2/7761>（最終アクセス日：2015年10月15日）。
27. 林春良・黃淑汝、「植物品種權面面觀—我國植物品種權制度及實施現況（植物品種權の様々な面から見た我が国の植物品種権制度及び実施現況）」、『農政と農情』、238期、2012年4月、ウェブサイト：<http://www.coa.gov.tw/view.php?catid=2445488>（最

- 終アクセス日：2015年9月25日)。
28. 林祖嘉、「兩岸簽署 ECFA 必要性及急迫性（兩岸 ECFA の締結の必要性及び急迫性）」、財團法人国家政策研究基金会、2009年3月16日、ウェブサイト：
<http://www.npf.org.tw/3/5589> (最終アクセス日：2015年10月15日)。
29. 法制日報、「設立知識產權法院案件審判質效明顯提升（知的財産裁判所設立後、案件審判の質と効率が明らかに向上）」、2015年9月21日、ウェブサイト：
http://www.gov.cn/2015-09/21/content_2936178.htm (最終アクセス日：2015年10月20日)。
30. 社団法人台湾著作権保護協会（TACP）、ウェブサイト：
<http://tacp.org.tw/applictaion.html> (最終アクセス日：2015年9月25日)。
31. 邱英武、「IPR 簽訂後不可不知的隱藏問題（IPR 調印後の知らねばならない隠された問題）」、『北米智權報』、2010年9月6日、ウェブサイト：
http://www.naipo.com/portals/1/web_tw/Knowledge_Center/Laws/TW-10.htm (最終アクセス日：2015年9月25日)。
32. 邱英武、「PCT 與巴黎公約及 EPC 間之關係（PCT とパリ条約・EPC との間の関係）」、『北米智權報』、87期、2013年7月2日、ウェブサイト：
http://www.naipo.com/Portals/1/web_tw/Knowledge_Center/Patent_Administrator/publish-13.htm (最終アクセス日：2015年10月17日)。
33. 財團法人海峡交流基金会、「これまでの会談一覧」より作成、ウェブサイト：
<http://www.sef.org.tw/lp.asp?ctNode=4306&CtUnit=2541&BaseDSD=21&mp=19> (最終アクセス日：2015年9月10日)
34. 国家林業局、ウェブサイト：<http://www.cnpvp.net/root/icataview.aspx?id=24> を参考。
(最終アクセス日：2015年11月24日)。
35. 国家林業局、ウェブサイト：<http://www.cnpvp.net/root/icataview.aspx?id=24> を参考。
(最終アクセス日：2015年11月20日)。
36. 陳欣怡・温蔭章（中華經濟研究院）、「技術型新創企業之台日合作模式（技術型ベンチャー企業の日台アライアンスモデル）」、経済部ウェブ新聞、第239期、『國際財經評論』、2013年8月14日。ウェブサイト：
<http://www.twbusinessnet.com/epaperArticle.do?id=234848262> (最終アクセス日：2015年9月20日)。
37. 台湾知的財産法院、知的財産民事訴訟事件の審理モデル、2011年1月27日、ウェブサイ
ト：http://ipc.judicial.gov.tw/iipr_internet/index.php?option=com_content&task=section&id=26&Itemid=429 (最終アクセス日：2015年11月17日)。
38. 台湾知的財産法院、知的財産民事訴訟事件の審理モデル（専利権利侵害事件を
例として）フロー図の説明、2011年1月27日、ウェブサイト：
http://ipc.judicial.gov.tw/iipr_internet/index.php?option=com_content&task=section&id=26&Itemid=429&limitstart=1 (最終アクセス日：2015年11月17日)。

39. 曾智超、「從兩岸專利申請趨勢看專利發展合作（両岸における特許出願動向から見た特許の発展と提携）」、財団法人国家政策研究基金会、2013年4月18日、<http://www.npf.org.tw/2/12159>（最終アクセス日：2015年9月22日）。
40. 「最高人民法院關於認可和執行台灣地區仲裁裁決的規定（最高人民法院による台湾地区における仲裁決定に関する承認及び執行規定）」、法釈〔2015〕14号、2015年6月29日公布、2015年7月1日発効、ウェブサイト：
<http://www.chinacourt.org/law/detail/2015/06/id/148297.shtml>（最終アクセス日：2015年9月25日）。
41. 「最高人民法院關於認可和執行台灣地區法院民事判決的規定（最高人民法院による台湾地区における法院の民事判決に関する承認及び執行規定）」、法釈〔2015〕13号、2015年6月29日公布、2015年7月1日発効、ウェブサイト：
<http://www.chinacourt.org/law/detail/2015/06/id/148295.shtml>（最終アクセス日：2015年9月25日）。
42. 華視新聞、「雙龍變四龍假金門高粱削暴（商標を改ざん、金門高粱酒の偽物で暴利）」、ウェブサイト：
<https://tw.news.yahoo.com/%E9%9B%99%E9%BE%8D%E8%AE%8A%E5%9B%9B%E9%BE%8D-%E5%81%87%E9%87%91%E9%96%80%E9%AB%98%E7%B2%B1%E5%89%8A%E6%9A%B4-040000209.html>（最終アクセス日：2015年9月25日）。
43. 馮震宇、「ECFA 簽署兩岸步入 ECFA 時代、兩岸智財的新未來～ECFA 時代引領兩岸智慧財產權保護新契機（ECFA 調印後両岸が ECFA 時代に突入、両岸知財の新未来～ECFA 時代が両岸知的財産権保護に新たな契機をもたらす」、2010年12月13日、ウェブサイト：http://wto.cnfi.org.tw/all-module33.php?id=190&t_type=s（最終アクセス日：2015年9月25日）。
44. 馮震宇、「兩岸智慧權保護合作協議之落實（両岸知的財産権保護協力協定の実施）」、ウェブサイト：
<http://old.npf.org.tw/pdf/%E6%B5%B7%E5%B3%BD%E5%85%A9%E5%B2%B8%E6%99%BA%E6%85%A7%E8%B2%A1%E7%94%A2%E6%AC%8A%E4%BF%9D%E8%A D%B7%E5%90%88%E4%BD%9C%E5%8D%94%E8%AD%B0%E4%B9%8B%E8%90%BD%E5%AF%A6.pdf>（最終アクセス日：2015年9月25日）。
45. 黃明雅・黃淑汝・陳瑞榮・李紅曦・葉瑩、「兩岸農業相關協議成效－海峽兩岸智慧財產權保護合作（両岸農業に関する協定の成果－海峡两岸知的財産権保護協力）」、『農政と農情』、256期、2013年10月、ウェブサイト：
<http://www.hdais.gov.tw/view.php?catid=2448302&print=1>（最終アクセス日：2015年9月25日）。
46. 経済日報、「免疫細胞療法、國內儲存業者搭橋日本（免疫細胞治療法、台湾保存業者による日本との業務提携）」、2013年5月29日、ウェブサイト：
<http://edn.udn.com/article/view.jsp?aid=628199&cid=13#>（最終アクセス日：2015年11月2日）。

47. 経済部、「兩岸投保協議簡介（兩岸投資保障協定の紹介）」、2013年5月、ウェブサイト：
<http://www.dois.moea.gov.tw/asp/%E5%85%A9%E5%B2%B8%E6%8A%95%E4%BF%9D%E5%8D%94%E8%AD%B0%E7%B0%A1%E4%BB%8B.pdf>（最終アクセス日：2015年11月24日）
48. 経済部、「兩岸智慧財產權保護合作交流現況（兩岸知的財產権保護協力交流の現状）」、2011年01月21日、ウェブサイト：
<http://www.ecfa.org.tw>ShowNews.aspx?id=217&year=all&pid=&cid=>（最終アクセス日：2015年10月15日）
49. 経済部、「兩岸經濟合作架構協議（ECFA）構想及推動重點（兩岸經濟協力枠組み協定（ECFA）の構想及び推進重点）」より作成、立法院第7期第3会期経済委員会第8回全体委員会議、2008年4月13日。ECFA公式サイト：<http://www.ecfa.org.tw/>（最終アクセス日：2015年10月15日）。
50. 経済部、「海峡两岸サービス貿易協定条文ガイドライン」、p6、2013年5月。ウェブサイト：<http://www.mac.gov.tw/public/Data/310115244471.pdf>（最終アクセス日：2015年11月24日）。
51. 経済部工業局、「経済部日台産業提携推進チーム」委員会議情況説明、2014年12月29日、ウェブサイト：
http://investtaiwan.nat.gov.tw/news/news_chn_mobile_display.jsp?newsid=3678&MID=8（最終アクセス日：2015年9月12日）
52. 「経済部工業局推動台日合作計畫獲重大成果凌群電腦與東海集團在台合資公司正式成立（経済部工業局により推進された日台合作計画が大きな成果を獲得 凌群グループと日本東海グループが台湾に合弁会社を正式に設立）」（2013年2月22日）、凌群ウェブ新聞、第185期、2013年3月5日。ウェブサイト：
http://www.syscom.com.tw/ePaper_New_Content.aspx?id=49&EPID=185&TableName=sgNews（最終アクセス日：2015年9月20日）。
53. 経済部投資業務処、「ECFA 後日商加強與台灣企業投資合作（ECFA 後に日本企業が台湾企業との投資協力を強化）」、2010年8月23日、ウェブサイト：
<http://www.mac.gov.tw/ct.asp?xItem=87358&ctNode=5630&mp=1>。（最終アクセス日：2015年9月12日）
54. 経済部投資業務処、「投資保障協定内容簡介（投資保障協定内容の紹介）」、ウェブサイト：http://www.dois.moea.gov.tw/asp/relation1_1_1.asp（最終アクセス日：2015年11月24日）。
55. 経済部投資審議委員会の公式サイトの統計データ、2015年6月統計月報、データは補正後の許可案件の件数と金額を含む、ウェブサイト：<http://www.moeaic.gov.tw/>（最終アクセス日：2015年9月14日）。
56. 経済部知的財産局、「五大局受理專利商標申請概況（含圖表）（五大特許庁が受理した特許・商標件数の概況（図表を含む））」、2015年2月9日、ウェブサイト：

<https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=541754&ctNode=7123&mp=1>（最終アクセス日：2015年9月12日）

57. 経済部知的財産局、台日將於5月1日起試行專利審查高速公路（PPH）計畫（日本は5月1日より特許審査ハイウェイ（PPH）プログラムを試行）、2015年4月15日、ウェブサイト：

<https://www.tipo.gov.tw/fp.asp?fpage=cp&xItem=318636&ctNode=7123&mp=1&CaptchaImageValidation=Azo3s>（最終アクセス日：2015年9月12日）。

58. 経済部知的財産局、台日專利審查合作大躍進！「臺日專利程序上生物材料寄存相互合作」計畫104年6月18日開跑（日台特許審査協力大躍進！「日台特許手続き上の微生物の寄託における相互協力」計画が2015年6月18日より実施）、2015年6月18日、ウェブサイト：

<https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=552111&ctNode=7123&mp=1>（最終アクセス日：2015年9月12日）。

59. 経済部知的財産局、台日專利審查高速公路（PPH）試行計畫延長3年，並修正為增強型（PPH MOTTAIAI）（日台特許審査ハイウェイ（PPH）試行プログラムは三年間延長、増強型（PPH MOTTAIAI）に補正）、2015年5月1日、ウェブサイト：<http://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=516993&ctNode=7127&mp=1>（最終アクセス日：2015年9月12日）。

60. 経済部知的財産局、「台灣廠商在大陸智慧財產權保護問題調查與因應研究計畫期末報告（台灣企業の中国における知的財産権保護問題についての調査と対応の研究計画 期末報告）」、ウェブサイト：

<https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=286269&ctNode=6886&mp=1>（最終アクセス日：2015年9月25日）。

61. 経済部知的財産局、「台灣廠商在大陸智慧財產權保護問題調查與因應研究計畫期末報告第九章（台湾企業の中国における知的財産権保護問題についての調査と対応の研究計画 期末報告第9章）」、ウェブサイト：

<https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=286269&ctNode=6886&mp=1>（最終アクセス日：2015年9月25日）。

62. 経済部知的財産局、「台灣廠商在大陸智慧財產權保護問題調查與因應研究計畫期末報告第八章（台湾企業の中国における知的財産権保護問題についての調査と対応の研究計画 期末報告第8章）」、ウェブサイト：

<https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=286269&ctNode=6886&mp=1>（最終アクセス日：2015年9月25日）。

63. 経済部知的財産局、兩岸特許、商標及び著作についてのフォーラム、ウェブサイト：<http://www.tipo.gov.tw/lp.asp?CtNode=7678&CtUnit=3760&BaseDSD=7&mp=1>（最終アクセス日：2015年9月25日）。

64. 経済部知的財産局、「海峽兩岸智慧財產權保護合作協議－執行情形與具體效益（海峡两岸知的財産権保護協力協定－執行状況と具体的な効果）」より作成、2015

年7月、ウェブサイト：

<https://www.moea.gov.tw/mns/htmNotFoundPage.htm?aspxerrorpath=/MNS/subsite/content/wHandMenuFile.ashx>（最終アクセス日：2015年11月24日）。

65. 経済部知的財産局、「第7屆兩岸專利論壇重點整理（第7回兩岸特許フォーラム重点整理）」、国家実験研究室科技政策研究と情報センター、2014年10月23日、ウェブサイト：<http://iknow.stpi.narl.org.tw/post/Read.aspx?PostID=10250>。（最終アクセス日：2015年9月25日）。
66. 経済部知的財産局、「第7屆兩岸專利論壇重點整理（第7回兩岸特許フォーラム重点整理）」、国家実験研究室科技政策研究と情報センター、2014年10月23日、ウェブサイト：<http://iknow.stpi.narl.org.tw/post/Read.aspx?PostID=10250>。（最終アクセス日：2015年11月24日）。
67. 経済部知的財産局、「最近5年主要國家商標申請案件件數統計表（最近5年間の
主要国による台湾への商標登録出願件数）」、2015年1月16日、ウェブサイト：
<https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=331100&ctNode=7061&mp=1>（最終アクセス日：
2015年9月12日）
68. 経済部知的財産局、特許出願審査及び行政救済の手続きフロー図、実用新案登
録出願審査及び行政救済の手続フロー図、意匠登録出願審査及び行政救済の手続フ
ロー図、ウェブサイト：
<https://www.tipo.gov.tw/lp.asp?CtNode=6659&CtUnit=3198&BaseDSD=7&mp=1>（最終ア
クセス日：2015年12月1日）。
69. 経済部知的財産局「五大局受理專利商標申請概況（五大特許庁が受理した特許・
商標出願件数の概況）」、ウェブサイト：
<https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=541754&ctNode=7123&mp=1>（最終ア
クセス日：2015年9月12日）
70. 経済部經貿代表弁公室、『ECFAの紛争解決協定に関する問答集』、2014年3月。
71. 農業新聞、「台灣CAS農產品標章在中國大陸取得註冊優質農產品進一步受保護並
創造新商機（台湾CAS農產品標章が中国で登録済み 良質な農產品保護の一層の
推進や新しいビジネスチャンスの創出へ）」、2011年1月11日、ウェブサイト：
http://www.coa.gov.tw/show_news.php?cat=show_news&serial=coa_diamond_20110111145310（最終ア
クセス日：2015年9月25日）。
72. 農業新聞、「農委會積極撤銷搶註案並輔導產地標章註冊（農業委員会が積極的に
先取り登録商標の取消や産地証明標章の登録出願指導）」、2009年11月1日、ウェ
ブサイト：
http://www.coa.gov.tw/show_news.php?cat=show_news&serial=coa_diamond_20091101141656（最終ア
クセス日：2015年9月25日）。
73. 熊玠、「由美國角度解讀陳水扁的「四不一沒有」兼談美國國務院並未「淡然處之」
(米国の角度から陳水扁の「四不一没有」を解説、米国国務院は「静観」してはな
いことも併せて語る)」、『海峽評論』196期、2007年4月、ウェブサイト：

- <http://www.haixiainfo.com.tw/196-1291.html> (最終アクセス日 : 2015 年 9 月 3 日)。
74. 精實新聞、「生技展拼媒合、日本六大製藥廠來台尋商機 (バイオテク見本市でビジネスマッチング、日本六大製薬会社が台湾でビジネスチャンスの拡大)」、2013 年 7 月 9 日、ウェブサイト：
<http://www.moneydj.com/KMDJ/News/NewsViewer.aspx?a=c4fe0b0e-d310-4311-8904-fd19ae9cbc88#ixzz2YbXlbaXN>。 (最終アクセス日 : 2015 年 11 月 3 日)。
75. 蔡茜堉、「美日韓 TOP 10 專利申請企業的中國專利訴訟 (中) (米日韓特許出願トップ 10 社の中国における特許訴訟 (中))」、財團法人国家実験研究院科技政策研究と情報センター、2015 年 2 月 9 日、ウェブサイト：
<http://iknow.stpi.narl.org.tw/post/Read.aspx?PostID=10699> (最終アクセス日 : 2015 年 10 月 5 日)。
76. 蔡茜堉、「美日韓 TOP 10 專利申請企業的中國專利訴訟 (上) (米日韓特許出願トップ 10 社の中国における特許訴訟 (上))」、財團法人国家実験研究院科技政策研究と情報センター、2015 年 1 月 30 日、ウェブサイト：
<http://iknow.stpi.narl.org.tw/post/Read.aspx?PostID=10651> (最終アクセス日 : 2015 年 11 月 16 日)。
77. 賴文平、「兩岸智慧財產權協議與其他類似協議之比較 (兩岸知的財產權協定とその他の類似する協定との比較)」、『兩岸經貿月刊』、2011 年 11 月號。ウェブサイト：
<http://mag.cnyes.com/Content/20110113/873e37e1a70c4a16a3e6694649ba6cec.shtml> (最終アクセス日 : 2015 年 9 月 25 日)。
78. 賴文平、「兩岸智慧財產權保護合作協議有關執法協處機制成效之探討 (兩岸知的財產權保護協力協定における実施・協力処理に関する成果の検討)」、『台商張老師刊物』、160 期、2012 年 2 月、ウェブサイト：
http://www.chinabiz.org.tw/News/GetJournalShow?pid=162&cat_id=174&gid=8&id=81 (最終アクセス日 : 2015 年 9 月 25 日)。
79. 聯合報ネット新聞、「中國維權律師大逮捕 台灣民團聲援 (中国の人権弁護士逮捕 台湾民間団体からの声援)」、2015 年 7 月 13 日、ウェブサイト：
<http://udn.com/news/story/4/1052997-%E4%B8%AD%E5%9C%8B%E7%B6%AD%E6%AC%8A%E5%BE%8B%E5%B8%AB%E5%A4%A7%E9%80%AE%E6%8D%95-%E5%8F%B0%E7%81%A3%E6%B0%91%E5%9C%98%E8%81%B2%E6%8F%B4> (最終アクセス日 : 2015 年 9 月 3 日)。
80. 謝曇竹、「兩岸專利高速路年内有望搭建 (两岸特許審査ハイウェイ 年内に締結見通し)」、中時ウェブ新聞、2015 年 2 月 10 日、ウェブサイト：
<http://www.chinatimes.com/newspapers/20150210000976-260309> (最終アクセス日 : 2015 年 9 月 21 日)。
81. 蘋果新聞、「馬英九新三不政策不統不獨不武 (馬英九の新三不政策 統一しない、独立しない、武力行使しない)」、2008 年 1 月 16 日、ウェブサイト：
<http://www.appledaily.com.tw/appledaily/article/headline/20080116/30174692> (最終アクセス日 : 2015 年 9 月 21 日)。

セス日：2015年9月3日)。

法令、判決、条約及び政府刊行物

1. 98年（2009年）知的財産案件審理法規座談会第2回会議議事録
2. PCT 施行細則（特許協力条約に基づく実施細則）
3. TRIPS（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）
4. 大陸地区専業人士來台從事專業活動許可辦法各項規定（中国地区的専門家による台湾での専門業務活動從事の許可に関する規則）
5. 中国商標法
6. 中国特許法
7. パリ条約
8. 台湾98年（2009年）台上字2373号民事判決
9. 台湾行政訴訟法
10. 台湾特許法
11. 台湾知的財産法院組織法
12. 台湾知的財産案件審理細則
13. 立法院公報第95巻第33期、立法院第6期第3会期法制委員会第15回全体委員会議議事録
14. 立法院公報第96巻第10期、立法院第6期第4会期法制委員会第15回全体委員会議議事録
15. 行政法院組織法
16. 亞東關係協会と財団法人交流協会による投資の自由化、促進及び保護協力に関する協定
17. 兩岸商標協力処理作業要点
18. 海峡两岸サービス貿易協定
19. 海峡两岸知的財産権保護協力協定
20. 台湾知的財産法院99年（2010年）民專上字第31号民事判決
21. 台湾最高法院100年（2011年）台上字第1804号判決

外国語文献

図書、刊行物及び論文

1. Deborah Z Cass. The constitutional of the World Trade Organization: Legitimacy, Democracy, Community in the International Trading System. UK: Oxford University press, 145-150.(2005)
2. H. Chesbrough, S. Ahern, M. Finn and S. Guerraz, Business Models for Technology in the

- Developing World: The Role of Non-Governmental Organizations, California Management Review 48, no. 3, 48-61 (2006).
3. Alan. Durham, Patent Law Essential: A Concise Guide, 153-154(4th ed. 2013)
 4. Shingo Ito, The Surge of Japanese Investment in China Utilizing Taiwanese Managerial Resources: a viable business model, Tokyo: Mizuho Research Institute Ltd, 1-4(2005)
 5. Marcus Matthisas Keupp, Angela Beckenbauer and Oliver Gassmann, How managers protect intellectual property rights in China using de facto strategies, R&D Management, volume 39 ,issue 2 ,211-244, (2009).
 6. D. Somaya, D. Teece and S. Wakeman, Innovation in Multi-Invention Contexts: Mapping Solutions to Technological and Intellectual Property Complexity, California Management Review 53, no. 4, 47-79 (2011)
 7. Michael Trebilcock, Robert Howse & Antonia Eliason, The regulation International Trade 4th ed 376-377 (2012)
 8. Esther van Zimmeren, Burgeoning Specialized IP Courts: Lessons from the US and Japan, Hokkaido University.(August 12, 2013).

ウェブ情報

1. A. Schotter and M. Teagarden, Protecting Intellectual Property in China, MIT Sloan Management review, (June 17, 2014), available at:
<http://sloanreview.mit.edu/article/protecting-intellectual-property-in-china/> (last visited: 2015/11/15)
2. J. Ihrcke and K. Becker, Study on the Future Opportunities and Challenges of EU-China Trade and Investment Relations, EU-China Trade and Investment Relations - Study 1 of 12: Machinery, 31-32, available at:
http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2007/february/tradoc_133301.pdf (last visited: 2015/11/15)
3. J. Parker, Indigenous Innovation Remains Key Feature of New Development Policies, The U.S. China Business Council, (Nov. 12, 2013), available at: <https://www.uschina.org> (last visited: 2015/11/15)
4. R. Ong, Tackling Intellectual Property Infringement in China, China Business Review 36, no. 2, 17-21 (2009). available at:
<http://www.chinabusinessreview.com/tackling-intellectual-property-infringement-in-china/> (last visited: 2015/11/15)
5. WIPO, Telecoms Firms Lead WIPO international Patent Filings, (March, 2015) available at:
http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2015/article_0004.html (最終アクセス日 : 2015年10月2日)。
6. 日本特許庁、「2014年度模倣被害調査報告書 調査分析結果の概要」、2015年3月、

ウェブサイト：<http://www.meti.go.jp/press/2014/03/20150311002/20150311002a.pdf>（最終アクセス日：2015年10月5日）。

7.日本特許庁、「特許庁ステータスレポート2015（JPO STATUS REPORT 2015）」、2015年4月7日、ウェブサイト：

http://www.jpo.go.jp/english/reference_room/statusreport/pdf/status2015/05.pdf（最終アクセス日：2015年10月2日）。

8.日本財務省、「税関の知財侵害物品差止件数が過去最多（平成26年の税関における知的財産侵害物品の差止状況）」、2015年3月4日、ウェブサイト：

http://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/safe_society/chiteki/cy2014/20150304b.htm（最終アクセス日：2015年10月3日）。

法令、判決、条約及び政府刊行物

1. Advanced Display Sys., Inc. v. Kent State University, 212 F.3d 1281, 1285(Fed. Cir. 2000)

2. Busse/Keukenschrijver, a.a.O.(Fn.1), §4 Rdnr. 21.

3. GeoM. Martin Co v. Alliances Machine Sys. Inc'l LLC, 618 F.3d 1294, 1305(Fed. Cir. 2010)

4. In re Peterson, 315 F.3d 1325, 1330-1331(Fed. Cir. 2003)

5. Merck & Co. v. Teva Pharms, USA, Inc., 395 F.3d 1364, (Fed.Cir. 2005)

6. Ortho-McNeil Pharmaceutical, Inc. v. Mylan Labs., Inc., 520 F.3d 1358, 1356(Fed.Cir.2008)

7. Perfect Web Technologies, Inc. v. InfoUSA, Inc., 587 F.3d 1324, 1332(Fed. Cir. 2009)

8. Rolls-Royce, PLC v. United Technologies Corp., 603 F.3d 1325, 1339-40(Fed. Cir. 2010)